札幌市
子ども未来局
事業概要

令和５年度

札幌市子ども未来局

目次

Ⅰ　子ども未来局機構図 …… 1
Ⅱ　職員構成 …… 3
Ⅲ　事務分掌 …… 5
Ⅳ　令和４年度予算概要 …… 12
Ⅴ　第４次さっぽろ子ども未来プラン …… 21
Ⅵ－１　事業及び施策の概要　～子ども育成部～ …… 22
　１　育児休業等取得助成金事業 …… 22
　　(1) 育児休業等助成金 …… 22
　　(2) 実績 …… 22
　　(3) 企業の認証（参考） …… 22
　２　困難を抱える若年女性支援事業 …… 23
　　(1) 事業概要 …… 23
　　　①　アウトリーチ支援 …… 23
　　　②　居場所の確保 …… 23
　　　③　自立支援 …… 23
　　　④　関係機関連携会議 …… 23
　　(2) 支援対象者 …… 23
　　(3) 実施体制 …… 23
　　(4) 実施状況 …… 24
　　　①　アウトリーチ支援 …… 24
　　　②　居場所の確保 …… 24
　　　③　自立支援 …… 24
　３　若者出会い創出事業 …… 24
　４　児童会館及びミニ児童会館事業 …… 25
　　(1) 実施事業の内容 …… 25
　　　①　開館日・開館時間 …… 25
　　　②　各種集い …… 25
　　　③　クラブ活動 …… 25
　　　④　野外活動 …… 26
　　　⑤　自主活動 …… 26
　　　⑥　学習支援活動 …… 26
　　　⑦　子ども運営委員会 …… 26
　　　⑧　合同行事 …… 26
　　　⑨　子育て支援事業 …… 26
　　　⑩　中・高校生の利用促進 …… 26
　　(2) 児童会館建設状況 …… 27
　　(3) ミニ児童会館整備状況 …… 28
　　(4) 児童会館利用状況 …… 29
　　(5) ミニ児童会館利用状況 …… 29
　　(6) 児童会館館別利用状況 …… 29

(7) ミニ児童会館館別利用状況 …… 31
5　放課後児童健全育成事業 …… 32
(1) 児童クラブ …… 32
①　対象 …… 32
②　運営方法 …… 32
③　開設場所 …… 33
④　事業内容 …… 33
(2) 民間児童育成会 …… 33
①　対象（登録児童） …… 33
②　実施方法 …… 33
③　助成箇所数 …… 33
④　助成要件 …… 33
⑤　保護者会費 …… 34
(3) 届出のあった民間児童健全育成事業所（届出事業所） …… 34
(4) 開設状況 …… 34
①　開設箇所数・児童数 …… 34
②　障がいのある児童の受入箇所数・児童数 …… 34
③　民間児童育成会助成箇所数内訳 …… 34
6　放課後子ども教室事業 …… 35
(1) 実施場所等 …… 35
(2) 実施方法 …… 35
7　少年の健全育成事業 …… 36
(1) 少年団体・育成団体 …… 36
①　少年団体 …… 36
②　青少年育成委員会 …… 36
③　公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 …… 37
(2) 少年少女国際交流事業 …… 38
①　シンガポール少年少女交流事業 …… 38
②　姉妹都市少年少女交流事業 …… 38
(3) 心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動 …… 38
①　地域における子どもを見守る取組の推進 …… 39
②　各種研修会の実施等 …… 39
(4) 少年育成指導員による指導・相談 …… 39
(5) 子どもの権利の推進 …… 40
①　子どもの権利の普及啓発 …… 40
②　第３次札幌市子どもの権利に関する推進計画 …… 41
③　札幌市子どもの権利委員会 …… 41
(6) 子どもの学びの環境づくり …… 42
①　フリースクール等民間施設事業費補助事業 …… 42
②　新型コロナウイルス感染症対策事業費臨時補助事業 …… 42

(7) その他少年健全育成事業 …… 43
① 優良青少年及び青少年育成者表彰 …… 43
② こどものまち「ミニさっぽろ」 …… 43
③ プレーパーク推進事業 …… 43
④ 「子どもの体験活動の場」事業 …… 43
⑤ ジュニアリーダー養成研修 …… 44
(8) 少年関連施設 …… 45
① こども人形劇場「こぐま座」 …… 45
② こどもの劇場「やまびこ座」 …… 46
8 若者支援事業 …… 49
(1) 若者支援施設 …… 49
(2) 事業内容 …… 49
① 若者の自立支援事業 …… 49
② 若者同士の交流促進事業 …… 51
③ 若者の社会参加促進事業 …… 51
(3) さっぽろ子ども・若者支援地域協議会 …… 51
(4) ひきこもり対策推進事業（参考） …… 51
9 私学助成（小学校、中学校及び高等学校） …… 52
(1) 私立学校教育振興補助金 …… 52
10 子どもの貧困対策 …… 52
(1) 札幌市子どもの貧困対策計画 …… 52
(2) 子どものくらし支援コーディネート事業 …… 52
① 事業概要 …… 52
② 支援対象者 …… 52
③ 子どもコーディネーターの配置状況等 …… 52
11 子どもの居場所づくり支援事業 …… 53
(1) 札幌市子ども食堂活動支援補助金 …… 53
(2) 札幌市子どもの見守り強化事業補助金 …… 53
(3) 講座等開催 …… 53
12 ヤングケアラー支援推進事業 …… 54
(1) （仮称）ヤングケアラー交流サロン …… 54
(2) 研修等の開催 …… 54
Ⅵ－２ 事業及び施策の概要 ～子育て支援部～ …… 55
1 児童福祉事業（子ども・子育て支援新制度関係を除く） …… 55
(1) 母子生活支援施設等 …… 55
① 母子生活支援施設 …… 55
② 助産施設 …… 55
(2) 各種手当・給付事業 …… 55
① 児童手当 …… 55
② 児童扶養手当 …… 55

③　札幌市災害遺児手当及び入学等支度資金 …… 56
④　札幌市特別奨学金 …… 57
(3) ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）・寡婦福祉事業 …… 57
①　母子・婦人相談員 …… 57
②　母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 …… 58
③　ひとり親家庭支援センターの運営 …… 58
④　ひとり親家庭等日常生活支援事業 …… 59
⑤　ひとり親家庭等自立支援給付事業 …… 59
⑥　ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 …… 60
⑦　母子緊急一時保護事業 …… 60
⑧　ひとり親家庭等養育費確保支援事業 …… 61
2　子ども・子育て支援新制度関係事業 …… 62
(1) 公立施設 …… 62
①　区保育・子育て支援センター …… 62
②　こそだてインフォメーション（地域子育て支援事業） …… 64
③　区保育・子育て支援センター等整備 …… 66
④　公立保育所 …… 67
(2) 私立特定教育・保育施設 …… 67
①　私立保育所 …… 67
②　私立幼稚園 …… 67
③　認定こども園 …… 67
④　教育・保育給付認定区分 …… 67
⑤　施設型給付費（保育所委託費）の負担及び保育料 …… 67
(3) 特定地域型保育事業（家庭的保育事業等） …… 70
①　家庭的保育事業 …… 70
②　小規模保育事業（Ａ型、Ｂ型、Ｃ型） …… 70
③　事業所内保育事業 …… 70
④　地域型保育事業の負担及び保育料 …… 70
(4) 各施設等の状況 …… 71
①　各施設等の状況 …… 71
②　市内認可保育施設等の入所状況 …… 74
(5) 施設等への補助・助成等 …… 75
①　私立認可保育所等に対する各種助成 …… 75
②　私学助成（幼稚園、幼保連携型認定こども園） …… 77
③　私立幼稚園施設等利用給付事業 …… 77
④　保育士確保施策 …… 78
(6) 地域子ども・子育て支援事業 …… 79
①　利用者支援事業 …… 79
②　子育てサロン事業 …… 80
③　子育て情報提供強化事業 …… 81

④　時間外（延長）保育事業 …… 81
⑤　一時保育事業（幼稚園型を含む） …… 82
⑥　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） …… 83
⑦　病後児デイサービス事業 …… 85
⑧　実費徴収に係る補足給付事業 …… 86
⑨　認可外保育施設等利用給付事業 …… 86
3　その他の事業 …… 87
(1) 休日保育事業 …… 87
(2) 夜間保育事業 …… 87
(3) 障がい児保育事業 …… 88
(4) 食物アレルギー児保育事業 …… 88
(5) 認可外保育施設への指導 …… 89
(6) 絵本基金「子ども未来文庫」事業 …… 89
(7) さっぽろ親子絵本ふれあい事業 …… 89
(8) 父親による子育て推進費 …… 89
(9) さっぽろ子育てガイド …… 90
(10) さっぽろ市民子育て支援宣言 …… 90
(11) 札幌市子育て支援推進ネットワーク協議会 …… 90
Ⅵ－３　事業及び施策の概要　～児童相談所～ …… 91
1　相談業務 …… 91
(1) 相談種別と内容 …… 91
(2) 相談の流れと関係機関 …… 92
(3) 受理件数及び措置件数 …… 93
(4) 児童虐待 …… 94
①　認定状況 …… 94
②　児童虐待の通告受付状況 …… 95
③　児童虐待の相談・対応体制の強化 …… 95
④　児童虐待関係予防・防止機関等との連携強化 …… 96
⑤　児童虐待防止、早期発見・早期対応に向けた啓発活動の強化 …… 97
(5) 家族支援事業 …… 97
(6) メンタルフレンド事業 …… 98
(7) 里親・里子の状況 …… 98
①　里親制度の意義 …… 98
②　里親・里子の現状 …… 98
③　里親制度の拡充 …… 99
(8) 児童家庭支援センター …… 100
2　判定業務 …… 103
(1) 診断及び検査の状況（判定数及び相談種別の判定状況） …… 103
(2) 通所指導・心理療法の状況 …… 105
3　一時保護業務 …… 107

4　家庭児童相談室 …… 108
5　療育指導業務 …… 110
(1) 先天性障がい児早期療育事業（こやぎの広場） …… 110
①　登録状況（令和４年度） …… 110
②　主たる疾患 …… 110
(2) 発達に心配のある子どもの療育支援事業（さっぽ・こども広場） …… 110
①　保健センターなどにおける療育支援事業 …… 110
②　児童会館などにおける療育支援事業 …… 110
③　さっぽ・こども広場での発達検査所見 …… 110
6　児童福祉対策事業 …… 111
(1) 乳児院 …… 111
(2) 児童養護施設 …… 111
(3) 地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア …… 111
(4) 児童心理治療施設 …… 111
(5) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業） …… 111
(6) 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業） …… 111
(7) 母子生活支援施設 …… 112
(8) 助産施設 …… 112
(9) 児童厚生施設 …… 112
Ⅵ－４　事業及び施策の概要　～子どもの権利救済事務局～ …… 113
1　子どもの権利救済機関の制度 …… 113
(1) 制度の趣旨 …… 113
(2) 運営体制 …… 113
(3) 相談・救済の流れ …… 114
2　相談・救済の申立て …… 115
(1) 相談活動 …… 115
(2) 調整活動 …… 115
(3) 救済の申立て …… 115
3　広報・啓発 …… 116
4　関係機関との連携 …… 116
Ⅶ　施設一覧 …… 117
1　認可保育所 …… 117
2　幼稚園 …… 123
3　幼保連携型認定こども園 …… 125
4　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 …… 129
5　小規模保育事業Ａ型 …… 131
6　家庭的保育事業 …… 137
7　事業所内保育事業 …… 137
8　児童会館 …… 139
9　ミニ児童会館 …… 144

10　放課後子ども教室事業 ······ 145
11　児童遊園 ······ 146
12　こども劇場 ······ 146
13　助産施設 ······ 146
14　母子生活支援施設 ······ 146
15　母子・父子福祉施設 ······ 146
16　乳児院 ······ 146
17　児童養護施設 ······ 147
18　分園型小規模グループケア ······ 147
19　地域小規模児童養護施設 ······ 147
20　児童心理治療施設 ······ 147
21　児童家庭支援センター ······ 148
22　ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業） ······ 148
23　自立援助ホーム（児童自立生活援助事業） ······ 148
24　若者支援施設 ······ 149

Ⅰ　子ども未来局機構図

（令和５年７月１日現在）

- 子ども未来局
  - 子ども育成部長
    - 子ども企画課長
      - 庶務係長
      - 施設保全担当係長
      - 企画係長
      - 放課後児童担当課長
        - 放課後児童係長
        - 整備事業推進担当係長
    - 子どもの権利推進課長
      - 子ども活動係長
      - 子どもの権利推進担当係長
      - 子どものくらし・若者支援担当課長
        - 育成・支援担当係長
        - 子どものくらし支援担当係長
  - 子育て支援部長
    - 子育て支援課長
      - 事務係長
      - 医療的ケア児保育推進担当係長
      - 主査（調整）
      - 子育て家庭係長
      - 手当給付係長
      - 調整担当係長
      - 子育て支援推進担当課長
        - 子育て支援企画係長
        - 子育て支援推進担当係長
      - 指導担当課長
        - 指導担当係長
        - 指導担当係長
        - 指導担当係長
        - 指導担当係長
        - 指導担当係長
        - 栄養指導担当係長
      - 幼保連携担当課長
    - 中央区保育・子育て支援センター所長
      - 保育係長
      - 子育て支援係長
    - 北区保育・子育て支援センター所長
      - 保育係長
      - 子育て支援係長
      - 新琴似保育園長
    - 東区保育・子育て支援センター所長
      - 保育係長
      - 子育て支援係長
      - みかほ保育園長
    - 白石区保育・子育て支援センター所長
      - 保育係長
      - 子育て支援係長
      - 青葉保育園長
      - 菊水乳児保育園長
    - 厚別区保育・子育て支援センター所長
      - 保育係長
      - 子育て支援係長
      - 東札幌保育園長
      - 東白石保育園長
    - 豊平区保育・子育て支援センター所長
      - 保育係長
      - 子育て支援係長
      - 美園保育園長
    - 認定こども園にじいろ園長（幼保連携担当課長兼務）
      - 保育教育係長
      - 子育て支援係長
    - 南区保育・子育て支援センター所長（中央区保育・子育て支援センター所長兼務）
      - 子育て支援係長
    - 西区保育・子育て支援センター所長
      - 保育係長
      - 子育て支援係長
      - 山の手保育園長
    - 手稲区保育・子育て支援センター所長
      - 保育係長
      - 子育て支援係長
      - 新川保育園長
    - 支援制度担当部長
      - 保育推進課長
        - 保育企画係長
        - 施設整備担当係長
        - 保育料係長
      - 施設運営課長
        - 運営係長
        - 運営調整担当係長
        - 給付係長

- 児童相談所長
  - 地域連携課長
    - 管理係長
    - 運営指導担当係長
    - 地域連携担当係長
    - 企画担当係長
    - 第二児童相談所担当係長
    - 調査担当係長(8)
    - 第二児童相談所担当課長
    - 中央区地域連携担当課長（中央区健康・子ども課長兼務）
    - 北区地域連携担当課長（北区健康・子ども課長兼務）
    - 東区地域連携担当課長（東区健康・子ども課長兼務）
    - 白石区地域連携担当課長（白石区健康・子ども課長兼務）
    - 厚別区地域連携担当課長（厚別区健康・子ども課長兼務）
    - 豊平区地域連携担当課長（豊平区健康・子ども課長兼務）
    - 清田区地域連携担当課長（清田区健康・子ども課長兼務）
    - 南区地域連携担当課長（南区健康・子ども課長兼務）
    - 西区地域連携担当課長（西区健康・子ども課長兼務）
    - 手稲区地域連携担当課長（手稲区健康・子ども課長兼務）
    - 緊急対応担当課長
  - 家庭支援課長
    - 地域支援係長
    - 里親担当係長
    - 療育指導係長
    - 一時保護担当課長
      - 一時保護一係長
      - 主査（一時保護）
      - 一時保護二係長
      - 一時保護三係長
  - 相談判定一課長
    - 相談一係長
    - 相談二係長
    - 相談三係長
    - 相談四係長
    - 判定係長
    - 判定担当係長
  - 相談判定二課長
    - 相談一係長
    - 相談二係長
    - 相談三係長
    - 判定係長
    - 判定担当係長
  - 法務担当課長
  - 緊急対応担当部長
  - 医事担当部長
  - 医務担当部長（子ども発達支援総合センター所長兼務）
  - 医務担当部長（子ども発達支援総合センター児童心療担当部長兼務）
  - 医務担当部長（子ども発達支援総合センター診療担当部長兼務）
- 子どもの権利救済事務局長（子ども育成部長兼務）
  - 次長（子ども育成部子どもの権利推進課長兼務）
    - 調整担当係長

Ⅱ　職員構成

（令和５年７月１日現在）

局	部	課	係	事務職員	技術職員	業務職員	技能職員	計
子ども未来局	子ども育成部	子ども企画課	庶務係	(※1) 8				8
			施設保全担当		1			1
			企画係	3				3
			放課後児童係	(※3) 8				8
			整備事業推進担当	1				1
		子ども企画課計		20	1			21
		子どもの権利推進課	子ども活動係	(※3) 6				6
			子どもの権利推進担当	2				2
			育成・支援担当	(※3) 4				4
			子どものくらし支援担当	2				2
		子どもの権利推進課計		14				14
	子ども育成部計			34	1	0	0	35
	子育て支援部	子育て支援課	事務係	(※2) 7				7
			医療的ケア児保育推進担当		1			1
			子育て家庭係	5				5
			調整担当	2				2
			手当給付係	9				9
			子育て支援企画係	(※3) 4	4			8
			子育て支援推進担当		1			1
			指導担当		(※3) 10			10
			栄養指導担当		5			5
			子育て支援課主査	1				1
		子育て支援課計		28	21			49
		中央区保育・子育て支援センター			(※3) 33	1		34
		北区保育・子育て支援センター			(※3) 42	2		44
		東区保育・子育て支援センター			(※3) 45	1		46
		白石区保育・子育て支援センター			(※3) 51	3		54
		厚別区保育・子育て支援センター			(※3) 52	2		54
		豊平区保育・子育て支援センター			(※3) 55	1		56
		認定こども園にじいろ			(※3) 29	1		30
		南区保育・子育て支援センター			8			8
		西区保育・子育て支援センター			(※3) 57	2		59
		手稲区保育・子育て支援センター			(※3) 52	2		54
		保育推進課	保育企画係	(※2) 6				6
			施設整備担当	4				4
			保育料係	6				6
		保育推進課計		16				16
		施設運営課	運営係	(※3) 10				10
			運営調整担当	1				1
			給付係	7				7
		施設運営課計		18				18
	子育て支援部計			62	445	15	0	522

局	部	課	係	事務職員	技術職員	業務職員	技能職員	計
子ども未来局	児童相談所	地域連携課	管理係	(※2) 7	(※4) 3		1	11
			運営指導担当	1				1
			地域連携担当	1				1
			企画担当	1				1
			第二児童相談所担当	(※3) 2				2
			調査担当	(※2) 23	2			25
		地域連携課計		35	5	0	1	41
		家庭支援課	地域支援係	(※3) 16				16
			里親担当	1				1
			療育指導係		11			11
			一時保護一係	7	3			10
			一時保護二係	4	7			11
			一時保護三係	5	5			10
		家庭支援課計		33	26			59
		相談判定一課	相談一係	(※3) 9				9
			相談二係	8				8
			相談三係	6				6
			相談四係	8				8
			判定係	11	1			12
			判定担当	1				1
		相談判定一課計		43	1			44
		相談判定二課	相談一係	(※3) 8				8
			相談二係	7				7
			相談三係	7				7
			判定係	8	1			9
			判定担当	1				1
		相談判定二課計		31	1			32
		法務担当課		1				1
	児童相談所計			143	33	0	1	177
	子どもの権利救済事務局（調整担当）			2	0			2
子ども未来局計				241	479	15	1	736

注：人数は現員であるため、休職中、派遣及び兼務の人数は含まれない。

※1　局部課長職を含む。

※2　部課長職を含む。

※3　課長職を含む。

※4　部長職を含む。

Ⅲ　事務分掌

（令和５年７月１日現在）

1　子ども育成部

子ども育成部

子ども企画課

庶務係

(1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整
(2) 局長の秘書
(3) 公印の管理
(4) 部内及び子どもの権利救済事務局の経理
(5) 寄附金品の受理
(6) 局の広報に係る総括調整
(7) 児童相談所事務指導監査に関すること。
(8) 局内他部課係等の主管に属しないこと。

施設保全担当係長

(1) 局所管施設の保全・修繕等に関すること（シックハウス・耐震対策等含む。）。
(2) 局所管施設の整備に関すること。
(3) 児童会館の新築・改築・修繕（保全）計画に関すること（整備計画を含む。）。

企画係

(1) 子どもに関する施策の調査、企画及び総括調整
(2) 第４次さっぽろ子ども未来プランに関すること。
(3) 札幌市子ども・子育て会議に関すること。
(4) 札幌市子どもの権利総合推進本部に関すること。
(5) ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度に係る助成金に関すること。

子ども企画課放課後児童担当課長

放課後児童係所管事務の総括調整に関すること。

放課後児童係

(1) 放課後児童健全育成事業に関すること。
(2) 児童会館・ミニ児童会館に関すること（児童会館・ミニ児童会館の整備に関することを除く。）。
(3) 児童クラブに関すること。
(4) 放課後子ども教室事業に関すること。
(5) 児童クラブ利用料の徴収に関すること。
(6) 民間児童育成会に関すること。
(7) 放課後児童健全育成事業の利用統計に関すること。
(8) 児童遊園に関すること。

整備事業推進担当係長

(1) 児童会館・ミニ児童会館の整備に関すること。
(2) 児童会館・ミニ児童会館の環境改善に関すること
(3) 学校統合に関すること

子どもの権利推進課

子ども活動係

(1) 子どもの健全育成に係る調査研究、事業の企画及び総括調整
(2) 少年団体の育成及び連絡調整に関すること。
(3) ジュニアリーダーの養成に関すること。
(4) （公社）札幌市子ども会育成連合会の支援に関すること。
(5) 少年少女国際交流事業に関すること。
(6) 青少年キャンプ場に関すること。
(7) こども劇場に関すること。
(8) プレーパークに関すること。
(9) 子ども議会に関すること。
(10) 「子どもの体験活動の場」に関すること。
(11) （公財）さっぽろ青少年女性活動協会に関すること。
(12) ミニさっぽろに関すること
(13) 課内他係の主管に属さないこと。

子どもの権利推進担当係長

(1) 子どもの権利の推進に関すること。
(2) 子どもの権利の啓発に関すること。
(3) 子どもの権利委員会に関すること。
(4) 子どもの権利に関する推進計画の進捗管理に関すること。
(5) いじめ防止対策推進法に定める重大事態に係る再調査に関すること。

子どもの権利推進課子どものくらし・若者支援支援担当課長

育成・支援担当係長及び子どものくらし支援担当係長所管事務の総括調整に関すること。

育成・支援担当係長

(1) 若者支援事業に関すること（若者支援施設の運営を含む。）。
(2) フリースクールなど民間施設の支援に関すること。
(3) 私学助成（幼稚園を除く。）に関すること。
(4) 少年育成指導員に関すること。
(5) 青少年育成委員会に関すること。
(6) 札幌市青少年育成大会（札幌市優良青少年及び青少年育成者表彰を含む。）に関すること。
(7) 中学校区青少年健全育成推進会に関すること。
(8) 北海道青少年健全育成条例に関すること。
(9) 北海道青少年育成協会との調整に関すること。
(10)ヤングケアラーへの支援に関すること

子どものくらし支援担当係長

(1) 子どもの貧困対策の推進に関すること。
(2) 子どもの居場所づくりの促進に関すること。

2　子育て支援部

子育て支援部

子育て支援課

事務係

主査〔調整〕

(1) 部の庶務・予算に関すること。
(2) 部の人事・労務管理に関すること。
(3) 部の経理に関すること。
(4) 部の会計年度任用職員及び非常勤職員の任用事務に関すること。

(5) 市立保育所等の維持管理、施設運営、物品購入等に関すること（他係所管に係るものを除く。）。
(6) 市立保育所入所児童に係る災害給付金等に関すること。
(7) 部所管の公有財産の管理に関すること。
(8) 部内の公務災害に関すること。
(9) 衛生委員会に関すること。
(10) 部内他課係等の主管に属しないこと。

医療的ケア児保育推進担当係長

医療的ケア児保育に関すること。

子育て家庭係

(1) 札幌市ひとり親家庭等自立促進計画に関すること。
(2) 母子・父子福祉団体との連絡調整に関すること。
(3) ひとり親家庭支援センターに関すること。
(4) ひとり親家庭等日常生活支援事業に関すること。
(5) ひとり親家庭学習支援ボランティア事業に関すること。
(6) ひとり親家庭スマイル応援事業に関すること。
(7) ひとり親家庭等自立支援給付事業に関すること。
(8) 母子父子寡婦福祉資金に係る事務の総括調整及び母子父子寡婦福祉資金貸付会計の経理に関すること。
(9) 母子・婦人相談員の総括調整に関すること。
(10) 母子及び父子並びに寡婦福祉関係事務（前９号に掲げるものを除く。）の総括調整に関すること。
(11) 児童福祉施設（母子生活支援施設に限る。次号から第 19 号までにおいて同じ。）の運営指導（施設運営）に関すること。
(12) 児童福祉施設の事務費等保護単価の設定及び運営費の支弁に関すること。
(13) 児童福祉施設に対する各種補助金の交付に関すること。
(14) 児童福祉施設の設置認可並びに廃止及び休止の承認に関すること。
(15) 児童福祉施設施設入所者徴収金の改定及び収納対策に関すること。
(16) 区保健福祉部に対する事務指導監査(母子及び父子並びに寡婦福祉法関係及び児童福祉施設関係事務等)に関すること。
(17) 区保健福祉部職員等に対する研修(母子及び父子並びに寡婦福祉法関係及び児童福祉施設関係事務等)に関すること。
(18) 児童福祉施設関係事務（前８号に掲げるものを除く。）の総括調整に関すること。
(19) しらぎく荘に関すること。
(20) 養育費確保支援に関すること。
(21) ひとり親家庭サポート推進事業に関すること。

手当給付係

(1) 児童扶養手当の認定及び支給に関すること。
(2) 児童手当支給事務に係る総括調整に関すること。
(3) 災害遺児手当及び災害遺児入学等支度資金支給事務に係る総括調整に関すること。

調整担当係長

(1) 区保育・子育て支援センターの整備計画に関すること。
(2) 市立保育所の再編に関すること。
(3) 母子生活支援施設の整備に関すること。

手当給付係
(1) 児童扶養手当の認定及び支給に関すること。
(2) 児童手当支給事務に係る総括調整に関すること。
(3) 災害遺児手当及び災害遺児入学等支度資金支給事務に係る総括調整に関すること。
調整担当係長
(1) 区保育・子育て支援センターの整備計画に関すること。
(2) 市立保育所の再編に関すること。
(3) 母子生活支援施設の整備に関すること。

子育て支援課子育て支援推進担当課長

(1) 子育て支援企画係及び子育て支援推進担当係長所管事務の総括調整に関すること。

子育て支援企画係

(1) 地域子育て支援事業に係る事務の総括調整に関すること（子育て支援推進担当係長の所管に係るものを除く。）。
(2) 札幌市子育て支援事業統計に関すること
(3) 子育て支援推進ネットワーク協議会運営の総括に関すること
(4) 子ども・子育て支援法に定める子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の総括調整に関すること。
(5) 区保育・子育て支援センター子育て支援係並びに区健康・子ども課子育て支援担当係に関する維持管理及び物品購入等に関すること（事務係所管のものを除く。）。
(6) 子育て情報サイト及びアプリ、その他子育て支援事業の普及・啓発に関すること。
(7) 子育てガイドの作成・発行に関すること
(8) 特別奨学金事務の総括調整に関すること。
(9) 助産施設に関すること。
(10) 絵本基金「子ども未来文庫」事業に関すること。
(11) さっぽろ親子絵本ふれあい事業の調整に関すること。
(12) 子育て世帯の家事支援事業に関すること。

子育て支援推進担当係長

(1) さっぽろ市民子育て支援宣言の推進に関すること。
(2) 子ども・子育て支援法に定める利用者支援事業の総括調整に関すること。
(3) 子ども・子育て支援法に定める地域子育て支援拠点事業（地域主体の子育てサロン、まちなかキッズサロン“おおどりんこ”など子育てサロン全般含む）に関する総括調整に関すること。
(4) 父親による子育て推進事業に関すること。
(5) 日曜ファミリー子育て広場（サンデーサロン）事業に関すること。
(6) 次世代育成支援事業に関すること。
(7) 各種研修の企画・実施（子育て支援担当職員、子育てアドバイザー、地域子育て支援拠点従事者など）に関すること。
(8) 各種子育てボランティアの育成や活動、受入の調整に関すること。
(9) 伴走型支援に関すること。

子育て支援課指導担当課長

(1) 指導担当係長及び栄養指導担当係長所管事務の総括調整に関すること。

(2) 市立保育所及び市立認定こども園（教育委員会所管に係るものを除く。）職員の人事、労務管理に係る総括調整に関すること。

指導担当係長(5)

(1) 認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び地域型保育事業を実施する施設、母子生活支援施設の運営指導（児童処遇）に関すること。
(2) 認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び地域型保育事業を実施する施設に入所する児童の児童処遇等に係る苦情・相談に関すること。
(3) 認可保育所、認定こども園、及び地域型保育事業を実施する施設において保育又は教育に従事する者への研修の実施に関すること。
(4) 認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園並びに地域型保育事業及び認可外保育を実施する施設で発生した事故の報告に関すること。
(5) 地域型保育事業を実施する施設の巡回指導に関すること。
(6) 市立保育所及び市立認定こども園の保育士等の研修に関すること。
(7) 市立保育所及び市立認定こども園の実習生及び職業体験受入の調整に関すること。
(8) 市立保育所及び市立認定こども園の会議等に関すること。
(9) 保育所・幼稚園・小学校の連携に関すること。
(10) 障がい児保育認定及び認定審査会の計画・実施に関すること。
(11) 障がい児保育巡回指導及び障がい児保育巡回指導専門員の選任及び委嘱に関すること。
(12) 障がい児保育研修会に関すること。
(13) 医療的ケア児保育事業に関すること。
(14) 認可外保育施設に対する保育内容の指導及び実態調査・相談・報告等に関すること。
(15) 認可外保育施設に従事する者への研修の実施に関すること。
(16) 認可外保育施設の施設対応、児童処遇、職員処遇に係る苦情・相談に関すること。
(17) 認可外保育施設の開設状況に係る、ホームページ等を活用した、市民への情報提供に関すること。
(18) 特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること（認可外保育施設及び企業主導型保育施設が実施する一時預かり、病児保育事業）。
(19) 認可外保育施設に係る、補助金・支援金の申請及び支払いに関すること。

栄養指導担当係長

(1) 認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び地域型保育事業を実施する施設の運営指導（給食運営）、給食関係施設整備に関すること。
(2) 認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業を実施する施設に従事する者の給食運営に係る研修の実施に関すること。
(3) 認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業を実施する施設の食育、給食、食物アレルギー等の調査・研究に関すること。
(4) 認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業を実施する施設の給食運営に係る相談、助言に関すること。
(5) 市立保育所及び市立認定こども園の食育関係会議等に関すること。
(6) 市立保育所及び市立認定こども園の給食従事者等の研修に関すること。
(7) 市立保育所及び市立認定こども園の給食業務並びに食育推進に係る連携に関すること。
(8) 南区保育・子育て支援センターの食育推進に係る連携に関すること。

子育て支援課幼保連携担当課長

市立認定こども園の円滑な実施に係る調査研究及び総括調整に関すること。

保育・子育て支援センター（中央・北・東・白石・厚別・豊平・西・手稲区）

保育係

児童福祉法に基づく保育を必要とする乳幼児の保育に関すること。

子育て支援係

(1) 地域子育て支援事業の実施に関すること。
(2) 子育てに関する市内他機関との連携・調整に関すること。

保育園(9 園)

児童福祉法に基づく保育を必要とする乳幼児の保育に関すること。

保育・子育て支援センター（南区）

子育て支援係

(1) 地域子育て支援事業の実施に関すること。
(2) 子育てに関する市内他機関との連携・調整に関すること。

認定こども園にじいろ園長

保育教育係

(1) 児童福祉法に基づく保育を必要とする乳幼児の保育に関すること。
(2) 認定こども園法に基づく 3 歳以上の幼児期の学校教育に関すること。
(3) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく特別支援教育に関すること。
(4) 研究実践園業務に関すること。
(5) 札幌市立認定こども園にじいろに係る照会及び施設見学に関すること。

子育て支援係

(1) 地域子育て支援事業の実施に関すること。
(2) 子育てに関する市内他機関との連携・調整に関すること。
(3) 札幌市認定こども園にじいろに係る照会及び施設見学に関すること。

子育て支援部支援制度担当部長

保育推進課、施設運営課所管事務の総括調整に関すること。

保育推進課

保育企画係

(1) 担当部内の庶務・予算のとりまとめに関すること（事務係所管のものを除く。）。
(2) 第４次さっぽろ子ども未来プラン第５章需給計画（「教育・保育」部分のみ。）の進捗管理及び供給確保策の検討に関すること。
(3) 待機児童対策施策の調整に関すること。

(4) 子ども・子育て支援法に定める利用者支援事業のうち、保育コーディネーターに関すること。
(5) 保育士確保事業に関すること。
(6) 保育サービスに係る新規事業の企画調整に関すること。
(7) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設の入所事務の総括調整に関すること。
(8) 子ども・子育て支援法に係る保育の必要性の認定に関すること。
(9) 子ども・子育て支援新制度システムの保守に関すること(他係に属するものを除く。)。
(10) 区保健福祉部に対する事務指導監査(児童福祉法関係及び特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設の入所事務指導監査)に関すること。
(11) 区保健福祉部職員等に対する研修(児童福祉法現業員等への基礎研修、保育所事務等)に関すること。
(12) 保育推進課の他の職員に属さないこと。

施設整備担当係長

(1) 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の認可基準に関すること。
(2) 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の認可・確認事務に関すること。
(3) 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の廃止、休止及び変更の承認等に関すること。
(4) 子ども・子育て会議認可・確認部会の庶務に関すること。
(5) 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の整備計画に関すること。
(6) 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の整備に関すること。
(7) 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の整備費補助に関すること。

保育料係

(1) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額の制度設計に関すること。
(2) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額の賦課決定に関すること。
(3) 市徴収利用者負担額(保育所保育料及び認定こども園にじいろ)の収納管理に関すること。
(4) 市徴収利用者負担額の滞納者に対する納付指導、納付相談及び滞納処分に関すること。
(5) 特定子ども・子育て支援施設等の利用にかかる給付に関すること。
(6) 子ども・子育て支援法に定める実費徴収(副食費に限る)補足給付事業に関すること。
(7) 札幌市子ども・子育て支援事務センターへの委託統括に関すること(他係の所管を除く)

施設運営課

運営係

(1) 私立の特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営及び施設設備等の基準に関すること。
(2) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設の運営指導(施設運営)に関すること。
(3) 市立保育所及び市立小規模保育事業に係る指定管理者制度に関すること。
(4) 札幌市保育園医研究会の運営に関すること。
(5) 保育所等(市立保育所を除く。)における園医等の選任に係る医師会等との連絡調整に関すること。
(6) 市有地貸付に係る渉外のうち保育所等の運営に関すること。
(7) 保育センターの運営管理に関すること。
(8) 子ども・子育て支援法に定める時間外保育事業(私立の特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設が実施するものに限る。)の総括調整に関すること。
(9) 子ども・子育て支援法に定める一時預かり事業(私立の特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設が実施するものに限る。)の総括調整に関すること。
(10) 私立幼稚園における一時預かり事業に関すること。
(11) 子育て支援員の総括調整に関すること。
(12) 課内他係の主管に属しないこと。

運営調整担当係長

(1) 病後児デイサービス事業に関すること。
(2) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設への市単費補助事業(制度)に関すること。
(3) 私立学校(幼児教育に係る施設に限る。)の助成に関すること。
(4) 札幌市私立幼稚園連合会との連絡調整に関すること(他係の所管に係るものを除く。)。
(5) 子ども・子育て支援法に定める実費徴収(副食費を除く。)に係る補足給付事業(制度)に関すること。
(6) 札幌市私立保育連盟等、認可保育所団体、保育連絡会との連絡調整に関すること。

給付係

(1) 施設型給付費及び地域型保育給付費の給付に関すること。
(2) 地域子ども・子育て支援事業費の交付に関すること(他係所管に係るものを除く。)。
(3) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設に対する市単費補助の交付に関すること。
(4) 施設型給付及び地域型保育給付の予算編成に関すること。
(5) 支弁(給付)要綱の管理に関すること。

3　児童相談所

児童相談所

地域連携課

管理係

(1) 部の庶務・予算に関すること。
(2) 部の人事・労務管理に関すること。
(3) 部の経理に関すること。
(4) 部の会計年度任用職員の任用事務に関すること。
(5) 公印の管理に関すること。
(6) 業務用車両の運行管理に関すること。
(7) 庁舎等の維持管理及び公有財産の管理に関すること。
(8) 児童相談所業務等に係る統計及び報告に関すること。

(9) 一時保護所入所児童に対する給食の提供並びに栄養相談及び栄養指導に関すること。
(10) 児童福祉施設(保育所、母子生活支援施設及び助産施設を除く。)及び里親等に対する措置費の支弁に関すること。
(11) 被措置児童に係る医療費の支弁に関すること。
(12) 被措置児童に係る市単独事業の実施に関すること。
(13) 児童福祉施設入所者負担金の徴収に関すること。
(14) 道立児童自立支援施設負担金の支弁等に関すること。
(15) 障がい児施設等に対する施設給付費の支弁に関すること。
(16) 子ども安心ホットラインの運用に関すること。
(17) 部内他課係の主管に属しないこと。

運営指導担当係長

(1) 児童福祉施設(障がい児施設、保育所、母子生活支援施設、助産施設及び児童厚生施設を除く。次号から第8号までにおいて同じ。)の整備計画及び整備に関すること。
(2) 児童福祉施設の設置認可並びに廃止及び休止の承認に関すること。
(3) 児童福祉施設の運営指導に関すること。
(4) 児童福祉施設に対する補助金の交付に関すること。
(5) 児童福祉施設に係る社会福祉法人の定款変更に関すること。
(6) 児童福祉施設に係る公有財産の管理に関すること。
(7) 児童福祉施設入所者に係る苦情・相談に関すること。
(8) 児童福祉施設事務費等保護単価の設定に関すること。
(9) 子育て短期支援事業の総括調整に関すること。
(10) 学習等支援事業に関すること。
(11) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業に関すること。
(12) 養子縁組あっせん事業に関すること。
(13) 社会的養護自立支援事業に関すること。
(14) 被措置児童等虐待に関すること。
(15) その他特命事項に関すること。

地域連携担当係長

(1) 区家庭児童相談室との連携及び連絡調整等に関すること。
(2) 札幌市要保護児童対策地域協議会に関すること。
(3) 養育支援員派遣事業に関すること。
(4) 児童虐待予防に係る広報、啓発に関すること。
(5) オレンジリボン地域協力員制度の運用に関すること。
(6) その他特命事項に関すること。

企画担当係長

(1) 札幌市児童相談体制強化プランに関すること。
(2) 社会的養育推進計画に関すること。
(3) その他特命事項に関すること。

第二児相相談所担当課長

第二児童相談所担当係長所管事務の総括調整に関すること。

第二児童相談所担当係長

(1) 第二児童相談所の整備に関すること。
(2) その他特命事項に関すること。

中央区地域連携担当課長

児童相談所及び中央区家庭児童相談室相互の連携、調整に関すること。

北区地域連携担当課長

児童相談所及び北区家庭児童相談室相互の連携、調整に関すること。

東区地域連携担当課長

児童相談所及び東区家庭児童相談室相互の連携、調整に関すること。

白石区地域連携担当課長

児童相談所及び白石区家庭児童相談室相互の連携、調整に関すること。

厚別区地域連携担当課長

児童相談所及び厚別区家庭児童相談室相互の連携、調整に関すること。

豊平区地域連携担当課長

児童相談所及び豊平区家庭児童相談室相互の連携、調整に関すること。

清田区地域連携担当課長

児童相談所及び清田区家庭児童相談室相互の連携、調整に関すること。

南区地域連携担当課長

児童相談所及び南区家庭児童相談室相互の連携、調整に関すること。

西区地域連携担当課長

児童相談所及び西区家庭児童相談室相互の連携、調整に関すること。

手稲区地域連携担当課長

児童相談所及び手稲区家庭児童相談室相互の連携、調整に関すること。

緊急対応担当部長

緊急対応担当課長所管事務の総括調整に関すること。

緊急対応担当課長

調査担当係長所管事務の総括調整に関すること。

調査担当係長(8)

(1) 児童虐待に係る総括に関すること。
(2) 児童虐待通告に係る相談及び調査等に関すること。
(3) 被虐待児の緊急一時保護の実施に関すること。
(4) 通告情報の入力・管理に関すること。
(5) 子ども支援推進会議(教育委員会との連携)に関すること。
(6) アセスメントツールに関すること。
(7) 警察との連携に関すること。
(8) 児童の臓器移植に関すること。

家庭支援課

地域支援係

(1) 児童養護施設等への措置児童の進行管理に関すること。
(2) 児童福祉法第 56 条に基づく費用徴収額確認に関すること。
(3) 子ども・子育て会議処遇部会の実施等に関すること(児童の措置等に限る。)。

(4) 児童福祉法第 28 条及び第 33 条に基づく家庭裁判所への申立事案の進行管理に関すること。
(5) 市内・市外児童養護施設との各種調整等に関すること。
(6) メンタルフレンド事業に関すること。
(7) 課の庶務等に関すること。
(8) 児童票の管理に関すること。

里親担当係長

(1) 里親の登録・助言・研修・その他援助・指導に関すること。
(2) 里親・ファミリーホーム・乳児院との各種調整に関すること。
(3) 里親支援機関との連絡調整に関すること。
(4) 里親支援体制の構築に関すること。

療育指導係

(1) 発達に心配のある子どもの療育支援に関すること。
(2) 先天性障がい児の早期療育支援に関すること。

一時保護担当課長

一時保護一係、一時保護二係及び一時保護三係所管事務の総括調整に関すること。

一時保護一係

主査〔一時保護〕

(1) 緊急一時保護に関すること。
(2) 一時保護児童の行動観察に関すること。
(3) 短期入所による生活指導に関すること。

一時保護二係

(1) 緊急一時保護に関すること。
(2) 一時保護児童の行動観察に関すること。
(3) 短期入所による生活指導に関すること。

一時保護三係

(1) 緊急一時保護に関すること。
(2) 一時保護児童の行動観察に関すること。
(3) 短期入所による生活指導に関すること。

相談判定一課

相談一係

(1) 児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関すること。
(2) 児童心理治療施設、児童自立支援施設、 自立援助ホームとの各種調整等に関すること。

相談二係

(1) 児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関すること。
(2) 障がい児入所給付費管理システムに関すること。

相談三係

児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関すること。

相談四係

(1) 児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関すること。
(2) (福祉型・医療型)障害児入所施設との各種調整等に関すること。

判定係

(1) 児童、保護者等の心理診断及び心理療法に関すること。
(2) 判定書等諸証明の交付に関すること。
(3) 児童の精神発達、心身障がい、性格等についての精神医学的診断に関すること。
(4) 児童の心身の発達、栄養疾患、機能障がい等についての小児医学的診断に関すること。
(5) 医学診断に関すること。

相談判定二課

相談一係

(1) 児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関すること。
(2) 弁護士による法律相談の運用に関すること。
(3) 未成年後見人申立事案の進行管理、未成年後見人支援事業の総括に関すること。

相談二係

(1) 児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関すること。
(2) 一時保護児童の健康診断の進行管理に関すること。

相談三係

児童及び家庭についての相談調査、指導及び措置事務に関すること。

判定係

(1) 児童、保護者等の心理診断及び心理療法に関すること。
(2) 判定書等諸証明の交付に関すること。
(3) 児童の精神発達、心身障がい、性格等についての精神医学的診断に関すること。
(4) 児童の心身の発達、栄養疾患、機能障がい等についての小児医学的診断に関すること。

法務担当課長

法務に関すること。

医事担当部長

(1) 診察、医学的検査による子どもの診断(虐待が子どもの心身に及ぼした影響に関する医学的判断)に関すること。
(2) 子ども、保護者等に対する医学的見地からの指示、指導に関すること。
(3) 医学的治療に関すること。
(4) 児童心理司、心理療法担当職員等が行う心理療法等への必要な指導に関すること。
(5) 一時保護している子どもの健康管理に関すること。
(6) 医療機関や保健機関との情報交換や連絡調整に関すること。

医務担当部長(3)

(1) 児童相談所の医学診断に関すること。
(2) その他特命事項に関すること。

4　子どもの権利救済事務局

子どもの権利救済事務局

次長

Ⅲ　事務分掌

調整担当係長
⑴ 子どもの権利救済制度の調査研究に関すること。 ⑵ 子どもの権利侵害の相談及び救済の申立て等の処理に係る事務手続に関すること。 ⑶ 事務局の庶務に関すること。 ⑷ 子どもの権利救済委員、調査員及び相談員の庶務に関すること。

（　）内は前年度予算額を示す　　単位：千円

<子ども未来局> 部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
子ども未来局	122,727,021	126,762,925	△ 4,035,904	△3.2%
子ども育成部	8,669,226	8,403,040	266,186	3.2%

少年活動推進費	**356,798**	**(　　357,982)**
少年団体活動促進費	106,000	ジュニアリーダーの養成等を通じた少年団体活動の促進及び支援
少年健全育成推進費	44,158	
少年育成指導員費	49,536	市内巡回による子どもたちの問題行動（喫煙・怠学等）に対する指導、声かけ等の実施
子どもの権利推進費	9,000	子どもの権利の普及啓発、子どもの権利委員会の開催、まちづくり等への子どもの参加の促進等
子どもの権利救済機関運営管理費	42,804	権利侵害から子どもを救済する機関の運営管理
子どもの学びの環境づくり補助金	24,000	不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール等民間施設に対する支援
プレーパーク推進費	4,300	既存の公園等を活用し、規制を極力排除した子どもの遊び場「プレーパーク」の推進
子どもの体験活動の場支援費	30,000	旧真駒内緑小学校の跡施設における子どもが主体的に体験活動を行う場の提供
子どもの貧困対策推進費	31,000	困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげる「子どものくらし支援コーディネート事業」の実施等
子どもの居場所づくり支援費	6,000	子ども食堂等の子どもの居場所づくりや見守り活動の実施に係る費用補助等
ヤングケアラー支援推進費	10,000	ヤングケアラーの周知啓発、理解促進のための研修の実施及び居場所機能と相談支援機能を持つ交流サロンの開催
少年少女国際交流費	**6,500**	**(　　　7,000)**
少年少女国際交流費	6,500	シンガポール少年少女交流事業　派遣14人 姉妹都市少年少女交流事業　受入れ20人
こども劇場運営管理費	**70,103**	**(　　73,576)**
こども劇場運営管理費	70,103	２館

＜子ども未来局＞ 部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
児童健全育成費	**687,000**	**(　　621,000)**		
札幌市児童育成会運営補助金	687,000	民間児童育成会　44か所 上記以外の届出事業所　５か所		
子ども育成関係費	**184,897**	**(　　181,738)**		
子ども育成関係事務費	32,297			
育児休業等取得助成費	28,000	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への助成金の支給		
さっぽろ子ども未来プラン推進費	8,600	「さっぽろ子ども未来プラン」の進行管理等		
児童福祉施設等感染症対策費	97,000	児童会館、ミニ児童会館、民間児童育成会等における新型コロナウイルス感染症の予防対策強化		
困難を抱える若年女性支援費	19,000	様々な困難を抱える若年女性を対象としたアウトリーチ型支援の実施等		
児童会館運営管理費	**6,246,321**	**(　6,081,622)**		
児童会館運営管理費	3,950,157	109か所		
ミニ児童会館等運営管理費	2,271,094	90か所		
放課後子ども教室事業費	9,570	３か所		
児童クラブ医療的ケア児受入費	6,800	医療的ケア児を受け入れる児童クラブに対する看護師派遣		
児童クラブ昼食提供費	8,700	児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供の実施		
児童会館整備費	**816,000**	**(　　770,000)**		
児童会館整備費	769,000	児童会館の工事　６か所、基本・実施設計　５か所、解体　４か所等		
ミニ児童会館整備費	47,000	面積拡充　２か所、実施設計　２か所等		
私立学校等補助金	**100,000**	**(　　88,400)**		
私立学校教育振興補助金	100,000	学校規模に応じた補助金及びふるさと納税制度による寄附金を活用した補助金の交付		

<子ども未来局> 部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
若者支援施設運営管理費	**197,507**	**(　197,622)**		
若者支援施設運営管理費	197,507	若者支援総合センター、若者活動センター４館の運営管理		
若者支援推進費	**4,100**	**(　4,100)**		
若者の社会的自立促進費	4,100	教育格差解消のための高校中退者等を対象とした学習相談及び学習支援		
その他	**0**	**(　20,000)**		
子育て支援部	107,426,662	111,634,519	△ 4,207,857	△3.8%
助産施設費	**82,973**	**(　84,647)**		
助産施設費	82,973	５か所		
母子生活支援施設関係費	**515,316**	**(　398,686)**		
母子生活支援施設運営費	280,316	５か所		
母子生活支援施設改築補助金	235,000	老朽化が進む母子生活支援施設の改築に対する補助　１か所		
災害遺児手当支給費	**4,738**	**(　5,072)**		
災害遺児手当支給費	4,738	災害遺児手当、入学等支度資金		
助産施設運営費補助金	**6,600**	**(　6,300)**		
助産施設運営費補助金	6,600			
児童福祉事業費	**1,087,483**	**(　1,350,616)**		
児童福祉関係事務費	105,902			
母子・婦人相談員費	65,734			
母子緊急一時保護費	7,171			
ひとり親家庭支援センター等運営費	41,276	ひとり親家庭支援センターの運営及びひとり親家庭等日常生活支援事業の実施		

＜子ども未来局＞ 部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業費	6,900	ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援及び生活相談の実施		
ひとり親家庭自立支援給付金	302,000	ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の支給並びに高等学校卒業程度認定試験合格支援		
児童福祉施設等感染症対策費	554,000	保育所等における新型コロナウイルス感染症の予防対策強化		
ひとり親家庭等養育費確保支援費	4,500	ひとり親家庭等の子どもの養育費確保に向けた取決めや手続に関する費用の補助		
災害遺児基金造成費	**3,816**	**(　　　4,641)**		
災害遺児基金造成費	3,816	５年度末基金現在高見込　571百万円		
特別奨学金支給費	**13,000**	**(　　15,000)**		
特別奨学金支給費	13,000	技能習得資金、入学支度資金		
特別奨学基金造成費	**3,788**	**(　　　2,603)**		
特別奨学基金造成費	3,788	５年度末基金現在高見込　695百万円		
児童手当支給費	**24,025,311**	**(24,247,933)**		
児童手当費	24,011,510	中学校卒業までの児童を養育する父母等に支給（児童一人当たり） ３歳未満　月額15,000円 ３歳以上小学校修了まで　月額10,000円（第３子以降　月額15,000円） 中学生　月額10,000円 所得制限世帯（標準世帯で年収960万円以上）は一律月額5,000円 所得制限を超過する世帯（標準世帯で年収1,200万円以上）は支給なし		
児童手当支給事務費	13,801			
児童扶養手当支給費	**8,236,762**	**(　8,725,313)**		
児童扶養手当費	8,177,926			
児童扶養手当支給事務費	58,836			

〈子ども未来局〉部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
公立施設運営費	**1,467,282**	**(　1,474,730)**		
公立保育所等運営費	1,369,502	公立保育所　12か所、区保育・子育て支援センター　９か所		
市立認定こども園運営費	58,180	１か所		
公立保育所等医療的ケア児保育費	34,000	専任看護師の配置　５か所		
公立保育所冷房設備設置費	5,600	冷房設備が完備されていない公立保育所等13施設における、電気設備等の状況に係る現地調査の実施		
施設型給付費	**55,396,868**	**(56,937,221)**		
公立保育所等給付費	1,694,305	33か所		
私立教育・保育施設給付費	53,384,102	502か所		
市立幼稚園給付費	318,461	９か所		
私立施設補助金	**4,335,000**	**(　4,740,155)**		
私立保育所等補助金	3,166,000	国の定める基準を上回る保育士等を配置する保育施設に対する補助等		
私立幼稚園等補助金	730,000	特別な教育的支援を要する幼児の保育に関わる教員の人件費及び教材教具・管理用備品の購入費等の補助		
障がい児・医療的ケア児保育補助金	369,000	私立保育所等における障がい児・医療的ケア児の受入体制整備に対する補助		
保育施設設備等導入補助金	70,000	保育士の業務負担の軽減や良好な保育環境の確保のための機器・設備の導入に係る費用の補助		
施設運営総務費	**564,106**	**(　　497,728)**		
保育士等支援費	43,000	保育士の就職支援等を行う「札幌市保育人材支援センター」の運営、合同施設説明会・面接会及び人材定着化研修の実施等		
施設運営事務費	88,369			
保育料収納事務関係費	35,737			

＜子ども未来局＞ 部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
保育人材確保緊急対策費	397,000	保育人材の確保・就労継続支援に向けた各種補助等		
施設整備費	**1,981,000**	**(　3,364,145)**		
私立保育所整備等補助金	873,000	私立保育所の整備等に対する補助 新築　1か所　定員増　90人 増改築　3か所　定員増　90人 賃貸　1か所　定員増　60人		
公立保育所等整備費	35,000	旧あけぼの保育園、旧豊園保育園等の解体・撤去		
認定こども園整備補助金	1,073,000	認定こども園の整備に対する補助 新築　1か所　定員増　90人 増築　1か所　定員増　12人 移行　4か所　定員増　68人		
地域型保育給付費	**5,656,225**	**(　5,589,550)**		
地域型保育給付費	5,656,225	一定の基準を満たす定員６人から19人までの小規模保育を行う事業者、居宅等で保育を行う家庭的保育事業者等に対する運営費 150か所		
地域子ども・子育て支援事業費	**4,046,394**	**(　4,150,179)**		
保育ニーズコーディネート費	28,837	各区に配置された保育コーディネーターによる子育て世帯に対する多様な保育サービスの情報提供		
子育てサロン運営費	277,000	児童会館やＮＰＯ等で実施している常設子育てサロンへの補助等、ひろば型子育てサロン運営団体による家庭訪問型子育て支援事業の実施		
子育て援助活動支援費	63,000	登録会員制度による子どもの日常的な預かり支援及び病児・病後児や緊急時の預かり支援		
一時預かり事業費	893,000	保育所や幼稚園等において実施する一時預かり事業に対する補助　595か所 うち２歳児定期利用　３か所		
病後児デイサービス事業費	82,000	病後児デイサービス事業の医療機関等への運営委託及び新規開設事業者への開設準備に係る補助　８か所		
時間外保育事業費	387,000	時間外保育を実施している施設に対する補助 524か所		

〈子ども未来局〉部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
地域子育て支援費	42,106	各区こそだてインフォメーション等における子育て相談、講座等の実施及び地域での子育て支援に係る取組支援		
さっぽろ親子絵本ふれあい費	8,800	乳幼児健診時における絵本の配布、家庭での絵本の読み聞かせに関する情報発信の実施		
実費徴収に係る補足給付費	25,000	教育・保育施設に通う低所得世帯等に対する給食費、教材費等の一部補助		
認可外保育施設等利用給付費	750,229	国による保育料無償化に係る認可外保育施設等利用者への保育料分（基準額を上限とする）の補助		
子ども・子育て支援事務センター運営費	317,422	幼児教育・保育の無償化に伴う業務等を行う「子ども・子育て支援事務センター」の運営		
私立幼稚園施設等利用給付費	1,150,306	国による保育料無償化に係る私学助成園利用者への保育料分（基準額を上限とする）の補助		
父親による子育て推進費	2,700	父親の積極的な子育てを推進するための情報発信等		
子育て情報サイト関連費	7,800	さっぽろ子育て情報サイト、ＡＩチャットボット等の運営費		
子育て支援関連費	11,194	さっぽろ子育てガイドの発行やさっぽろ市民子育て支援宣言の普及啓発等、子育て支援の推進に係る取組の実施		
その他	**0**	**(　　40,000)**		
児童相談所	6,631,133	6,725,366	△ 94,233	△1.4%
児童相談所運営管理費	**1,738,843**	**(　2,069,204)**		
児童相談所運営管理費	190,062			
一時保護関係費	313,291			
里親制度促進費	56,000	里親の新規開拓、里親制度の普及啓発、里親ショートステイ等		
家庭児童相談室費	80,596	区家庭児童相談室での児童虐待防止等に係る相談業務、支援体制強化等		
児童自立支援施設運営費負担金	29,127	北海道立大沼学園、向陽学院		

＜子ども未来局＞部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
療育支援費	39,310			
児童虐待防止対策費	41,000	児童虐待の防止及び早期発見のための体制強化等		
庁舎維持管理費	96,102			
子育て短期支援費	17,613	児童養護施設等における短期預かり支援、養育状態の改善等に向けた家事・育児支援		
子ども安心ネットワーク強化費	138,000	虐待通告や養護相談の増大に対応する相談体制の強化		
社会的養護体制整備費	331,000	家庭的な養育環境の推進のための児童養護施設の改築等に対する補助		
児童相談体制強化費	11,000	児童相談所における相談関係職員研修の充実等の第３次児童相談体制強化プランに掲げる取組の推進		
仮称）第二児童相談所整備費	200,000	仮称）第二児童相談所の工事費並びに仮設一時保護所及び仮事務所の運営費		
児童福祉施設等感染症対策費	28,000	児童養護施設等における新型コロナウイルス感染症の予防対策強化		
子育てデータ管理プラットフォーム運営費	16,937	児童相談システム、家庭児童相談システム及び母子保健情報システムの情報を連携させるためのシステム保守等		
児童虐待防止対策事務費	23,805			
児童養護施設等体制強化費	127,000	児童養護施設等の職員の支援を行う者等の配置に係る補助等		
児童福祉施設措置費	**4,440,721**	**(　4,219,120)**		
児童福祉施設措置費	4,327,721	児童養護施設等		
社会的養護自立支援費	102,000	18歳から22歳までの児童養護施設等の措置解除者への居住支援及び生活支援並びに自立に向けた支援コーディネーターの配置		
施設入所児童等進学支援費	11,000	児童養護施設等の入所児童に対する進学支援		
児童福祉施設給付費	**451,569**	**(　　437,042)**		
児童福祉施設給付費	451,569	障害児施設の利用契約制度における経費のうち札幌市負担部分等		

母子父子寡婦福祉資金貸付会計

（　）内は前年度予算額を示す　　単位：千円

<子ども未来局> 部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
子ども未来局	121,000	280,000	△ 159,000	△56.8%
子育て支援部	121,000	280,000	△ 159,000	△56.8%
母子福祉資金貸付金	**26,406**	**(　　29,674)**		
母子福祉資金貸付金	26,406	修学資金等　12種類 貸付件数　59件		
寡婦福祉資金貸付金	**5,000**	**(　　5,000)**		
寡婦福祉資金貸付金	5,000	修学資金等　12種類 貸付件数　10件		
父子福祉資金貸付金	**3,000**	**(　　3,000)**		
父子福祉資金貸付金	3,000	修学資金等　12種類 貸付件数　４件		
事務費	**20**	**(　　20)**		
事務費	20			
公債償還費	**86,574**	**(　　242,306)**		
公債償還費	86,574	令和３年度剰余金の償還基準額超過による返還		

Ⅴ　第４次さっぽろ子ども未来プラン

平成24年に、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援法」が制定され、この法律に基づき、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始されている。新制度では、各市町村が子ども・子育て家庭の状況や、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用状況、利用希望を把握し、５年を１期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされた。

これを受けて、平成27年３月、「札幌市子どもの権利に関する推進計画」の第２次推進計画と第１期市町村子ども・子育て支援事業計画を包含する「新・さっぽろ子ども未来プラン」（平成27年度～令和元年度）を策定した。この計画において、子どもの権利保障、子ども・子育て支援といった諸課題に取り組んできたが、女性就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加など社会環境が変化しており、保育需要の拡大や子育てについて感じる悩みの多様化、さらには、児童虐待に代表される重大な子どもの権利侵害等、対応するべき課題が顕在化してきた。

これらの課題に対応し、今後取り組むべき子どもの権利保障や市民ニーズに即した子ども施策を推進するため、第３次推進計画及び第２期市町村子ども・子育て支援事業計画を包含した「第４次さっぽろ子ども未来プラン」（令和２年度～令和６年度）を令和２年３月に策定した。当該計画では、子どもの貧困問題や児童虐待など、様々な子ども・子育て家庭の困りごとに対して、地域の様々な社会資源を活用し、重層的に子どもの支援体制を構築する「地域資源の活用」の視点と、市役所の関係部局が、子どもに関する課題に対し、縦割りにならず、子どもを中心として一つになり、連携した取組を推進する「組織横断的な連携」の視点を計画の基本的な視点として新たに位置付けている。計画の推進に当たり、複数の成果指標を設けるほか、具体的な活動指標を設定しており、庁内会議や附属機関において毎年度の点検、評価を受け、進行管理を行っていくこととしている。

基　本　理　念

子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

基本的な視点

1　子どもの視点
2　すべての子どもと子育て家庭を支える視点
3　成長・発達段階に応じて長期的に支える視点
4　地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える視点

基　本　目　標

1　子どもの権利を大切にする環境の充実
2　安心して子どもを生み育てられる環境の充実
3　子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実
4　配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

1　育児休業等取得助成事業

子どもを生み育てやすい社会の実現に向け、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを進めることを目的に、ワーク・ライフ・バランス（仕事のやりがいや責任と、家庭や地域での充実した生活が調和し、両立できること）に積極的に取り組む企業に対し、平成20年度から育児休業等に関する助成を行っている。

(1)　育児休業等助成金

「ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度」の認証企業（下記アはステップ２以上、イ及びウはステップ１以上）で、育児休業等を取得した従業員がいる企業に対し、一定の条件を満たした場合に助成金を支給している。

項目	内容
助成金の支給	ア．育児休業代替要員雇用助成金（最大60万円）※１回まで
	イ．男性の育児休業取得助成金（10～30万円）※３回まで
	ウ．子の看護休暇有給制度創設助成金（10万円）※１回まで

当助成金制度は、育児休業制度改正や社会情勢、利用状況等を鑑み制度変更を行っている。

令和２年度、「男性の育児休暇取得助成金」を廃止し、「男性の育児休業取得助成金」及び「子の看護休暇有給制度創設助成金」を創設。令和５年度、「育児休業取得助成金」を廃止し、「男性の育児休業取得助成金」及び「育児休業代替要員雇用助成金」の予算額の拡充を行った。

(2)　実績

（単位：件）

項目	H20～H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
育児休業取得助成金	87	15	20	12	8	12	18	23	195
育児休業代替要員雇用助成金	－	7	14	6	7	7	13	15	69
男性の育児休業取得助成金	－	－	－	－	－	13	47	49	109
子の看護休暇有給制度創設助成金	－	－	－	－	－	3	3	5	11

(3)　企業の認証（参考）

育児のための休業、休暇の取得を推進するなど、ワーク・ライフ・バランスの取組を宣言し、所定の申請を行った企業を、取組内容に応じて下記の各ステップに認証する。平成29年度までは、「ワーク・ライフ・バランス取組企業認証制度」として子ども育成部において企業認証を行っていたが、平成30年度以降は、女性活躍に関する要素を追加した「ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度」を新たに創設し、両制度における企業認証を市民文化局男女共同参画室において実施している。

【ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度】

ステップ	認証の要件
ステップ１ （取組推進宣言企業）	取組確認シートにより、取組内容を明らかにし、取組の推進を宣言している。
ステップ２ （行動計画策定企業）	ステップ１に加えて、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、届け出ている。
ステップ３ （先進取組企業）	ステップ２に加えて、労働関係法令に基づく規定を上回る制度を規定している。

２　困難を抱える若年女性支援事業

「令和元年６月死亡事例に係る検証報告書」における「思春期・若年期の女性に焦点を当てた支援制度の創設」という提言を受け、令和３年８月から「札幌市困難を抱える若年女性支援事業（通称：ＬｉＮＫ）」を開始し、様々な困難を抱える（抱える恐れのある）若年女性を対象とした支援を行っている。

(1)　事業概要

①　アウトリーチ支援

ＳＮＳを用いた呼びかけや相談、ネットパトロール、繁華街の夜回りを実施し、若年女性に積極的に支援と情報を届ける。

②　居場所の確保

落ち着いて今後の生活について相談できるよう、一時的な「安全・安心な居場所」の提供を行い、相談、見守り支援を実施。

③　自立支援

学校や家族との調整、同行支援、就労支援、医療機関との連携による支援など、自立に向けた伴走型の支援を実施。

④　関係機関連携会議

行政機関、民間支援団体などによる関係機関連携会議を設置。対象者の抱える問題の状況に応じて関係機関へつなぐ。子ども・若者育成支援推進法に基づき設置している「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」を本事業における関係機関連携会議として位置付けている。

(2)　支援対象者

様々な悩みや困難を抱えた主に10代後半から20代の思春期・若年期の女性。

例）暴力被害や性的搾取を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある女性。家庭や交際相手との関係などにおいて悩みを抱え、居場所がないと不安を感じている方。

(3)　実施体制

上記（1）①～③は、公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会に委託して実施

(4)　実施状況

①　アウトリーチ支援

ア　夜間見回り等の実施状況

夜間見回り実施回数	12回
ＳＮＳ見回り実施回数	47回

イ　相談及び面談の実施状況

(ｱ)　相談人数（相談方法ごとに実人員を記載。面談、訪問のみ延べ人数も記載。）

相談方法	電話	メール	ＳＮＳ	面談	訪問	その他	計
相談人数	1人	0人	132人	17人	0人	1人	151人

(ｲ)　年齢別相談人数（実人員を記載）

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上	不明	計
相談人数	25人	22人	42人	31人	0人	31人	151人

②　居場所の提供に関する支援

ア　宿泊を伴う保護人数（短期・長期は退所時点の日数で判断して記載）

短期	4人
長期（二週間を超える場合	6人

③　自立支援

ア　自立支援計画書を策定した人数（年齢別人数／実人数を記載）

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上	不明	計
人数	0人	4人	2人	0人	0人	0人	6人

３　若者出会い創出事業

若者の理想とするライフプラン実現に向け、平成29年度から結婚を希望する若者の出会いの機会を創出する事業を実施。令和５年度は、より効果的な結婚支援の事業化に向けた検討を進める。

4 児童会館及びミニ児童会館事業

児童会館は、児童の文化的素養を培い、その福祉を増進するために設置された児童健全育成施設（児童厚生施設※）で、児童の校外（放課後）生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通して、地域における児童の交流をより一層深めることを目的としている。

現在、児童会館は109館（令和５年４月現在）を数え、１中学校区に１児童会館を基本とした整備計画は既に達成している。

児童会館の規模は、昭和57年度以降の整備では敷地1,200㎡に建物480㎡を標準としており、施設内には体育室や図書室、プレイルーム、クラブ室、事務室などがある。

また、平成９年度から整備を進めているミニ児童会館は、児童会館を補完するものとして児童の健全育成を図っている。

第３次札幌新まちづくり計画（平成23～26年度）において、全ての小学校区に児童会館・ミニ児童会館などの放課後の居場所をつくることとし、小学校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して平成28年４月までにミニ児童会館を97館整備したことで、計画における目標はほぼ達成した。

さらに、札幌市市有建築物の配置基本方針（平成26年12月）の策定により、小学校改築時に合わせてミニ児童会館を児童会館に転換するなど、学校施設やコミュニティ施設との複合化を進め、１小学校区に１児童会館を整備することとしている。この場合の児童会館の規模は建物300㎡を標準とし、プレイルーム、クラブ室、集会室、事務室などがある。また、地域と共用で使用する運動スペースとして多目的ホール150㎡を整備することとしている。

児童会館では、夜間の時間帯において、児童の健全育成に資する団体等の占用利用を認めているほか、平成18年度から中・高校生の利用促進のため、週２回開館時間の延長（夜間利用）も行っており、夜間利用を実施する児童会館は段階的に拡大し、現在106館で実施している。

この児童会館及びミニ児童会館の運営管理は、（公財）さっぽろ青少年女性活動協会が行っている（児童会館は指定管理）。

(1) 実施事業の内容

① 開館日・開館時間

ア 児童会館

日曜日、国民の祝日、振替休日及び年末年始を除く毎日午前８時45分から午後６時まで（ただし、中・高校生の夜間利用日にあっては午後９時まで、占用利用にあっては午後６時15分から午後９時まで）

イ ミニ児童会館

日曜日、国民の祝日、振替休日及び年末年始を除く毎日児童下校時から午後６時まで（ただし、学校休業日は午前８時45分から午後６時まで）

② 各種集い

各種集いを通じ、児童と地域住民等との世代相互の交流を深める。

◆ 工作会、スポーツ大会、鑑賞会、読み聞かせ、もちつき会など

③ クラブ活動

児童の自主活動グループの育成を目的として、児童の要求にあったクラブをつくり、

継続的な活動を行う。

◆　音楽、ダンス、スポーツ、生け花、野菜づくり、ボランティア活動など

④　野外活動

自然に親しむ中で、情操豊かで人間性に富む児童を育成する。

◆　キャンプ、ハイキングなど

⑤　自主活動

普段の自主的な活動の中で、異年齢間の交流を図る。

◆　自由あそび、各種ゲーム（オセロ、トランプ、将棋など）、各種スポーツ（ドッジボール、バドミントン、一輪車など）

⑥　学習支援活動

自主的に学習したいと思う子どもが、より意欲的に取り組むことができるような環境をつくる。また、遊びの要素を取り入れた学びの提供を行うなど、学習意欲を高めるような取組を行う。

◆　「学習レシピ」（小学校教員のプロジェクトにより作成した指導員向けマニュアル）と学習図書の活用など

⑦　子ども運営委員会

子どもたちが、児童会館の運営等に自分たちの意見を反映させ、主体的に関わることによって、児童会館への愛着を深め、地域活動への関心を育む。

◆　児童会館利用のルールづくり、各種事業の企画･運営への参画、地域との共催による行事の実施、利用者からの要望等の取りまとめなど

⑧　合同行事

児童会館の枠を超えて、広く児童の交流・親睦を図る。

◆　ブロック別合同行事（お祭り、ウォークラリーなど）

⑨　子育て支援事業

就学前児童及びその保護者の支援を図る。

◆　子育てサロン、各種遊びの紹介・実践など

⑩　中・高校生の利用促進

長期休業中を除く週２回の夜間利用により中・高校生の利用を促進するとともに、中・高校生自身が自主的に企画した活動などを行う。

◆　スポーツ大会、クッキング、お祭り、乳幼児対象事業へのボランティア参加など

※児童厚生施設

児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設。

◆ 児童会館…市内に 109 館　　139～143 ページ参照

◆ 児童遊園…市内に 12 か所　　146 ページ参照

（管理は街区公園及び都市公園に準ずる施設として各区土木部で所管）

(2) 児童会館建設状況

年度	【整備状況】館名(区)	年度計	累計
S24	【新築】中島(中)	1	1
S33	【移転】中島(中)	±1	1
S35	【新築】新生(東)	1	2
S38	【新築】円山(中)	1	3
S40	【新築】豊平(豊)、手稲東(西)	2	5
S44	【新築】山鼻(中)	1	6
S47	【新築】北郷(白)、厚別(厚別)	2	8
S48	【新築】新琴似(北)	1	9
S49	【新築】ひのまる(東)	1	10
S50	【新築】菊水やよい(白)	1	11
S52	【新築】伏古(東)、清田(清田)	2	13
S53	【新築】篠路(北)、手稲前田(手)	2	15
S54	【新築】澄川(南)	1	16
S55	【新築】新川(北)、もみじ台(厚)	2	18
S56	【新築】西岡(豊)、藻岩(南)、八軒(西)	3	21
S57	【新築】屯田(北)、平岸(豊)、藤野(南)、西野(西)	4	25
S58	【新築】緑丘(中)、苗穂(東)、東札幌(白)、真駒内(南)	4	29
	【改築】豊平(豊)	±1	
S59	【新築】宮の森(中)、札苗(東)、厚別西(厚)、東月寒(豊)、稲穂(手)	5	34
	【改築】中島(中)	±1	
S60	【新築】桑園(中)、太平(北)、平岡(清)、発寒(西)※発寒はH2に「発寒北」に改名	4	38
	【改築】新生(東)	±1	
S61	【新築】麻生(北)、新琴似西(北)、元町(東)、厚別南(厚)、福住(豊)、山の手(西)	6	44
S62	【新築】苗穂はるにれ(中)、北東白石(白)、東白石(白)、中の島(豊)、南の沢(南)、あけぼの(手)	6	50
S63	【新築】幌西(中)、篠路西(北)、丘珠たから(東)、菊水元町(白)、美園(豊)、富丘(手)	6	56
H1	【新築】新川中央(北)、栄西(東)、厚別東(厚)、北野(清)、二十四軒(西)、西宮の沢(手)	6	62
H2	【新築】幌北(北)、北光(東)、柏丘(白)、清田中央(清)、発寒(西)、いなづみ(手)	7	69
	【所管替】石山(南)		
H3	【新築】しなの(厚)、青葉(厚)、月寒(豊)、里塚(清)、宮の沢(西)	5	73
	【移築】山鼻(中)	±1	
	【廃止】厚別(厚)	-1	
H4	【新築】エルムの森(北)、栄通(白)、上野幌(豊)、西岡高台(豊)、常盤(南)、平和(西)	6	79
H5	【新築】光陽(北)、東苗穂(東)、天神山(豊)、真駒内五輪(南)、前田しらかば(手)	5	84
	【改築】円山(中)	±1	
H6	【新築】円山西町(中)、百合が原(北)、もみじ台ふれあい(厚)、北野台(清)、星置(手)	5	89
H7	【新築】あいの里(北)、北栄(東)、美しが丘(清)、八軒北(西)、新発寒(手)	5	94
H8	【新築】山鼻かしわ(中)、丘珠ひばり(東)、元町南(東)、あやめ野(豊)、みすまい(南)	5	99
H9	【新築】金山(手)	1	100
H10	【新築】あいの里ひがし(北)	1	101
H11	【新築】平岡みどり(清)	1	102
H12	【新築】川北(白)	1	103
H13	【改築】手稲東(西)	±1	103
H17	【新築】屯田北(北)	1	104
H20	【移築】北郷(白)	±1	104
H27	【移築】篠路(北)	±1	104
H28	【新築】二条はるにれ(中)	1	105
H29	【新築】東雁来(東)	1	106
H30	【新築】栄西小はんのき(東)	1	107
	【移築】上野幌(厚)、澄川(南)、石山(南)	±3	
R1	【新築】羊丘(豊)	1	108
	【改築】ひのまる(東)	±1	
	【移築】東白石(白)、発寒(西)	±2	
R2	【移築】エルムの森(北)、常盤(南)	±2	108
R3	【新築】発寒南さくら(西)	1	109
	【移築】中央(中)※苗穂はるにれ移築・名称変更、二十四軒(西)	±2	
R4	【移築】苗穂・本町(東)※苗穂移築・名称変更	±1	109

(3) ミニ児童会館整備状況

年度	【整備状況】館名(区)	年度計	累計
H9	【整備】菊水小(白)、南小(南)	2	2
H10	【整備】札苗小(東)、西野第二小(西)、富丘小(手)	3	5
H11	【整備】新琴似南小(北)、北白石小(白)、もみじ台小(厚)	3	8
H12	【整備】ひばりが丘小(厚)、東山小(豊)、前田中央小(手)	3	11
H13	【整備】白楊小(北)、苗穂小(東)、西岡小(豊)	3	14
H14	【整備】厚別北小(厚)、真栄小(清)、星置東小(手)	3	17
H15	【整備】資生館小(中)、本郷小(白)、上野幌東小(厚)、発寒小(西)、前田小(手)	5	22
H16	【整備】白石小(白)、あやめ野小(豊)、東園小(豊)、定山渓小(南)	4	26
H17	【整備】中央小(中)、中沼小(東)、西白石小(白)、南郷小(白)、南月寒小(豊)、平岸小(豊)	6	32
H18	【整備】三角山小(中)、拓北小(北)、豊園小(豊)、平岸高台小(豊)、澄川南小(南)、藤野南小(南)、西園小(西)、新発寒小(手)	8	40
H19	【整備】新琴似小(北)、北園小(東)、大谷地小(白)、平和通小(白)、東橋小(白)、上白石小(白)、旭小(豊)、羊丘小(豊)、澄川小(南)、八軒西小(西)、八軒小(西)	11	51
H20	【整備】屯田北小(北)、北都小(白)、三里塚小(清)、手稲東小(西)	4	55
H21	【整備】太平小(北)、元町小(東)、厚別東小(厚)、清田緑小(清)、美しが丘小(清)	5	60
H22	【整備】伏見小(中)、新琴似西小(北)、栄西小(東)、東光小(東)、もみじの丘小(厚)、みどり小(豊)、藻岩北小(南)、新陵小(手)	8	67
	【廃止】もみじ台小(厚)	-1	
H23	【整備】幌南小(中)、日新小(中)、栄小(東)	3	70
H24	【整備】北九条小(北)、北陽小(北)、栄東小(東)、上野幌小(厚)、石山南小(南)、藤の沢小(南)、琴似小(西)、福井野小(西)、山の手南小(西)	9	79
H25	【整備】二条小(中)、屯田西小(北)、札幌小(東)、元町北小(東)、伏古北小(東)、厚別西小(厚)、藻岩南小(南)	7	86
H26	【整備】新川小(北)、鴻城小(北)、栄緑小(東)、大谷地東小(厚)、平岡中央小(清)、澄川西小(南)、北の沢小(南)、発寒南小(西)	8	94
H27	【整備】和光小(北)、北野平小(清)、手稲宮丘小(西)	3	97
H28	【整備】茨戸小(北)	1	97
	【廃止】二条小(中)	-1	
H29	―	0	97
H30	【廃止】栄西小(東)、上野幌東小(厚)、澄川小(南)、石山南小(南)	-4	93
R1	【廃止】羊丘小(豊)	-1	92
R2	―	0	92
R3	【廃止】中央小(中)、発寒南小(西)	-2	90
R4	―	0	90

※ 近年の拡張整備状況
本表に加えて、ミニ児童会館の活動スペースを広げるため、令和３年度は星置東小、令和４年度は三里塚小で拡張工事を実施

(4) 児童会館利用状況

項目＼年度	平成30年度 状況	平成30年度 1日1館あたり	令和元年度 状況	令和元年度 1日1館あたり	令和2年度 状況	令和2年度 1日1館あたり	令和3年度 状況	令和3年度 1日1館あたり	令和4年度 状況	令和4年度 1日1館あたり
館数	107館		108館		108館		109館		109館	
延開館日数	31,223日		28,174日		31,551日		31,604日		31,981日	
総利用者数計	2,546,439人	82人	2,394,985人	85人	1,680,563人	53人	1,631,894人	52人	2,146,439人	67人
幼児	203,960人	(8.0%)	168,612人	(7.0%)	91,917人	(5.5%)	58,528人	(3.6%)	112,438人	(5.2%)
小学生	1,847,024人	(72.5%)	1,803,592人	(75.3%)	1,372,269人	(81.7%)	1,423,110人	(87.2%)	1,740,070人	(81.1%)
中・高校生	152,611人	(6.0%)	126,852人	(5.3%)	94,126人	(5.6%)	60,972人	(3.7%)	113,623人	(5.3%)
一般	342,844人	(13.5%)	295,929人	(12.4%)	122,251人	(7.3%)	89,284人	(5.5%)	180,308人	(8.4%)
夜間占用延利用件数	11,121件	月平均 9件	9,798件	月平均 8件	7,575件	月平均 6件	5,954件	月平均 5件	9,849件	月平均 8件
夜間占用延利用者数	166,909人	15人	141,951人	14人	93,855人	12人	71,944人	12人	123,193人	13人

(5) ミニ児童会館利用状況

項目＼年度	平成30年度 状況	平成30年度 1日1館あたり	令和元年度 状況	令和元年度 1日1館あたり	令和2年度 状況	令和2年度 1日1館あたり	令和3年度 状況	令和3年度 1日1館あたり	令和4年度 状況	令和4年度 1日1館あたり
館数	97館		92館		92館		90館		90館	
延開館日数	27,970日		24,372日		26,921日		26,726日		26,395日	
総利用者数計	1,517,691人	54人	1,447,245人	59人	1,021,147人	38人	1,095,082人	41人	1,281,430人	49人
低学年	1,231,843	(81.2%)	1,161,469	(80.3%)	873,091	(85.5%)	942,816	(86.1%)	1,075,298	(83.9%)
高学年	260,153	(17.1%)	253,196	(17.5%)	143,209	(14.0%)	147,946	(13.5%)	197,465	(15.4%)
その他	25,695	(1.7%)	32,580	(2.3%)	4,847	(0.5%)	4,320	(0.4%)	8,667	(0.7%)

(6) 児童会館館別利用状況（令和４年度）

区	児童会館名	開館日数（日）	時間内利用 利用者数（人）	夜間占用利用 利用者数（人）	総利用者（人）	うち、児童クラブ出席（人）	うち、中高生夜間利用（人）	うち、子育てサロン参加（組）
中央	中島	293	16,897	508	17,405	619	0	526
	円山	293	21,903	1,642	23,545	16,365	209	1,070
	山鼻	293	19,737	1,490	21,227	9,598	667	2,158
	緑丘	293	30,041	795	30,836	24,566	549	944
	宮の森	293	19,410	0	19,410	15,073	0	459
	桑園	293	40,000	1,968	41,968	32,243	480	2,783
	幌西	293	17,280	1,220	18,500	11,948	0	1,526
	中央	293	35,125	967	36,092	27,077	281	1,965
	円山西町	293	11,689	295	11,984	6,074	198	0
	山鼻かしわ	293	16,008	2,175	18,183	12,369	479	690
	二条はるにれ	293	28,119	614	28,733	23,548	56	0
北	新琴似	293	15,322	948	16,270	10,997	102	740
	篠路	297	16,288	16	16,304	11,933	436	259
	新川	293	24,575	889	25,464	19,351	304	727
	屯田	293	18,275	2,544	20,819	14,508	75	740
	太平	297	8,939	816	9,755	4,679	264	857
	麻生	294	14,544	2,495	17,039	5,527	614	708
	新琴似西	293	13,380	571	13,951	9,947	105	277
	篠路西	297	26,412	30	26,442	19,039	546	1,037
	新川中央	293	15,449	902	16,351	11,983	222	848
	幌北	293	12,171	612	12,783	7,887	514	356
	エルムの森	293	25,412	1,572	26,984	18,134	463	1,111
	光陽	293	20,078	215	20,293	15,294	119	672
	百合が原	297	17,540	198	17,738	13,373	116	1,013
	あいの里	298	13,466	1,074	14,540	9,090	451	801
	あいの里ひがし	298	15,659	442	16,101	10,730	645	1,062
	屯田北	293	24,189	993	25,182	17,334	744	756
東	新生	294	16,233	2,677	18,910	11,829	258	0
	ひのまる	294	22,202	2,300	24,502	9,159	1,133	2,249
	伏古	287	14,921	1,253	16,174	8,910	536	412
	苗穂	294	12,943	702	13,645	7,939	565	1,136
	札苗	294	33,276	1,225	34,501	27,739	601	611
	元町	294	22,675	790	23,465	16,171	531	852
	丘珠たから	294	19,154	1,026	20,180	13,239	391	576

区	児童会館名	開館日数 （日）	時間内利用 利用者数 （人）	夜間占用利用 利用者数 （人）	総利用者 （人）	うち、児童ｸﾗﾌﾞ出席 （人）	うち、中高生夜間利用 （人）	うち、子育てｻﾛﾝ参加 （組）
東	栄西	294	16,377	656	17,033	12,193	432	629
	北光	294	17,469	830	18,299	14,103	101	0
	東苗穂	294	18,678	1,126	19,804	10,543	934	539
	北栄	294	15,189	606	15,795	9,007	303	1,050
	丘珠ひばり	294	12,239	46	12,285	6,259	601	325
	元町南	293	22,410	1,115	23,525	16,347	669	725
	東雁来	294	40,143	1,781	41,924	30,479	1,124	849
	栄西小はんのき	294	19,835	0	19,835	13,704	542	0
白石	北郷	293	28,578	784	29,362	21,481	578	543
	菊水やよい	293	15,672	2,377	18,049	10,979	138	1,260
	東札幌	293	25,427	109	25,536	17,931	414	1,618
	北東白石	293	13,546	990	14,536	10,011	146	299
	東白石	293	19,619	26	19,645	14,547	3	1,131
	菊水元町	293	20,430	502	20,932	14,807	609	808
	柏丘	293	18,327	2,741	21,068	13,652	416	922
	栄通	293	12,503	210	12,713	7,741	194	514
	川北	293	23,294	2,148	25,442	18,726	1,014	282
厚別	もみじ台	294	14,169	885	15,054	10,858	232	199
	厚別西	293	18,101	2,532	20,633	12,569	10	412
	厚別南	293	14,854	1,113	15,967	12,016	106	242
	厚別東	293	20,693	514	21,207	16,561	210	603
	青葉	293	7,890	1,122	9,012	3,766	362	848
	しなの	293	16,340	438	16,778	12,161	207	564
	上野幌	293	21,344	0	21,344	16,907	4	369
	もみじ台ふれあい	293	4,576	253	4,829	1,933	482	42
豊平	豊平	293	21,632	4,000	25,632	15,209	614	968
	西岡	293	14,515	577	15,092	11,833	126	307
	平岸	293	8,754	2,344	11,098	2,220	260	1,821
	東月寒	293	17,151	2,331	19,482	13,729	200	282
	福住	293	22,062	1,658	23,720	15,099	369	1,962
	中の島	293	22,139	1,357	23,496	17,456	101	914
	美園	293	13,170	2,201	15,371	9,245	309	333
	月寒	293	16,207	4,659	20,866	12,435	269	355
	西岡高台	293	20,259	441	20,700	15,524	340	262
	天神山	291	21,694	1,929	23,623	12,396	518	2,201
	あやめ野	293	23,024	1,889	24,913	18,745	327	723
	羊丘	293	20,019	26	20,045	15,613	224	226
清田	清田	293	15,607	1,347	16,954	13,032	223	189
	平岡	293	16,608	660	17,268	10,027	432	633
	北野	293	17,805	1,517	19,322	12,406	158	751
	清田中央	293	23,649	962	24,611	18,102	287	78
	里塚	293	14,646	585	15,231	10,508	57	368
	北野台	293	24,746	352	25,098	19,546	336	604
	美しが丘	293	12,708	1,067	13,775	8,992	256	133
	平岡みどり	293	27,874	871	28,745	23,843	74	746
南	澄川	293	23,045	0	23,045	20,144	4	252
	藻岩	294	19,049	2,338	21,387	15,606	163	460
	藤野	295	9,438	842	10,280	5,808	254	283
	真駒内	294	11,796	0	11,796	8,558	170	298
	南の沢	293	11,199	79	11,278	8,041	137	229
	石山	295	17,510	0	17,510	13,383	89	135
	常盤	294	16,292	0	16,292	11,698	114	232
	真駒内五輪	294	25,423	977	26,400	18,788	139	567
	みすまい	294	6,945	273	7,218	4,576	400	109
西	手稲東	293	12,013	2,881	14,894	6,426	273	355
	八軒	293	20,531	2,580	23,111	13,038	581	1,017
	西野	293	20,143	1,965	22,108	14,053	307	340
	発寒北	294	10,911	1,630	12,541	6,507	211	734
	山の手	293	17,120	1,696	18,816	11,075	418	1,225
	二十四軒	293	22,765	729	23,494	16,913	102	521
	発寒	293	32,232	376	32,608	24,972	33	1,375
	宮の沢	293	29,124	1,616	30,740	22,147	281	2,450
	平和	293	14,033	737	14,770	7,710	623	1,119
	八軒北	293	21,367	2,582	23,949	13,805	317	1,202
	発寒南さくら	293	18,693	109	18,802	15,088	238	0
手稲	手稲前田	293	15,143	0	15,143	13,229	0	0
	稲穂	293	19,114	658	19,772	13,960	292	466
	あけぼの	293	23,129	1,336	24,465	19,039	744	151
	富丘	293	17,161	3,344	20,505	12,540	329	324
	西宮の沢	294	18,316	465	18,781	13,695	317	265
	いなづみ	293	12,842	1,758	14,600	9,568	131	965
	前田しらかば	293	11,368	1,318	12,686	5,222	503	1,260
	星置	293	12,604	1,621	14,225	7,386	254	954
	新発寒	293	11,374	1,576	12,950	6,880	280	1,085
	金山	293	11,282	66	11,348	8,794	92	382

※児童クラブ実施日を開館日数としています。

(7) ミニ児童会館館別利用状況（令和４年度）

区	ミニ児童会館名	開館日数（日）	利用者数（人）	うち、児童ｸﾗﾌﾞ出席（人）
中央	資生館小ミニ	293	17,832	16,301
	三角山小ミニ	293	6,631	5,456
	伏見小ミニ	293	17,164	15,581
	幌南小ミニ	293	14,653	10,576
	日新小ミニ	293	21,285	19,543
北	新琴似南小ミニ	288	10,790	9,061
	白楊小ミニ	294	18,516	15,802
	拓北小ミニ	293	9,888	8,564
	新琴似小ミニ	293	22,235	19,286
	屯田北小ミニ	297	12,461	11,145
	太平小ミニ	297	15,771	13,570
	新琴似西小ミニ	293	13,800	7,509
	北九条小ミニ	293	18,254	17,196
	北陽小ミニ	293	16,606	14,912
	屯田西小ミニ	297	26,959	24,639
	鴻城小ミニ	297	22,260	19,697
	新川小ミニ	293	12,877	9,639
	和光小ミニ	293	14,240	11,890
	茨戸小ミニ	293	8,831	7,082
東	札苗小ミニ	294	17,112	14,788
	苗穂小ミニ	294	12,100	10,426
	中沼小ミニ	294	6,361	4,734
	北園小ミニ	294	11,704	9,786
	元町小ミニ	294	22,527	19,923
	東光小ミニ	294	14,263	12,373
	栄小ミニ	294	14,952	12,424
	栄東小ミニ	289	12,855	11,332
	札幌小ミニ	293	10,505	9,092
	伏古北小ミニ	294	14,406	12,107
	元町北小ミニ	294	16,081	14,010
	栄緑小ミニ	294	9,194	6,753
白石	菊水小ミニ	293	12,307	9,769
	北白石小ミニ	293	20,475	17,698
	本郷小ミニ	293	12,066	9,554
	白石小ミニ	293	16,079	13,188
	西白石小ミニ	293	11,352	10,181
	南郷小ミニ	293	17,838	16,037
	大谷地小ミニ	293	16,813	15,291
	平和通小ミニ	293	7,923	6,548
	東橋小ミニ	293	13,183	11,631
	上白石小ミニ	293	14,337	11,133
	北都小ミニ	293	11,544	10,000
厚別	ひばりが丘小ミニ	293	13,523	11,626
	厚別北小ミニ	293	23,550	19,943
	厚別東小ミニ	293	9,370	7,805
	もみじの丘小ミニ	293	9,745	8,084

区	ミニ児童会館名	開館日数（日）	利用者数（人）	うち、児童ｸﾗﾌﾞ出席（人）
厚別	新札幌わかば小ミニ	293	16,286	13,694
	厚別西小ミニ	293	7,671	6,521
	大谷地東小ミニ	293	11,010	9,479
豊平	東山小ミニ	293	17,152	15,082
	西岡小ミニ	293	17,020	14,144
	あやめ野小ミニ	293	9,963	7,598
	東園小ミニ	293	16,643	15,161
	南月寒小ミニ	294	21,429	18,691
	平岸小ミニ	293	24,035	21,815
	豊園小ミニ	293	18,245	15,058
	平岸高台小ミニ	293	12,294	9,683
	旭小ミニ	293	8,486	6,750
	みどり小ミニ	293	12,849	11,386
清田	真栄小ミニ	293	11,208	8,363
	三里塚小ミニ	293	11,309	9,260
	清田緑小ミニ	293	21,390	18,780
	美しが丘小ミニ	293	9,512	8,281
	平岡中央小ミニ	293	18,406	15,440
	北野平小ミニ	293	11,278	9,470
南	南小ミニ	294	12,476	9,093
	定山渓小ミニ	294	1,856	1,266
	澄川南小ミニ	293	13,370	10,213
	藤野南小ミニ	293	9,803	7,790
	藻岩北小ミニ	293	9,451	8,044
	藤の沢小ミニ	293	3,136	2,453
	藻岩南小ミニ	294	4,932	2,988
	北の沢小ミニ	293	5,932	4,964
	澄川西小ミニ	293	9,334	7,895
西	西野第二小ミニ	293	22,643	20,624
	発寒小ミニ	293	18,034	15,331
	西園小ミニ	293	22,740	20,131
	八軒西小ミニ	294	13,578	11,630
	八軒小ミニ	294	14,397	11,673
	手稲東小ミニ	293	18,965	16,236
	琴似小ミニ	293	23,517	19,852
	福井野小ミニ	293	4,803	3,198
	山の手南小ミニ	293	17,698	15,354
	手稲宮丘小ミニ	293	19,518	15,720
手稲	富丘小ミニ	293	15,772	14,433
	前田中央小ミニ	293	17,340	15,198
	星置東小ミニ	293	18,688	15,870
	前田小ミニ	293	11,249	9,034
	新発寒小ミニ	294	13,651	12,056
	新陵小ミニ	293	9,143	8,440

※児童クラブ実施日を開館日数としています。

5　放課後児童健全育成事業

本事業は、放課後帰宅しても適切な保護指導が受けられない留守家庭児童の保護について、保護者と行政がともにその責任を分かち合うという観点で札幌市児童健全育成事業実施要綱を制定し、昭和57年度からスタートした。これは、昭和56年度まで無料であった留守家庭児童会と、これまでの多額の保護者負担のもとで児童育成に当たっていた民間共同学童保育所を一元化して、保護者負担の格差是正、不公平是正を図ることをねらいとしたものである。

この事業の実施に当たっては、留守家庭児童の健全育成事業を行う児童育成会を総括する児童育成会運営委員会を設け、学校施設方式（旧留守家庭児童会）の運営や会費の徴収を行うとともに、民間施設方式（旧民間共同学童保育所）には、その活動に対し一定の助成を行っており、平成元年10月１日には、その助成の基準となる同要綱について、さらに実情に合わせた内容となるよう改正した。

一方、新たに札幌市留守家庭児童対策実施要綱を制定（平成元年10月１日）し、帰宅後家庭に保護者がいない児童の安全を確保し、健全に育成するための留守家庭児童対策として、児童会館内に児童クラブを開設してきた。さらに、平成９年度からは小学校の余裕教室等を活用したミニ児童会館の整備を図り、同様に児童クラブを開設している。

なお、「学校施設方式児童育成会」については、平成11年９月の社会福祉審議会の答申に基づき、順次ミニ児童会館（児童クラブ）への転換を図ってきたところであり、平成20年３月にその全ての転換が完了したことから、廃止となった。このため、現在、本市の放課後児童健全育成事業は、児童会館・ミニ児童会館で開設する「公設民営」の「児童クラブ」と、「民設民営」の「民間児童育成会（旧民間施設方式）」及び「届出のあった民間児童健全育成事業所」の２形態で実施している。

また、民間児童育成会に対する助成金については、今後も適正かつ安定して継続することができる助成制度となるよう、平成20年度に国基準をベースに見直しを行っている。

さらに、児童クラブについては、保護者の多様なニーズに応えるため、平成23年４月から対象学年を拡大（平成23年度：４年生まで、平成24年度：５年生まで、平成25年度：６年生まで）し、平成24年４月から開設時間を延長（延長時間：午後６時から午後７時まで、土曜日・長期休業日の午前８時から午前８時45分まで）するとともに、児童クラブの制度を持続可能なものとするため、同年９月より延長した時間の利用を有料化している。

平成27年４月からは子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、国の基準に基づいて本市も本事業の設備及び運営に関する基準を条例に定めており、放課後児童健全事業の実施にあっては各事業所から届出を受けるなど、国と同じ基準のもと運営を行っている。

(1) 児童クラブ

①　対象

小学生で、放課後帰宅しても保護者が就労などにより不在のため、適切な支援が受けられない児童

②　運営方法

クラブ児童への一定の配慮をしつつ、一般来館児童や異年齢の集団生活を通して互いに交流し合うよう指導する。

③　開設場所（令和５年４月現在）

児童会館109館、ミニ児童会館90館　　　139ページ以降参照

④　事業内容

ア　開設日

日曜日、国民の祝日、振替休日及び年末年始を除く毎日

イ　開設時間

下校時から午後７時まで。学校休業日は午前８時から午後７時まで。

ウ　利用料

午前８時45分から午後６時までの利用については、無料（ただし、傷害保険料として年間1,500円程度の実費負担あり）。

午前８時から午前８時45分、又は午後６時から午後７時までの利用については、月額2,000円（長期休業中のみの利用の場合は、一期間2,000円）。

(2)　民間児童育成会

①　対象（登録児童）

小学生で、放課後帰宅しても保護者が就労などにより不在のため、適切な支援が受けられない児童

②　実施方法

札幌市が各民間児童育成会に対し助成等を行っている。

③　助成箇所数（令和５年４月現在）

43か所（市内の民家等で開設）

④　助成要件（令和５年４月現在）

ア　登録児童数

10人以上（ただし、２年以上継続して開設している児童育成会にあっては、当該年度の５月以降に登録児童数が10人未満となった場合、当該年度については年度内運営支援費を支給している。）

イ　指導員の配置

開設時間中常時２人以上（うち１人以上は一定の資格要件に該当する放課後児童支援員）

ウ　運営内容

入会児童の望ましい交遊関係を育てるとともに、心身ともに健やかに育成するよう適正な遊びや生活の指導を行う。

エ　開所日

地域の実情等を考慮し、原則として年間250日以上開所する。

オ　開所時間

平日は１日平均３時間以上、長期休暇期間などの学校休業日は原則として１日８時間以上

カ　運営主体

５人の委員からなる育成委員会（その地域の児童育成関係者２人以上を含む。）によ

り運営

キ　指導場所

継続的に、一定期間にわたって確保され使用できる場所

⑤　保護者会費

民間児童育成会ごとに設定

(3) 届出のあった民間児童健全育成事業所（届出事業所）

平成27年４月からの子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、助成対象とはならない放課後児童クラブの実施事業者からも届出を受けており、令和５年４月現在、６事業者からの届出を受けている。

(4) 開設状況

①　開設箇所数・児童数（各年度４月末日現在）

年度 / 区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	か所数	登録数	か所数	登録数	か所数	登録数	か所数	登録数	か所数	登録数
児童クラブ	199	19,396	199	21,247	199	20,965	199	22,436	199	22,737
民間児童育成会	46	1,359	46	1,374	45	1,331	43	1,395	43	1,397
届出事業所	7	209	4	170	5	195	6	188	6	232
合　計	252	20,964	249	22,791	249	22,491	248	24,019	248	24,366

②　障がいのある児童の受入箇所数・児童数（各年度４月末日現在）

年度 / 区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	か所数	登録数	か所数	登録数	か所数	登録数	か所数	登録数	か所数	登録数
児童クラブ	158	602	169	672	179	878	183	991	187	1,099
民間児童育成会	29	43	27	45	26	40	30	43	30	49
届出事業所	2	6	2	3	2	2	2	3	2	2
合　計	189	651	198	720	207	920	215	1,037	219	1,150

③　民間児童育成会助成箇所数内訳（各年度４月末日現在）

年度 / 登録児童数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
10～19人	15	15	10	10	9
20～35人	18	16	22	20	22
36～45人	6	7	6	5	6
46～55人	4	6	4	5	2
56人～	3	2	3	3	4
合計	46	46	45	43	43

６　放課後子ども教室事業

子どもたちの安全で健やかな居場所の確保を図るための総合的な放課後対策として、国では平成19年４月に「放課後子どもプラン」、平成26年７月に「放課後子ども総合プラン」、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、国全体の目標として、全ての小学校区において、「放課後子ども教室推進事業※」と「放課後児童健全育成事業」（留守家庭児童のための施策：31ページ参照）を一体的あるいは連携して実施することとしている。

札幌市では、総合的な放課後対策を推進することを目的として、平成20年８月に「札幌市放課後子どもプラン」（計画期間は平成20～22年度）を策定し、「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）」（計画期間は平成23～26年度）「新・さっぽろ子ども未来プラン」（計画期間は平成27～令和元年度）を経て、現在は「第４次さっぽろ子ども未来プラン」（令和２年度～令和６年度）に引き継がれており、児童会館及びミニ児童会館において、児童クラブの子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく育成することを基本として放課後の居場所づくりを行っている。

このほか、児童会館・ミニ児童会館のない小学校や地域において、子どもが安心して活動できる場の確保を図るため、放課後子ども教室推進事業のモデルとして、地域が主体となって運営する放課後子ども教室モデル事業を実施してきたが、ミニ児童会館の整備後についても地域の特殊性などから継続することとし、平成30年度からは放課後子ども教室事業として実施している。

また、平成24年４月からは、余裕教室など整備スペースが確保できない等の状況から当面ミニ児童会館の整備が困難な小学校において放課後子ども館を開設していたが、学校の統廃合やミニ児童会館の開設などにより徐々に減少。最後の一つとなっていた石山東小放課後子ども館についても小学校の統合に伴い、新設校である芸術の森小学校に児童会館を整備したため、令和３年３月で終了した。

今後も教育委員会などの関係部局や関係機関との連携を図りながら、学校や地域の実情等に応じ、放課後の居場所を確保する取組等を推進していく。

※放課後子ども教室推進事業
　全ての子ども（主に小学生）を対象として、安全・安心な活動場所（居場所）を設け、ＰＴＡや町内会などの参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を推進する事業

(1) 実施場所等

施設名	所在地		電話	開設年月
コッポンオリ教室	〒004-0874	清田区平岡4-2　北海道朝鮮初中高級学校内	881-3971	H21.9
西こども館～PEACE～(西札幌ふれあい会館)	〒001-0931	北区新川西1-4　ｽｰﾊﾟｰｱｰｸｽｴｸｽﾌﾟﾚｽ3階	―	H23.3
西こども館～PEACE～(新川公園会館)	〒001-0933	北区新川西3-6	―	H23.3
とよたきこども館	〒061-2273	南区豊滝436-40	―	H27.4

(2) 実施方法

ＰＴＡや町内会が主体となった地域住民団体等に管理運営を委託している。

7　少年の健全育成事業

(1)　少年団体・育成団体

①　少年団体

団体活動・グループ活動に参加することは、自主的な社会参加や連帯意識に目覚めさせ、社会の一員としての自覚を促すという点で、人間形成の重要な時期にある青少年にとって極めて大きな意味を持つことから、少年団体の育成、活動の推進、加入の促進等の支援を行っている。

【札幌市内の主な少年団体】　　令和５年４月１日現在

団　体　名	会員数（人）
公益社団法人　札幌市子ども会育成連合会	19,749
一般財団法人　札幌市スポーツ協会札幌市スポーツ少年団	4,154
一般財団法人　日本ボーイスカウト北海道連盟　札幌地区委員会	283
一般社団法人　ガールスカウト北海道連盟　札幌地区協議会	199
公益社団法人　日本海洋少年団連盟　札幌海洋少年団	16
公益財団法人　交通道徳協会札幌支部　札幌鉄道少年団	52

各種少年団体は、青少年の健全な育成に大きな役割を果たしているが、特に子ども会については現在全市に309の単位子ども会が結成されており、約4,900人の育成者と約14,900人の子ども会員が地域の住民活動と密接に結びついて多彩な活動を展開し、地域ぐるみの青少年育成に極めて大きな成果を上げている。

しかし、子ども会が結成されていない地区も多く、また、中心となる指導者（リーダー）がいないために十分な活動をすることができない子ども会もあることから、子ども会のジュニアリーダー養成のほか、子ども会活動に対する市民の理解を深めるためのＰＲ活動などを行い、子ども会活動の活性化と活動内容の充実を図っている。

②　青少年育成委員会

青少年育成委員会は、地域において青少年の健全育成を推進するため、連合町内会単位（90地区）ごとに設置されており、社会参加や多様な体験機会等の提供、安全・安心の環境づくりに関する活動などを行っている。

また、青少年育成委員会は、地域全体で子どもたちを育むために町内会、学校、ＰＴＡなどの関係団体と連携を図りながら、地域の特性を生かしたさまざまな活動を展開している。

昭和61年４月には、従来の委員個々の活動に主眼を置いた「青少年育成委員」制度から、地域において組織的に活動を行う「青少年育成委員会」制度に変更し、より一層地域に密着した活動を行っている。

ア　青少年育成委員会設置数及び委員定数　　　　　　　　　　　令和５年４月１日現在

区名	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計
設置数（地区）	16	11	10	8	6	9	5	10	8	7	90
定　数（人）	266	245	222	175	116	190	105	161	181	138	1,800
現員数（人）	214	197	195	148	74	151	99	151	148	117	1,494

※　定数の合計には局保留分の１人を含む。

イ　青少年育成委員会委員の任期　…　３年（市長が選任）　※　平成６年度までは２年

ウ　活動内容

(ｱ)　社会参加や多様な体験機会等の提供

・スポーツ（地区運動会等）
・文化、芸術（音楽会・百人一首等）
・レクリエーション（三世代交流会・キャンプ・収穫体験等）
・その他（子どもたちと大人の意見交流会等）

(ｲ)　安全・安心の環境づくり

・地域安全パトロール
・子どもにとって有害な環境の排除活動
・その他（関係団体との情報交換・地域安全マップづくり等）

(ｳ)　研修会・学習会

・区青少年育成委員会委員研修会の開催
・地区青少年育成委員会委員研修会の開催
・関係団体等が実施している青少年健全育成に係る研修会への参加

(ｴ)　広報啓発等

・広報紙の作成・回覧や、地域懇談会・講演会の開催
・関係団体等との意見・情報交換会や、合同行事の実施

③　公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会

（公財）さっぽろ青少年女性活動協会は、昭和54年３月の札幌市青少年問題協議会からの建議（「青少年育成に関する当面の対策について」）に基づき、グループ活動における専門的な指導者（グループ・ワーカー）の安定的な確保と身分保障の確立を目指して、それまで任意団体であった「札幌市グループ・ワーク協会」を母体として、民間と行政が一体となって青少年の健全育成と青少年及び女性の社会参加を促進するために、昭和55年４月１日に設立された（設立当初は（財）札幌市青少年婦人活動協会。平成15年８月１日に名称を一部変更、（財）札幌市青少年女性活動協会とし、平成25年４月１日、公益法人化に伴い（公財）さっぽろ青少年女性活動協会となった。）。

現在では、学校や地域、企業等へ指導者を派遣し、グループ活動に関する専門的な立場からの指導助言や人材育成を行うほか、野外活動やまちづくり活動を通じたさまざまな事業を展開し、地域における青少年育成等に取り組むとともに、多くの市有施設において指定管理業務を担い、市民活動の促進や課題を抱える若者への対応にも取り組んでいる。

ア　事務所　　札幌市西区宮の沢１条１丁目１番10号　宮の沢若者活動センター内

イ　基本金　　10,000千円（令和４年４月現在札幌市が25％出資）

ウ　事　業

(ｱ)　地域活動等事業

a　自主事業

当協会が自主的に行うグループ活動の指導及び指導者の養成業務等や、自主運営施設として滝野自然学園の管理運営等を行っている。

また、子どもの体験活動を通じた健全育成活動を幅広く支援するため、こども基金「さっぽろスマイルキッズ」を設立し、市民活動団体等が行う対象事業に対し、助成を行っているほか、困難を抱える子ども・若者を支援する、こども若者応援基金「さっぽろユースチャレンジ」を設立し、「子ども・若者の居場所いとこんち」の運営等に活用している。

b　受託事業

地域づくり事業等の企画や実行委員会運営、官民諸団体からの依頼に応じて行う指導業務及び指導者の養成業務（児童会館を活用した東区多世代交流事業、ハツキタ防災デイキャンプ）など

(ｲ)　施設管理運営事業（令和５年４月１日現在）

児童会館、ミニ児童会館、こども劇場（こどもの劇場・こども人形劇場）、若者支援総合センター、若者活動センター、定山渓自然の村、札幌エルプラザ公共４施設（男女共同参画センター、消費者センター、市民活動サポートセンター、環境プラザ）、青少年山の家、北方自然教育園

(2)　少年少女国際交流事業

①　シンガポール少年少女交流事業

アジア地域との交流を推進するとともに、国際的視野の広い青少年を育成することを目的に、昭和63年度からシンガポール共和国と相互交流を実施している。

派遣は隔年で行い、派遣年度の翌年度にシンガポール共和国の少年少女を受け入れている。令和４年度は、市内の中学生14人をシンガポール共和国へ派遣する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から往来は中止とし、その代替として、オンライン交流を実施した（令和５年度は、派遣予定）。

②　姉妹都市少年少女交流事業

相互に姉妹都市関係にあるロシア連邦ノボシビルスク市及び大韓民国大田広域市の中高生がワークショップなどを通して交流を深め、相互理解と友好を育むことで、３都市の更なる友好関係の発展と中高生の国際的視野、コミュニケーション能力の養成を図ることを目的に、平成23年度から実施している。

令和４年度については、新型コロナウイルス感染症の影響に加え国際情勢に鑑み、当該事業は実施できなかった。

(3)　心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動

昭和58年４月に校内暴力等の解決を目的として、「青少年非行化防止札幌市民運動」がスタートした。同年、この運動を学校・ＰＴＡ・地域関係団体が連携して推進するために、各中学校区単位に「中学校区非行化防止対策推進会」が発足した。

昭和63年には非行化防止を含めた「健全育成」を目的として、運動の名称を「心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動」と改めるとともに、団体名も「中学校区青少年健全育成推進

会」と改称した。

現在、この市民運動は中学校区青少年健全育成推進会、青少年育成委員会、町内会などが中心となり、「青少年を見守る店」登録推進活動をはじめ、街頭啓発、地区パトロールの実施など広範囲の活動を展開しており、地域全体で青少年の健全育成を進めている。

また、例年７月を「心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動強調月間」とし、諸活動を集中的に実施することにより、関係機関・団体、地域住民等の青少年の健全育成に対する共通の理解と認識を深め、各種活動への積極的な参加を促し、市民運動の一層の充実を図っている。

【心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動強調月間推進事業】

①　地域における子どもを見守る取組の推進

子どもの安全確保、青少年を取り巻く有害環境の排除など、地域が一体となった子どもを見守る取組を推進している。

ア　地区パトロールの実施

イ　「青少年を見守る店」登録推進活動の実施

商店等に対して、登録店であることにより、子どもたちに温かい気持ちと言葉で接することや子どもの成長に悪影響を及ぼすような品物は子どもたちに売らない、見せないことなどを依頼している。

【登録店数の推移】

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
登録店数	5,928	5,829	5,738	5,636

ウ　北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査の実施

エ　インターネット上の違法・有害情報から子どもたちを守るための啓発活動の実施

②　各種研修会の実施等

区民の集い、地区懇談会、研修会等の開催及び街頭啓発活動などを実施し、市民の青少年の健全育成に対する意識の向上を図っている。

(4)　少年育成指導員による指導・相談

喫煙や怠学など子どもの問題行動に対応するため、子ども未来局及び各区役所に少年育成指導員を配置し、駅・バスターミナル・繁華街・商業施設などを巡回して声かけや指導等を行い、子どもが抱えている悩みを少しでも解消できるよう積極的な対話に努めるとともに、地域の諸団体へ青少年の健全育成・非行化防止に向けた取組の支援を進めるほか、子どもの問題行動や友人、親子関係などに関わる各種相談にも対応している。

【指導対象者内訳】　（単位：人）

	未就学	小学生	中学生	高校生	その他学生	有職少年	無職少年	不明	合計
２年度	11	5,501	1,200	215	0	0	2	3	6,932
３年度	5	3,752	820	58	0	3	0	5	4,643
４年度	4	3,777	1,345	79	3	7	1	0	5,216

【指導内容内訳】　（単位：件）

	喫煙	不良交友	遊技場等出入	乱暴	怠学	不健全行為	不健全娯楽	路上危険行為	自転車違反行為	法令違反行為	その他	合計
２年度	18	30	2,082	21	21	0	40	2,577	506	58	1,579	6,932
３年度	18	66	2,050	19	2	0	46	1,451	323	85	583	4,643
４年度	29	19	3,078	31	11	0	71	1,162	271	7	537	5,216

【相談対象者内訳】　（単位：人）

	小学生以下	中学生	高校生	その他学生	有職少年	無職少年	成人	不明	合計
２年度	1	2	5	0	0	0	0	1	9
３年度	0	12	2	0	0	0	0	0	14
４年度	1	6	3	0	0	0	0	0	10

【相談内容内訳】　（単位：件）

	家庭生活	学校生活	不良行為	不登校	個人的な悩み	その他	合計
２年度	1	3	1	3	0	1	9
３年度	0	0	0	2	0	12	14
４年度	2	1	0	6	0	1	10

(5)　子どもの権利の推進

①　子どもの権利の普及啓発

平成20年11月に、子どもの権利についての理解を深め、市及び市民が一体となって子どもの権利の保障を進めることを目的として、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」（以下「条例」という。）を制定し、翌21年４月１日に施行した。

子どもの権利の普及啓発の取組としては、「さっぽろ子どもの権利の日」(毎年11月20日）を中心とする啓発事業のほか、小中学生への学校授業でも活用できるパンフレットの配布や乳幼児の保護者向けリーフレットの配布など、子どもから大人まで広く市民に向けた普及啓発・理解促進の取組を行っている。

また、「子ども議会」等の市政に子どもの意見を反映する取組や、子どもたちが他都市の子どもたちと話し合い、交流する「子ども交流事業」を実施するなど、子どもの意見表明や参加の取組を進めている。

【子ども議会】

子ども議会は、子どもの意見表明権等を体現する場として平成13年度から開催している。現在は、子どもたちが子ども議員として、それぞれ５人程度のグループに分かれ、およそ３か月に渡り話し合いや勉強会を行い、札幌市に対する提案事項をまとめている。

令和４年度は子ども議員23名が、９名の高校生・大学生のサポートの下、自ら設定した市政に関わるテーマについて議論し、まとめた意見についてテーマごとのスライド資料を作成し、市長に直接報告した。また、市長報告会の様子は広報部YouTube公式チャンネルSapporoPRDで一般公開した。

開催年度	議員数	委員会等開催回数	提案内容
令和２年度	10人 ・小学生７人 ・中学生３人	４回	・いじめ・学校教育 ・人間と動物の関係と動物の保護活動 ・食品ロス
令和３年度	17人 ・小学生15人 ・中学生２人	６回	・地球温暖化と気候変動について ・公共の場が、障がいのある方や高齢者の方にとって、使いやすい場所にするためには
令和４年度	23人 ・小学生17人 ・中学生６人	５回	・救急隊アプリの機能強化 ・観光客向けホームページの改善 ・いじめ相談などをしやすくする学校での取組 ・ヒグマと共存できるための様々な取組 ・森林を適切に管理するための様々な取組

※　回数には令和２年度は書面会議と発表、令和３年度はオンラインでの会議と発表、令和４年度は市長報告会を含む。

②　第３次札幌市子どもの権利に関する推進計画

条例第46条に基づき、同条例の理念の実現に向け、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるため、札幌市子どもの権利委員会からの答申を踏まえて「札幌市子どもの権利に関する推進計画」を平成23年３月に策定した。

令和２年３月には、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とする「第３次札幌市子どもの権利に関する推進計画」を、札幌市の子ども・子育てに関する総合的な計画である「第４次さっぽろ子ども未来プラン」と一体的に策定した。

「第３次札幌市子どもの権利に関する推進計画」

【基本理念】
「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」
【基本施策】
1　子どもの権利を大切にする意識の向上
2　子どもの参加・意見表明の促進
3　子どもを受け止め、育む環境づくり
4　子どもの権利侵害からの救済

③　札幌市子どもの権利委員会

札幌市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証することを目的に、条例第47条に基づく市長等の附属機関として設置しており、子どもの権利に関する施策の検証を行っている。委員は、条例で、学識経験者のほか15歳以上の子どもを含む市民のうちから委嘱することと規定しており、原則３名の高校生が委員に就任している。

(6)　子どもの学びの環境づくり

①　フリースクール等民間施設事業費補助事業

不登校の原因は複雑多岐にわたり、中には学校復帰が困難な子どもも少なからず存在する。フリースクール等の民間施設は、このような子どもたちの受け皿となり、子どもたちの社会的自立に重要な役割を担っていることから、児童生徒の指導体制の整備、教材や体験学習等に係る当該経費の一部を助成する「札幌市フリースクール等民間施設事業費補助要綱」を制定し、子どもたちの学びの環境の充実を図っている。

【補助概要】

補助メニュー		補助額（上限）
配置職員の充実	必要職員の確保	新規に配置する職員１名につき1,260千円 （日額上限6,000円×210日）
	カウンセラー配置	600千円（時給上限5,000円/ｈ×２ｈ×60日）
活動の充実	教材・教具の整備、体験学習・実習費	800千円
	施設借上料	600千円（月額上限50,000円×12月）

※　１団体当たりの年間補助限度額は、児童生徒８名以下の場合1,600千円、９名以上の場合2,000千円17名以上の場合2,400千円、25名以上の場合2,800千円、33名以上の場合3,200千円。

※　補助事業者は、上記補助メニューのうちから現状に即したものを選択し、組み合わせ可能。

②　新型コロナウイルス感染症対策事業費臨時補助事業

フリースクール等民間施設が新型コロナウイルス感染症対策として必要な予防策を講じることができるよう、「札幌市フリースクール等民間施設における新型コロナウイルス感染症対策事業費臨時補助金交付要綱」を制定し、令和２年度より補助事業を実施している。

【補助概要】

令和２年度：１団体につき550千円

令和３年度：１団体につき300千円

令和４年度：１団体につき300千円

費目	内容
消耗品購入費	新型コロナウイルス感染症対策のために必要な消耗品（ハンドソープ、手指消毒用アルコール、施設消毒用洗剤、子ども用マスク等）
備品購入費	新型コロナウイルス感染症対策のために必要な備品（非接触型体温計、空気清浄機、暖房機器（換気に係るもの）、パーテーション、ビニールカーテン等）
職員が新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するための経費	・通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴うコロナ対策手当等 ・職員が勤務時間外に消毒・清掃等行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金 ※手当等の水準は、社会通念上適当と認められるものであること
その他	その他、特に必要と認められる経費

※　令和５年５月より新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行したため、令和５年度の補助概要については変更予定。

(7)　その他少年健全育成事業

①　優良青少年及び青少年育成者表彰

「札幌市優良青少年及び青少年育成者表彰」制度は、昭和41年に善行青少年表彰として創設されたものを、昭和47年度から青少年と青少年団体に加え、青少年育成者をその対象とするよう改変し、現在に至っているものである。

この表彰は、札幌の青少年の健全な活動を推進し、地域社会の健全育成に寄与している青少年及び青少年団体並びに青少年の育成指導に貢献している育成者に対し、その功績をたたえるとともに、以後の活動を期待して表彰するものであり、これまでに2,578件の表彰を行った。（青少年847人、青少年団体531団体、青少年育成者1,200人）

②　こどものまち「ミニさっぽろ」

本市の将来を担う子どもが、就労体験を通して働くことの楽しさや大切さ、世の中の仕組みなどを学ぶとともに社会性や協調性、自立心を養う機会とし、子どもの健全な成長に資すること、また、子どもが主体的に「ミニさっぽろ市」という疑似空間に参加することにより、市民自治意識の涵養を図るとともに札幌市民憲章の普及・啓発の機会とすることを目的に実施している。

事業内容は、市内及び近郊に住む小学校３・４年生を対象とする参加者が、仮想のまち「ミニさっぽろ市」での擬似的な就労体験により地域通貨の給料を得て、消費生活等の市民体験を行う。なお、源泉徴収により給料から市税を納めさせることで、参加者自身の就労活動が市の運営に寄与することを理解させるとともに、その給料の使途など市内における行動は参加者自身が自由に決定することで自主性を養う。実施に当たっては、企業協賛金のほか各ブースの企画運営を含め、積極的に企業の協力を得るとともに、学生や小学校５・６年生等の市民ボランティアの協力により、民間との協働を実現し、効率的な事業実施を図っている。

令和４年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止としていたが、令和５年度はアクセスサッポロにて、９月30日（土）・10月１日（日）に実施を予定している。

③　プレーパーク推進事業

プレーパークは、大人が決めたルールやプログラムではなく、子どもが自由な発想で遊びを展開できる機会や場所を作る活動で、「冒険遊び場」とも呼ばれている。

地域住民等が主体となって開催･運営を行う活動であることから､担い手を発掘し市民の理解･協力を得るため、積極的に普及啓発を行うとともに、活動の円滑な実施や定着を図るための活動支援等を実施している。

令和４年度は､10団体がプレーパーク事業実施団体として登録し､活動助成を受け､プレーパークを140回開催、延べ7,104人が参加した。また、普及啓発事業として、プレーリーダーを団体からの希望に応じて派遣し、プレーパークのノウハウを提供する出張プレーパーク事業や体験プレーパーク事業、プレーパークの出前講座等を実施し、延べ11,920人が参加した。

④　「子どもの体験活動の場」事業

平成24年３月に閉校した旧真駒内緑小学校の校舎・体育館等の一部を活用し、子どもの自主性と社会性を育むことを目的に、多様な体験機会を子どもに提供する場として平成26年度に整備するとともに、公募型プロポーザルにより事業者を選定し、平成27年４月より開設した。

ア　概要

(ｱ)　名称　　子どもの体験活動の場「Ｃｏミドリ（こみどり）」※Coミドリは愛称

(ｲ)　所在地　　札幌市南区真駒内幸町２丁目２－２（℡ 213-0906）

(ｳ)　開館時間　　水～日曜日（祝日含む）10:00～16:00
市立小学校の夏・冬・春休み期間中の水～日曜日(祝日含む）10:00～16:00
（12月29日～１月３日除く）

(ｴ)　運営事業者　　公益社団法人札幌市子ども会育成連合会

(ｵ)　運営形態　　土地及び建物の貸付と補助金の併用

イ　利用状況（令和４年度）

事業	年間利用者数	開催回数	平均利用者数
プレーパーク	9,196	177	52
子ども事業	3,139	68	46
合計	12,335		

⑤　ジュニアリーダー養成研修

地域の子どもの活動等の中心としてふさわしい資質を持ったジュニアリーダーを育成することで、地域の活動の円滑化・活性化を図り、もって地域の子どもの健やかな成長を推進することを目的に実施している。

また、ジュニアリーダー養成研修のための事業用地として、市内３か所に青少年キャンプ場を設置している。

【青少年キャンプ場の概要と利用状況】

名　称	開設年月	定　員（人）	面　積（㎡）	利用状況 令和４年度 団　体	利用状況 令和４年度 人　数	開設期間 令和４年度	開設期間 令和５年度
豊平区西岡青少年キャンプ場	昭和54年７月	100	76,987	3	70	7/23～10/1	6/17～10/1
厚別区小野幌青少年キャンプ場	平成12年６月	100	10,547	5	186	7/23～10/1	6/17～10/1
手稲区青少年キャンプ場	平成3年10月	100	33,131	5	131	7/23～10/1	6/17～10/1

※　研修事業使用時以外には、子どもの健やかな成長を推進することを目的としている青少年を主体とする団体やグループ等による利用を認めている。

※　令和４年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、キャンプ場の利用を制限した。

(8)　少年関連施設

①　こども人形劇場「こぐま座」

子どもたちに夢のある人形劇を提供し、豊かな情操を育むとともに、人形劇団やサークル、グループなどを育成することを目的とし、昭和51年７月に中島児童会館に隣接して開館した。公立の人形劇専門の劇場としては全国初の施設である。道内外の劇団により、毎週土、日及び祝日に公演する一般公演と、子どもたちの春・夏・冬休み期間に開催する特別公演が行われている。

ア　施設の概要

(ｱ)　所在地　　札幌市中央区中島公園１番１号中島公園内（℡　512-6886）
(ｲ)　建築面積　　137.17㎡（ホール定員　90人）
(ｳ)　構造　　鉄骨造一部木造平屋建
(ｴ)　利用時間　　９時00分～22時00分（日曜日：９時00分～17時00分）
(ｵ)　休館日　　毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、12月29日～１月３日
(ｶ)　利用料金

単	位	利　用　料　金
１回の公演につき	同一のプログラムによる上演が１回の場合	入場料等の総額の５％に相当する額
	同一のプログラムによる上演が２回以上の場合	入場料等の総額の10％に相当する額

(ｷ)　その他　　楽屋、美術工作室等は、中島児童会館施設を利用
(ｸ)　管理運営　　（公財）さっぽろ青少年女性活動協会（指定管理者）

イ　利用状況

利用区分など／年度	観劇者数（人）				出演者(リハ含)(人)(B)	研修・見学(人)(C)	利用者総数(人)(A+B+C)	上演回数	上演日数	仕込みリハ・研修日数
	３歳以下(無料)	招待	有料	計(A)						
2年度	1,049	134	1,795	2,978	993	6,374	10,345	104	75	104
3年度	625	158	3,499	4,282	1,152	7,493	12,927	142	94	127
4年度	2,322	390	6,279	8,991	2,196	13,664	24,851	193	123	152

ウ　主な事業

人形劇の質的向上を図り、市民に人形劇を定着させることを目的として、多くの団体に公演の機会を提供しているほか、人形劇の初心者向けに人形の制作や舞台美術・脚本等を指導する講習会を開催している。

事業名	回数（回） （公演事業はステージ数）	４年度参加者数（人） （公演事業は観客者数）
公演事業 （幼児のための小さな劇場、こぐま座特別公演他）	221	4,711
講座等の育成事業 （初心者のための人形劇講座、腹話術初心者入門講座他）	76	489
こどもの舞台表現活動の推進 （こども人形劇団、パペットスクール）	82	882
中島児童会館との協働事業 （こどもまなび塾、あそびの劇場他）	50	1,260
地域、他団体との交流事業 （児童会館特別公演、アウトリーチ事業他）	44	3,494
その他 （人形劇公演観劇スタンプラリー他）	通年	16,647 （うちMASOBO利用2,507）

②　こどもの劇場「やまびこ座」

人形劇、児童劇等の分野における創作、発表、鑑賞などを通して、子どもたちの情操のかん養を図り、もって子どもの健全育成に資することを目的に、昭和63年８月に開館した。

この劇場は、ホールのみの施設である「こぐま座」と比較して、美術工作室、研修室などの施設が充実しているため、人形劇や児童劇などの上演のほか、人形や舞台のセット作りや人形展示など多彩な利用が可能である。

ア　施設の概要

(ｱ)　所在地　　札幌市東区北 27 条東 15 丁目（℡ 723-5911　FAX 723-5934）

(ｲ)　敷地面積　　4,401.24 ㎡

(ｳ)　建築面積　　1,032.47 ㎡（ホール定員 300 人）

(ｴ)　延床面積　　1,495.37 ㎡

(ｵ)　構造　　鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造地下１階建２階建

(ｶ)　利用時間　　９時 00 分～22 時 00 分（日曜日：９時 00 分～17 時 00 分）

(ｷ)　休館日　　毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、12 月 29 日～１月３日

(ｸ)　管理運営　　（公財）さっぽろ青少年女性活動協会（指定管理者）

(ｹ)　利用料金

【育成団体等が公演のためホールを利用する場合】

単	位	利　用　料　金
１回の公演につき	同一のプログラムによる上演が１回の場合	入場料等の総額の５％に相当する額
	同一のプログラムによる上演が２回以上の場合	入場料等の総額の10％に相当する額

【その他の使用の場合】

使用時間 種　別	午　　前 午前９時から 正午まで	午　　後 午後１時から 午後５時まで	夜　　間 午後６時から 午後10時まで	全　　日 午前９時から 午後10時まで
ホ　ー　ル	13,000円	19,000円	20,700円	50,500円
会　議　室	1,100円	1,600円	1,800円	4,300円
研　修　室	2,200円	3,200円	3,500円	8,600円
美術工作室	2,500円	3,700円	4,000円	9,700円

イ　利用状況

【ホール等利用者】

利用区分など 年度	観劇者数（人）				出演者（リハ含）（人）(B)	研修・見学（人）(C)	ﾎｰﾙ利用総数（人）(A+B+C)	上演回数	上演日数	仕込みリハ・研修日数
	３歳以下（無料）	招待	有料	計(A)						
２年度	812	662	4,375	5,849	4,914	378	11,141	138	100	95
３年度	926	704	6,121	7,751	5,819	54	13,624	144	97	108
４年度	1,530	923	10,502	12,955	8,361	94	21,410	195	137	131

【総利用者】

室名 年度		ホール等	会議室	研修室	美術工作室	図書室等	（上段）件数 （下段）総利用者数
定員 面積		300人 370㎡	16人 40㎡	40人 80㎡	48人 90㎡		
２年度	件数	439	249	326	374	—	1,388
	利用人員	11,141	1,208	3,822	3,778	5,056	25,005
３年度	件数	438	220	275	384	—	1,317
	利用人員	13,570	1,208	3,075	3,683	4,584	26,120
４年度	件数	2,207	253	485	539	—	3,484
	利用人員	21,316	2,460	5,705	4,910	8,605	42,996

ウ　主な事業

人形劇等各種講習会のほか、やまびこ座プロデュースによる児童劇公演や人形劇祭等、幅広い子ども文化の普及活動を行っている。

事業名	回数（回） (公演事業はステージ数)	４年度参加者数(人) (公演事業は観客者数)
公演事業 （リフレッシュオープン記念特別公演他）	203	12,903
各種講座等の育成事業 （初心者のための人形劇講座、人形浄瑠璃講習会他）	322	1,773
こどもの舞台表現活動の推進 （やまびこ座遊劇舎、劇☆やまびこ座YOUTH他）	217	2,029
地域との共生およびアウトリーチ活動 （読み語りの会、被災地支援活動他）	105	3,009
展示事業・その他 （人形劇公演観劇スタンプラリー他）	通年	3,165

8　若者支援事業

札幌市では、明日の社会を担う若者の社会的自立の実現を目標として、平成21年４月に「札幌市若者支援基本構想」を策定し、平成22年４月には、「若者支援総合センター」及び「若者活動センター」からなる若者支援施設を設置した。その後、基本構想は令和元年度をもって取組期間を終了したが、令和２年度からは引き続き第４次さっぽろ子ども未来プランにおいて「社会的セーフティネット」「若者同士の交流、仲間づくり」「社会参画」の３つの視点を施策の方向性に掲げ、若者の社会的自立を総合的に支援する取組を行っている。

(1)　若者支援施設

若者支援施設は、若者の社会的自立を総合的に支援することにより、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として、平成22年４月に勤労青少年ホーム及び青少年センターを活用して設置した施設。

このうち、若者支援総合センターは、若者支援の中核施設としての役割を担い、主にひきこもり、ニートと呼ばれる若者など社会生活を円滑に営むうえで困難を有する若者の社会的自立を支援している。

同センターは、平成22年９月に子ども・若者育成支援推進法に基づき、困難を有する若者の社会的自立促進のため設置された「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」の調整機関となっており、事務局として中心的な役割を果たしている。

また、若者活動センターは、若者同士の交流や若者の社会参加のきっかけづくりを行うため、地域ごとに設置している施設であり、現在、アカシア若者活動センター、ポプラ若者活動センター、豊平若者活動センター、宮の沢若者活動センターの４館を設置しているほか、若者支援総合センターにも活動センターとしての機能を持たせている。

施設の管理運営は、（公財）さっぽろ青少年女性活動協会を指定管理者に指定し行っている。

【若者支援施設利用者数】

年度	合計利用者数（人）					
		自立支援事業	交流促進事業	社会参加促進事業	ロビー利用	貸室利用
令和３年度	105,806	14,589	9,706	6,008	11,287	64,216
令和４年度	218,232	17,191	16,975	7,085	27,079	149,902

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の期間で臨時休館とした。
・令和３年５月３日～令和３年７月10日（令和３年４月24日～令和３年５月２日は夜間休止）
・令和３年８月２日～令和３年９月30日（令和３年７月23日～令和３年８月１日は夜間休止）

(2)　事業内容

①　若者の自立支援事業

ア　対象

ひきこもりやニートなどの社会生活を円滑に営むうえで困難を有する主に30代までの若者

イ　実施施設

若者支援総合センター

ウ　内容

(ｱ)　相談業務

総合相談窓口を設置し、キャリアカウンセラーや社会福祉士などの相談員が若者本人やその家族などからの相談に応じている。

また、来所による相談では相談者の状況に合わせたサポートを実施し、支援プログラムや他の専門機関との連携を通した支援も含め、自立までの行動計画を立てる。

【総合相談窓口】

電話相談・来所による相談（要電話予約）：月曜日～土曜日　10時～18時

メール相談：随時（詳しい相談は原則、電話もしくは来所）

【相談件数】

年度	相談件数（件）								
		総合相談件数				継続相談件数			
			来所	電話	メール		来所	電話	メール
令和３年度	7,125	980	199	620	161	6,145	2,623	2,747	775
令和４年度	7,947	937	214	562	161	7,010	3,320	2,609	1,081

(ｲ)　自立支援プログラムの実施

自立までの行動計画に基づき、グループ炊事や軽い運動で基礎的な生活習慣と社会性を身に付け、仕事体験やセミナーにより就業につなげていく。

【主なプログラム内容】

グループプログラム	定期的な外出の機会作りから個別の目標に向けた就労体験・就職活動まで、一人ひとりの能力にあったプログラムにより自立に向けた段階的な支援を行う。
各種セミナー	ビジネスマナーやストレスマネジメントなど、就労や就職活動に向けたセミナーを実施し、参加者が得たいスキルを自主的に補える機会を提供する。
キャリアアップ応援プログラム	就労を始めた利用者に対し、就労決定後のフォローアップとして交流会や職場報告会を開催する。
家族向けプログラム	本人の来所が困難な状態にある家族を対象として、間接的な本人支援の場として座談会や学習会を開催する。

(ｳ)　その他

ひきこもり等、来所が困難な若者への間接的な支援を目的とした親の会や定時制高校への訪問相談のほか、企業等での職業体験機会を増やすための社会体験機会創出事業、学校教育から離れた若者に対し、早期から進路決定のための支援を行う中学校卒業者等進路支援事業などに取り組んでいる。

また、平成30年度から、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度認定試験の合格や高校入学を目的とした学習相談・学習支援を行う若者の社会的自立促進事業（まなぷらっと）を実施している。

(ｴ)　自立支援事業の登録者数と進路決定

年度	自立支援新規登録者数	うち進路決定者数（人）				
			就職	職業訓練	進学	その他
令和３年度	304	157	142	2	13	0
令和４年度	392	209	187	2	20	0

②　若者同士の交流促進事業

若者支援施設では、若者が豊かな社会性を身に付けることを目的として、主に15歳から34歳までの若者に対する仲間づくりや活動を始めるきっかけとなる各種講座等を開催するとともに、市内で活動しているサークル・団体やイベントを紹介している。

また、他の団体との交流などを図れるよう、若者で構成する団体によるネットワークを構築している。

【若者団体ネットワークの構築】

令和４年度若者団体ネットワーク登録団体数　　1,353団体

合計登録者数　　11,873人

③　若者の社会参加促進事業

若者支援施設では、若者の主体的な地域の社会活動への参加を促進するため、主に15歳から34歳までの若者に対して、ボランティア体験会やまち活性化イベントのスタッフ養成講座などを開催し、新たな活動を始めやすい環境を提供している。

また、まちづくりやボランティアなどに関心のある若者が力を発揮する場として、地域で活動する団体やイベントなどの情報を幅広く提供している。

(3)　さっぽろ子ども・若者支援地域協議会

札幌市では、平成21年に制定された子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成22年９月に「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」を設置し、関係機関同士の連携を図っている（現在23機関・団体で構成）。協議会においては、年１回の代表者会議、年４回の実務者会議のほか、随時ケース検討会議を実施し、効果的な支援方策の検討を行っている。

(4)　ひきこもり対策推進事業（参考）

札幌市では、ひきこもり専門の第一次相談窓口として、平成27年10月に「札幌市ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもりの状態にある本人及びその家族に向けた支援を行っている。また、平成30年度から、ひきこもり状態にある本人やその家族等が集まり交流する集団型支援拠点「よりどころ」を実施し、ひきこもりに悩む方に対する支援の充実を図っている。

ひきこもり対策推進事業については、令和元年度まで子ども育成部が所管していたが、平成30年度に実施した「市民の生活に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」において、中高年層のひきこもりが若年層と同程度の割合で存在するとの推計値が明らかとなったことを踏まえ、より包括的な支援体制を構築するため、令和２年度から保健福祉局障がい保健福祉部が所管している。

9　私学助成（小学校、中学校及び高等学校）

学校法人のうち私立小学校、中学校、高等学校に対し、「札幌市私立学校助成規則」等に基づき、私立学校の健全な発展と私立学校教育の振興を図ること等を目的とした助成事業を実施している。

(1)　私立学校教育振興補助金

小学校、中学校及び高等学校に対して、教材教具・備品の購入・修繕、施設設備の小規模工事・修繕等に係る費用の一部を補助する事業（市独自事業。昭和31年～）。

令和５年度からは、新たに、ふるさと納税制度を活用した寄附金を財源とした補助制度を創設し実施している。

10　子どもの貧困対策

(1)　札幌市子どもの貧困対策計画

札幌市では、子どもが生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながら、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指して、「札幌市子どもの貧困対策計画」を平成29年度に策定し、庁内関係部局が連携のうえ、子どもの貧困対策に取り組んでいる。

第１次計画期間終了後も、計画的・総合的に子どもの貧困対策を進めていくため、令和５年度中に第２次計画を策定することとしている。

(2)　子どものくらし支援コーディネート事業

「札幌市子どもの貧困対策計画」において、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげることを、特に推進すべき取組と位置づけており、その具体的な取組として、平成30年８月から「子どものくらし支援コーディネート事業」を実施している。

①　事業概要

子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や学習支援会場、子ども食堂など子どもの居場所を巡回し、区役所や学校など関係機関とも連携しながら、困難を抱える子どもや家庭を必要な支援につないだり、重層的な見守りにつなげている。

②　支援対象者

経済的な問題や、家庭環境等さまざまな困難を抱えていることにより、成長や将来的な自立に向けて困難な影響が生じている状態にある子ども、若者やその家族。

③　子どもコーディネーターの配置状況等

ア　実施体制

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会に委託

イ　配置場所

札幌市若者支援総合センター内

ウ　相談受付時間

10時～18時（土日祝休日、年末年始、休館日を除く）

エ　配置人数及び巡回対象地区

令和５年４月現在、７名体制、市内全域を巡回

オ　相談受理

	相談受理件数	支援継続件数（※年度末時点）
平成 30 年度 ※8 月から事業開始	374 件	292 件
令和元年度	460 件	738 件
令和２年度	288 件	605 件
令和３年度	293 件	687 件
令和４年度	188 件	584 件

11　子どもの居場所づくり支援事業

子ども食堂などの子どもの居場所づくり活動は、無料又は低額で食事や安心して過ごせる居場所を提供するとともに、地域の大人と子どもが食事や様々な体験、交流を通じて関わる中で、行政だけでは把握しきれない潜在的な課題を早期に発見する契機となっている。

札幌市では、こうした活動を支援するため、運営団体を対象とした補助を行っている。

(1)　札幌市子ども食堂活動支援補助金

子ども食堂など食事の提供に加えて子どもの居場所づくりをする活動で、新たに開始する場合、又は内容の拡充や機能の強化を図って取り組む事業に対し経費の一部を補助。

①　対象経費

物品・教材購入費、会場使用料、普及啓発費、保険料などの経費

②　補助金額

10 万円以内／年、補助率：対象経費の 2/3 以内

(2)　札幌市子どもの見守り強化事業補助金

地域で子どもたちを見守る環境を強化するため、子どもたちに食事の提供、学習支援又は生活支援指導等の支援活動を実施する子ども食堂等の団体に対し、訪問による状況把握や居場所を通じた見守り活動にかかる経費を補助。

①　対象経費

人件費、食材購入費、運搬費、物品・教材購入費、会場使用料、普及啓発費などの経費

②　補助金額

補助単価

ア　子どもの居場所での状況把握１件当たり：1,000 円

イ　訪問による状況把握１件当たり：1,500 円

補助金額＝アの実績件数（1,000 円×年間延べ件数）＋イの実績数（1,500 円×年間延べ件数）【50 万円以内/年】

ただし、対象経費の合計額が補助金額に満たない場合は、対象経費の合計額を限度とする。

(3)　札幌市子ども食堂食材費高騰対策特別支援金（令和４年度）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、食材費等の物価高騰に直面する子ども食堂が活動を継続できるよう支援することによって、子どもが安心して過ごすことができる居場所を

維持することを目的として、子ども食堂に対し、支援金を給付。

①　支援金額

開催回数	支援金の額
１か月から２か月に１回	50,000 円
１か月に２回以上	100,000 円

12　ヤングケアラー支援推進事業

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもであるヤングケアラーを支援するため、令和３年度に行った実態調査の結果を踏まえ、令和４年度より以下の取組を実施している。

(1)　ヤングケアラー相談サポート事業

①　相談支援事業

ヤングケアラー本人のほか、その家族や関係する職員、地域関係者等から広くヤングケアラーに関する相談に応じ、家庭の状況に応じた助言や適切な福祉サービス、就労支援サービス等へのつなぎ支援を実施する。

ア　相談方法

対面、オンライン、電話、メール、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

イ　相談対応時間

原則、年末年始、祝日等を除く月曜日から土曜日の 10 時から 18 時まで。

ただし、ＳＮＳを活用した相談については 10 時から 19 時まで。

②　交流サロン事業

実態調査で明らかとなった相談ニーズを受け、ヤングケアラーが気軽に悩みを打ち明けられ、当事者同士が交流し情報交換し合える居場所機能を持つ交流サロンを実施する。

ア　定期開催型サロン

開催日、時間、場所を固定したサロンを年 12 回開催する。

イ　出張開催型サロン

アウトリーチにより、ヤングケアラーと思われる子どもを把握し、定期開催型サロンなどの支援につなげることを目的とした出張開催型サロンを、市内各所で年 12 回開催する。

(2)　研修等の開催

ヤングケアラーの早期発見・把握等の支援体制の強化を目的として、福祉、介護、医療、教育等ヤングケアラーを発見する機会のある関係職員等を対象とした研修を開催。

令和４年度は、基礎研修（オンライン 140 人・アーカイブ配信 363 人）、実践研修（集合研修・全４回実施）98 人の参加があった。

令和５年度は北海道との共同開催を予定し、基礎研修（オンデマンド）、応用研修①、応用研修②の３部構成での開催を検討している。

1　児童福祉事業（子ども・子育て支援新制度関係を除く。）

(1)　母子生活支援施設等（各施設については「Ⅶ　施設一覧」（117ページ～）を参照）

（117ページ～）

①　母子生活支援施設

配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合に、その女子と児童を入所させて保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

市内に５施設、定員合計100世帯

②　助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。

市内に５施設（定床数12床）

(2)　各種手当・給付事業

①　児童手当

子育て世帯の生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな育みを支援することを目的として、中学校修了前（15歳到達後最初の年度末）までの児童を監護し、かつ、その児童と一定の生計関係にある父又は母等に児童手当を支給する。

※　公務員には所属している官公庁から支給される。

【児童手当支給額】児童一人につき　別表のとおり

３歳未満	月額15,000円
３歳～小学校修了前	月額10,000円 （第３子以降は15,000円）
中学生	月額10,000円
（施設等入所、里親委託の場合） ３歳未満 ３歳～中学校修了前	月額15,000円 月額10,000円

※　所得制限限度額以上の場合、月額5,000円
※　所得上限限度額以上の場合、受給資格なし

【令和５年３月31日現在受給者数】

受給者数（世帯数）	児童数（人）
119,127	186,853

【予算・決算見込み】

令和４年度決算見込み	24,259,515千円
令和５年度予算	24,011,510千円

②　児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭又は父子家庭等の生

活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、次に該当する児童を監護する母、父又は養育者に、児童が満 18 歳に到達した日以降、最初の年度末まで児童扶養手当を支給する。（障がいのある児童の場合は 20 歳に到達した日の月分まで）

ただし、所得制限、公的年金等との併給制限又は支給開始から５年経過等によって手当額の一部又は全部が支給されないことがある。

【児童扶養手当該当事由】

父母が婚姻を解消した児童	父又は母が死亡した児童
父又は母に重度の障がいがある児童	父又は母の生死が不明な児童
父又は母が１年以上遺棄している児童	父又は母が１年以上拘禁されている児童
母が婚姻によらないで出産した児童	父母とも不明である児童
父又は母が裁判所から DV 保護命令を受けた児童（平成 24 年８月から）	

【児童扶養手当支給額（令和５年４月現在）】

１人目の児童		２人目の児童	３人目以降の児童
全部支給	一部支給		
44,140 円	所得に応じて、44,130～10,410 円の範囲内	所得に応じて、10,420 円～5,210 円の範囲内で加算	所得に応じて、１人につき 6,250 円～3,130 円の範囲内で加算

【令和５年３月31日現在受給者数】

受給者数（世帯数）	児童数（人）
17,409	24,812

【予算・決算見込み】

令和４年度決算見込み	8,389,433千円
令和５年度予算	8,177,926千円

③　札幌市災害遺児手当及び入学等支度資金

災害による遺児を扶養している者に災害遺児手当並びに災害遺児入学及び就職支度資金を支給することにより、遺児に将来への希望を与え、健全な育成を助長するとともに、福祉の増進を図る。

災害遺児手当は、義務教育終了までの遺児を扶養している保護者に、入学等支度資金は、遺児が小中及び高等学校等に入学する際、又は中学校等卒業後就職する際に当該遺児を扶養している保護者に支給する。

【支給額】

手当	１人につき　月額　4,000円
支度資金	１人につき　１回　20,000円

【令和４年度受給者数】

受給者数（世帯）	64	
児童数（人）	手当	90
	支度資金	29

【予算・決算】

令和４年度決算見込み	4,804千円
令和５年度予算	4,738千円

④　札幌市特別奨学金

特別奨学金は、生活が困難となっている世帯の生徒に対し、技能を習得するのに要する学資を支給し、その世帯の経済的自立を図ることを目的とするもの。生活保護を受けている、又は生活保護を必要とする状態にある世帯の生徒で、技能の習得を目的に、高等学校の職業学科や特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程等）、各種学校（高等学校相当過程）等で学ぶ者に支給する。特別奨学生は、生徒からの申請に基づき、年度ごとに選定する。

【支給額】

	公　　立	私　　立
技能習得資金	月額　　5,000円	月額　　8,000円
支 度 資 金	入学時　10,000円	入学時　15,000円

【令和４年度実績】

受給者数	146人

(3)　ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）・寡婦福祉事業

①　母子・婦人相談員

各区に母子・婦人相談員を配置（全区で計18名）し、次の業務を行っている。

ア　母子・父子・寡婦自立支援関係

ひとり親家庭及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うほか、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

【令和４年度実績】

相談受付件数(延べ)	2,888件

イ　母子父子寡婦福祉資金の償還指導関係

母子父子寡婦福祉資金の貸付けに係る相談・指導及び貸付金に係る償還促進業務を行う。

【令和４年度実績】

相談受付件数(延べ)	4,117件

ウ　婦人保護関係

婦人保護事業の対象となる要保護女子等につき、その早期発見、相談、調査、指導及びこれに付随する業務を行う。

【令和４年度実績】

相談受付件数(延べ)	3,848件

②　母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するための貸付制度。

制度の運用に当たっては、特別会計を設けている。

・資金の種類：修学資金、就学支度資金など12種類
・利　　率：資金により、無利子もしくは1.0％（連帯保証人を立てる場合は無利子）
・償還期間：資金により、３年以内から20年以内

【令和４年度実績】

	貸付金額	貸付件数
母子福祉資金	20,360,448 円	48 件
父子福祉資金	2,657,000 円	5 件
寡婦福祉資金	4,034,248 円	5 件

③　ひとり親家庭支援センターの運営

札幌市ひとり親家庭支援センターは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条の規定に基づく母子・父子福祉施設として設置しているもの。

平成18年度から指定管理者制度を導入しており、(公社) 札幌市母子寡婦福祉連合会が管理運営を行っている。

ア　相談対応

(ｱ)　ひとり親家庭等相談

電話や面談で生活全般に関する各種相談に応じている。父子家庭専門相談員も配置している。

(ｲ)　特別相談

養育費や慰謝料の取決め、離婚等によるメンタルケアなど、諸問題の解決に向けて、弁護士や臨床心理士等の専門家が相談対応している。

(ｳ)　就業相談

就業に関する相談に応じ、必要な指導・助言を行っている。

【令和４年度実績】

相談受付件数（延べ）	8,796件

イ　就業支援

就業支援講習会、就職準備・離転職セミナー等のほか、ハローワークと連携して就業支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施している。

ウ　交流の促進

ひとり親家庭等の生活などの向上を図るため、交流場所を提供するほか、教養講座を実施している。

④　ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭及び寡婦を対象として、修学等の自立に必要な事由や疾病等により一時的に生活援助等が必要な場合や、ひとり親家庭になって間がなく日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、家庭生活支援員を派遣し、生活の安定を図っている。

【令和４年度実績】

	派遣件数	派遣回数（延べ）
母　子	141件	347回
寡　婦	0件	0回
父　子	3件	6回

⑤　ひとり親家庭等自立支援給付事業

ひとり親家庭の親の就業をより効果的に促進するため、次の給付金を支給する事業を実施している（所得等の制限あり）。

ア　自立支援教育訓練給付金

自ら就業を目指して職業能力の開発に取り組むひとり親家庭の親を支援するため、市が指定した講座を受講した場合に、教育訓練終了後、給付金を支給するもので、平成17年度から実施している。

【対象講座】

雇用保険制度の教育訓練給付金の一般教育訓練給付金の指定講座並びに特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金の指定講座のうち専門資格の取得を目的とする講座

【支給額等】

受講料の６割相当額（雇用保険制度から給付を受けられる場合はその額を除いた額。上限等あり）

【令和４年度実績】

支給件数	支給額
57件	10,894,820円

イ　高等職業訓練促進給付金等

保育士、看護師等の就職に有利で生活の安定に資する資格の取得のために養成機関で修学するひとり親家庭の親を対象として、昼間の受講が多く資格取得と就業を両立させることが困難であることから、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に、平成17年度から実施している。

【対象資格】

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師、臨床検査技師、臨床工学技師、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、はり師、きゅう師、柔道整復師、視能訓練士、義肢装具士、自動車整備士、理容師、美容師、製菓衛生士、調理師、栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士、助産師、保健師、管理栄養士、その他雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座であって令和４年４月１日から令和５年３月31日

までに修業を開始する場合の資格（一般教育訓練給付金の指定講座は情報関係の資格や講座に限る。）

【支給額】

ひとり親家庭の経済的自立に効果が高い対象資格を１年制以上（令和４年度に限り６月以上）の養成機関で受講する場合に、４年を上限として訓練給付金を支給する。なお、修学期間の最終12か月については、支給額を増額する。また、修了後には修了支援給付金を支給する。

訓練促進給付金	市民税非課税世帯	月100,000円(修学期間の最終12月	月140,000円)
	市民税課税世帯	月 70,500円(修学期間の最終12月	月110,500円)
修了支援給付金	市民税非課税世帯	50,000円	
	市民税課税世帯	25,000円	

【令和４年度実績】

	支給件数	支給額
訓練促進給付金	234件	251,111,500円
修了支援給付金	84件	3,725,000円

ウ　ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親や子がより良い条件での就職や転職の可能性を広げられるよう、高卒認定試験対策講座の受講料等の一部を補助するもので、平成28年度から実施している。

【支給額等】

(ｱ)　受講開始時給付金：受講料の30％（上限７万５千円）

(ｲ)　受講修了時給付金：受講料の40％から(ｱ)を引いた額
　　((ｱ)と合わせて上限10万円)

(ｳ)　合格時給付金　　：受講料の20％（(ｱ)及び(ｲ)と合わせて上限15万円)

⑥　ひとり親家庭学習支援ボランティア事業

ひとり親家庭の児童（小学３年生～中学３年生）を対象として、学習支援により基礎的な学力の向上を図るとともに、進学・進路等の相談に応じることにより、不安感を解消することを目指している。

平成25年10月から市内５区で開催し、平成26年度からは全10区に拡大して実施している。運営は（公社）札幌市母子寡婦福祉連合会に委託している。

【令和４年度実績】

開催回数	参加児童数（延べ人数）
461回	2,484人

⑦　母子緊急一時保護事業

平成11年度より事業開始。

夫の暴力等を受けた女性及びその者の監護する児童の緊急時における安全確保を図るために避難場所を提供し、必要な支援を行う。

【令和４年度実績】

利用件数	利用人数
21件	56人（母21人、婦人０人、児童35人）

⑧　ひとり親家庭等養育費確保支援事業

ひとり親家庭等の子どもの養育費の取決めや確保を支援するため、養育費の協議に係る裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）、公正証書等の債務名義の作成、養育費に係る保証契約の締結に要する費用の一部を補助する。

【令和４年度実績】

	利用人数	支給額
裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）の利用	0人	0円
公正証書等の債務名義の作成	176人	3,270,073円
養育費に係る保証契約の締結	7人	334,400円

2　子ども・子育て支援新制度関係事業

(1)　公立施設

①　区保育・子育て支援センター

ア　概要

区における子育て支援の拠点として、保育機能に加え、子育てサロンをはじめとするさまざまな子育て支援機能を持った施設である。令和５年４月の中央区の開設をもって、10区全ての設置が完了した。

イ　事業内容

(ｱ)　保育

a　開所時間：７時00分～19時00分（18時00分～19時00分は時間外保育）

b　定員：120人（中央、北、東、白石、豊平、西及び手稲区)、
60人（厚別区、清田区)、19人（南区）

c　受託区分：産休明け（生後57日）から就学前まで（南区保育・子育て支援センター以外)、産休明けから３歳未満まで（南区保育・子育て支援センター)。

d　通常保育、時間外保育、一時預かり、障がい児保育、休日保育（北、豊平及び西区保育・子育て支援センターで実施)、医療的ケア児保育（東、白石、厚別、西、手稲区保育・子育て支援センターで実施)。

(ｲ)　地域子育て支援拠点事業

a　常設子育てサロンの運営
（祝日及び年末年始を除く月曜日～土曜日、９時00分～17時00分）

子育て家庭やこれから親になる人が自由に集い、他の親子との交流を深め、親同士やボランティアの人たちとつながりをもち、主体的に参加できるよう子育てサロンを常設している。育児に広がりやゆとりを感じ、子育てに見通しがもてるように、園児の姿を見たり、触れ合ったり、乳幼児期にふさわしい生活の大切さについて気付けるようにする。

b　次世代育成支援

保育所や子育てサロンなど、施設で行っている事業を活用し、生徒・学生に乳幼児や施設を利用するさまざまな年代の人々と交流する機会を提供している。

(ｳ)　地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業

a　子育て家庭への支援

(a)　子育て相談

祝日及び年末年始を除く月曜日～土曜日、面談・電話による子育てや子どもの成長・発達における心配や悩み事などの相談について、必要に応じて関係機関との連携を取りながら問題の解決の手助けをすることにより、ゆとりをもった子育てができるよう支援している。

(b)　助言・利用支援

子育て家庭の状況により、必要に応じて子育て支援に関する施設及び専門機関の紹介や事業等について適切な窓口に紹介し、施設や事業等を円滑に利用で

きるよう支援を行っている。

(c)　個別支援及び個別支援に関わるネットワークづくり

特に援助を必要とする親子に対して子育てサロンや一時預かりを活用し、保護者の育児に対する不安感や負担感の軽減を図るほか、個別のケースに応じて専門機関・地域の団体との連携を図りながら支援を行っている。

(d)　子育て講座の実施

子育て講座において、乳幼児の発達や親子の関係などについて学ぶ機会を提供し、育児力の向上を図るとともに、親子で楽しんだり親のリフレッシュを図ったりする機会を提供している。

b　地域との連携

(a)　地域づくりの推進

子育て家庭を見守り、子育てを支える環境づくりを進めるため、身近な行政機関や地域団体などとの連携を図っている。

(b)　日曜ファミリー子育て広場（サンデーサロン）の運営支援

（各区保育・子育て支援センターで月１回日曜日、10時00分～12時00分）

(ｴ)　利用者支援事業

a　子育てボランティアの育成及び子育て支援者の活動支援

親子や園児とふれあう活動の場を提供し、地域で子育て家庭を支えるボランティアの育成を図り、地域支援者の活動を支援している。

【区保育・子育て支援センター】

名　　称	住　　所	電話番号
中央区保育・子育て支援センター （ちあふる・ちゅうおう）	中）南７条西13丁目１－１	511-1155 511-1156(子育て支援専用)
北区保育・子育て支援センター （ちあふる・きた）	北）北25条西３丁目３－３	757-5380 757-5381(子育て支援専用)
東区保育・子育て支援センター （ちあふる・ひがし）	東）北９条東７丁目１-25	711-7801 711-7807(子育て支援専用)
白石区保育・子育て支援センター （ちあふる・しろいし）	白）南郷通１丁目南８－１	861-1910 868-3160(子育て支援専用)
厚別区保育・子育て支援センター （ちあふる・あつべつ）	厚）厚別中央１条６丁目１-10	887-8165 887-8166(子育て支援専用)
豊平区保育・子育て支援センター （ちあふる・とよひら）	豊）月寒東１条４丁目２-11	851-3945 851-2510(子育て支援専用)
認定こども園にじいろ（※） （ちあふる・きよた）	清）真栄２条１丁目11-20	883-3345 883-3044(子育て支援専用)
南区保育・子育て支援センター（※） （ちあふる・みなみ）	南）真駒内幸町２丁目2-2	215-0183 215-0203(子育て支援専用)
西区保育・子育て支援センター （ちあふる・にし）	西）二十四軒３条５丁目６-11	621-1496 613-7882(子育て支援専用)
手稲区保育・子育て支援センター （ちあふる・ていね）	手）手稲本町３条２丁目４-15	681-3160 681-3162(子育て支援専用)

※　認定こども園にじいろは平成27年度から子ども・子育て支援新制度施行に伴い、幼児教育、保育及び子育て支援機能をあわせ持つ単一の施設（幼保連携型認定こども園）として位置づけられた。

※　南区保育・子育て支援センターは保育機能として、小規模保育事業所を設置。

【区保育・子育て支援センター常設子育てサロン実施状況】

項　　目	令和３年度	令和４年度
常設子育てサロン総利用者数	51,163人	91,850人
常設子育てサロン総利用組数	23,475組	41,728組
子育て相談件数	3,949件	5,028件

②　こそだてインフォメーション（地域子育て支援事業）

【予算・決算見込み】　（千円）

	令和４年度決算見込み	令和５年度予算
地域子育て支援推進事業費	36,947	42,106

ア　概要

子育て家庭を支援し、地域における子育てを支える環境づくりを目的として、各区にこそだてインフォメーションを設置しているほか、子育てサロンへの支援、地域における子育て支援ネットワークの推進、子育て家庭への支援及び子育て支援者の育成などを行い、地域と一体となった子育て支援事業を展開している。

なお、区保育・子育て支援センターと連携しながら事業を実施している。

イ　事業内容

(ｱ)　地域子育て支援拠点事業

a　次世代育成支援

生徒・学生に乳幼児とのふれあいや子育てに関するさまざまな体験の機会を提供し、ふれあう楽しさや命の尊さなどを伝えている。

(ｲ)　地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業

a　子育て家庭への支援

(a)　子育て相談

子育てに関する悩みや心配事に対し、電話や面談による相談対応を行っている。また、依頼により相談家庭に出向く出前子育て相談「ピンポ～ン　こんにちは」を実施している。

(b)　助言・利用支援

子育て家庭の状況により、必要に応じて子育て支援に関する施設及び専門機関の紹介や事業等について適切な窓口を紹介し、施設や事業等を円滑に利用できるよう支援を行っている。

(c)　個別支援及び個別支援に関わるネットワークづくり

特に援助を必要とする親子に対して、個別のケースに応じて専門機関・地域の団体との連携を図りながら支援を行っている。

(d)　子育て講座

乳幼児の心身の発達や親と子の関係などについて学ぶ機会を提供し、親の育児力の向上を図っている。

(e)　さっぽろ親子絵本ふれあい事業絵本の配布

b　地域との連携

(a)　地域づくりの推進

地域における子育て支援を推進するために、子どもに関係する行政機関や地域団体などが相互に連携し、地域の子育て支援情報の共有化やさまざまな課題に取り組み、地域で子育て家庭を支える環境づくりを進めている。

(b)　地域の子育てサロン運営支援

地域主体の子育てサロンの立上げや運営に係るさまざまな支援を行っている。

c　こそだてインフォメーションの運営

保育士が常駐しており、子育て相談、情報提供、子育てサークル支援、絵本・書籍の貸出し等を行っている。

(ウ)　利用者支援事業

a　子育てボランティアの育成及び子育て支援者の活動支援

地域で子育て家庭を支える人材確保に向けて、ボランティアを育成し、地域で子育て家庭を支える地域支援者の活動を支援している。また、必要な技術を学ぶ研修会や、情報交換等のため交流会を実施している。

【こそだてインフォメーション・地域子育て支援事業実施機関】

名　　称	住　　所	電話番号
中）健康・子ども課子育て支援担当係	中）大通西２丁目　中央区役所仮庁舎５階	205-3355
北）健康・子ども課子育て支援担当係	北）北25条西６丁目　北保健センター１階	757-2566
東）健康・子ども課子育て支援担当係	東）北10条東７丁目　東保健センター１階	712-6331
白）健康・子ども課子育て支援担当係	白）南郷通１丁目南８－１　白石複合庁舎３階	861-0345
厚）健康・子ども課子育て支援担当係	厚）厚別中央１条５丁目　厚別区役所３階	895-2514
豊）健康・子ども課子育て支援担当係	豊）平岸６条10丁目　豊平区役所３階	822-2474
清）健康・子ども課子育て支援担当係	清）平岡１条１丁目　清田区総合庁舎２階	889-2052
南）健康・子ども課子育て支援担当係	南）真駒内幸町１丁目　南保健センター１階	588-5411
西）健康・子ども課子育て支援担当係	西）琴似２条７丁目　西保健センター１階	641-6954
手）健康・子ども課子育て支援担当係	手）前田１条11丁目　手稲区民センター１階	681-1342

【地域子育て支援事業実施状況】

区分	事業名		令和３年度	令和４年度
子育てサロン支援	地域主体の子育てサロン運営支援事業助成金支給団体数（12回以上サロンを開催している団体が対象）		111団体	108団体
地域連携	子育て支援推進ネットワーク会議開催回数	全体会議	４回	８回
		地区別会議	４回	17回
	地域支援件数		4210件	4,357件
子育て家庭への支援	こそだてインフォメーション利用件数		26,615件	24,882件
	子育て講座受講者数		160回 1,493人	310回 3,441人
	グループ懇談会（中央区のみ）		（中止）	（中止）
	子育て相談件数		3,949件	5,028件
	サークル支援件数		７件	11件
	サークル登録数		８件	６件
	サークル研修会・交流会参加者数		（中止）	（中止）
子育て支援者の育成	ボランティア講習会受講者数		１回 ８人	５回 41人
	ボランティア登録者数		個人 547人 52団体 824人	個人 494人 49団体 540人
	子育て支援者研修会・交流会参加者数		13回 751人	17回 309人
	託児ボランティア派遣人数		０人	０人

③　区保育・子育て支援センター等整備

ア　概要

札幌市では、区における子育て支援の拠点となる区保育・子育て支援センター（愛称：ちあふる）を順次設置することとしており、令和元年度までに、北区、東区、白石区、厚別区、豊平区、清田区（認定こども園にじいろ）、南区、西区、手稲区の９区に設置した。

10 区目となる中央区については、令和元年度から令和２年度にかけて基本・実施設計、令和３年度から４年度にかけて新築工事を行い、令和５年４月に供用開始した。

イ　予算・決算見込み

(ｱ)　令和４年度決算見込み額

公立保育所等整備費　980,331 千円

a　(仮称)中央区保育・子育て支援センター　952,590 千円

b　西区保育・子育て支援センター　25,134 千円

c　その他　2,607 千円

(ｲ)　令和５年度予算額

公立保育所等整備費　35,000 千円

④　公立保育所（各施設については「Ⅶ　施設一覧」（117 ページ～）を参照）

(2)　私立特定教育・保育施設

本市における私立特定教育・保育施設とは、子ども・子育て支援新制度へ移行した私立保育所、幼稚園、認定こども園をいう。

①　私立保育所

保護者が就労等のため家庭保育できない場合、日々保護者の下から通わせて児童を保育する施設

②　私立幼稚園

満３歳以上の幼児を保育し、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育をする施設

③　認定こども園

保育所と幼稚園が一体となり、保育と幼児教育の両方を提供する施設

④　教育・保育給付認定区分

保育所、幼稚園、認定こども園及び小規模保育等の教育･保育を利用する子どもについては、以下３つの教育・保育給付認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付及び地域型保育給付が行われる。

ア　１号認定子ども（幼稚園、認定こども園）

満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、２号認定子ども以外のもの

イ　２号認定子ども（保育所、認定こども園）

満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等で家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

ウ　３号認定子ども（保育所、認定こども園、地域型保育事業等）

満３歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等で家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

⑤　施設型給付費（保育所委託費）の負担及び保育料

施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「支給認定区分による児童一人当たりの内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額である。

保育料について、本市では国が定める基準額より大幅に軽減した額としている。その軽減率は約50％（１号を除いた軽減率）となっており、この軽減した費用については市の負担となっている。

なお、低所得者世帯や多子世帯への負担を軽減しており、平成29年度からは３歳未満の児童を対象として、認可保育所等に通う児童の中で数えて第２子にあたる児童の保育料を無料としている。さらに、令和２年度からは、年収約640万円未満の世帯であれば、施設の利用有無にかかわらず、世帯で生計を一にする子どもの中で第２子にあたる児童の保育料を無料としている。

【令和５年度施設型給付費（予算ベース）】　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

区　分		予算額	
		私　立	【参考】公立
公定価格総額	（A）	54,847,555	2,129,312
国基準徴収額	（B）	4,782,807	219,178
市基準徴収額	（C）	2,540,888	116,546
国庫負担額	（D）	25,113,012	0
道負担額	（E）	12,475,870	0
市負担額	（F）	12,475,866	1,910,134
保護者負担軽減市費持出額	（G）	2,241,918	102,632

【令和５年度施設型給付費負担区分】　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

<table>
<tr><td colspan="5">公　定　価　格（A）　54,847,555</td></tr>
<tr><td colspan="2">国基準徴収金（B）
4,782,807</td><td rowspan="2">市負担金（F）
12,475,866</td><td rowspan="2">国庫負担金（D）
25,113,012</td><td rowspan="2">道負担金（E）
12,475,870</td></tr>
<tr><td>市基準徴収金
（C）
2,540,889
（保護者負担）</td><td>市費持出
（G）
2,241,918</td></tr>
</table>

【利用者負担額表】

階層	該当する所得割等	保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯	０円	０円
B	市町村民税が非課税の世帯　※	０円	０円
C１	４８，６００円未満	１１，０００円	１０，８２０円
D１	４８，６００円以上 ６７，０００円未満	１５，６８０円	１５，４２０円
D２	６７，０００円以上 ９７，０００円未満	２２，５５０円	２２，１７０円
D３	９７，０００円以上 １４０，０００円未満	３０，２５０円	２９，７４０円
D４	１４０，０００円以上 １６９，０００円未満	３９，６００円	３８，９３０円
D５	１６９，０００円以上 ２５４，０００円未満	４５，８７０円	４５，１００円
D６	２５４，０００円以上 ３０１，０００円未満	５３，７４０円	５２，８３０円
D７	３０１，０００円以上 ３４１，０００円未満	６０，１７０円	５９，１５０円
D８	３４１，０００円以上 ３９７，０００円未満	６５，４５０円	６４，３４０円
D９	３９７，０００円以上	７５，９００円	７４，６１０円
【ひとり親家庭等(母子又は父子家庭の世帯、障がい者（児）同居世帯)の世帯に係る負担額)】			
C０	４８，６００円未満	４，４００円	４，４００円
D０１	４８，６００円以上 ６７，０００円未満	４，４００円	４，４００円
D０２	６７，０００円以上 ７７，１０１円未満	４，４００円	４，４００円

※　所得割が非課税で、均等割のみ課税されている世帯はＣ階層に該当します。

(3)　特定地域型保育事業（家庭的保育事業等）

本市における特定地域型保育事業とは、原則として、19人以下の定員で、３歳未満の児童を保育する子ども・子育て支援新制度へ移行した家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業をいう。

①　家庭的保育事業

保育を必要とする乳幼児を居宅等で保育する事業

※保育従事者の保育士資格割合（家庭的保育者全員、但し保育補助者を除く。）

②　小規模保育事業（Ａ型、Ｂ型、Ｃ型）

保育を必要とする乳幼児を交通利便性の高い地域の賃貸物件等で保育する事業

なお、Ｂ型及びＣ型は令和５年４月１日現在、本市内には無い施設種別となっている。

※保育従事者の保育士資格割合（Ａ型全員、Ｂ型2/3以上、Ｃ型1/2以上）

③　事業所内保育事業

保育を必要とする乳幼児を会社の事業所の保育施設等で従業員の子どもと保育する事業

※保育従事者の保育士資格割合（保育所型全員、小規模型2/3以上）

④　地域型保育事業の負担及び保育料

【令和５年度地域型保育給付費（当初予算ベース)】　（単位：千円）

区　分		予算額
公定価格総額	（A）	6, 137, 362
国基準徴収額	（B）	801, 426
市基準徴収額	（C）	481, 137
国庫負担額	（D）	3, 103, 379
道負担額	（E）	1, 116, 278
市負担額	（F）	1, 116, 279
保護者負担軽減市費持出額	（G）	320, 290

【令和５年度地域型保育給付費負担区分】　（単位：千円）

<table>
<tr><td colspan="5">公　定　価　格（A）　6, 137, 362</td></tr>
<tr><td colspan="2">国基準徴収金（Ｂ）
801, 426</td><td rowspan="2">市負担金（Ｆ）
1, 116, 279</td><td rowspan="2">国庫負担金（Ｄ）
3, 103, 379</td><td rowspan="2">道負担金（Ｅ）
1, 116, 278</td></tr>
<tr><td>市基準徴収金（Ｃ）
481, 136
（保護者負担）</td><td>市費持出（Ｇ）
320, 290</td></tr>
</table>

※保育料については「私立特定教育・保育施設」の２・３号を受けた子どもの利用者負担額表（月額）と同じ。

(4)　各施設等の状況

①　各施設等の状況

ア　認定こども園の整備状況（定員増については、保育所機能部分のみ）

(ｱ)　整備概要

令和４年度決算額は、1,607,770千円となり、補助金を活用しない自主整備事業を含め、既存幼稚園等から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行、既存保育所等から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行及び、幼保連携型認定こども園の新設を合わせて55施設399人分の定員増となった。

令和５年度予算は、1,063,799千円となっており、既存幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行、幼保連携型認定こども園の新設、幼保連携型認定こども園の増築を合わせて６施設170人分の定員増を予定している。

(ｲ)　令和４年度整備実績

幼保連携型認定こども園　９施設　619人分（359人分）					
＜新設＞		＜既存幼稚園等からの移行＞		＜既存保育所からの移行＞	
施設名	※	施設名	※	施設名	※
認定こども園にしの	90(90)	認定こども園桑園幼稚園	35(35)	認定こども園こころ篠路保育園	60(0)
		幼保連携型認定こども園南郷札幌幼稚園	50(50)	認定こども園宮の沢すずらん	90(0)
		認定こども園北光幼稚園	33(33)	しんはっさむライラックこども園	90(0)
		認定こども園まえだ幼稚園	141(141)		
		認定こども園茨戸メリー幼稚園（※）	30(10)		

※数字は保育所機能部分の定員数、(　)内は定員の増数。
※認定こども園茨戸メリー幼稚園については、幼稚園型認定こども園からの移行。

保育所型認定こども園・幼稚園型認定こども園　46 施設　4,570 人分（40 人分）					
＜既存保育所等からの移行＞				＜既存幼稚園からの移行＞	
施設名	※	施設名	※	施設名	※
旭ヶ丘保育園	180(0)	北の星東札幌保育園	120(0)	認定こども園さゆり幼稚園	20(20)
たかさごスクール大通公園	90(0)	北白石こども園	150(0)	認定こども園虹の森カトリック幼稚園	20(20)
認定こども園北一条すずらん保育園	60(0)	こども園まこと	110(0)		
麻生保育園	120(0)	北の星白石保育園	120(0)		
認定こども園篠路中央保育園	100(0)	保育所型認定こども園救世軍菊水上町保育園	90(0)		
太平保育園	120(0)	認定こども園白石うさこ保育園	90(0)		
新川北保育園	90(0)	厚別もえぎこども園	60(0)		
あいの里保育園	90(0)	認定こども園羊丘藤保育園	120(0)		
風の子保育園	60(0)	西岡高台こども園	130(0)		
きずな麻生保育園	40(0)	福住保育園	90(0)		
こすもす認定こども園	40(0)	平岸興正こども園	120(0)		
白楊みどり保育園	60(0)	認定こども園月寒西わんぱく保育園	60(0)		
もみの木にいな認定こども園	40(0)	認定こども園清田保育園	160(0)		
北栄保育園	120(0)	認定こども園札幌杉の子保育園	90(0)		
保育所型認定こども園丘珠ひばり保育園	100(0)	琴似あやめ保育園	90(0)		
北栄みどり保育園	160(0)	手稲東保育園	160(0)		
元町みどり保育園	190(0)	発寒保育園	90(0)		
認定こども園栄保育園	130(0)	二十四軒保育園	80(0)		
札幌フラワー保育園	130(0)	宮の沢桃の花こども園	90(0)		
開成みどり保育園	90(0)	たかさごスクール宮の沢	90(0)		
認定こども園おひさまさっぽろ東保育園	60(0)	認定こども園森のタータン保育園宮の沢（※）	70(0)		
柏葉保育園	120(0)	手稲曙保育園	160(0)		

※数字は保育所機能部分の定員数、（　　）内は定員の増数。

※認定こども園森のタータン保育園宮の沢については、地方裁量型認定こども園からの移行。

イ　認可保育所の整備状況

(ｱ)　整備概要

令和４年度決算額は、70,421千円となり、賃貸物件による保育所の新設に伴い120人分の定員増となった。

令和５年度予算は、863,826千円となっており、 保育所の新設１施設90人分の定員増、既存保育所の増改築３施設90人分の定員増及び賃貸物件による保育所の創設１施設60人分の定員増を予定している。

(ｲ)　令和４年度整備実績

保育所新設　３施設　120人分（120人分）	
＜施設名＞	※
にこまるえん円山	40(40)
手稲みつばち保育園	40(40)
手稲中央さらーれ保育園	40(40)

※施設(園)名右の数字は定員数、(　　)内は定員の増数。

ウ　地域型保育事業の整備状況

(ｱ)　整備概要

令和４年度において、補助金を活用しない自主整備事業により、１事業所５人分の定員増となった。

令和５年度においては、当該事業の実施計画なし。

(ｲ)　令和４年度整備実績

事業所内保育事業　１施設　５人分（５人分）	
＜施設名＞	※
こころキッズワタキュー中の島ルーム	５(５)

※　施設(園)名右の数字は定員数、(　　)内は定員の増数。

②　市内認可保育施設等の入所状況（令和５年４月１日現在）

【各施設入所状況】札幌市の施設の状況（市外からの受入を含み、札幌市民が市外の施設を利用する場合は含まない）　令和５年４月１日現在

		施設・事業所数	定員合計	定員（1号認定）	定員（2号認定）	定員（3号認定）	入所児童数（1号認定）	入所児童数（2号認定）	入所児童数（3号認定）
保育所	公立	17	1,800	0	1,091	709	0	829	459
	公設民営	3	270	0	152	118	0	146	99
	公立小計	20	2,070	0	1,243	827	0	975	558
	私立	182	13,272	0	7,479	5,793	0	6,906	5,140
	合計	202	15,342	0	8,722	6,620	0	7,881	5,698
認定こども園	公立	1	115	55	35	25	14	39	24
	私立	210	29,600	11,450	10,471	7,679	8,469	10,250	7,301
	合計	211	29,715	11,505	10,506	7,704	8,483	10,289	7,325
幼稚園	公立	9	810	810	0	0	366	0	0
	施設型給付	43	7,370	7,370	0	0	5,813	6	0
	私学助成	21	4,660	4,660	0	0	3,620	0	0
	合計	73	12,840	12,840	0	0	9,799	6	0
地域型保育事業（従業員枠除く）	公設民営	1	19	0	0	19	0	0	16
	私立	145	2,289	0	0	2,289	0	0	1,819
	合計	146	2,308	0	0	2,308	0	0	1,835
合計	公立	27	2,725	865	1,126	734	380	868	483
	公設民営	4	289	0	152	137	0	146	115
	公立小計	31	3,014	865	1,278	871	380	1,014	598
	私立	558	49,821	16,110	17,950	15,761	12,089	17,156	14,260
	合計	632	60,205	24,345	19,228	16,632	18,282	18,176	14,858

※幼稚園の私学助成定員は供給計画上の受入定員を計上している。また、幼稚園の入所児童数は市外からの受け入れを含まない。

(5)　施設等への補助・助成等

①　私立認可保育所等に対する各種助成

札幌市の保育所等制度の充実強化とその適正化を図るため、私立認可保育所等に対して運営費や人件費その他の各種助成を行っている。

【私立認可保育所等に対する各種助成額】　（単位：千円）

区分		市単独	開始年度	４年度予算額 A	５年度予算額 B	増減 （B－A）
保育体制助成	管理費用・ 時間外保育促進事業費補助		S57	402,000	387,000	△15,000
	一時預かり事業費補助		H3	869,000	893,000	24,000
	障がい児保育事業費補助	○	S50	348,314	353,130	4,816
	医療的ケア児保育事業費補助		R3	16,000	15,870	△130
	食物アレルギー児保育事業費補助	○	H20	73,720	75,654	1,934
	休日保育補助	○	H29	4,490	4,035	△455
人件費等助成	加配保育士等雇用促進費補助	○	S46	3,016,057	2,597,143	△418,914
	調理員パート雇用費補助	○	S46	356,287	369,579	13,292
	保育所等特殊健康診断費補助	○	S52	25,031	28,086	3,055
	産休等代替職員費補助	○	S50	20,461	19,928	△533
	保育支援者配置補助		R1	132,960	214,501	81,541
	保育人材確保に向けた一時金給付	○	R1	152,200	148,200	△4,000
	潜在保育士短時間就労支援補助	○	R1	32,216	25,232	△6,984
団体・法人への助成	利子補給補助	○	S48	36,032	33,098	△2,934
	保育所等損害賠償責任保険料補助	○	S47	3,662	3,676	14
	私保連運営費補助	○	S47	11,728	11,574	△154
	私保連等共同研修費補助		S47	21,218	23,540	2,322
	私立保育所増改築費補助(※)		H6	268,767	630,435	361,668
	私立保育所新築費補助(※)		H6	291,233	187,761	△103,472
	私立保育所賃貸物件改修費補助(※)		H25	216,000	45,630	△170,370
	幼保連携型認定こども園保育所機能部分整備費補助（幼稚園機能部分の老朽改築も含む）（※）	―	H27	1,556,000	876,038	△679,962
	幼保連携型認定こども園新築費補助(※)	―	H29	0	187,761	△187,761
合計				7,451,376	6,743,871	△707,505
上記のうち、市単独補助分の額				4,080,198	3,669,335	△410,863
上記のうち、整備関係補助(※)を除く額				5,119,376	4,816,246	△303,130

※１　私立認可保育所等には、私立保育所、公設民営保育所、認定こども園、地域型保育事業所が含まれる。

※２　一時預かり事業補助のみ、※１の施設のほか、事業実施の私立幼稚園も含む。

※３　保育人材確保に向けた一時金給付は、対象保育士個人に対して給付する。

【各種補助基準表】

補助金の種類	補助単価	基準数値	摘要
加配保育士等 雇用促進補助金	雇用費【別表】		
	正職加算 235,910円/月 133,760円/月	 定員91人以上 定員90人以下	
	正職加算（2人目） 235,910円/月 235,910円/月	 定員91人以上 定員90人以下	
調理員パート 雇用費補助金	雇用費 989円/時	勤務時間× 292日	勤務時間 ・乳児・幼児専門園 定員120人以上　４時間 定員120人未満　３時間 ・併設園 定員90人以上　５時間 定員90人未満　４時間
私保連運営費 補助金	225円/人	利用定員	左記のほかに、事務職員人件費として、5,400千円（１人分）を加算する。
私保連等共同 研修費補助金	4,500円/人	職員数合計	

※１　表中、利用定員及び職員数とは、2・3号認定子どもの利用定員、及び2・3号認定子どもの保育に従事する正職員をいう。
※２　利用定員及び職員数は、４月１日現在における数とし、４月２日以降に開設した保育所については、開設時における数とする。
※３　年度の途中に開設する保育所に対する補助金額は、月割で算定するものとする。
※４　４月２日以降において利用定員を変更した場合は、その補助金額はそれぞれの基準数値により月割で算定するものとする。
※５　補助金額の算定の際に月割計算をする場合は、小数点以下の端数を切り捨てるものとする。

【別表】

入所児童の年齢区分	利用定員（人）	補助単価（円）	基準日数（日）
０歳～２歳未満	30	7,890	665
０歳～２歳	20		412
	30		632
１歳10か月～５歳	60		442
	90		487
	120		747
	150		790
３歳～５歳	20		124
０歳～５歳	45		713
	60		732
	90		763
	120		1,024
	150		1,064
	151～		1,120

※１　表中、利用定員とは、２・３号認定子どもの利用定員をいう。
※２　利用定員が左記の中間に該当する場合は、基準定員の直近上位の区分とする。
※３　利用定員は、４月１日現在における数とし、４月２日以降に開設した保育所については、開設時における数とする。
※４　年度の途中に開設する保育所等に対する補助金額は、月割で算定するものとする。
※５　４月２日以降において利用定員を変更した場合は、各月初日の利用定員により、月割で算定するものとする。
※６　補助金額の算定の際に月割計算をする場合は、小数点以下の端数を切り捨てるものとする。

②　私学助成（幼稚園、幼保連携型認定こども園）

「札幌市私立学校助成規則」等に基づき、私立学校である幼稚園や幼保連携型認定こども園の健全な発展と私立学校教育の振興を図ること等を目的として、さまざまな助成事業を実施している。

ア　教材教具等整備費補助金

教材教具・備品の購入・修繕、施設設備の小規模工事・修繕に係る費用の一部を補助する事業（市独自事業。昭和31年～）。

近年、予算額は１園あたり100万円とし、総予算の半分を園割により、半分を園児数割により交付している。１園あたりの補助実績（年額）は約50万円～200万円弱

イ　特別支援教育事業費補助金

満３歳以上の特別な教育的支援を要する幼児（要支援児）の受入人数に応じ、教諭人件費の一部を補助する事業（市独自事業。平成22年～）。

なお、要支援児の判定にあたっては、各幼稚園から「幼児アセスメント委員会」（教育委員会幼児教育センター所管）へ判定依頼を行う。同委員会においては、教育的・心理的・医学的な観点から支援の必要性や内容を検討したうえで、各幼稚園が作成する支援計画への助言、継続的な相談・指導等によるサポートを行っている。

【１園あたりの補助上限額（年額）】

要支援児の受入人数	摘要	補助上限額
１～４人まで	教諭１名分	1,027,650 円
５～８人まで	教諭２名分	2,055,300 円
９～12人まで	教諭３名分	3,082,950 円
13～16人まで	教諭４名分	4,110,600 円
17人以上	教諭５名分	5,138,250 円

【補助実績】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度（予算）
要支援児数	1,790人	1,805人	1,807 人	（未算出）
補助対象教諭数	530名分	536名分	538人	564人
受入園数	126園	125園	125園	130園
補助額	517,588千円	540,218千円	550,077千円	579,535 千円

※平成29年度に補助内容のレベルアップあり。

ウ　私立幼稚園連合会研修費等補助金

札幌市私立幼稚園連合会（札私幼）への補助事業（市独自事業。昭和42年～）。札私幼が市内の私立幼稚園教諭等を対象として実施する調査・研究、研修、保健体育等の事業について、実際に要した費用の範囲内で補助する。

令和５年度予算額は23,465千円となっている。

③　私立幼稚園施設等利用給付事業

令和元年 10 月から、国の幼児教育・保育の無償化の開始に伴い新設された保護者向けの給付制度。施設等利用給付認定を受けて、給付の対象となる私立幼稚園を利用した場合に、保護者

が施設に対して支払うべき入園料・保育料を札幌市が保護者に代わって給付を行う。保護者の利便性や負担軽減を鑑み、札幌市から施設に給付費を事前に支払い（概算払い）、四半期ごとに精算を行う（施設は保護者から保育料等の徴収はしない）法定代理受領方式を採用している。

令和４年度決算	令和５年度予算
1,294,833 千円	1,150,306 千円

④　保育士確保施策

ア　保育士等支援事業

「札幌市保育人材支援センターさぽ笑み」を運営し、就労を希望する保育人材と事業者のマッチングを行うほか、合同面接会・施設説明会を実施するとともに、保育士資格を持ちながら保育現場から離れている潜在保育士の復職支援・研修、新卒保育士等に対する就職支援等を行う。

令和４年度予算（A）	令和５年度予算（B）	予算差（B-A）
48,000 千円	43,000 千円	△5,000 千円

【令和４年度実施内容】

項目	実施時期	内容
札幌市保育園ミーティング	令和４年 11 月 令和５年１月	保育士等の求職者と保育施設の事業者を対象とした施設説明会・面接会を開催。また、施設説明会・面接会に参加する事業者等を対象とした人材確保・定着化研修を実施。
保育士職場復帰セミナー	令和５年３月	潜在保育士を対象として、保育現場へのスムーズな復帰を支援するためのセミナーを実施。
保育士職場定着セミナー	令和５年３月	復職した潜在保育士及び新卒保育士等を対象として、保育現場への定着・就労継続を支援するためのセミナーを実施。

イ　保育士修学資金等貸付事業

平成 28 年度補正予算【平成 28～30 年度の３年度分】（単年度）
1,816,000 千円

下記の４つの貸付事業を実施する。実施主体は札幌市社会福祉協議会となり、平成 28 年度～平成 30 年度の３年度分の補助を行った。なお、札幌市社会福祉協議会との協議により、令和元年度以降も、措置済みの当該予算にて事業実施を継続しており、貸付実施期間は令和６年度までとしているところ。

(ｱ)　保育士修学資金貸付

保育士養成施設に通う学生に対し、月５万×12 ヶ月×２年、及び入学・卒業時に各 20 万の最大計 160 万円を貸付、５年間の市内認可保育所等における就労により返済免除。

(ｲ)　保育補助者雇上費貸付

保育士を目指す保育補助者（現時点で保育士資格無し）を雇う事業者に対し、年額最大

295 万３千円を３年間貸付。保育士資格取得等により返済免除。

(ｳ)　未就学児を持つ保育士に対する保育料一部貸付

潜在保育士が自身の子を保育所等に預けて就労する場合、当該児童の保育料の半額（上限２万７千円/月）を１年間貸付。２年間の市内認可保育所等における勤務で返済免除。

(ｴ)　就職準備金貸付

潜在保育士に、保育士として復職するための準備に必要な費用として、400,000 円以内（１回限り）を貸付。２年間の市内認可保育所等における勤務で返済免除。

ウ　保育人材確保緊急対策事業

保育士確保及び就労継続支援等に向けて各種補助を行うため、令和元年 10 月から下記事業を実施している。

事業名	令和４年度予算(A)	令和５年度予算(B)	予算差(B-A)
保育支援者配置補助	132,960 千円	214,501 千円	81,541 千円
保育人材確保に向けた一時金給付	152,200 千円	148,200 千円	△4,000 千円
潜在保育士短時間就労支援補助	32,216 千円	25,232 千円	△6,984 千円
保育人材イメージアップ事業	9,624 千円	9,067 千円	△557 千円

(ｱ)　保育支援者配置補助

保育周辺業務を行う保育支援者を配置する費用の一部を補助し、保育士の負担を軽減する。

(ｲ)　保育人材確保に向けた一時金給付

採用から一定の期間（３・６・９年）勤務を続けた保育士等に一時金（一律 10 万円を給付することにより、保育士等の就労継続や離職防止を支援する。

(ｳ)　潜在保育士短時間就労支援補助

朝・夕に短時間で働くパートタイム保育士を配置する費用の一部を補助し、短時間であれば働くことのできる潜在保育士の就労を支援する。

(ｴ)　保育人材イメージアップ

中高生やその保護者、関係者等を対象に保育士のやりがいや職業としての魅力を PR し、保育士職のイメージアップを図り、保育士を目指す人材を確保する。

(6)　地域子ども・子育て支援事業

①　利用者支援事業

【予算・決算見込み】

	令和４年度決算見込み	令和５年度予算
利用者支援事業 （保育ニーズコーディネート事業費）	25,799千円	28,837千円

保育コーディネーターが子育て世帯の保育ニーズにきめ細やかに対応して、小規模保

育事業や幼稚園等における一時預かりなど多様な保育サービスの情報を提供し、必要なサービスの利用につなげることで、保育所等入所保留児童の解消を図る。平成 25 年 10 月から各区役所に一人ずつ配置されており、次のような支援を行っている。

・保育サービスを希望する方への情報提供及び利用調整に関すること
・保育所入所保留児童に対するアフターフォロー
・保育サービスに係る情報収集に関すること
・地域の保育ニーズの把握に関すること

【保育ニーズコーディネート事業に関する統計】

	令和３年度	令和４年度
保育コーディネーター数	10人（各区1名）	
相談実績（のべ件数）	19,542件	18,252件

【相談受付時間】

勤務時間	午前９時から午後４時45分の間で6時間45分（区により異なる）
休憩時間	午後０時15分から午後１時まで

また、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が実施され、様々な教育・保育、子育て支援事業が提供されることから、区役所や区保育・子育て支援センター等において、保育士が子育て相談などにより個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等の利用を支援し、併せて関係機関等とネットワークの構築などを行う利用者支援事業を実施している。

②　子育てサロン事業

【予算・決算見込み】　（千円）

	令和４年度決算見込み	令和５年度予算
子育てサロン事業費	262,777	277,000

札幌市では、子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場である子育てサロンを開設・運営するための関連事業を実施している。

地域子育て支援拠点事業として常設子育てサロンを実施する団体に補助等を実施しているほか､各地域において実施されている地域主体の子育てサロンの立上げ･運営支援、児童会館を活用した子育てサロンを展開している。

また、区保育・子育て支援センターにおいても常設子育てサロンを実施している。

平成28年８月より、都心部に常設子育てサロン「まちなかキッズサロン（愛称：おおどりんこ)」がオープンしている。

【地域子育て支援拠点事業（常設子育てサロン）　実施箇所数等】

		令和３年度	令和４年度
ひろば型（週３日以上、一日５時間以上）	箇所数	16箇所	16箇所
	利用者数	33,888人	45,451人
児童館型（週３日以上、一日３時間以上）	箇所数	65か所	65か所
	利用者数	70,978人	140,230人

【地域主体の子育てサロン　実施箇所数等】

	令和３年度	令和４年度
箇所数	165箇所	158箇所
利用者数	11,494人	27,350人

【児童会館での子育てサロン　実施箇所数等】

	令和３年度	令和４年度
箇所数	103箇所	103箇所
利用者数	85,919人	170,402人

※上表の数値には、常設子育てサロン実施館分も含む。

③　子育て情報提供強化事業　（千円）

	令和４年度決算見込み	令和５年度予算
子育て情報提供強化事業	7,845	7,800

平成29年４月より、各部局で実施している各種制度やサービスの情報や、市内各地で開催されている子育てサロンやイベント情報も集約している「さっぽろ子育て情報サイト」、「さっぽろ子育てアプリ」を配信している。

目的別、年齢別などの項目から制度情報を検索したり、ジャンルやエリアから子育て世帯向けのイベント等を検索できる機能を備えているほか、「さっぽろ子育てアプリ」では、予防接種の履歴管理や日々の子どもの成長を記録できる「子育て日記帳」や妊娠中は胎児の成長に応じた情報を毎日配信し、出産後は子どもの月齢に応じた育児情報をタイムリーに配信する「さっぽろ子育てきずなメール」などの機能を備えている。

また、必要な支援制度等の情報に関する問合せに対し、時間的・地理的な制約を受けずに簡便かつ迅速に回答するため「さっぽろ子育て情報サイト」にＡＩチャットボットを導入している。

④　時間外（延長）保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所では、昭和57年10月から実施している。

平成27年４月に子ども・子育て支援新制度が施行され、保育短時間認定児童の利用時間（コアタイム）の創設や地域型保育事業等に対する時間外（延長）保育制度が統一された。

区　分	内　容
実施か所数 （令和５年４月１日現在）	＜１時間延長＞ ・保育所（公立17、指定管理者3、私立160） ・認定こども園（公立1、私立202） ・地域型保育事業所（指定管理者1、私立119） ＜２時間延長＞ ・保育所（私立19）　・認定こども園（私立６）　・地域型保育事業所（私立15）
対象児童等	時間外保育を利用する必要があり、あらかじめ実施施設・事業所に対して利用申込みをした入所中の児童

【保育標準利用料】

・開所時間（11 時間）を超えて時間外保育を利用した場合の児童の１人当たりの標準利用料

ア　１時間以内利用 200 円

イ　１時間超え利用 300 円

ウ　21 時以降の利用　１時間100 円

・開所時間（11 時間）内に保育短時間認定児童が時間外保育を利用した場合の児童１人当たりの標準利用料

ア　30 分以内利用（開所時間と短時間保育時間の差が30分の場合）　50 円

イ　１時間以内利用（アの場合を除く）　100 円

ウ　１時間超え利用

(ｱ)　開所時間と短時間保育時間の差が１時間30 分の場合　150 円

(ｲ)　開所時間と短時間保育時間の差が２時間の場合　200 円

エ　２時間超え利用

(ｱ)　開所時間と短時間保育時間の差が２時間30 分の場合　250 円

(ｲ)　開所時間と短時間保育時間の差が３時間の場合　300 円

⑤　一時預かり事業（幼稚園型を含む）

ア　保育所の一時保育

パート就労等女性の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病・冠婚葬祭等による緊急時の保育、保護者の育児に伴う心理的・身体的負担が増加していることなどの私的理由による保育等への需要の高まりに応えるため、平成３年11月から保育所の機能を活用し実施している。

令和５年４月１日現在、126 か所(公立８、指定管理者制度による施設３、私立 115)の保育所で実施している。

区　分	内			容
対象児童	非定型的保育	保護者の短時間・継続的労働、職業訓練、就労等により、家庭における育児が困難となる児童		
	緊急保育	保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童		
	私的理由による保育	保護者の育児等に伴う心理的・身体的負担を解消する等の私的理由により一時的に保育が必要となる児童		
標準利用料（日　額）	非定型的保育及び緊急保育	３歳未満児	2,000円	利用児童の希望により、給食を実施する場合には、給食代として300円を加算
		３歳以上児	1,200円	
	私的理由による保育	３歳未満児	2,700円	
		３歳以上児	1,600円	

イ　認定こども園や幼稚園の一時預かり

認定こども園や幼稚園の在園児を対象にした「幼稚園型」と、在園児以外を対象とした「一般型幼稚園タイプ」を実施している。

令和５年４月１日現在、幼稚園型263か所（公立10、私立253）、一般型幼稚園タイプ180か所（公立１、私立179、重複実施含む）で実施している。

(ｱ)　「幼稚園型」

区　分	内容			
対象児童	実施施設に在園する満３歳以上の児童			
	実施施設に在園していないが、実施施設が事業の実施対象として必要と判断した就学前児童			
標準利用料（日　額）	基本分（平日）	休日分（土日祝及び年末年始）	長時間（指定時間を超えて利用）	備考
	400円	800円	・平日及び休日 150円～450円 ・長期休業中 100円～850円	保護者の希望により、給食を実施する場合は、給食代として別途利用料に加算

(ｲ)　「一般型幼稚園タイプ」

区　分	内容			
対象児童	「就労等による保育児童」 保護者の短時間労働、職業訓練等により、一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童			
	「緊急保育児童」 保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急又は一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童			
	「私的理由による保育児童」 保護者の育児等に伴う心理的又は肉体的負担を解消する等の私的理由により一時的に保育が必要となる児童			
標準利用料（日　額）	就労等による保育児童及び緊急保育児童	３歳未満児	2,000円	保護者の希望により、給食を実施する場合は、給食代として300円を加算
		３歳以上児	1,200円	
	私的理由による保育児童	３歳未満児	2,700円	
		３歳以上児	1,600円	

⑥　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【予算・決算】　（千円）

	令和４年度決算見込み	令和５年度予算
子育て援助活動支援事業費	58,826	63,000

子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）が会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える活動を支援する事業。札幌市では日常的な預かりの「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と緊急時や病児・病後児預かりの「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」の２事業を実施している。

ア　さっぽろ子育てサポートセンター事業

(ｱ)　会員資格

依頼会員は、札幌市在住又は札幌市内に勤務先がある０歳から小学校６年生までの子どもを育てている者。提供会員は、札幌市在住で心身ともに健康で援助活動に

理解と熱意を有する18歳以上の者。

(ｲ)　サービスの内容

保育所・幼稚園等の送り迎えや保育所・幼稚園等の終了後の預かりなど。

(ｳ)　利用時間

午前６時～午後10時

(ｴ)　利用料金

月～金曜日の午前７時～午後７時は30分あたり350円、それ以外の時間は30分あたり400円

【問合せ先（社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会）】

名　称	住　所	電話番号	問い合わせ受付日時
さっぽろ子育てサポートセンター	中）大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター４階 社福）札幌市社会福祉協議会内	623-2415	月～金曜、第２・４土曜 午前８時45分～午後５時15分

【さっぽろ子育てサポートセンター事業実施状況】

項　目	令和２年度	令和３年度	令和４年度
提供会員数	574 人	566 人	371 人
依頼会員数	7,151 人	7,542 人	7,816 人
両方会員数	110 人	103 人	43 人
活動件数	6,498 件	5,319 件	4,426 件

イ　札幌市こども緊急サポートネットワーク事業

(ｱ)　会員資格

依頼会員は、札幌市在住又は札幌市内に勤務先がある０歳から小学校６年生までの子どもを育てている者。提供会員は、札幌市在住で心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有する18歳以上の者。

(ｲ)　サービスの内容

子どもの急な発病で保育園に預けられないなどの病児・病後児の預かり、急な残業などの緊急時の預かり、急な出張などによる宿泊の預かり。

(ｳ)　利用時間

〈預かり〉 午前７時30分～午後11時

※ ただし、病児の預かりは月～土曜日の午前７時30分～午後６時

〈宿泊〉 保育園・学童終了後～登園・登校時まで

(ｴ)　利用料金

〈預かり〉

午前７時30分～午後６時：30分あたり500円

午後６時～午後11時：30分あたり600円

※ 利用は１時間から

〈宿泊〉

３歳以上は10,000円、３歳未満は12,000円

【問合せ先（特定非営利活動法人北海道子育て支援ワーカーズ）】

名　　称	住　　所	電話番号	問い合わせ受付日時
札幌市こども緊急サポートネットワーク	西）二十四軒１条４丁目 二十四軒ターミナルビル２階	621-6626	月～金曜 午前10時～午後５時

【札幌市こども緊急サポートネットワーク事業実施状況】

項　　目	令和２年度	令和３年度	令和４年度
提供会員数	338 人	336 人	329 人
依頼会員数	7,864 人	8,407 人	8,995 人
両方会員数	7 人	6 人	5 人
活動件数	246 件	433 件	475 件

ウ　病児・病後児預かり利用料補助制度

平成25年３月から病児･病後児の預かりの利用料の一部を申請により補助している。

〈補助対象児童〉

生後５か月～小学校６年生まで

〈補助対象時間〉

月～金曜日：午前７時30分～午後６時、土曜日：午前７時30分～午後１時

※　日曜日・祝日・年末年始は休み　※　７日以内を限度

〈補助額〉

一日の利用時間が３時間を超えた場合、当該部分について30分あたり350円を補助

⑦　病後児デイサービス事業

病気回復期にあって集団保育が困難な児童を、仕事の都合などによって家庭で保育できない保護者に代わって一時的に保育する事業を実施している。

実施施設	天使こどもデイサービスセンター　（平成11年12月から実施） 東）北12条東３丁目　【TEL711-0101】
	北海道こどもデイサービスセンター　（平成13年７月から実施） 豊）中の島１条８丁目　【TEL831-3300】
	手稲渓仁会こどもデイサービスセンター　（平成14年７月から実施） 手）前田１条12丁目　【TEL681-3266】
	楡の会こどもデイサービスセンター　（平成18年４月から実施） 厚）厚別町下野幌49　【TEL899-3336】
	勤医協菊水こどもデイサービスセンター　（平成19年11月から実施） 白）菊水４条１丁目　【TEL823-9272】
	東雁来すこやかこどもデイサービスセンター（平成28年４月から実施） 東）東雁来10条１丁目　【TEL790-2030】
	真駒内駐屯地こどもデイサービスセンター　（令和４年４月から実施） 南)真駒内17番地　【TEL581-1501】
対象児童	次のいずれにも該当する児童 • 市内在住の生後５か月～小学校６年生まで • 病気回復期にあって集団保育が困難で、かつ、かかりつけ医療機関の医師が当該事業の利用について差し支えないと認めていること。 • 保護者が仕事の都合、傷病、事故、出産又は冠婚葬祭などやむを得ない理由によって家庭で保育できないこと。
定　　員	各４名／日

利　用　日	月～土曜日（ただし、国民の祝日、年末年始は除く。）
利用時間	午前８時～午後６時
利　用　料 （日額）	デイサービス料 生活保護・市民税非課税世帯　0円 所得税非課税世帯　1,500円 それ以外の世帯　3,000円 （上記に）＋　給食代300円
運　営　費	委託料及び利用料

⑧　実費徴収に係る補足給付事業

ア　生活保護世帯等の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助する。

イ　低所得者世帯等の子どもが、私学助成幼稚園にて特定子ども・子育て支援を受けた場合において、副食材料費の一部を補助する。

	令和３年度（決算）	令和４年度（決算）	令和５年度（予算）
対象人数	1,402人	1,348人	1,333人
補助額	24,974千円	24,277千円	25,000千円

⑨　認可外保育施設等利用給付事業

令和元年10月から開始した、幼児教育・保育無償化に伴い新設された保護者向けの給付制度である。施設等利用給付認定を受けて、給付の対象となる認可外保育施設等を利用した場合、保護者が一度施設へ支払った利用料を、後日札幌市から還付する方法で給付を行っている。

ア　給付対象児童

３～５歳児クラス…保育の必要性（家庭において必要な保育を受けることが困難である理由）があるもの。

０～２歳児クラス…保育の必要性があり、かつ、市民税非課税世帯に属しているもの。

イ　対象人数及び支給額

	令和４年度（決算）	令和５年度（予算）
対象人数	10,329人	13,071人
支給額	572,150千円	750,229千円

3　その他の事業

(1)　休日保育事業

日曜・祝日に勤務する保護者の増加といった就労形態の多様化に伴い、多様な保育サービスの充実が求められていることから、平成 14 年 10 月から西区保育・子育て支援センターが事業を開始した。その後、実施施設が増加し、公立保育所３施設、私立保育所５施設、地域型保育事業４施設の合計 12 施設となった。

実施施設	札幌市北区保育・子育て支援センター　（平成24年６月から実施） 北）北25条西３丁目　定員20名
	札幌市豊平区保育・子育て支援センター（平成20年４月から実施） 豊）月寒東１条４丁目　定員20名
	札幌市西区保育・子育て支援センター　（平成14年10月から実施） 西）二十四軒３条５丁目　定員20名
	元町にこにこ保育園　（平成23年４月から実施） 東）北23条東16丁目　定員15名
	青葉興正保育園　（平成22年11月から実施） 厚）青葉町２丁目　定員６名
	北一条すずらん保育園　（平成31年４月から実施） 中）北１条東10丁目　定員15名
	ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園　（平成30年５月から実施） 豊）平岸３条５丁目　定員９名
	にこまるえん東白石　（平成30年７月から実施） 白）本郷通９丁目　定員６名
	にこまるえん南郷　（平成31年４月から実施） 白）本郷通８丁目　定員６名
	にこまるえん白石　（令和２年４月から実施） 白）東札幌２条５丁目　定員13名
	札幌北はぐはぐ保育園　（令和３年４月から実施） 北）北29条西10丁目　定員６名
	おーるまいてぃ中央保育室　（令和３年10月から実施） 中）南２条西10丁目　定員６名
対象児童	既に認可保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用しており、保護者の勤務等の理由により日曜・祝日に常態的に保育を必要とする児童（生後５か月から就学前まで。ただし、ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園、にこまるえん東白石、にこまるえん南郷及びおーるまいてぃ中央保育室は２歳児まで。）
利用時間	午前８時～午後７時（12月29日～翌年１月３日は休園） ※ 青葉興正保育園は、午前９時～午後５時 ※ 保育短時間認定の児童の場合は、各園が定める利用時間（８時間）

(2)　夜間保育事業

夜間の保育を必要とする児童のため、昭和58年４月から実施している。現在は、下表３か所（指定管理者制度による３施設）で実施している。

施設名	札幌市二十四軒南保育園	札幌市大通保育園	札幌市しせいかん保育園
所 在 地	西)二十四軒１条４丁目２-６	中)大通東４丁目５番地１	中)南３条西７丁目１-１
定　　員	30人	30人	40人
対象年齢	産休明け～就学前	産休明け～就学前	産休明け～就学前
標準時間	10時　～　21時	10時　～　21時	10時　～　21時
時間外	①8時～10時 ②21時～24時	①8時～10時 ②21時～24時	①8時～10時 ②21時～22時

保 育 料	市保育料の徴収基準に基づく
時間外保育料	札幌市時間外保育促進事業実施要綱に基づく

(3)　障がい児保育事業

保育を必要とする心身に障がいを有する児童のうち、集団生活が可能かつ通所可能な児童に対し、当該児童の福祉の増進を図るため、その障がいの種類及び程度に応じ、指導計画に基づく保育を実施することによりその成長発達を促進するなど、障がい児保育を実施している。また、障がい児の集団保育が適切に行われるよう巡回指導を実施し、保育者（必要に応じて保護者）に対して指導・助言を行っている。

区分	内容
対象児童	集団生活が可能でかつ日々通所できると認められる児童
受託体制	障がい児保育について知識経験等を有する保育士の配置

【主な障がい種別受託実績】　　　（　）内の数値は重複障がいを含んだ数

年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
障がい種別	重度	中・軽度	重度	中・軽度	重度	中・軽度	重度	中・軽度	重度	中・軽度
精神（発達）遅滞 ダウン症	94(129)		84(164)		89(115)		117(90)		144(133)	
	14	80	14	70	10	79	24	93	32	112
言語（発達）遅滞	19		16		14		15		10	
	0	19	0	16	1	13	0	15	1	9
運動機能障がい	55		47		52		50		45	
	20	35	15	32	18	34	22	28	24	21
聴覚障がい	13		14		12		11		12	
	1	12	1	13	1	11	0	11	0	12
視覚障がい	1		0		2		3		1	
	0	1	0	0	1	1	1	2	0	1
内部疾患	7		11		11		6		9	
	3	4	6	5	3	8	1	5	3	6
情緒障がい	0		3		0		0		0	
	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
ASD・ADHD等	200		227		245		266		297	
	4	196	7	220	10	235	8	258	7	290
計	389		402		425		468		518	
	42	347	43	359	44	381	56	412	67	451

【巡回指導実績】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
巡回回数	347回	388回	222回	222回	336回
月平均	28.9回	32.3回	18.5回	18.5回	28回
対象保育所	166か所	201か所	222か所	210か所	220か所

〈参考〉各年度の特別児童扶養手当対象者　　　（単位：人）

年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
計	26	25	20	19	18

(4)　食物アレルギー児保育事業

食物アレルギーを有する児童に、適切かつ安全に給食を提供するため、その状態に応

じた個別食の提供を実施する私立認可保育所等に対し、実施に必要な食材費、人件費などの一部補助を平成 20 年度から実施している。

また、平成 26 年３月に作成し、令和２年 10 月に改訂した「札幌市保育所等における食物アレルギー対応マニュアル」を認可保育所等に配布し、食物アレルギーへの対応について広く理解を求めている。

(5)　認可外保育施設への指導

児童福祉法の規定による設置認可を受けていない保育施設に対して、立入調査を行い、設備・運営・保育内容について指導を行うとともに、本市主催の研修会等を実施している。

【認可外保育施設立入調査実績】　（単位：回）

区　分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
ベビーホテル	40	33	29	30	26	22
一般認可外	71	35	35	39	28	32
合計	111	68	64	69	54	54

【事業所内保育施設立入調査実績】　（単位：回）

区　分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
企業主導型	83	151	145	149	156	157
一般事業所内	14	13	20	21	18	17
病院内	49	43	46	43	38	36
店舗等	6	4	3	0	1	0
合計	152	206	214	213	213	210

※令和２、３年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため聞き取り調査数を含む

(6)　絵本基金「子ども未来文庫」事業

企業や市民等から絵本の寄贈を受ける絵本基金「子ども未来文庫」事業を平成20年９月に創設。寄贈を受けた絵本は、札幌市所管の子育て支援施設、札幌市立保育所などにおいて活用する。令和４年度の寄贈は、個人で５件・89冊。企業、団体で13件・909冊。

(7)　さっぽろ親子絵本ふれあい事業

【予算・決算】　（千円）

	令和４年度決算	令和５年度予算
さっぽろ親子絵本ふれあい費	7,544	8,800

乳幼児が絵本にふれることの大切さを子育て家庭に伝えるとともに、絵本を通じて親と子が心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるため、平成 21 年 10 月１日から実施している。乳幼児４か月児健診会場にて絵本１冊の配布と、家庭での絵本の読み聞かせに関する情報発信等を行っている。令和４年度配布実績は、11,320 冊。

(8)　父親による子育て推進費

【予算・決算】　（千円）

	令和４年度決算	令和５年度予算
父親による子育て推進費	2,212	2,700

父親の積極的な子育てを推進するため、父親の子育て参加に関する意識改革や子育てに取組む意欲を向上させるために父子同室講座を行う。

(9)　さっぽろ子育てガイド

就学前までの子育て世帯のために、札幌市の取組を中心として、相談窓口やお出かけスポット、保育施設一覧など、札幌市の子育てに関する情報を取りまとめたガイドを作成し、各関係施設等に配布している。

(10)　さっぽろ市民子育て支援宣言

札幌の子どもたちが健やかに成長することを願い、多くの市民に「自発的に」子育て中の親子を支援する意識の向上を図ることを目的に、平成19年度から実施している。令和４年度までの累計宣言人数は、個人で69,381人。団体で29,019人。企業で32,893人。

(11)　札幌市子育て支援推進ネットワーク協議会

札幌市子育て支援推進ネットワーク協議会を開催し、関係団体同士の情報交換や事業の協力などが円滑に行われるよう連携を深めている。

Ⅵ-3　事業及び施策の概要　～児童相談所～

1　相談業務

(1)　相談種別と内容

児童相談所では、18歳未満の児童に関するさまざまな問題について、家庭や学校をはじめ、地域住民からの連絡、保健福祉部や警察、家庭裁判所からの通告・送致を受け、相談援助活動を行っている。

相談種別については、養育困難な児童に関する養護相談、虚弱児等に関する保健相談、発達障がい・知的障がい等に関する障がい相談、盗み・家出等に関する非行相談及び不登校等の育成相談の５つに大きく分類しており、さらに以下のように細分化している。

種　　別		内　　　　容
養護相談		父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保健相談		未熟児、虚弱児、内部機能障がい、小児喘息その他の疾患（精神疾患を含む。）等を有する児童に関する相談
障がい相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等視聴覚障がい児に関する相談
	言語発達障がい等相談	構音障がい(※1)、きつ音(※2)、失語等音声や言語の機能障がいのある児童、言語発達遅滞、注意欠陥障がいを有する児童等に関する相談（言葉の遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに分類する。）
	重症心身障がい相談	重症心身障がい児に関する相談
	知的障がい相談	知的障がい児に関する相談
	発達障がい相談	発達障がいを有するまたはその疑いのある児童に関する相談
非行相談	ぐ犯行為（※3）等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法（以下、「法」という。）第25条による通告のない児童に関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談（受け付けた時には通告がなくとも、調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についても該当する。）
育成相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、かん黙（※4）、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	不登校相談	学校、幼稚園及び保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。）
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談

※1　口蓋(がい)裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な問題により正しい発音ができない障がい
※2　短音、音節、若しくは単語を頻回に繰り返したり、長く伸ばすことを特徴とする話し方、又は話のリズミカルな流れを遮る頻回の口ごもりや休止を特徴とする話し方
※3　度重なる家出や深夜徘徊、暴走族や暴力団関係者など不道徳な人との交際、いかがわしい場所への出入り、性的逸脱など、将来刑罰法令に触れる行為を行うおそれがある問題行動のこと。
※4　言語機能を用いる十分な能力があるにもかかわらず、言語を用いない状態。例えば、家では話せるのに、学校では全く話さないなど。

（2）　相談の流れと関係機関

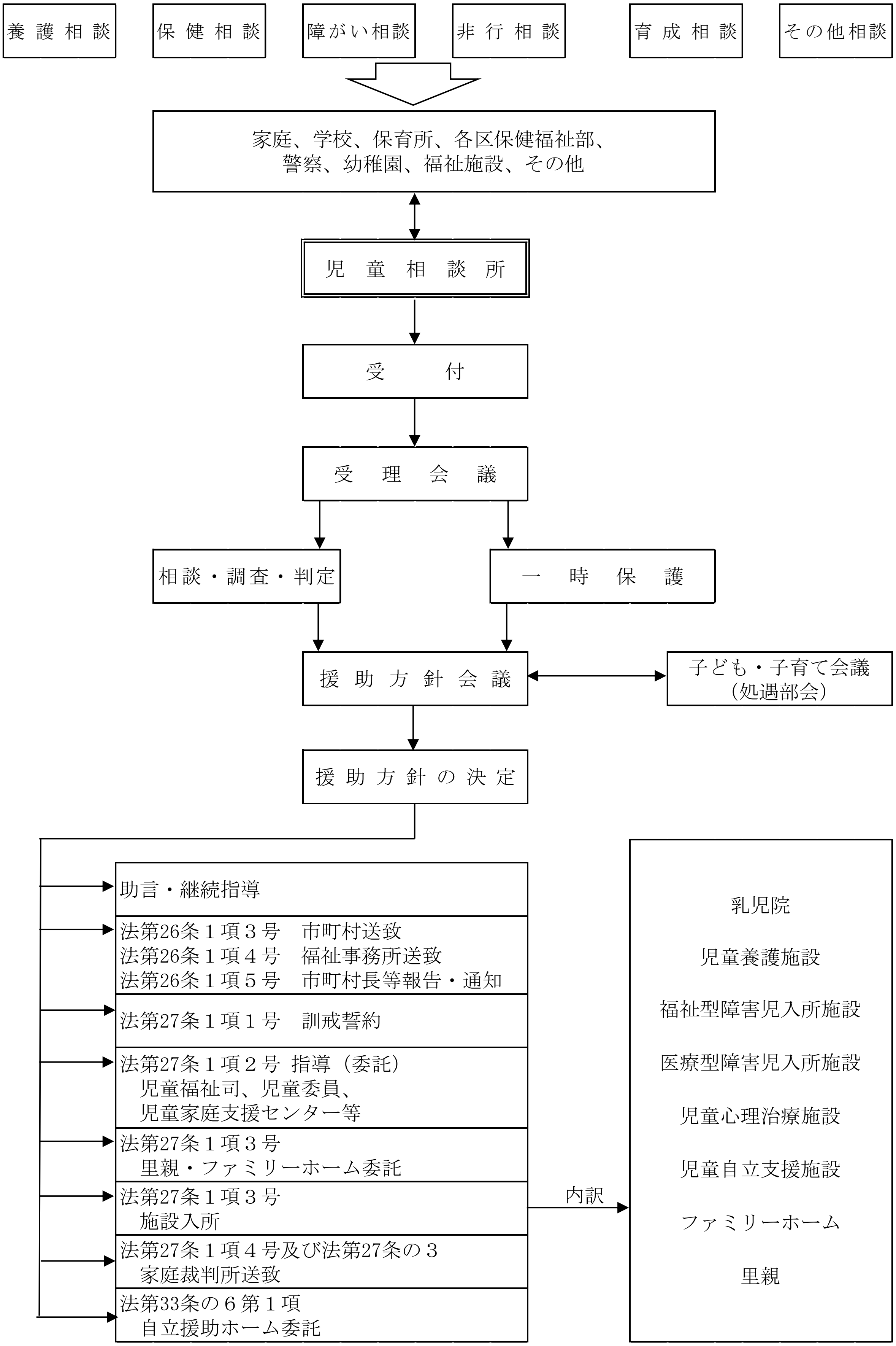

(3)　受理件数及び措置件数

【年度別受理件数】　　(単位：件)

種別／年度	養護相談 児童虐待相談	養護相談 その他の相談	保健相談	障がい相談 肢体不自由相談	障がい相談 視聴覚障がい相談	障がい相談 言語発達障がい等相談	障がい相談 重症心身障がい相談	障がい相談 知的障がい相談	障がい相談 発達障がい相談	非行相談 ぐ犯行為等相談	非行相談 触法行為等相談	小計
30年度	1,885	2,037	1	253	0	89	38	1,622	398	103	38	6,464
元年度	2,401	2,214	1	285	2	42	43	1,775	367	82	38	7,250
2年度	2,562	2,476	1	245	1	10	36	1,179	375	116	36	7,037
3年度	2,402	2,178	0	225	0	7	34	1,786	494	91	54	7,271
4年度	2,286	2,046	1	287	0	2	31	1,815	486	86	48	7,088

種別／年度	育成相談 性格行動相談	育成相談 不登校相談	育成相談 適性相談	育成相談 育児・しつけ相談	その他の相談	小計	合計
30年度	389	49	3	28	544	1,013	7,477
元年度	367	55	0	14	767	1,203	8,453
2年度	378	36	0	18	987	1,419	8,456
3年度	357	41	1	14	988	1,401	8,672
4年度	324	47	1	11	1115	1,498	8,586

【年度別措置件数】　　(単位：件)

種別／年度	面接指導 助言指導	面接指導 継続指導	面接指導 他機関あっせん	児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	保健福祉部送致又は通知（知的障がい者福祉司・社会福祉主事指導を含む。）	訓戒・誓約	児童福祉施設 入所	児童福祉施設 通所	児童福祉施設 計	小計
30年度	4,761	1,160	16	107	0	14	0	3	76	1	167	0	167	6,305
元年度	5,504	1,122	17	188	0	9	1	9	73	3	143	0	143	7,069
2年度	4,930	1,226	5	233	0	29	1	3	68	5	119	3	122	6,622
3年度	5,317	1,166	6	211	0	37	1	0	83	6	159	0	159	6,986
4年度	5,161	1,132	9	213	0	40	2	0	84	1	95	0	95	6,737

種別／年度	指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他	小計	合計
30年度	0	51	1	145	963	1,160	7,465
元年度	1	57	1	186	1,139	1,384	8,453
2年度	0	58	4	272	1,500	1,834	8,456
3年度	0	68	5	231	1,382	1,686	8,672
4年度	0	62	2	285	1,500	1,849	8,586

(4)　児童虐待

児童虐待は、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）がその監護する児童（18歳未満の者）の心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為であり、児童の人権侵害に当たるものである。児童虐待の防止等に関する法律第２条により、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育の怠慢・拒否等）及び心理的虐待の４つに分類・定義されている。

児童相談所における令和４年度の児童虐待認定件数は2,286件で、前年度（2,402件）に比べて116件（4.8%）の減となった。面前ＤＶなどの心理的虐待が、他の身体的虐待、性的虐待及びネグレクトを大きく上回っている。

①　認定状況

ア　相談の内容別

心理的虐待の割合が最も高く、全体の５割以上を占めている。

（単位：件）

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計	増減率
２年度	481（18.8%）	21（0.8%）	583（22.8%）	1,477（57.7%）	2,562（100%）	6.7%
３年度	505（21.0%）	25（1.0%）	543（22.6%）	1,329（55.3%）	2,402（100%）	-6.2%
４年度	535（23.4%）	27（1.2%）	471（20.6%）	1,253（54.8%）	2,286（100%）	-4.8%

※端数処理をしているため、内訳の合計が100%にならない場合がある。

イ　主な虐待者

令和４年度は、父によるものが 54.7%、母によるものが 42.6%だった。

（単位：件）

	父		母		その他	合計
	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親		
２年度	1,124 (43.9%)	188 (7.3%)	1,184 (46.2%)	8（0.3%）	58（2.3%）	2,562（100%）
３年度	1,042 (43.4%)	215 (9.0%)	1,072 (44.6%)	14（0.6%）	59（2.5%）	2,402（100%）
４年度	1,048 (45.8%)	203 (8.9%)	963（42.1%）	10（0.4%）	62（2.7%）	2,286（100%）

ウ　処遇種別

処遇別では、在宅指導が９割を超えている。在宅指導には助言指導、継続指導、児童福祉司指導等が含まれる。

（単位：件）

	在宅指導	施設入所	里親委託	合計	一時保護入所者数（うち委託分）
２年度	2,482	65	15	2,562	340（183）
３年度	2,308	75	19	2,402	328（167）
４年度	2,229	45	12	2,286	360（188）

エ　主な虐待者と虐待種別

主たる虐待者別に令和４年度の虐待種別をみると、実父による虐待では心理的虐待が最も多く、実母による虐待では、ネグレクトが最も多い。

	父		母		その他	合計
	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親		
身体的虐待	188	39	277	5	26	535
性的虐待	8	12	6	0	1	27
心理的虐待	787	138	294	5	29	1253
ネグレクト	65	14	386	0	6	471

②　児童虐待の通告受付状況

ア　通告受付件数

令和４年度の虐待通告件数は1,574件であり、前年度からやや減少した。

	通告件数	増減率
２年度	2,078	-1.0%
３年度	1,845	-11.2%
４年度	1,574	-14.7%

※通告件数は世帯単位で計上

イ　通告経路

令和４年度は、警察からの通告が902件と最も多く、近隣住民からは412件と２番目に多い。この２つの経路で、全体の８割以上を占めている。

	家　族			親族	児童本人	近隣知人	福祉事務所等	保健センター	保育所等	医療機関	学校等	警察	その他	合計
	父	母	その他											
２年度	13	10	1	30	21	567	44	4	33	28	83	1,187	57	2,078
３年度	12	15	4	22	20	564	22	8	35	23	119	958	43	1,845
４年度	8	11	6	14	17	412	14	24	47	10	68	902	41	1,574

※通告件数は世帯単位で計上

③　児童虐待の相談・対応体制の強化

ア　児童及び虐待した親に対するカウンセリング等を実施している。

また、平成18年度以降、「ペアレントトレーニング」、「ビデオ子育て支援法」等の手法を順次導入し、ケア強化を図っている（（５）家族支援事業参照）。

イ　調査機能を緊急対応担当課、支援機能を相談判定一課・二課に分離して、業務を行っている。

児童虐待通告に係る初期対応等は、緊急対応担当部・課長以下、調査担当係長８名、児童福祉司等14名、児童虐待対応支援員（会計年度任用職員）２名、休日夜間児童虐待対応支援員（会計年度任用職員）８名体制で行っている。

ウ　通告から原則として48時間以内に児童の安全を確認するため、イの体制に加え、平成20年度から市内２か所、令和２年度からは１か所の児童家庭支援センターに夜間・休日の初期調査を委託し、夜間・休日の職員の勤務体制強化も含め、調査機能を維持

している。

また、平成23年度から児童相談所内に電話による「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」を開設し、夜間・休日に専門の電話相談員が常駐して、365日24時間体制で運用している。

【子ども安心ホットラインの相談状況（相談種別内訳）】

令和４年度中に電話相談員が対応した相談件数は、3,104件。うち、「その他相談」を除いた件数は1,626件である。

（単位：件）

相談種別	件数
虐待通告	356
育児･しつけ	257
性格･行動	403
養護相談	610
その他	1,478
合計	3,104

「相談種別」の内訳（その他相談を除く）

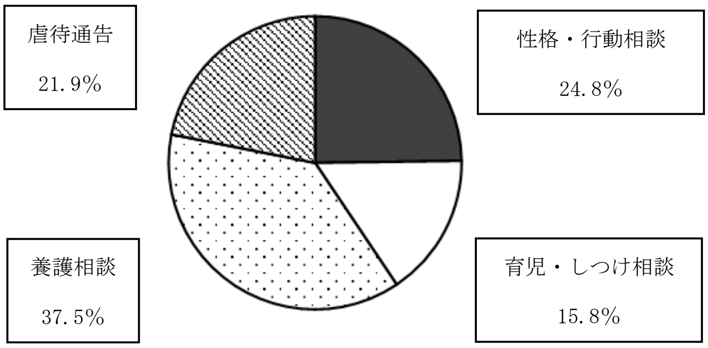

【子ども安心ホットラインの相談状況（曜日別内訳）】

１週間のうち、電話相談員が最も多く応じた曜日は土曜日で、次いで日曜日であった。

曜日	月	火	水	木	金	土	日
件数	206	209	230	201	203	301	276

※その他を除いた相談種別の内訳

【子ども安心ホットラインの相談状況（時間帯別内訳）】

日中時間帯以外（16時～4時）で1,004件対応しており、児童相談所の閉庁時間にも多くの相談が入っている。

時間帯	0時～4時	4時～8時	8時～12時	12時～16時	16時～20時	20時～0時
件数	139	181	226	215	474	391

※その他を除いた相談種別の内訳

④　児童虐待関係予防・防止機関等との連携強化

ア　札幌市要保護児童対策地域協議会の設置

平成20年３月、従来の札幌市児童虐待予防・防止連絡会議を再編成し、札幌市要保護児童対策地域協議会を設置した（令和５年４月現在、50機関・団体で構成）。

また、地域における関係機関の連携及び情報共有を図るため、おおむね年３回、各区で係長レベルの実務者会議を開催している（平成23年度に「児童虐待対応サポートチーム」を改組し、児童相談所から各区健康・子ども課主催に変更）。

イ　各区要保護児童対策地域協議会との連携

平成21年度に各区に要保護児童対策地域協議会を設置し、実務者会議、個別ケース検討会議を通じて関係機関との連携を図っている。

ウ　札幌市オレンジリボン地域協力員の設置

民生委員・児童委員や主任児童委員などの各種委員、児童関係施設職員や一般市民を対象に児童虐待に関する研修を行い、受講者を「札幌市オレンジリボン地域協力員」として登録し、児童虐待の発見・通報、情報提供や見守り等の活動を展開している。

登録者（研修受講者）数は、令和５年３月末現在で19,441名。フォローアップ研修も実施し、協力員の意識啓発に努めている。

エ　各区「家庭児童相談室」の設置

平成22年度から、各区の保健福祉部健康・子ども課に担当職員を配置して連携を図っており、平成23年度からは係長職を加え子どもの福祉に関する身近な相談窓口として「家庭児童相談室」を設置している。

平成28年度、各区に担当職員１名を、令和２年度から４年度にかけて各区に家庭児童相談員１名と児童人口の多い６区（中央、北、東、白石、豊平及び西）に担当職員２名を増員し、各区４～６名体制としている。

⑤　児童虐待防止、早期発見・早期対応に向けた啓発活動の強化

ア　地下鉄広告の実施や市内公共施設へのポスター掲出

イ　北海道、北海道警察及び札幌市とボランティアによる街頭啓発

オレンジリボン入りティッシュの配布を実施

ウ　講演会の実施

エ　街頭大型ビジョンを活用した相談機関の案内

オ　市職員のオレンジリボン着用推進

カ　相談機関案内チラシ配布及びパネル・ポスター展示

キ　警察と児童相談所による児童虐待対応合同研修の実施

ク　各区における児童虐待防止推進月間に啓発活動の実施

ケ　医療機関向けの説明会を実施

コ　民間企業と連携した児童虐待を防止する取組の実施

※　令和４年度は､新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ､上記の一部を中止した。

(5)　家族支援事業

平成18年度から子育てに不安を抱えていたり、不適切な養育を行っている保護者に対してペアレントトレーニング等の支援を行ってきた。令和2年度は、従来の保護者支援を見直して家族支援事業として整理した。本事業は児童の家族に家族支援プログラムを実施し適切な養育方法を習得できるよう支援することで、児童虐待の防止及び家族再統合を図ることを目的としている。令和４年度は、10世帯14名に対して家族支援プログラムを実施した。

※　ペアレントトレーニング：子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的にし

つけられる教育的なスキルを保護者に身に付けてもらうことで、虐待の予防を図る。

【家族支援プログラム実施数】

	世帯数	実人数	実施回数
令和２年度	9世帯	13人	37回
令和３年度	7世帯	9人	16回
令和４年度	10世帯	14人	18回

(6)　メンタルフレンド事業

平成３年４月に厚生省が定めた「ひきこもり・不登校児童福祉対策モデル事業」のひとつである「ふれあい心の友訪問援助事業」として、平成９年７月から実施しているものであり、さまざまな社会的不適応を示し、家庭にひきこもりがちな児童等を対象に、児童相談所が行う訪問指導の一環として行っている。児童との遊びやふれあいの中で、その児童の自主性や社会性などの伸長を援助することをねらいとしている。

児童の兄又は姉の世代に相当するボランティア学生を「メンタルフレンド」としておおむね週１回派遣することとし、引き続き登録者の確保を進めていく。

【令和４年度実施状況】

メンタルフレンド登録者数	7名
派遣対象児童数	7名
派遣回数	延べ97回

(7)　里親・里子の状況

①　里親制度の意義

児童憲章には、「すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。」と定められているが、児童福祉法では、社会が家庭に替わる養育環境を与える「社会的養護」の担い手として、児童福祉施設と並び里親制度を用意している。

里親制度は、家庭での養育に欠ける児童を、登録を受けた里親が自宅で養育し、児童の健全な育成を図るものであり、養育里親・養子縁組里親・専門里親・親族里親の４種類がある。

わが国における近年の社会的養護体制の方向性は「より家庭的な環境での養育」であるが、里親制度は、この方向性に最も即した処遇形態であり、特に人間形成の基盤が確立する乳幼児期に有効といわれている。

②　里親・里子の現状

札幌市では、令和４年度末で 411 組が里親登録している。その内、実際に児童を委託している里親は 140 組で、委託率は 34.1％である。

また、里親等への委託児童数（ファミリーホームへの委託数を含む。）は令和４年度末で 263 人である。同時点の乳児院・児童養護施設への入所児童数は 440 人（乳児院：17 人、児童養護施設：423 人）であり、措置に占める里親等委託率は 37.4％となっている。

③　里親制度の拡充

児童福祉法では、里親制度の広報啓発等による里親の新規開拓から、子どもと里親とのマッチング、里親に対する訪問支援等による自立支援まで、一貫した里親支援を児童相談所の業務として位置付けている。

札幌市においても、里親制度等普及促進やリクルート・研修・トレーニングなど包括的な里親支援を行うフォスタリング事業や、里親経験者による里親訪問等支援事業（里親家庭訪問支援、里親サロンなど）等を実施するとともに、市内全ての乳児院及び児童養護施設に「里親支援専門相談員」を配置し、施設機能を生かした里親支援を行っている。こうした里親支援策を通じ、さらなる制度拡充や委託の推進・安定化を図っている。

また、札幌市の登録里親で組織する「特定非営利活動法人札幌市里親会」の活動を支援し、里親同士の自助活動に協力している。この里親会では、札幌市の里親支援事業の一部を受託するほか、研修事業・優良里親の表彰等事業など、里親による自助活動・自主的活動の促進に努めている。

なお、一定以上の養育経験を持つ里親等を養育者として、自宅で５～６人の子どもを養育する「小規模住居型児童養育事業（通称ファミリーホーム）」を平成22年度から開始している。里親同様、家庭養護の一形態ながら、里親と施設の中間的な性格を持つ制度であり、令和４年度末で市内に15事業所が設置され、69人の児童が入所している。

【里親・里子の推移】　（各年度末現在）

区分＼年度	平成30年度	平成元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
登録里親数（単位：組）	246	262	301	330	411
養育里親（専門里親を除く。）	185	193	224	249	320
養育里親（専門里親）	27	26	29	27	28
養子縁組里親	21	32	37	42	50
親族里親	13	11	11	12	13
委託里親数（単位：組）	118 (※1)	119 (※1)	130 (※1)	135	140 (※1)
札幌児相からの委託	113	115	124	130	135
他児相からの委託	7	6	8	5	8
ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑ市内事業所数	11	11	12	14	15
里親委託児童数	160	168	173	186	194
市内里親への委託	146	154	160	169	175
市外里親への委託	14	14	13	17	19
ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑ委託児童数	50	56	59	64	69
市内事業所への委託	47	53	56	60	65
市外事業所への委託	3	3	3	4	4

※1　札幌児相と他児相から同じ里親に委託しているため合計数は一致しない。

(8)　児童家庭支援センター（児童福祉法第44条の２）

児童家庭支援センターは、地域における、子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる児童相談所機能を補完する施設として、児童虐待・非行・保護者の子育て不安など複雑多様化する児童問題に対応し、電話による子育て相談、緊急時の訪問相談や児童相談所と連携した一時保護の実施等を行っている。

より身近な地域の中で、子育て中の地域住民が気軽に相談できる重要な窓口となっており、問題が深刻化する前に対応できることから虐待などの防止にもつながっている。

令和５年４月現在、市内には興正こども家庭支援センター（北区）、羊ヶ丘児童家庭支援センター（豊平区）、札幌南こども家庭支援センター（南区）、札幌乳児院児童家庭支援センター（白石区）、はくよう児童家庭支援センター（西区）、なんそうえん子ども家庭支援センター（中央区）の６か所がある。

また、夜間及び休日等における児童虐待通告への初期調査について、令和５年度は興正こども家庭支援センターに業務委託している。

【令和４年度相談援助状況】

種別／相談援助形態	養護相談			保健相談	心身障害相談	非行相談			育成相談					子どもの対人関係相談	DV相談	その他の相談	合計
	虐待相談	養護相談	小計			ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	小計	性格行動相談	不登校相談	適性相談	養育相談	小計				
興正こども家庭支援センター（平成12年４月設置）																	
電話相談	209	414	623	7	107	4	0	4	267	180	12	325	784	6	12	18	1,561
来所相談	63	64	127	0	16	0	0	0	121	51	3	35	210	1	4	1	359
訪問相談	56	58	114	1	31	0	0	0	179	37	0	82	298	0	0	0	444
心理療法等	18	60	78	0	2	0	0	0	72	13	0	54	139	0	0	0	219
メール相談	55	25	80	0	20	0	1	1	173	43	0	49	265	3	0	0	369
手紙相談	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小　計	402	621	1,023	8	176	4	1	5	813	324	15	545	1,697	10	16	19	2,954
羊ヶ丘児童家庭支援センター（平成17年４月設置）																	
電話相談	28	545	573	26	1	2	0	2	51	11	4	46	112	18	1	179	912
来所相談	10	90	100	2	0	1	0	1	4	0	0	6	10	1	0	5	119
訪問相談	2	16	18	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	22
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
メール相談	0	1	1	5	0	0	0	0	15	1	0	3	19	0	0	3	28
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小　計	40	652	692	33	1	3	0	3	71	12	4	59	146	19	1	187	1,082
札幌南こども家庭支援センター（平成22年４月設置）																	
電話相談	18	410	428	0	0	0	0	0	81	55	0	33	169	2	0	30	629
来所相談	1	90	91	0	0	0	0	0	7	0	0	0	7	0	0	0	98
訪問相談	2	8	10	0	0	0	0	0	25	37	0	0	62	0	0	0	72
心理療法等	0	28	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28
メール相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小　計	21	536	557	0	0	0	0	0	113	92	0	33	238	2	0	30	827

【令和４年度相談援助状況】

種別 ＼ 相談援助形態	養護相談			保健相談	心身障害相談	非行相談			育成相談					子どもの対人関係相談	DV相談	その他の相談	合計
	虐待相談	養護相談	小計			ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	小計	性格行動相談	不登校相談	適性相談	養育相談	小計				
札幌乳児院児童家庭支援センター（平成23年１月設置）																	
電話相談	9	664	673	57	9	0	0	0	31	36	5	267	339	7	4	60	1,149
来所相談	0	11	11	0	3	0	0	0	7	7	0	4	18	0	0	0	32
訪問相談	3	87	90	11	4	0	0	0	4	12	2	61	79	1	0	5	190
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	12	3	0	0	15	3	0	0	18
メール相談	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	1	8
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
小　計	12	765	777	70	16	0	0	0	54	58	7	334	453	11	5	66	1,398
はくよう児童家庭支援センター（令和３年４月設置）																	
電話相談	27	560	587	0	60	0	1	1	44	12	0	36	92	0	0	161	901
来所相談	0	4	4	0	12	0	1	1	0	27	0	17	44	0	2	30	93
訪問相談	3	19	22	0	23	0	0	0	12	3	0	11	26	0	0	19	90
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
メール相談	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	13
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3	0	0	1	4
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
小　計	30	583	613	0	97	0	2	2	56	44	0	65	165	0	2	223	1,102
合　計	505	3,157	3,662	111	290	7	3	10	1,107	530	26	1,036	2,699	42	24	525	7,363

２　判定業務

(1)　診断及び検査の状況（判定数及び相談種別の判定状況）

令和４年度の判定件数は2,897件(表１)で、令和３年度より75件減少している。養護相談が576件で令和３年度より47件減少、非行相談が35件で令和３年度より27件減少している。また、障がい相談が令和３年度より18件増加している。全相談件数8,586件に対する判定率は33.7%となっている。

表１　相談種別判定件数の推移　（単位：件）

相談種別＼年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
養護相談	688	705	741	623	576
保健相談	0	0	0	0	0
障がい相談	1,940	2,006	1,361	2,084	2,102
肢体不自由	4	12	7	5	1
視覚障がい	0	0	0	0	0
言語発達障がい等	86	38	8	7	2
重症心身障がい	17	25	18	23	14
知的障がい	1,470	1,606	1,004	1,600	1,642
発達障がい	363	325	324	449	443
非行相談	65	47	71	62	35
ぐ犯行為等	55	38	61	43	25
触法行為等	10	9	10	19	10
健全育成相談	220	216	213	201	181
性格行動	194	202	196	183	161
不登校	15	11	13	14	17
適性	2	0	0	1	0
しつけ	9	3	4	3	3
その他の相談	7	6	2	2	3
合　　計	2,920	2,980	2,388	2,972	2,897

表２　諸証明用途別交付状況

（単位：件）

用途＼年度	令和3年度			令和4年度		
	新	再	計	新	再	計
療育手帳	541	1,179	1,720	651	1108	1759
特別児童扶養手当 ：認定診断書	1	3	4	2	1	3
特別児童扶養手当 ：参考用検査結果	149	120	269	101	29	130
障害児福祉手当 ：認定診断書	41	26	67	31	15	46
障害児福祉手当 ：参考用検査結果	21	15	36	9	4	13
障がい児保育	2	1	3	1	0	1
幼稚園判定書	4	1	5	3	1	4
同胞の保育所入所	0	0	0	0	0	0
税控除	0	0	0	0	0	0
高等養護学校受験	2	0	2	11	0	11
就職	0	0	0	0	0	0
1歳6か月児精密検診	0	0	0	0	0	0
3歳児精密検診	0	0	0	0	0	0
5歳児精密検診	0	0	0	0	0	0
その他（その他の精密検診、 通園証明、支援費等含む）	211	31	242	121	35	156
合　　計	972	1,376	2,348	930	1193	2123

表３　心理学的検査（推移）

（単位：件）

年度＼内容	知能検査 ※1	発達検査 ※2	人格検査 ※3	その他 ※4	合　計
平成30年度	1,918	485	314	1,196	3,913
令和元年度	1,977	474	331	1,076	3,858
令和2年度	1,409	353	333	1,073	3,168
令和3年度	2,018	417	255	1,034	3,724
令和4年度	2,021	441	252	912	3,626

※1　田中ビネー知能検査Ｖ、改訂版鈴木ビネー検査、ＷＩＳＣ－Ｖなど
※2　遠城寺式・乳幼児分析的発達検査、新版K式発達検査2020など
※3　Ｐ-Ｆスタディ、SCT、バウムテストなど
※4　面接、行動観察、プレイセラピーなど

(2)　通所指導・心理療法の状況

令和４年度の通所指導数（２回以上）は656件で、指導回数別では５回以内の者が341件で約50％を占めている。これらのケースについては診断・指導方針を示したうえで幼稚園・保育所や学校などの機関と連携を取りながら、経過観察を続けていくものが多い。６回以上の指導を行ったケースは315件で、そのうち10回以上の長期にわたるものは175件である。これらのケースは長期の心理治療・療育指導を必要とするもので、主に被虐待児・非行児・性格行動相談の児童などが対象となっている。

平成13年度から、被虐待児の保護者や、強い育児不安を持つ保護者に対して、精神科医師によるカウンセリングを行っている。

被虐待児の保護者に対しては、児童福祉司による指導に並行して、必要に応じて精神科医によるカウンセリングを行っている。しかしながら、必ずしもカウンセリングに参加した全てのケースが継続して精神科医との面接を望むわけではない。参加の意思を表明しながらも実際には来所に至らない場合も少なからずある。令和４年度のカウンセリングの件数は０件であった。実質的に保護者へのカウンセリングでありながら子どもの診察としてカウントされているケースがかなりあるが、それはこの数字に含まれていない。

表１　通所指導回数内訳（推移）　(単位：件)

年度＼回数	2	３～５	６～９	10以上	合　計
平成30年度	171	200	188	188	747
令和元年度	102	279	217	172	770
令和2年度	162	229	188	170	749
令和3年度	165	176	142	194	677
令和4年度	178	163	140	175	656

表２　長期個別通所指導小・中学生等の状況（６回以上）　(単位：人)

区分＼種別		心身障がい	養護	非行	不登校	性格行動	その他	合計
小学生	男	0	40	0	1	14	0	55
	女	0	47	2	1	3	0	53
	計	0	87	2	2	17	0	108
中学生以上	男	1	30	5	3	25	0	64
	女	0	25	2	2	16	0	45
	計	1	55	7	5	41	0	109
合計	男	1	70	5	4	39	0	119
	女	0	72	4	3	19	0	98
	計	1	142	9	7	58	0	217

表３　カウンセリング来所件数　（単位：人）

	１回	２～５回	６回以上	合計（件）	累計（回）
令和2年度	4	0	0	4	4
令和3年度	1	0	0	1	1
令和4年度	0	0	0	0	0

3　一時保護業務

児童相談所では、児童の心身の健全な成長・育成にとって望ましくない環境から児童を保護するため、一時保護業務を行っている。一時保護児童の相談種別は養護、ぐ犯、触法、不登校、性格行動、知的障がい、その他の諸事情に分類され、また、児童の処遇の種類は児童福祉施設入所、里親委託、他の児童相談所等関係機関への移送、家庭引取、その他（就職、施設復帰、その他）に分類される。

一時保護は緊急保護、アセスメント、短期入所指導の必要がある場合に行われる。緊急保護は遺棄や家出、虐待や放任等、保護者の欠如や養育・監護能力の脆弱により健全な育成が阻害される危険があり緊急の保護を必要とする場合、アセスメントは適切かつ具体的な援助方針を定めるために一時保護による十分な行動観察や生活指導等を行う必要がある場合、短期入所指導は短期間の心理療法やカウンセリング、生活指導等が有効である場合で諸条件により他の方法による援助が困難又は不適当であると判断される場合にそれぞれ行われる。

一時保護は一時保護所にて行う場合（所内一時保護）のほか、児童養護施設や里親等に一時保護を委託する場合（委託一時保護）もある。

(1)　一時保護の概況

令和３年11月に仮設の一時保護所を開設して定員を拡充したことで、一時保護所在所児童が定員を超過した日数は０日となった。

また、子どもの状況に応じて適切な支援を行うため、一時保護専用施設、里親やファミリーホーム、児童福祉施設等の多様な一時保護の場の確保を推進したことで、委託一時保護児童の延日数は17,810日（前年比4,756日増）に増加した。

【所内一時保護児童数の推移（年度中に退所した児童）】

区分 年度	延人員（人）	延日数（日）	１日平均在所児童数（人）	１人平均在所日数（日）	在所児童が定員を超えた日数（日）
平成30年度	363	14,180	38.8	39.1	0
令和元年度	458	16,356	44.7	35.7	189
令和２年度	459	17,982	49.3	39.2	117
令和３年度	494	17,286	47.4	35.0	12
令和４年度	443	17,277	47.3	39.0	0

【委託一時保護児童数の推移（年度中に解除した児童）】

区分 年度	延人員（人）	延日数（日）	１日平均委託児童数（人）	１人平均委託日数（日）
平成30年度	346	7,489	20.5	21.6
令和元年度	513	11,717	32.0	22.8
令和２年度	541	11,787	32.3	21.8
令和３年度	514	13,054	35.7	25.4
令和４年度	611	17,810	48.8	29.1

4　家庭児童相談室

平成 22 年度から各区の健康・子ども課に家庭児童相談員（会計年度任用職員）を配置し、平成 23 年度からは係長職を加えた２名体制で「家庭児童相談室」を設置している。

平成 28 年度、各区に担当職員１名を、令和２年度から４年度にかけて各区に家庭児童相談員１名と児童人口の多い６区（中央、北、東、白石、豊平及び西）に担当職員２名を増員し、各区４～６名体制としている。

家庭児童相談室は､児童相談所とともに児童虐待通報･通告の受理及び初期調査を行うほか、子どもの福祉に関する身近な相談窓口として養育相談等の電話・来所相談を受け、必要に応じて家庭訪問、学校訪問等を実施し、関係機関と連携をとりながら支援活動を行っている。

また、要保護児童等を複数の関係機関等で協議・支援する場である区要保護児童対策地域協議会の事務局として、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を運営している。

国が各市町村に設置を求めている「子ども家庭総合支援拠点」については、支援拠点の中核的機能を果たしている家庭児童相談室に、国が示す職員配置基準を満たす人員数を配置したことから、令和４年度より各区保健センターに子ども家庭総合支援拠点としての機能を位置付けている。

表１　内容別相談　（単位：件）

種別	養護相談		保健相談	障がい相談						非行相談	
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	言語発達障がい等相談	重症心身障がい相談	知的障がい相談	発達障がい相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談
令和３年度	297	6,112	8	0	0	24	3	9	50	14	1
令和４年度	415	6,556	15	1	0	21	3	21	83	11	3

種別	育成相談				その他の相談	合計		
	性格行動等相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			（うち、いじめ相談）	（うち、児童売春等）
令和３年度	156	299	8	32	117	7,130	0	0
令和４年度	236	363	27	48	67	7,870	0	0

表２　年齢別相談　(単位：件)

年齢	０歳～６歳	７歳～１２歳	１３歳～１５歳	１６歳～１７歳	１８歳～	合計
令和３年度	4,149	2,036	751	186	8	7,130
令和４年度	4,439	2,354	828	235	14	7,870

表３　要保護児童対策地域協議会実務者会議取扱件数（延べ数）

区	令和４年度							
	児童相談所				家庭児童相談室			
	新　規		継　続		新　規		継　続	
	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数
中央区	66	84	194	265	194	243	591	930
北　区	56	90	154	203	253	352	532	977
東　区	94	143	290	449	198	266	624	1,010
白石区	27	40	116	166	163	264	710	1,109
厚別区	15	20	59	85	69	98	264	453
豊平区	24	35	91	138	172	262	508	872
清田区	13	17	32	43	34	40	222	396
南　区	26	31	94	133	96	146	246	432
西　区	34	49	168	241	101	164	380	705
手稲区	16	21	50	76	54	80	139	261
合　計	371	530	1,248	1,799	1,334	1,915	4,216	7,145

表４　要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議開催回数（延べ数）

区	令和２年度		令和３年度		令和４年度	
	開催回数	検討事例数	開催回数	検討事例数	開催回数	検討事例数
中央区	57	85	51	88	60	78
北　区	60	135	61	111	80	136
東　区	105	254	96	170	70	129
白石区	76	116	71	121	90	124
厚別区	27	50	23	28	25	39
豊平区	60	110	70	135	114	178
清田区	33	58	36	84	32	52
南　区	38	64	45	56	34	66
西　区	94	163	65	99	67	119
手稲区	25	38	36	53	25	43
合　計	575	1,073	554	945	597	964

5　療育指導業務

(1)　先天性障がい児早期療育事業（こやぎの広場）

平成７年度から実施している本事業は、出生後間もなく判明するダウン症などの先天性障がいのある乳幼児への超早期療育を目的としている。事業の内容は、週に１度、児童福祉総合センターにおいて、保育士・心理療法士といった専門スタッフが保護者の不安な気持ちを受け止め、子どもの心身の発達を支援するとともに、育児全般に必要な情報提供等を行っている。

来所経路は、各区保健センターや医療機関からの紹介が主である。

①　登録状況（令和４年度）　（単位：人）

年間登録数	延べ出席数	年齢構成	
		０歳	0
37	441	１歳	31
		２歳	6

②　主たる疾患

ダウン症候群（21トリソミー）：37人

その他　：０人

(2)　発達に心配のある子どもの療育支援事業（さっぽ・こども広場）

平成９年度に始まった本事業は、児童福祉総合センターのほかに、区保健センターや児童会館等の地域を会場に、保育士・心理療法士といった専門スタッフが小集団での遊びを通して子どもの発達を促し、保護者の悩みや相談に応じている。また、個々の子どもの最も適切な進路をともに考え、保護者に必要な情報を提供している。

来所経路は、各区保健センターでの乳幼児健診後に紹介されるケースがほとんどである。

①　保健センターなどにおける療育支援事業（月１回　11会場　38グループ）　（単位：人）

区	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	計
紹介状受理数	66	80	111	101	35	94	39	40	84	37	687
実登録数	85	113	128	129	56	119	44	66	111	52	903
年間延べ出席数	227	298	231	337	139	331	125	173	289	148	2,298

②　児童会館などにおける療育支援事業（週１回　15会場　20グループ）　（単位：人）

会　　場	実登録数	年間延べ出席数
所内さっぽ（児童福祉総合センター）	70	876
外さっぽ（児童会館・区民センター等）	319	3,727
合　　計	389	4,603

③　さっぽ・こども広場での発達検査所見（単位：人）

自閉症スペクトラム障がい	59
知的障がい	17
注意欠陥多動性障がい	18
言語遅滞	8
その他	41
計	143

※発達検査所見について～
・発達検査は保護者の希望により、医師の診断前に実施。
　よって、所見は疑いや傾向を含む。
・複数の所見の場合は、主となる傾向で分類。
・その他には、境界線級知能等が含まれる。

６　児童福祉対策事業（各施設については「Ⅶ　施設一覧（121 ページ～）」を参照）

(1)　乳児院

乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

令和５年４月現在、市内に１施設、定員 40 名、措置 31 名。

また、子育て短期支援事業として、児童の保護者が、社会的理由（疾病、出産、看護、事故、災害、転勤、出張等）、身体的理由及び精神的理由（育児疲れ、育児不安）により家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童を一時的に預かり、養育の支援を行っている（原則として７日以内）。

(2)　児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上保護を要する児童を入所させて養護し、併せて自立を支援することを目的とする施設。原則として、18 歳に達するまで在所することができる（児童の自立のため特に必要がある場合には 20 歳に達するまで）。

令和５年４月現在、市内に５施設、定員合計 215 名、措置 204 名。

また、乳児院と同様に子育て短期支援事業を行っている。

(3)　地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア

現に児童養護施設（本体施設）を運営している法人の支援の下、地域社会の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、子どもの社会的自立を促進することを目的とする施設。

令和５年４月現在、地域小規模児童養護施設は市内に 15 施設、定員合計 90 名、措置 85 名。分園型小規模グループケアは１か所、定員６名、措置６名。

(4)　児童心理治療施設

軽度の情緒障がいを有する児童を短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障がいを治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと目的としている。

令和５年４月現在、市内に１施設、定員 28 名（入所：23 名、通所：５名）、措置６名。

(5)　ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

家庭で養育できない事情にある 18 歳未満の要保護児童を少人数（定員５名又は６名）で家庭的な環境の下で養育し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援していく。

令和５年４月現在、市内に 16 か所、定員合計 95 名、措置 67 名。

(6)　自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）

義務教育を修了し、児童養護施設等を退所した 15～20 歳未満の児童等（定員５～20 人）

に暮らしの場を与え、その中で相談を受けたり生活指導を行ったり、あるいは就業の援助等を行い、社会的自立を促進することを目的としている。

令和５年４月現在、市内に 10 か所、定員合計 64 名、措置 39 名。

【札幌市内児童養護施設等の定員と児童措置数】　（単位：人）

施設種別	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	定員	児童措置数	定員	児童措置数	定員	児童措置数
児童養護施設	241	203	228	210	215	188
乳児院	40	20	40	23	40	18
地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア	78	68	84	62	96	74
児童心理治療施設	23	11	23	3	23	6
ファミリーホーム	84	60	95	60	95	64
自立援助ホーム	42	16	57	23	64	33
合　計	508	378	527	361	533	386

【札幌市外児童養護施設等の児童措置数】　（単位:人）

施設種別	令和２年度	令和３年度	令和４年度
	児童措置数	児童措置数	児童措置数
児童養護施設	189	151	147
地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア	12	23	19
児童心理治療施設	1	1	0
ファミリーホーム	3	4	4
自立援助ホーム	4	6	4
児童自立支援施設	4	3	0
合　計	213	188	174

※各年度、４月１日時点

※児童措置数は、札幌市児童相談所が措置した人数

(7)　母子生活支援施設

(8)　助産施設

55 ページ参照

(9)　児童厚生施設

25 ページ参照

Ⅵ-4　事業及び施策の概要　～子どもの権利救済事務局～

1　子どもの権利救済機関の制度

(1)　制度の趣旨

子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下「条例」という。）」に規定する子どもの権利救済委員制度として、いじめ等の権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもを迅速かつ適切に救済することを目的として平成21年４月に開設設置された公的第三者機関である。子どもやその保護者等からの相談に応じるほか、救済の申立てや救済委員の自己の発意に基づき、調査、調整、是正措置の勧告や制度改善に向けた意見の公表を行う権限を有している。

これらの権限に法的拘束力はないが、専門的見地に立ち、下記の基本姿勢に基づいて、行政からの独立性が尊重された立場で子どもを支援し、何が子どもにとって最善の利益であるかを関係者が共有し相互に理解できるよう、必要に応じて関係機関等に働きかけを行いながら、権利の侵害を受けた子どもの救済を図っていく。

【子どもの権利救済機関の基本姿勢】
- 「子どもの最善の利益」を判断の基準にします。
- 子どもの話をよく聴いて、子どもの気持ちに寄り添います。
- 子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう支援します。

(2)　運営体制

【組織】

救済委員（２名）	人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた見識を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する（４年４月現在、弁護士及び大学教授）
調 査 員（３名）	児童福祉、臨床心理、人権、教育等に専門的知識を有する者
相 談 員（７名）	相談又は指導等の経験を有し、子どもの権利保障の推進に熱意を有する者
事 務 局（４名）	事務局長（子ども育成部長兼務）、事務局次長（子どもの権利推進課長兼務）、係長及び担当職員

【相談・救済の対象】

札幌市内に住む子どもの悩み、又は市内の学校や施設などで起きた子どもの悩みについて相談を受けている（原則18歳未満。ただし、高校生等の場合は18歳又は19歳も可）。

申立ては､原因となった事実があった日から３年を経過していないものが対象となる。

【開設時間】

(月)～(金)10：00～20：00 、(土)10：00～16：00 （日曜日・祝日・年末年始は休み）

【受付方法】

- 電話（子ども専用の通話料無料電話：0120-66-3783　大人用：011-211-3783）
- メール（assist@city.sapporo.jp）・面談（下記の設置場所にて実施）
- 無料通信アプリ「LINE」

【設置場所】

札幌市子ども未来局子どもの権利救済事務局（電話：211-2946　Fax：211-2948）

中央区南１条東１丁目大通バスセンタービル１号館６階

(3)　相談・救済の流れ

子どもアシストセンターでは、子どものさまざまな悩みについて相談を受けるところから始まる。相談だけで解決に至らない場合などは、救済の申立てを行うことができ、必要に応じて、関係機関に対する調査などが行われるほか、勧告や意見表明が発せられる場合がある。

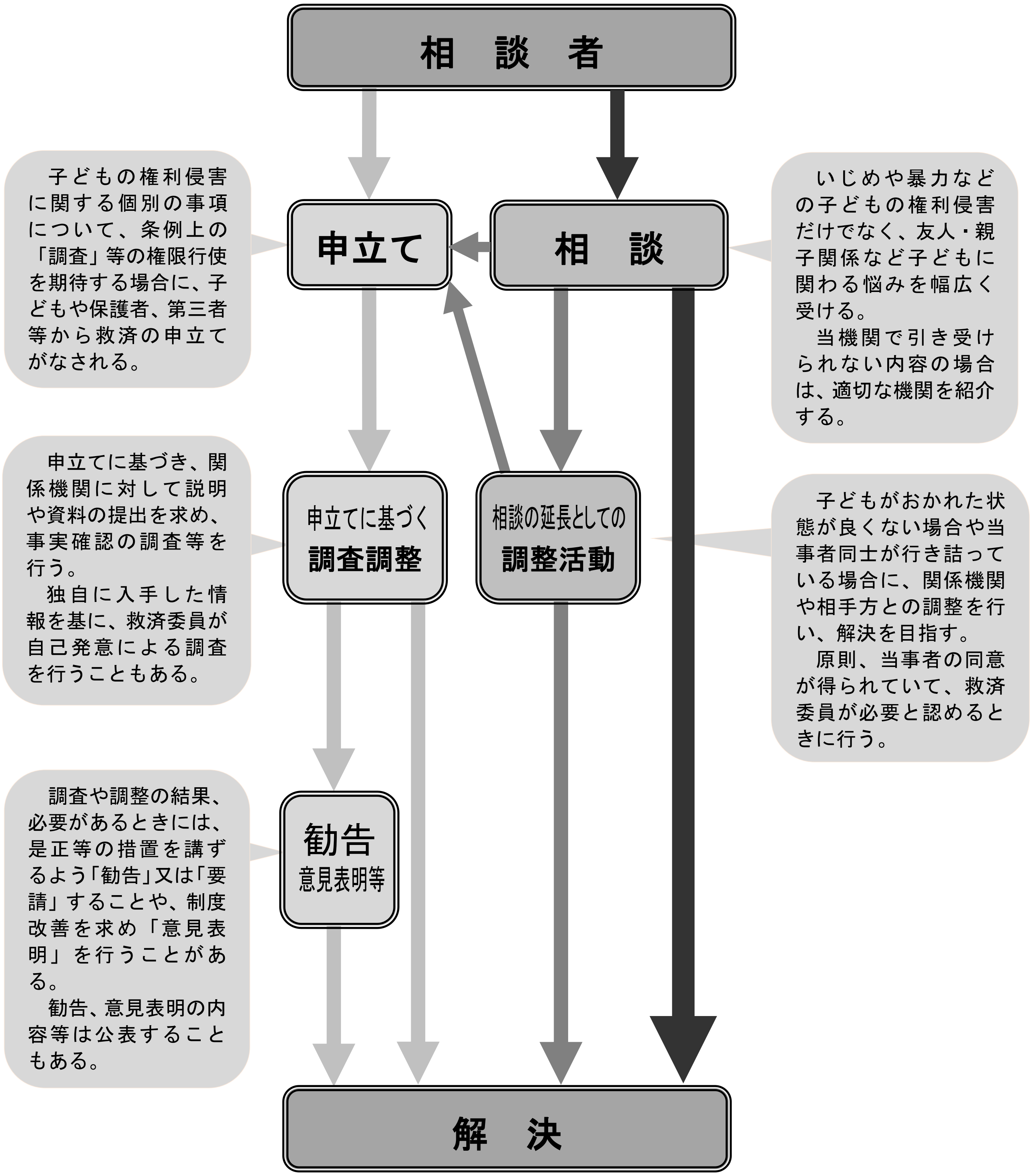

※ 図中の矢印は通常想定される流れを示したものであり、事案の状況や特性によってさまざまな流れが考えられる。

2　相談・救済の申立て

(1)　相談活動（令和４年度実績）

【相談件数】

年　　度	実件数	延べ件数
令和４年度	1,136件	2,705件
令和３年度	948件	2,886件

【相談方法（※)】

区　　分	電　話	Eメール	面　談	その他（※)	LINE	合計
実件数	513件	87件	3件	1件	532件	1,136件
延べ件数	1,105件	379件	72件	5件	1,144件	2,705件

※実件数は初回相談の際の相談方法を計上している。
※相談方法は、随時電話から面談、メールから電話等へ移行することがある。※「その他」：手紙など

【相談者内訳（実件数)】

子ども本人	母親	父親	親族	学校	その他（※)	合計
774件	291件	29件	16件	3件	23件	1,136件

※「その他」：近隣住民、同級生の保護者など

【相談者子ども本人の内訳（実件数)】

小学生	中学生	高校生	不明	その他（※)	合計
287件	318件	107件	56件	6件	774件

※「その他」：その他学生、無職少年、成人など

【相談対象者内訳（実件数)】

未就学	小学生	中学生	高校生	不明	その他（※)	合計
17件	462件	420件	153件	67件	17件	1,136件

※「その他」：その他学生、有職少年、無職少年、成人など

【相談内容内訳（延べ件数)】

家庭生活	学校生活	性格行動	身体的問題	対人関係	その他	合計
429件	1,409件	328件	49件	73件	417件	2,705件

※「その他」：施設生活、不良行為など

(2)　調整活動

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間に公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整が必要になることも多くある。このため、申立てに至る前の「相談」段階においても、救済委員の判断でこれを行うこととし、「調整活動」と位置付けている。

「調整活動」は、主に調査員が担当して行っており、関係機関への「事実確認」や児童相談所への「虐待通告」、問題解決のための「協力要請」や「話合い」などさまざまな内容、程度を含んでいる。令和４年度は、22件の案件について実施した。

(3)　救済の申立て

救済の申立て対象は、子どもの権利侵害の個別救済としている。解決のために必要なときは調査や調整を行うが、相手を諌めたり白黒つけたりするためではなく、何が子どもにとって最善

であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的としている。

令和４年度は、新規で１件の救済の申立てがあったが、条例第38条第７号により調査対象外とした。なお、令和４年度においては、条例に規定する「救済委員の自己発意の調査」、「勧告」、「意見表明」、「是正等の要請」は行っていない。

３　広報・啓発

	項　　目	備　　　　考	令和４年度実績
配布物	子ども用相談カード	【対象】全小学生、全中学生、全高校生 ※春に配布した時は「悩みがなかった」と思っていた子どもでも、２学期が始まり、秋頃には悩みを抱えているかもしれないという考えから、令和４年度は新学期開始後６か月経過した時期にデザインを一新したカードを配布	196,700 枚/回 (年２回)
	子ども向けチラシ	【対象】小１、小４、中１	53,750 枚
	施設貼付用ステッカー	【対象】小中学生、高校生、大人 ※令和４年度は児童養護施設等に配布	74 枚
	大人用相談カード	【対象】主に大人（ドラッグストアの市内店舗、各区役所等の公共機関、各区の社会福祉協議会）	－
	広報誌「あしすと通信」	【対象】全小中学生の保護者、高校、公共施設等	159,750 枚/回 (年２回)
	ＰＲチラシ	【対象】主に大人（出前講座・イベント時に配布）	－
出前講座	あしすと出前講座	【対象】家庭教育学級、青少年関係団体等	3 回実施
	あしすと子ども出前講座	【対象】児童会館を利用する子ども	20 回実施
	あしすと出前授業	【対象】小中学生	1 回実施
その他	大人向けポスター	【対象】主に大人（地下鉄掲示板に貼付）	－
	LINE広告の配信（新）	【対象】中学生、高校生	－
	デザインリニューアル	子ども向けページ「子どものみなさまへ」を子どもにも見やすくわかりやすいデザインにリニューアル	－

※このほか、ホームページへのコラム掲載、サッポロスマイル市政ＰＲコーナーへの映像ＣＭの放映などにより広報・啓発を行っている。

４　関係機関との連携

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、個別の特性に配慮しながら問題の解決や改善を図っていくため、他の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議（当センターを含む官民22機関が参加）」を開催している。

令和４年度は９月に３年ぶりとなる対面での会議を開催し、各機関の活動報告等に関する情報交換を行ったほか、令和４年６月に開設した北海道ヤングケアラー相談サポートセンターを招き、ヤングケアラーに関する相談・支援状況に関する情報提供の場を設け、参加機関の学びの機会を提供した。

また、令和５年３月には、札幌市が令和５年１月に策定したヤングケアラー支援ガイドラインの説明や札幌市若者支援総合センターによるヤングケアラーの相談・支援状況の報告のほか、機関相互の連携の事例等について情報交換を行った。

この他、学校やＰＴＡなどの関係団体等に対し、活動報告や説明会を行っている。

Ⅶ　施設一覧（令和５年７月１日現在）

１　認可保育所

施設・事業所名	利用定員	郵便番号	所在地
札幌市中央区保育・子育て支援センター	120	064-0807	中央区南７条西１３丁目１－１
救世軍桑園保育所	90	060-0005	中央区北５条西１４丁目１－２９
駒鳥保育所	90	060-0031	中央区北１条東８丁目１－４１
円山北町保育園	60	064-0825	中央区北５条西２７丁目３－１
愛育保育園	90	064-0807	中央区南７条西１８丁目３－２９
山鼻保育園	90	064-0912	中央区南１２条西８丁目３－１６
山鼻華園保育園	130	064-0918	中央区南１８条西１１丁目１－２
幌南華園保育園	90	064-0923	中央区南２３条西１０丁目１－２５
宮の森保育園	30	064-0952	中央区宮の森２条５丁目２－２０
さより保育園	60	064-0804	中央区南４条西１５丁目１－３５
札幌市大通保育園	60	060-0041	中央区大通東４丁目５－１
札幌市しせいかん保育園	120	060-0063	中央区南３条西７丁目１－１
つくしの子共同保育所	60	060-0004	中央区北４条西１４丁目１－２５
吉田学園くりの木保育園	120	060-0011	中央区北１１条西１７丁目３６－１２２
こうさい保育園	90	064-0912	中央区南１２条西１６丁目１－５
アートチャイルドケア札幌桑園	60	060-0005	中央区北５条西１２丁目６－１
アスク桑園保育園	60	060-0008	中央区北８条西１８丁目３５－１００
啓明ともいき保育園	90	064-0914	中央区南１４条西１８丁目６－５
ちゃいれっく北７条西保育園	60	060-0007	中央区北７条西２２丁目２－５
札幌時計台雲母保育園	60	060-0001	中央区北１条西２丁目１番地
札幌ハイジ保育園苗穂保育ルーム	60	060-0033	中央区北３条東１３丁目９９－６
こどもプラザ青い鳥	40	060-0009	中央区北９条西２３丁目１－２３
ニチイキッズ大通西１８丁目保育園	40	060-0042	中央区大通西１８丁目２－７
ピッコロ子ども倶楽部円山園	40	064-0820	中央区大通西２６丁目３－５
アートチャイルドケア札幌山鼻	60	064-0919	中央区南１９条西１２丁目２－１２ＫＹビル
太陽の子札幌中央保育園	60	060-0004	中央区北４条西１６丁目１テルウェル札幌第１ビル２Ｆ
札幌円山公園雲母保育園	60	064-0824	中央区北４条西２３丁目１－１
札幌こども保育園	40	060-0042	中央区大通西９丁目１－１２
ニチイキッズ南まるやま保育園	50	064-0809	中央区南９条西２３丁目２－１５
ＮＯＶＡインターナショナルスクール	110	060-0053	中央区南３条東２丁目１サンシャインビル１Ｆ
宮の森ライラック保育園	60	064-0953	中央区宮の森３条３丁目４－１８
伏見保育園	90	064-0942	中央区伏見１丁目２－１４
山鼻ひまわり保育園	50	064-0919	中央区南１９条西７丁目２－２２
光塩大通り保育園	60	060-0042	中央区大通西１４丁目１
木育こどもの家宮の森保育園	40	064-0951	中央区宮の森１条１５丁目５－２５
にこまるえん円山	40	064-0821	中央区北１条西２３丁目１－３３
札幌市新川保育園	120	001-0921	北区新川１条５丁目１－２３
札幌市新琴似保育園	90	001-0908	北区新琴似８条３丁目１－４０
札幌市北区保育・子育て支援センター	120	001-0025	北区北２５条西３丁目３－３
あいの里協働保育園	60	002-8091	北区南あいの里５丁目６－１
ドリームキッズ保育園	60	002-8041	北区東茨戸１条１丁目８－３１
アートチャイルドケア札幌百合が原	90	002-8081	北区百合が原１丁目１－１
新琴似南保育園	90	001-0902	北区新琴似２条６丁目２－３４
屯田保育園	100	002-0855	北区屯田５条６丁目２－１６
愛和えるむ保育園	90	060-0808	北区北８条西３丁目３２番地
幌北ゆりかご保育園	110	001-0018	北区北１８条西７丁目１－３
札幌はこぶね保育園	60	060-0807	北区北７条西６丁目２－３３
はぐくみ保育園	70	001-0026	北区北２６条西３丁目２－２０
子どもの園保育園	60	060-0811	北区北１１条西５丁目
アートチャイルドケア新琴似	70	001-0908	北区新琴似８条１丁目４－３３
つばさ保育園	70	002-8029	北区篠路９条１丁目６－７
アスク新琴似保育園	60	001-0907	北区新琴似７条２丁目２－３５
アートチャイルドケア北大前	20	001-0012	北区北１２条西４丁目１－２５
スクルドエンジェル保育園新琴似園	30	001-0912	北区新琴似１２条１２丁目５－２
ニチイキッズさっぽろ保育園	50	060-0809	北区北９条西３丁目１５
保育所おーるまいてぃ屯田園	40	002-0856	北区屯田６条１０丁目７－２５メディカル旭豊２Ｆ
あいの里第２協働保育園	60	002-8071	北区あいの里１条６丁目１－１５
ピッコロ子ども倶楽部北大前保育所	90	001-0015	北区北１５条西５丁目１－５
新川ひまわり保育園	60	001-0028	北区北２８条西１４丁目１－１０
新陽保育園	40	001-0026	北区北２６条西１５丁目４－２７

施設長	電話番号	ＦＡＸ番号	認可年月日	設置主体	代表者
五十嵐　友紀	511-1155	533-6104	R5.4.1	札幌市	秋元　克広
盛田　礼子	221-6630	221-6631	S30.12.1	社会福祉法人救世軍社会事業団	石川　一由紀
阿部　格也	251-9398	398-8585	S30.4.1	社会福祉法人北海道社会事業協会	吉田　秀明
成澤　功	611-4991	631-6766	S45.7.1	社会福祉法人真成福祉会	成澤　功
後藤　克子	551-3247	551-5761	S45.10.1	社会福祉法人北海道助産婦福祉会	後藤　克子
高橋　弘子	511-4612	522-5898	S49.2.1	社会福祉法人蜂友会	貴戸　泉
毛利　聡	563-6624	563-6645	S51.2.1	社会福祉法人華園福祉会	毛利　亮子
東　秀明	551-7511	532-1643	S53.11.1	社会福祉法人華園福祉会	毛利　亮子
伏見　達子	642-0012	642-0104	S55.12.1	社会福祉法人札幌緑の苑	伏見　達子
鈴木　頼子	561-9696	561-9698	S59.3.1	社会福祉法人札幌さより会	鈴木　勉
中川　京子	222-6112	210-0180	S62.1.1	（指定管理者）社会福祉法人ろうふく会	秋元　克広
吉村　政美	204-9560	204-9570	H16.4.1	（指定管理者）社会福祉法人救世軍社会事業団	秋元　克広
鈴木　理香	281-2945	281-1377	H17.4.1	社会福祉法人つくしの子	笹森　学
永田　園子	676-8332	676-8325	H22.4.1	社会福祉法人吉田学園福祉会	吉田　松雄
吉田　宏美	520-8008	520-8877	H24.4.1	社会福祉法人睦会	大坪　睦夫
五十嵐　睦	231-0125	231-0128	H26.4.1	アートチャイルドケア株式会社	村田　省三
丸崎　好美	640-5828	676-9042	H26.4.1	株式会社日本保育サービス	坂井　徹
品田　聡美	561-5151	561-5158	H26.12.1	社会福祉法人札幌慈啓会	太田　眞琴
平砂　千秋	215-9188	215-9853	H27.4.1	株式会社プロケア	秋山　登史子
岡田　弥生	218-3868	218-3869	H27.4.1	株式会社モード・プランニング・ジャパン	村越　秀男
橘　あけみ	219-0808	219-0818	H28.4.1	特定非営利活動法人札幌ふれあい福祉会	橘　あけみ
松橋　由美子	642-3878	624-3878	H28.4.1	有限会社フクウン・サービス	福田　敬子
荒　弥生	633-7121	633-7122	H28.4.1	株式会社ニチイ学館	森　信介
村田　紘子	590-0848	590-0848	H28.7.1	株式会社プライムランド	佐藤　小百合
後藤　淳子	206-1230	211-1215	H29.4.1	アートチャイルドケア株式会社	村田　省三
宝住　由香	590-0697	590-0698	H29.4.1	ＨＩＴＯＷＡキッズライフ株式会社	髙石　尚和
甲斐　葉子	633-7002	633-7003	H30.4.1	株式会社モード・プランニング・ジャパン	村越　秀男
内藤　靖代	272-8891	272-8892	H30.4.1	学校法人三幸学園	昼間　一彦
山下　喜美恵	530-5310	530-5311	H31.4.1	株式会社ニチイ学館	森　信介
曽根　果	804-4655	804-4651	H31.4.1	株式会社ＮＯＶＡ	稲吉　正樹
島谷　秀明	699-5899	624-5767	R2.10.1	社会福祉法人キッズランド・リラ	芦田　泰子
牧口　啓子	215-1632	215-1633	R3.4.1	社会福祉法人さくら会	朝倉　誠
棟方　真弓	522-9618	522-9619	R3.4.1	ＡＮＹＤＳ株式会社	石丸　真之
山坂　真紀	590-5225	231-0020	R4.4.1	学校法人光塩学園	南部　ユンクィアン　しず子
堀田　有恵	688-6612	688-6612	R4.4.1	株式会社よつ葉	穴田　貴洋
廣瀬　仁美	676-9911	676-9912	R5.4.1	一般社団法人にこまるえん	大澤　誠
矢野　美奈子	761-7962	764-8489	S40.12.1	札幌市	秋元　克広
清水　奈津	761-4853	764-8597	S40.12.1	札幌市	秋元　克広
角田　靖子	757-5380	757-5370	H24.4.1	札幌市	秋元　克広
田鎖　和美	770-5300	770-5301	H24.4.1	社会福祉法人札幌協働福祉会	池田　亮
畑　博晶	788-3065	788-3075	H25.4.1	社会福祉法人ゆたか会	塩原　映子
小松　裕子	748-1230	748-1232	H25.4.1	アートチャイルドケア株式会社	村田　省三
山本　祥子	768-5050	768-5051	H26.4.1	社会福祉法人ふれ愛事業協会	霜觸　寛
成澤　亮太	772-1151	772-4529	S46.11.1	社会福祉法人真成福祉会	成澤　功
桑原　康彦	736-5243	736-5709	S47.12.1	社会福祉法人愛和福祉会	林　恭裕
菅野　由美子	746-3301	746-3304	S48.10.1	社会福祉法人札幌黎明福祉会	佐々木　洋
佐々木　克幸	737-3535	737-3553	S59.2.1	社会福祉法人北海道クリスチャンセンター福祉会	久世　そらち
廣田　麗子	756-6742	756-6741	H15.4.1	社会福祉法人はぐくみ会	廣田　麗子
齊藤　聖子	706-4588	706-4587	H17.4.1	国立大学法人北海道大学	寳金　清博
中村　美奈子	708-0789	756-1616	H22.9.30	アートチャイルドケア株式会社	村田　省三
関戸　豊	771-5511	771-5211	H24.8.1	社会福祉法人豊友福祉会	関戸　豊
牧田　知子	769-8680	776-6584	H27.4.1	株式会社日本保育サービス	坂井　徹
澤田　優子	728-3555	728-3555	H27.4.1	アートチャイルドケア株式会社	村田　省三
内山　美幸	839-1887	839-1887	H28.4.1	株式会社スクルドアンドカンパニー	飯田　道明
田村　郁奈子	700-0111	700-0115	H30.4.1	株式会社ニチイ学館	森　信介
五十嵐　あす香	788-6635	788-6685	H31.4.1	特定非営利活動法人おーるまいてぃ	髙屋敷　敦嗣
池田　亮	792-1152	792-1839	R2.4.1	社会福祉法人札幌協働福祉会	池田　亮
石川　淳子	790-7957	790-7957	R2.4.1	株式会社プライムツーワン	佐藤　範夫
佐藤　絵里子	738-2222	738-2233	R2.6.1	ＡＮＹＤＳ株式会社	石丸　真之
長屋　燎	788-6400	788-6470	R3.4.1	社会福祉法人楽城会	長屋　俊一

施設・事業所名	利用定員	郵便番号	所在地
札幌北はぐはぐ保育園	40	001-0029	北区北２９条西１０丁目２－５
アイグラン保育園北陽	60	001-0030	北区北３０条西４丁目２－２１
Ｓ．Ｔ．ナーサリーＳＣＨＯＯＬ新川西	60	001-0932	北区新川西２条７丁目５－７
アイグラン保育園拓北	60	002-8067	北区拓北７条５丁目１－３２
元気っ子保育園・屯田南	90	002-0853	北区屯田３条５丁目２－２
屯田南保育園	40	002-0851	北区屯田１条１丁目１ー１０
札幌市東区保育・子育て支援センター	120	060-0909	東区北９条東７丁目１－２５
札幌市みかほ保育園	110	065-0019	東区北１９条東５丁目１－２４
札苗保育園	70	007-0807	東区東苗穂７条３丁目１－５
元町にこにこ保育園	90	065-0023	東区北２３条東１６丁目１－１１
札苗北保育園	90	007-0030	東区東雁来１０条４丁目１－２０
ちゃいれっく北８条東保育園	60	065-0008	東区北８条東１９丁目２－７
苗穂保育園	90	065-0007	東区北７条東１８丁目１－８
札幌第２福ちゃん保育園	90	065-0018	東区北１８条東１６丁目２－１３
札幌厚成福祉会第二保育所	90	007-0805	東区東苗穂５条３丁目３－４５
明園保育園	120	065-0023	東区北２３条東１４丁目１－５
はらっぱ保育園	120	065-0027	東区北２７条東６丁目１－１８
心の里親保育園	50	065-0019	東区北１９条東６丁目１－５
元町保育園	60	065-0027	東区北２７条東１９丁目６－１０
モエレはとポッポ保育園	90	007-0812	東区東苗穂１２条１丁目１－５０
光星はとポッポ保育園	90	065-0015	東区北１５条東７丁目１－１０
栄町あおぞら保育園	60	007-0843	東区北４３条東１６丁目２－８
勤医協ぽぷら保育園	90	007-0869	東区伏古９条２丁目９－４
愛和新穂保育園	110	065-0009	東区北９条東１１丁目３－７
かりき保育園	90	007-0033	東区東雁来１３条２丁目９－１２
アートチャイルドケア札幌元町	90	065-0026	東区北２６条東１２丁目１－１０
札幌麻生雲母保育園	60	007-0843	東区北４３条東１丁目３－１
もえれ保育園	90	007-0031	東区東雁来１１条３丁目２－１８
まことさつなえ保育園	40	007-0815	東区東苗穂１５条１丁目２－３２
まことさっぽろ保育園	50	065-0042	東区本町２条２丁目７－１１
栄南保育園	40	007-0834	東区北３４条東２３丁目４－１９
札幌市青葉保育園	100	003-0805	白石区菊水５条２丁目１－４
札幌市白石区保育・子育て支援センター	120	003-0022	白石区南郷通１丁目南８－１
札幌市東札幌保育園	90	003-0003	白石区東札幌３条３丁目５－１５
札幌市東白石保育園	90	003-0023	白石区南郷通８丁目北４－１
札幌市菊水乳児保育園	30	003-0805	白石区菊水５条１丁目８－１４
東札幌かすたねっと保育園	70	003-0004	白石区東札幌４条４丁目６－１６
札幌愛隣舘第二保育園	130	003-0029	白石区平和通８丁目北３－４７
菊水元町保育園	120	003-0825	白石区菊水元町５条２丁目６－１８
大谷地たかだ保育園	160	003-0021	白石区栄通１９丁目４－３０
南郷保育園	120	003-0021	白石区栄通６丁目１９－７
東白石雪ん子保育園	80	003-0026	白石区本通１４丁目南１－５
こぶし保育園	60	003-0852	白石区川北２条１丁目８－１６
北郷こぶし保育園	90	003-0832	白石区北郷２条１０丁目５－５
アスク白石保育園	60	003-0027	白石区本通８丁目北１－２９
ポピンズナーサリースクール札幌白石	60	003-0022	白石区南郷通１４丁目南３－１１
大藤子ども園	60	003-0023	白石区南郷通１８丁目北６－４
ピッコロ子ども倶楽部東札幌園	40	003-0001	白石区東札幌１条２丁目３－１０
太陽の子札幌白石保育園	60	003-0027	白石区本通４丁目北６－１
米里保育園	20	003-0874	白石区米里４条１丁目５－９
ニチイキッズしろいし保育園	50	003-0003	白石区東札幌３条５丁目３－２４
南郷通たかだ保育園	40	003-0023	白石区南郷通１８丁目北１－２０
にこまるえん白石	40	003-0002	白石区東札幌２条５丁目６－９
札幌市厚別区保育・子育て支援センター	60	004-0051	厚別区厚別中央１条６丁目１－１０
まごころ保育園	60	004-0039	厚別区厚別町上野幌８２２番地
ひばりが丘保育園	150	004-0052	厚別区厚別中央２条４丁目１１－１
青葉興正保育園	140	004-0021	厚別区青葉町２丁目７－２５
もみじ台北保育園	110	004-0014	厚別区もみじ台北４丁目３－１
厚別共栄保育園	120	004-0022	厚別区厚別南１丁目１１－１
もみじ台南保育園	60	004-0012	厚別区もみじ台南６丁目１１－１
札幌協働保育園	110	004-0013	厚別区もみじ台西６丁目１－３
厚別こま草保育園	120	004-0053	厚別区厚別中央３条４丁目４－８

施設長	電話番号	ＦＡＸ番号	認可年月日	設置主体	代表者
高橋　昌大	768-8003	768-8004	R3.4.1	株式会社バンブーぴあ	竹内　節子
佐藤　恵美子	769-9917	769-9918	R3.4.1	株式会社アイグラン	橋本　雅文
矢野　幸子	299-8170	299-8171	R3.4.1	株式会社ＳｕｎＴｒａｐ	櫻田　禎哉
島田　真規子	594-8741	594-8742	R4.4.1	株式会社アイグラン	橋本　雅文
石山　貴恵	792-1677	792-1618	R4.4.1	社会福祉法人光の森学園	村木　靖雄
中溝　雄貴	790-7735	790-7714	R4.4.1	社会福祉法人楽城会	長屋　俊一
福原　祐子	711-7801	742-1829	S28.6.1	札幌市	秋元　克広
増田　幸子	711-8913	742-5593	S31.12.1	札幌市	秋元　克広
新免　一美	783-7711	783-5251	H22.4.1	社会福祉法人大石福祉会	飯塚　雅美
莊司　玲子	782-2551	782-2554	H23.4.1	社会福祉法人鶴翔福祉会	辻　正親
宮津　ゆみ子	791-8822	791-8821	H25.12.1	社会福祉法人大石福祉会	飯塚　雅美
新堂　百合江	769-9933	788-3792	H26.12.1	株式会社プロケア	秋山　登史子
若生　知子	711-4973	711-1545	S23.12.23	社会福祉法人大石福祉会	飯塚　雅美
廣嶋　香奈子	781-5578	781-5579	S53.2.17	社会福祉法人ろうふく会	古川　隆之
狩野　美香子	781-6428	781-3660	S43.11.1	社会福祉法人札幌厚成福祉会	半田　勝昭
堀川　翠	751-9354	751-9358	S47.9.1	社会福祉法人共愛福祉会	堀川　博子
山縣　育子	751-8593	751-8616	S48.4.1	社会福祉法人イケソー福祉会	池田　和子
西尾　美智子	711-1667	741-2939	S48.10.1	社会福祉法人慈光園	岩本　剛人
猪野　純子	781-6332	781-6333	S49.6.1	社会福祉法人愛和福祉会	林　恭裕
細谷　恵	790-2531	790-2536	S50.12.1	社会福祉法人光星子どもの家福祉会	大野　頌
田口　憲司	742-4876	742-3028	S56.11.1	社会福祉法人光星子どもの家福祉会	大野　頌
本間　梢	789-6230	789-6231	H15.4.1	社会福祉法人常誠会	常松　潔
本多　真弓	782-9429	782-6201	H15.4.1	社会福祉法人勤医協福祉会	太田　眞智子
玉井　公美代	722-8996	722-8997	H17.7.1	社会福祉法人愛和福祉会	林　恭裕
上野　修	791-1115	791-1222	H18.6.1	社会福祉法人イケソー福祉会	池田　和子
松葉　裕子	722-0123	722-0124	H27.4.1	アートチャイルドケア株式会社	村田　省三
上村　祐史	733-0123	733-0124	H29.4.1	株式会社モード・プランニング・ジャパン	村越　秀男
佐藤　優子	790-3715	790-3717	H31.4.1	社会福祉法人孝仁会	齋藤　孝次
松本　つねみ	299-9367	299-9368	R2.4.1	社会福祉法人まこと鳴滝会	冨森　義登
石川　尊子	788-3616	788-3617	R2.4.1	社会福祉法人まこと鳴滝会	冨森　義登
白勢　杏依香	792-6696	792-6697	R2.4.1	社会福祉法人楽城会	長屋　俊一
能登屋　万希子	811-2933	832-9465	S24.3.1	札幌市	秋元　克広
佐々木　春海	861-1910	861-0874	H22.4.1	札幌市	秋元　克広
三浦　尚子	811-1552	816-3249	S38.11.1	札幌市	秋元　克広
大谷　薫	861-7062	846-0374	S40.9.1	札幌市	秋元　克広
岩崎　弓絵	821-0013	832-9473	S45.9.1	札幌市	秋元　克広
奥島　登志夫	837-1525	837-1526	H26.4.1	有限会社かすたねっと	奥島　登志夫
佐々木　美智子	864-0762	864-0883	S41.9.1	社会福祉法人札幌愛隣舘	岩井　誠一
伊藤　恵子	873-9888	873-9899	S47.2.1	社会福祉法人藤美福祉会	粟生　猛
内藤　松代	853-1801	853-1800	S50.2.1	社会福祉法人高田福祉事業団	堀川　輝男
片桐　初美	851-5878	851-5885	S50.10.1	社会福祉法人愛和福祉会	林　恭裕
岩田　貴子	864-8871	864-8971	S52.11.1	社会福祉法人札幌ゆきまろげ福祉会	白沢　圭子
林　尚樹	875-7167	875-7168	H16.4.1	社会福祉法人つばめ福祉会	栗原　清昭
山口　勇太	876-0474	876-0484	H27.4.1	社会福祉法人つばめ福祉会	栗原　清昭
佐藤　知里	868-1150	827-9377	H27.4.1	株式会社日本保育サービス	坂井　徹
餌取　幸四郎	374-4143	374-4153	H27.4.1	株式会社ポピンズ	小川　裕
横川　千春	864-3737	864-3636	H27.4.1	学校法人大藤学園	大谷　和彦
浅野　亜起子	812-7000	812-7000	H27.4.1	株式会社プライムランド	佐藤　小百合
上野　香苗	374-5847	374-5848	H28.4.1	ＨＩＴＯＷＡキッズライフ株式会社	髙石　尚和
村岡　學	871-8337	871-9377	H28.4.1	一般社団法人米里保育園	村岡　學
石川　順子	820-7551	820-7552	H29.10.1	株式会社ニチイ学館	森　信介
伊藤　克実	376-5911	376-5912	H30.4.1	社会福祉法人高田福祉事業団	堀川　輝男
大澤　えりか	850-9686	850-9687	R2.4.1	一般社団法人にこまるえん	大澤　誠
守田　麻生子	887-8165	896-7631	H31.4.1	札幌市	秋元　克広
中瀬　由美	891-7511	891-7515	H24.4.1	社会福祉法人札幌報恩会	山下　太郎
佐藤　恵里子	891-1811	891-1822	S45.8.1	社会福祉法人新札幌福祉会	野地　武
大熊　ミキ	891-5202	891-1172	S46.12.1	社会福祉法人常徳会	秦　直樹
佐藤　徳	897-0461	897-0485	S48.11.1	社会福祉法人愛和福祉会	林　恭裕
石井　弥生子	891-9470	893-4414	S50.2.1	社会福祉法人厚別共栄福祉会	須合　國彦
辻石　朱美	897-7311	897-5007	S51.4.1	社会福祉法人新札幌福祉会	野地　武
久松　曜子	897-5033	897-5134	S53.12.1	社会福祉法人札幌協働福祉会	池田　亮
野村　信昭	891-5541	891-5561	S57.3.1	社会福祉法人札幌こま草福祉会	野村　信昭

施設・事業所名	利用定員	郵便番号	所在地
新さっぽろとまと保育園	60	004-0002	厚別区厚別東２条３丁目１－１０
きっずぱーく厚別保育園	40	004-0064	厚別区厚別西４条２丁目６－５５
札幌市豊平区保育・子育て支援センター	120	062-0051	豊平区月寒東１条４丁目２－１１
札幌市美園保育園	120	062-0005	豊平区美園５条７丁目７－１
札幌愛隣舘保育園	165	062-0904	豊平区豊平４条３丁目３－２７
札幌第１福ちゃん保育園	90	062-0901	豊平区豊平１条１３丁目１－２０
西岡保育園	100	062-0022	豊平区月寒西２条１０丁目２－７８
札幌愛隣舘東山保育園	150	062-0934	豊平区平岸４条１１丁目３－１４
札幌愛隣舘りんご保育園	130	062-0934	豊平区平岸４条１丁目１－２２
子どもの家保育園	60	062-0934	豊平区平岸４条９丁目４－９
中の島興正保育園	60	062-0922	豊平区中の島２条１丁目３－１８
吉田学園やしの木保育園	120	062-0931	豊平区平岸１条１５丁目４－１１
ピッコロ子ども倶楽部月寒園	40	062-0055	豊平区月寒東５条１０丁目３－３
ピッコロ子ども倶楽部福住園	40	062-0051	豊平区月寒東１条１５丁目１１－７
乳幼児保育クラブぞうさん	60	062-0936	豊平区平岸６条１３丁目３－３０
スクルドエンジェル保育園月寒園	40	062-0025	豊平区月寒西５条１０丁目２－８
月寒じゅんのめ保育園	60	062-0053	豊平区月寒東３条１１丁目１－２３
きゃんばす平岸保育園	80	062-0936	豊平区平岸６条１４丁目４－３７
札幌北野保育園	100	004-0867	清田区北野７条４丁目１１－３０
札幌南清田保育園	60	004-0845	清田区清田５条２丁目２９－１
さわやか保育園	60	004-0876	清田区平岡６条２丁目３－５
札幌あさひ保育園	100	004-0813	清田区美しが丘３条２丁目６－２７
札幌真栄東保育園	50	004-0835	清田区真栄５条５丁目７－４３
ラブクローバーの保育園　札幌清田	40	004-0847	清田区清田７条２丁目１－１０
認可保育園Ｌｉｎｄｏ	40	004-0847	清田区清田７条４丁目１４－１０
ラブクローバーの保育園札幌北野	40	004-0861	清田区北野１条１丁目３－１
ちゅうわ清田保育園	40	004-0841	清田区清田１条４丁目３－８０
緑ヶ丘保育園	60	004-0805	清田区里塚緑ヶ丘６丁目２６－１
真駒内保育園	130	005-0016	南区真駒内南町１丁目７－４
藻岩そらいろ保育園	90	005-0030	南区南３０条西８丁目８－５
まこまないみどりまち保育園	150	005-0013	南区真駒内緑町３丁目３－１
大地の杜保育園	70	005-0801	南区川沿１条１丁目３－８２
遊・Ｗｉｎｇ	60	005-0018	南区真駒内曙町３丁目４－１
くまの子保育園	60	005-0822	南区南沢２条３丁目７－１
藤ヶ丘保育園	60	061-2284	南区藤野４条５丁目２０－１０
ルンビニー保育園	60	005-0809	南区川沿９条２丁目１－１８
こどもみらい保育園常盤園	60	005-0852	南区常盤２条２丁目８－１２
ちびっこの杜保育園	32	005-0004	南区澄川４条２丁目１０－１
木育こどもの家南の沢保育園	40	005-0825	南区南沢５条３丁目１－２０
札幌市西区保育・子育て支援センター	120	063-0803	西区二十四軒３条５丁目６－１１
札幌市山の手保育園	150	063-0004	西区山の手４条８丁目１－６
発寒ひかり保育園	130	063-0825	西区発寒５条６丁目３－１
西発寒保育園	90	063-0829	西区発寒９条１１丁目１－２０
発寒たんぽぽ保育園	120	063-0831	西区発寒１１条５丁目１１－１
西野中央保育園	120	063-0034	西区西野４条３丁目８－１２
八軒星の子保育園	80	063-0844	西区八軒４条西５丁目１－１
札幌市二十四軒南保育園	90	063-0801	西区二十四軒１条４丁目２－６
こぐま保育園	60	063-0804	西区二十四軒４条６丁目３－２５
吉田学園さくら保育園	120	063-0847	西区八軒７条西２丁目２－１５
発寒おおぞら保育園	90	063-0834	西区発寒１４条２丁目１０－５７
アートチャイルドケア琴似	60	063-0814	西区琴似４条１丁目１－４０
アートチャイルドケア札幌八軒	60	063-0866	西区八軒６条東３丁目８－６
発寒そらいろ保育園	90	063-0828	西区発寒８条１１丁目２－８
アートチャイルドケア札幌二十四軒	60	063-0801	西区二十四軒１条４丁目２－３５
ことに保育園	90	063-0804	西区二十四軒４条３丁目４－５
西野ふれ愛保育園	60	063-0031	西区西野１条２丁目６－１６
札幌宮の沢雲母保育園	60	063-0051	西区宮の沢１条４丁目７－２０
発寒もりのわ保育園	30	063-0825	西区発寒５条８丁目１３－６
琴似にじのいろ保育園	40	063-0813	西区琴似３条４丁目３－１８
ピッコロ子ども倶楽部発寒南駅前園	50	063-0061	西区西町北６丁目４－１４
山の手にじのいろ保育園	40	063-0002	西区山の手２条７丁目３－２６
山の手あすみ保育園	90	063-0002	西区山の手２条４丁目５－１９

施設長	電話番号	ＦＡＸ番号	認可年月日	設置主体	代表者
高井　博史	897-8693	898-7481	H16.4.1	社会福祉法人小野幌福祉会	高井　祐二
岡本　諭	807-0708	807-0709	R3.4.1	株式会社グローバル・コミュニケーションズ	鈴木　担史
竹内　佳子	851-3945	857-1634	H18.4.1	札幌市	秋元　克広
斉藤　惠	831-6890	832-9494	S30.5.1	札幌市	秋元　克広
船越谷　真理子	821-5905	841-1720	S24.8.1	社会福祉法人札幌愛隣舘	岩井　誠一
及川　知史	811-7403	811-7405	S53.2.17	社会福祉法人ろうふく会	古川　隆之
多田　祐子	851-6358	853-6707	S42.12.1	一般財団法人多田福祉事業団	多田　祐子
山崎　慶子	822-4208	826-6633	S45.1.1	社会福祉法人札幌愛隣舘	岩井　誠一
山本　さと子	811-7372	811-7375	S49.4.1	社会福祉法人札幌愛隣舘	岩井　誠一
佐々木　裕之	841-0232	841-0023	S50.9.1	社会福祉法人子どもの家福祉会	佐々木　冨美子
渡邊　洋平	831-1600	831-8179	S55.4.1	社会福祉法人常徳会	秦　直樹
吉田　久美子	813-8400	813-8422	H25.4.1	社会福祉法人吉田学園福祉会	吉田　松雄
杉村　弥生	856-8110	856-8110	H27.4.1	株式会社プライムツーワン	佐藤　範夫
中山　真知子	376-5222	376-5222	H28.4.1	株式会社プライムツーワン	佐藤　範夫
間野　静枝	833-1225	833-1228	H28.4.1	株式会社ライフサポート慈恵	間野　静枝
矢木　郁恵	376-5790	376-5791	H29.4.1	株式会社スクルドアンドカンパニー	飯田　道明
西田　聡	858-3330	858-3336	H31.4.1	株式会社アドレ	村重　欣延
森　妙子	376-1263	376-1273	R2.4.1	株式会社ナーサリープラットフォーム	金子　洋文
宮本　美保	882-2850	882-2859	S52.11.1	社会福祉法人札幌福祉会	竹本　勝昭
菅井　知子	882-0505	884-0868	S55.12.1	社会福祉法人札幌盈友福祉会	恩村　一郎
河江　信治	883-3422	883-3422	S59.3.1	社会福祉法人札幌愛裕会	佐藤　美智夫
平沼　祐一	881-0606	881-1515	H10.2.1	社会福祉法人札幌盈友福祉会	恩村　一郎
恩村　一郎	884-0909	886-8787	H19.2.1	社会福祉法人札幌盈友福祉会	恩村　一郎
斎藤　由香里	887-5566	887-5565	H31.4.1	株式会社ＴＷＯ　ＣＡＲＡＴ	富澤　志保
谷地田　美香	887-8407	887-8410	R3.4.1	株式会社ミレア	高畑　貴志
竹原　茂美	888-3301	888-3302	R3.4.1	株式会社ＴＷＯ　ＣＡＲＡＴ	富澤　志保
川渕　まどか	375-1510		R3.4.1	中和興産株式会社	杉澤　廣子
名野　昌子	398-3466	398-3467	R4.4.1	有限会社ミット	鎌田　郁子
田川　清志	581-0005	581-0010	S42.11.1	社会福祉法人みどりのくに	伊藤　まち子
安田　正浩	582-1581	582-1656	S47.2.1	社会福祉法人幌北学園	對木　克彦
熊澤　千夏	582-1521	582-1501	S53.1.1	社会福祉法人札幌全育会	三浦　好德
水正　佐知子	572-0251	572-0372	S57.4.1	社会福祉法人敬生会	三原　欣秀
澤崎　沙由梨	585-2830	585-2831	H15.4.1	学校法人札幌学園	石原　康之
熊谷　理恵	578-5133	578-5144	H16.4.1	社会福祉法人共和の会	七尾　憲一
澤田　亮子	593-3567	591-0234	H16.4.1	学校法人華園学園	藤井　將博
葛西　なつみ	572-8877	572-8088	H17.4.1	学校法人宝流学園	松尾　恵理子
乾　文武	211-6941	211-6945	H31.4.1	社会福祉法人みらい	若林　雅樹
舟山　洋子	374-5015	374-5016	R3.4.1	株式会社ぷりりあんとしっぷ	舟山　洋子
横井　彩	596-7665	596-7665	R3.4.1	株式会社よつ葉	穴田　貴洋
鈴木　美砂子	621-1496	622-5389	H18.4.1	札幌市	秋元　克広
橋詰　英津子	611-4477	622-5392	S41.10.1	札幌市	秋元　克広
阿部　尚子	661-1445	661-1450	S44.3.31	社会福祉法人光の園	齊藤　詔司
村上　忠之	661-8464	661-5053	S46.1.1	社会福祉法人発寒子どもの園	小川　聡子
斎藤　順子	661-1594	668-1771	H4.4.1	社会福祉法人発寒保育会	斎藤　誠夫
小島　美由紀	661-5397	661-4316	S51.10.1	社会福祉法人愛和福祉会	林　恭裕
齋藤　正人	641-0232	641-0232	S53.12.1	社会福祉法人八軒明星福祉会	齋藤　正人
中山　暢恵	631-8616	631-8617	S58.4.1	（指定管理者）社会福祉法人発寒子どもの園	秋元　克広
保東　由紀子	621-0517	621-0517	H15.4.1	蓮野　洋子	蓮野　洋子
古家　七重	622-3331	622-2201	H18.7.1	社会福祉法人吉田学園福祉会	吉田　松雄
阿藤　知憲	676-5177	676-5166	H23.4.1	社会福祉法人メイプル福祉会	狩野　輝昭
飛谷　朋恵	613-0123	613-0117	H24.4.1	アートチャイルドケア株式会社	村田　省三
上田　真弓	707-0126	707-0127	H26.4.1	アートチャイルドケア株式会社	村田　省三
柴山　麻紀	676-7650	676-7651	H27.4.1	社会福祉法人幌北学園	對木　克彦
中川　基子	614-0123	614-0128	H27.4.1	アートチャイルドケア株式会社	村田　省三
寺西　由香	640-3715	640-3716	H27.4.1	社会福祉法人孝仁会	齋藤　孝次
新井田　和佳	666-7117	666-7667	H27.4.1	学校法人ふれ愛チャイルド	田村　智幸
瀬川　裕子	668-6350	668-6351	H28.4.1	株式会社モード・プランニング・ジャパン	村越　秀男
五十嵐　尚子	668-8808	668-8809	H28.4.1	株式会社秀雅会	古川　雅教
安田　千香子	633-2600	633-2601	H29.8.1	株式会社叶夢楼	高橋　朋子
富田　真里江	676-7228	676-7228	H30.4.1	株式会社プライムランド	佐藤　小百合
在家　麻衣子	633-5700	633-5701	H30.10.1	株式会社叶夢楼	高橋　朋子
美濃　登美子	688-7933	688-7934	H31.4.1	社会福祉法人緑伸会	五十嵐　敏明

施設・事業所名	利用定員	郵便番号	所在地
平和あすみ保育園	90	063-0022	西区平和２条４丁目１１－２６
平和にじのいろ保育園	60	063-0023	西区平和３条６丁目１２－２１
ちゅうわ発寒保育園	40	063-0829	西区発寒９条１４丁目５１６－１５５
ピッコロ子ども倶楽部福井保育園	90	063-0012	西区福井４丁目５－１
ラブクローバーの保育園札幌西野	40	063-0038	西区西野８条５丁目１８ー１
札幌市手稲区保育・子育て支援センター	120	006-0023	手稲区手稲本町３条２丁目４－１５
新発寒たんぽぽ保育園	90	006-0806	手稲区新発寒６条４丁目１５－１０
宮の沢さくら保育園	110	006-0004	手稲区西宮の沢４条１丁目１－２０
さより第２保育園	80	006-0011	手稲区富丘１条５丁目９－１
つくし保育園	80	006-0012	手稲区富丘２条４丁目７－６
札幌北陽保育園	90	006-0860	手稲区手稲山口５１１－１
あすかぜ保育園	60	006-0861	手稲区明日風３丁目１１－１１
手稲桃の花保育園	35	006-0022	手稲区手稲本町２条４丁目１－２３
富丘バオバブ保育園	40	006-0012	手稲区富丘２条２丁目１０－１５
スター保育園前田園	60	006-0816	手稲区前田６条１１丁目１ー２５
手稲みつばち保育園	40	006-0814	手稲区前田４条１３丁目１４ー１６
手稲中央さら～れ保育園	40	006-0013	手稲区富丘３条５丁目５－３
新発寒みつばち保育園	40	006-0804	手稲区新発寒４条１丁目１ー１６

２　幼稚園（施設型給付）

施設・事業所名	利用定員	郵便番号	所在地
札幌市立中央幼稚園	90	060-0002	中央区北２条西１１丁目
こひつじ幼稚園	95	064-0916	中央区南１６条西１２丁目１－５
めばえ幼稚園	80	064-0912	中央区南１２条西１２丁目２－２７
札幌円山幼稚園	245	064-0822	中央区北２条西２３丁目１－１０
札幌大谷第二幼稚園	120	064-0820	中央区大通西２１丁目３－１８
ひかり幼稚園	105	064-0921	中央区南２１条西１４丁目３－１０
札幌いづみ幼稚園	105	064-0917	中央区南１７条西９丁目１－３５
宮の森幼稚園	90	064-0958	中央区宮の森９０４番地７
札幌市立白楊幼稚園	90	001-0024	北区北２４条西７丁目１－１０
百合が原幼稚園	460	002-8081	北区百合が原１１丁目１８５－６
そうせい幼稚園	150	001-0924	北区新川４条１３丁目２－４１
藤幼稚園	90	001-0016	北区北１６条西３丁目２－１
新琴似育英幼稚園	210	001-0907	北区新琴似７条１３丁目１－２８
札幌三育幼稚園	45	001-0035	北区北３５条西２丁目１－１５
札幌市立ひがしなえぼ幼稚園	90	007-0804	東区東苗穂４条２丁目１－３５
天使幼稚園	90	065-0011	東区北１１条東２丁目２－１
あゆみ幼稚園	230	007-0867	東区伏古７条５丁目５－５
あゆみ第二幼稚園	270	007-0869	東区伏古９条３丁目２－１９
札幌大谷大学附属幼稚園	200	065-0016	東区北１６条東８丁目２－１
札幌幼稚園	350	065-0024	東区北２４条東１８丁目４－３７
札幌市立きくすいもとまち幼稚園	90	003-0826	白石区菊水元町６条１丁目５－１
しろいし幼稚園	180	003-0028	白石区平和通１丁目南６－１６
札幌白樺幼稚園	390	003-0023	白石区南郷通１８丁目北５－５
本郷幼稚園	420	003-0024	白石区本郷通６丁目南４－１７
札幌市立あつべつきた幼稚園	90	004-0073	厚別区厚別北３条３丁目１５－３
札幌みづほ幼稚園	60	004-0011	厚別区もみじ台東２丁目５
厚別幼稚園	90	004-0053	厚別区厚別中央３条３丁目５－６
札幌市立かっこう幼稚園	90	062-0053	豊平区月寒東３条７丁目７－２
美晴幼稚園	90	062-0022	豊平区月寒西２条７丁目２－１６
札幌若葉幼稚園	300	062-0052	豊平区月寒東２条１８丁目９－１１
札幌第一幼稚園	290	062-0911	豊平区旭町７丁目３－７
西岡ふたば幼稚園	150	062-0034	豊平区西岡４条１０丁目８－１
札幌白ゆり幼稚園	300	062-0935	豊平区平岸５条９丁目２－９
ふくずみ幼稚園	180	062-0042	豊平区福住２条６丁目６－１２
つきさむ幼稚園	195	062-0052	豊平区月寒東２条１１丁目１４－３
幌南学園幼稚園	150	062-0021	豊平区月寒西１条３丁目１－１６
清田幼稚園	180	004-0841	清田区清田１条２丁目３－４３
札幌市立もいわ幼稚園	90	005-0818	南区川沿１８条２丁目１－１３
真駒内聖母幼稚園	70	005-0012	南区真駒内上町４丁目８－２

施設長	電話番号	ＦＡＸ番号	認可年月日	設置主体	代表者
小林　弘典	676-9727	676-9728	R2.4.1	社会福祉法人緑伸会	五十嵐　敏明
加賀谷　美佳	668-7100	668-7300	R2.4.1	株式会社叶夢楼	高橋　朋子
岡嶋　優香	663-1077	663-1077	R2.8.1	中和興産株式会社	杉澤　廣子
小武　里枝	624-7020	624-7020	R4.4.1	株式会社プライムツーワン	佐藤　範夫
渡部　郁美	665-5959	665-5960	R4.4.1	株式会社ＴＷＯ　ＣＡＲＡＴ	富澤　志保
折笠　志保	681-3160	694-2749	H18.4.1	札幌市	秋元　克広
斎藤　誠夫	686-0560	686-0566	H4.4.1	社会福祉法人発寒保育会	斎藤　誠夫
前鼻　百合江	663-8118	663-8146	S55.2.1	社会福祉法人宮の沢福祉会	前鼻　英蔵
宇野　拓史	691-8801	691-8802	H16.4.1	社会福祉法人札幌さより会	鈴木　勉
角谷　瑞絵	695-8661	695-8911	H22.4.1	学校法人角谷学園	角谷　隆司
村上　力成	215-8711	215-8701	H23.4.1	社会福祉法人陽徳会	三溝　邦雄
仁木　恒男	676-4340	676-4341	H26.4.1	社会福祉法人田中学園福祉会	田中　賢介
越智　美寿保	213-8741	213-8742	H30.4.1	社会福祉法人桃の花メイト会	井関　学
杉山　誠	686-8082	686-8083	R5.4.1	株式会社晴	吉岡　健太郎
藤村　志保	300-3311	300-3311	R4.4.1	スターグループ株式会社	近江　幸一
佐藤　珠実	688-9137	688-9138	R5.4.1	合同会社ＳＡＮＳＵＩ	帆足　百合子
遠藤　敦子	213-8212	213-8213	R5.4.1	一般社団法人さら～れ保育園	竹内　香
帆足　百合子	688-8192	688-8193	R4.4.1	合同会社ＳＡＮＳＵＩ	帆足　百合子

施設長	電話番号	ＦＡＸ番号	認可年月日	設置主体	代表者
山下　幸子	251-6700	251-0169	S53.4.13	札幌市	秋元　克広
久保木　勁	561-5040	561-5064	S29.2.16	学校法人札幌ナザレン学園	久保木　勁
竹原　真理子	561-0485	206-8178	S45.12.17	学校法人札幌ルター学園	佐藤　俊夫
竹下　満喜恵	631-5208	631-5209	S9.9.15	学校法人愛基学園	竹下　満喜恵
松田　志穂	621-6764	621-6964	S29.1.20	学校法人北海大谷学園	坂田　智亮
石橋　大輔	563-1425	563-9965	S29.5.10	学校法人バプテスト学園	佐藤　忠道
杉原　美珂子	511-1974	531-8203	S31.1.19	学校法人札幌いづみ学園	穴倉　廸彌
橋本　利恵子	621-2651	621-3755	S32.8.20	学校法人田中学園	田中　賢介
松本　美和	736-0764	716-4560	S48.11.1	札幌市	秋元　克広
前田　元照	772-2334	772-2490	S59.11.30	学校法人高陽学園	前田　雅柚子
栗村　志郎	763-0720	763-6050	S53.3.11	学校法人創成学園	星川　定行
野口　恭子	747-0301	747-0430	S12.8.20	学校法人藤学園	永田　淑子
南條　蓉子	761-2588	761-6264	S40.12.14	学校法人育英学園	吉田　由紀子
中村　貫太郎	716-9632	716-9635	S57.12.3	学校法人三育学院	稲田　豊
菅原　由美	782-8640	783-8175	S59.4.11	札幌市	秋元　克広
Tarcisio Bonavigo	742-3110	741-1620	S29.9.20	学校法人旭川カトリック学園	長尾　俊宏
梶原　久美子	782-6661	782-6679	S49.12.26	学校法人後藤学園	後藤　規好
花香　美千留	783-6006	783-6028	S53.12.13	学校法人後藤学園	後藤　規好
鈴木　傑	711-5888	711-5890	S30.3.11	学校法人札幌大谷学園	種市　政己
山下 陽一	781-6331	781-6334	S41.3.10	学校法人札幌大蔵学園	小野　龍臣
松井　泰子	873-2285	873-0681	H2.4.11	札幌市	秋元　克広
太田　真理	861-4426	866-0707	S33.9.11	学校法人新善光寺学園	太田　眞琴
中村　みどり	864-2623	864-5277	S43.12.25	学校法人大藤学園	大谷　和彦
大谷　直紀	861-6211	863-0088	S33.11.20	学校法人大藤学園	大谷　和彦
臼杵　朋子	895-0523	895-3281	H1.4.11	札幌市	秋元　克広
須合　國彦	897-0025	897-1387	S48.12.27	学校法人須合学園	須合　國彦
横湯　誓之	891-2290	896-1576	S44.12.26	学校法人やすらぎ学園	横湯　瓔子
笹山　雅司	852-1230	852-2396	S50.4.14	札幌市	秋元　克広
東　重満	851-5058	851-0033	S39.6.4	学校法人東学園	東　重満
西本　聖慈	851-8888	852-2501	S40.12.14	学校法人札幌昭和学園	山本　正義
菅井　留美子	811-4181	842-5267	S31.2.27	学校法人札幌慈恵学園	荒井　聰
丸谷　洋子	854-4660	851-6186	S45.11.5	学校法人西岡学園	丸谷　洋子
小柳　裕志	811-0544	814-7510	S47.3.31	学校法人札幌白ゆり学園	小柳　裕彦
大川　秀明	854-3951	854-3968	S55.11.1	学校法人和学園	小西　亮
見原　理恵子	855-4161	853-2410	S61.1.31	学校法人清光学園	岩本　剛人
冨田　明好	851-6373	852-5356	S42.12.13	学校法人幌南学園	高木　宏壽
髙村　誠	881-2453	881-7694	S43.12.25	学校法人長岡学園	長岡　源一郎
瀬戸　富美子	571-5850	571-4039	S51.4.16	札幌市	秋元　克広
肥田　光代	581-0745	581-0746	S38.12.25	学校法人北海道カトリック学園	勝谷　太治

施設・事業所名	利用定員	郵便番号	所在地
札幌みすまい幼稚園	100	061-2262	南区簾舞２条４丁目３－１５
札幌梅香幼稚園	35	061-2282	南区藤野２条７丁目１４－１
森の幼稚園	75	005-0849	南区石山１１３２－１
真駒内幼稚園	180	005-0018	南区真駒内曙町３丁目４－１
藤ヶ丘幼稚園	50	061-2284	南区藤野４条５丁目２０－１
札幌わかくさ幼稚園	105	005-0034	南区南３４条西１０丁目３－１３
もなみ幼稚園	120	005-0809	南区川沿９条２丁目１－１８
第２もなみ幼稚園	75	005-0802	南区川沿２条３丁目８－２５
札幌市立はまなす幼稚園	90	063-0826	西区発寒６条１２丁目４－１０
あづま幼稚園	300	063-0836	西区発寒１６条４丁目３－７０
西野札幌幼稚園	270	063-0033	西区西野３条２丁目３－１
琴似中央幼稚園	80	063-0849	西区八軒９条西２丁目４ー１
札幌市立手稲中央幼稚園	90	006-0022	手稲区手稲本町２条５丁目１３－１

３　幼保連携型認定こども園

施設・事業所名	利用定員	郵便番号	所在地
認定こども園大谷オアシス保育園	69	064-0820	中央区大通西２１丁目３－１８
認定こども園カトリック聖園こどもの家	150	060-0031	中央区北１条東６丁目１０－４１
認定こども園札幌ルーテル幼稚園	125	064-0809	中央区南９条西２１丁目２－２０
認定こども園桑園幼稚園	90	060-0007	中央区北７条西１３丁目２－１
認定こども園幌西そらいろ保育園	105	064-0809	中央区南９条西２０丁目２－２２
認定こども園札幌大谷幼稚園	180	064-0807	中央区南７条西７丁目２９０－２
認定こども園宮の森メープル保育園	75	064-0954	中央区宮の森４条１０丁目１－７
認定こども園屯田すずらん	102	002-0856	北区屯田６条４丁目２－２０
しんことに清香こども園	105	001-0911	北区新琴似１１条５丁目１－３０
屯田おおふじ子ども園	170	002-0858	北区屯田８条７丁目１－１
新川西さくらこ認定こども園	79	001-0931	北区新川西１条４丁目２－４５
こども園ソレイユ	135	002-8063	北区拓北３条２丁目７－１２
創成札幌こども園	105	001-0015	北区北１５条西１丁目２－１８
認定こども園太陽こころ幼稚園	210	002-0859	北区屯田９条３丁目３－９
認定こども園こうほく	370	001-0912	北区新琴似１２条１０丁目３－１７
認定こども園ひまわり	220	002-8066	北区拓北６条２丁目６－１２
認定こども園はなぞの	280	001-0921	北区新川１条２丁目８－１０
認定こども園あいの里	330	002-8074	北区あいの里４条６丁目２－５
認定こども園麻生明星幼稚園	115	001-0045	北区麻生町４丁目１１－１４
認定こども園茨戸メリー幼稚園	120	002-8043	北区東茨戸３７－３
あいの里大藤幼稚園	300	002-8073	北区あいの里３条３丁目１－２
認定こども園メルシー学院	105	002-0855	北区屯田５条９丁目１－４６－６
認定こども園太平あずさ保育園	120	002-8004	北区太平４条３丁目２－３３
幼保連携型認定こども園ＣｉｎｑＰｅｒｌｅｓ幼稚園	230	002-8027	北区篠路７条６丁目３－８
認定こども園こころ篠路保育園	69	002-8026	北区篠路６条４丁目２ー３６
幼保連携型認定こども園さっぽろ夢	135	007-0836	東区北３６条東１７丁目１－３０
幼保連携型認定こども園しらゆき夢	105	007-0846	東区北４６条東１４丁目２－１０
認定こども園札幌愛珠	170	007-0838	東区北３８条東９丁目１－３８
幼保連携型認定こども園さつなえのもり	310	007-0808	東区東苗穂８条３丁目３－２０
幼保連携型認定こども園おかだまのもり	310	007-0837	東区北３７条東２７丁目１－１
認定こども園聖ミカエル幼稚園	105	065-0019	東区北１９条東３丁目４－３
幼保連携型認定こども園せいめいのもり	300	065-0010	東区北１０条東１４丁目２－８
幼保連携型認定こども園ふしこ幼稚園	290	065-0041	東区本町１条５丁目１－１５
幼保連携型認定こども園もえれのもり	105	007-0811	東区東苗穂１１条２丁目７－１
認定こども園栄光幼稚園	225	007-0844	東区北４４条東２丁目１－２０
幼保連携型認定こども園東苗穂スパークル園	105	007-0812	東区東苗穂１２条４丁目８－４０
友愛北白石認定こども園	100	003-0872	白石区米里２条４丁目２－１６
飛翔認定こども園	100	003-0001	白石区東札幌１条４丁目７－１９
認定こども園菊水すずらん	152	003-0801	白石区菊水１条３丁目３－４６
北郷ピノキオ認定こども園	159	003-0832	白石区北郷２条６丁目５－１２
双葉こども園	105	003-0021	白石区栄通１５丁目１５－１８
認定こども園北都	105	003-0834	白石区北郷４条１１丁目２０－７
認定こども園北郷すずらん	100	003-0837	白石区北郷７条３丁目１２－２５
東橋いちい認定こども園	135	003-0808	白石区菊水８条２丁目１－１

施設長	電話番号	ＦＡＸ番号	認可年月日	設置主体	代表者
大和田　満	596-3966	596-3229	H13.2.26	学校法人恵友学園	中村　克彦
山上　啓治	592-2455	592-2455	S54.12.7	学校法人啓明学園	山上　啓治
古川　多三和	591-8254	591-8259	S52.12.6	学校法人まゆみ学園	古川　多三和
石原　範明	581-0084	581-2007	S39.12.15	学校法人札幌学園	石原　康之
齋藤　しのぶ	591-0234	591-0234	H5.2.22	学校法人華園学園	藤井　[illegible]
角谷　毅	582-2111	582-0993	S30.12.27	学校法人淳心学園	松木　謙公
佐々木　奈々子	572-1855	572-8088	S39.5.8	学校法人宝流学園	松尾　恵理子
綿屋　圭子	571-1161	571-1180	S53.12.13	学校法人宝流学園	松尾　恵理子
坂田　恵子	666-9477	666-0162	H3.4.11	札幌市	秋元　克広
大西　ミヨ	661-7090	661-9799	S40.12.14	学校法人発寒学園	村山　秀哉
熊谷　さつき	661-2094	661-0955	S43.3.30	学校法人札幌大蔵学園	小野　龍臣
森本　忠	621-5878	621-6234	S40.12.14	学校法人森本学園	森本　忠
坪井　康彦	681-2298	681-7801	S41.10.12	札幌市	秋元　克広

施設長	電話番号	ＦＡＸ番号	認可年月日	設置主体	代表者
中里　泰子	621-9888	621-6964	H31.4.1	学校法人北海大谷学園	坂田　智亮
坂本　貴裕	221-3493	522-9920	H26.10.1	学校法人北海道カトリック学園	勝谷　太治
桑瀬　奈緒美	561-6031	512-3790	R4.4.1	学校法人北海道ルーテル学園	榎本　洗
飯田　かおり	231-2966	231-2966	R5.4.1	学校法人桑園幼稚園	秋本　英彦
三十苅　粋子	563-2233	563-2235	R3.4.1	社会福祉法人幌北学園	對木　克彦
辻村　静子	511-3838	531-2731	H29.4.1	学校法人北海大谷学園	坂田　智亮
近藤　留美子	792-6003	792-6004	R3.4.1	社会福祉法人明日萌	浅利　健自
佐々木　園恵	775-8080	775-8090	R4.4.1	社会福祉法人札幌正栄会	渡辺　幸子
中居　知子	761-0308	761-9699	H30.4.1	社会福祉法人清光会	内田　淳
髙木　聖子	775-2511	775-4333	R4.4.1	社会福祉法人大藤福祉会	大谷　和彦
竹井　洋子	763-3905	763-1636	H31.4.1	社会福祉法人ナーサリー虹の会	竹井　路雄
加藤　杏奈	776-3939	776-3900	H27.4.1	社会福祉法人大五京	杉本　五十洋
山口　俊幸	736-5245	736-5246	R2.4.1	学校法人札幌大蔵学園	小野　龍臣
土田　光	776-7774	776-7688	H24.8.1	学校法人太陽学院	豊田　千春
黒田　亜希	761-4134	802-7461	H26.5.1	学校法人幌北学園	對木　克彦
細川　夕州妃	771-7216	807-8290	H26.4.1	学校法人幌北学園	對木　克彦
武藤　結季	790-7530	790-7531	H30.4.1	学校法人幌北学園	對木　克彦
佐藤　恵美	778-7272	778-6151	H28.4.1	学校法人幌北学園	對木　克彦
上森　俊明	716-3880	736-8026	R4.4.1	学校法人北海道キリスト教学園	井石　彰
澤田　喜實	774-2767	774-2768	R5.4.1	学校法人千歳学園	横田　清子
蓑口　佳枝	778-2911	778-2910	H29.4.1	学校法人大藤学園	大谷　和彦
佐藤　由佳	792-8680	792-7680	H31.4.1	社会福祉法人高陽福祉会	前田　元照
矢内　洋子	776-5000	776-5010	H31.4.1	社会福祉法人明日萌	浅利　健自
戸澤　郁美	771-4044	771-0194	R3.4.1	学校法人有和学園	小林　達彦
永谷　琴絵	594-8033	594-8044	R5.4.1	社会福祉法人未来への架け橋	豊田　千春
温泉　美智子	783-9614	789-9615	H28.4.1	社会福祉法人夢工房	滝澤　功治
吉田　幸子	731-9614	731-9615	H28.4.1	社会福祉法人夢工房	滝澤　功治
大畑　洋子	721-2253	721-2283	H25.4.1	学校法人大畑育英学園	大畑　晴雄
豊田　千佳子	791-3703	792-4470	H26.4.1	学校法人清明学園	司馬　政一
谷島　直樹	783-2233	787-8089	H28.4.1	学校法人清明学園	司馬　政一
渡部　良子	731-8705	731-8706	R4.4.1	学校法人聖公会北海道学園	笹森　田鶴
司馬　政一	721-6750	721-6770	H28.4.1	学校法人清明学園	司馬　政一
小林　恵里花	781-1691	781-1891	H30.4.1	学校法人ふしこ学園	小林　力
本田　博美	790-1080	721-6770	H30.4.1	学校法人清明学園	司馬　政一
小倉　美智子	731-4681	731-9174	R2.4.1	学校法人札幌塩原学園	小倉　勝郎
工藤　映美	776-6276	776-6266	R2.4.1	学校法人香木学園	香木　敏男
信田　昌絵	875-0180	875-0181	H30.4.1	社会福祉法人石狩友愛福祉会	内山　雅史
岩佐　幸恵	820-8880	820-8885	H30.4.1	社会福祉法人石狩友愛福祉会	内山　雅史
吉田　由利子	811-5714	811-5732	R4.4.1	社会福祉法人札幌正栄会	渡辺　幸子
城　真由美	871-7014	875-2502	H29.4.1	社会福祉法人太陽育生会	東原　俊郎
菊地　誠	851-7463	851-6550	H31.4.1	社会福祉法人清光会	内田　淳
岸田　啓伸	874-9382	875-8322	H28.4.1	社会福祉法人北都福祉会	安田　明
中村　博子	879-1717	879-1212	H31.4.1	社会福祉法人札幌正栄会	渡辺　幸子
押野　里美	837-7211	837-7121	H24.4.1	学校法人北邦学園	佐賀　のり子

Ⅶ　施設一覧

施設・事業所名	利用定員	郵便番号	所在地
認定こども園幌東	240	003-0025	白石区本郷通３丁目北３－１１
菊水いちい認定こども園	210	003-0821	白石区菊水元町１条１丁目４－１８
認定こども園北郷あゆみ幼稚園	170	003-0833	白石区北郷３条３丁目８－１５
北都幼稚園	404	003-0869	白石区川下７４９番地５５
認定こども園ピッコリーノ学院	115	003-0831	白石区北郷１条６丁目１－２５
幼保連携型認定こども園南郷札幌幼稚園	200	003-0021	白石区栄通９丁目４－１４
幼保連携型認定こども園北郷札幌幼稚園	240	003-0834	白石区北郷４条５丁目６－１２
認定こども園厚別さくら木保育園	105	004-0003	厚別区厚別東３条１丁目２－８
認定こども園いちい幼稚園・保育園	180	004-0013	厚別区もみじ台西５丁目３
認定こども園新さっぽろ幼稚園・保育園	330	004-0032	厚別区上野幌１条２丁目６－１
認定こども園おおやち	125	004-0041	厚別区大谷地東３丁目５－１１
認定こども園北光幼稚園	90	004-0021	厚別区青葉町７丁目１－３２
幼保連携型認定こども園ひばりが丘明星幼稚園	130	004-0052	厚別区厚別中央２条４丁目１－１０
認定こども園桜台いちい幼稚園・保育園	230	004-0068	厚別区厚別西６１１－５２０
認定こども園第２あつべつ幼稚園	100	004-0063	厚別区厚別西３条４丁目１－５
さっぽろこども園	145	062-0906	豊平区豊平６条３丁目６－３５
東月寒にれこども園	135	062-0053	豊平区月寒東３条１６丁目２－３６
にれ第２こども園	135	062-0055	豊平区月寒東５条１６丁目８－１４
こども園・ひかりのこ　さっぽろ	111	062-0054	豊平区月寒東４条９丁目１－１１
認定こども園まなび	165	062-0033	豊平区西岡３条５丁目１－１
認定こども園しののめ	60	062-0051	豊平区月寒東１条２丁目１０－９
認定こども園札幌ゆたか幼稚園	165	062-0904	豊平区豊平４条３丁目３－２３
認定こども園ひらぎし幼稚園	270	062-0933	豊平区平岸３条１２丁目３－９
認定こども園月寒そらいろ保育園	120	062-0024	豊平区月寒西４条６丁目４－１
こりっつ認定こども園	105	062-0031	豊平区西岡１条７丁目２－２０
札幌市立認定こども園にじいろ	115	004-0832	清田区真栄２条１丁目１１－２０
花山認定こども園	125	004-0805	清田区里塚緑ヶ丘３丁目８－１
アルプス認定こども園	115	004-0874	清田区平岡４条３丁目６－４３
認定こども園からまつ保育園	89	004-0802	清田区里塚２条２丁目４－１２
認定こども園北野しらかば幼稚園・保育園	402	004-0865	清田区北野５条２丁目２－２１
認定こども園ひかり	185	004-0846	清田区清田６条３丁目４－２５
認定こども園つみき	185	004-0801	清田区里塚１条１丁目１４－８
札幌国際大学付属認定こども園	210	004-0844	清田区清田４条２丁目１－３０
幼保連携型認定こども園澄川ひろのぶ保育園	135	005-0002	南区澄川２条１丁目３－１
認定こども園そらいろ	185	005-0006	南区澄川６条１１丁目２－１０
認定こども園まこまない明星幼稚園	75	005-0015	南区真駒内泉町２丁目１－６
光塩学園女子短期大学附属認定こども園	215	005-0012	南区真駒内上町３丁目１－１
幼保連携型認定こども園ときわみなみのこどもえん	168	005-0861	南区真駒内３８０番１８
認定こども園宮の沢すずらん	102	063-0051	西区宮の沢１条２丁目６－１６
発寒にこりんこども園	275	063-0825	西区発寒５条３丁目８－１２
認定こども園琴似教会幼稚園	120	063-0842	西区八軒２条西１丁目３－１
認定こども園西野そらいろ保育園	105	063-0034	西区西野４条７丁目１－８
幼保連携型認定こども園幸明幼稚園	104	063-0847	西区八軒６条西７丁目２－３０
認定こども園西町さつき保育園	105	063-0062	西区西町南１９丁目１－１４
認定こども園にしの	105	063-0039	西区西野９条５丁目８－１７
まえだ認定こども園	105	006-0815	手稲区前田５条７丁目２－１５
星置ピノキオ認定こども園	100	006-0851	手稲区星置１条１丁目２０－１
ていねあすなろ認定こども園	92	006-0835	手稲区曙５条３丁目２－２５
認定こども園まつばの杜	290	006-0805	手稲区新発寒５条９丁目３－２４
手稲やまなみ子ども園	140	006-0032	手稲区稲穂２条５丁目５－５
認定こども園ほしおきガーデン星の子幼稚園	255	006-0853	手稲区星置３条８丁目１－１０
幼保連携型認定こども園山王幼稚園	300	006-0839	手稲区曙９条１丁目９－１５
認定こども園まえだ幼稚園	321	006-0829	手稲区手稲前田５５５－３
認定こども園おおぞら幼稚園	467	006-0818	手稲区前田８条１０丁目６－３５
しんはっさむライラックこども園	105	006-0801	手稲区新発寒１条１丁目１１２２－２７

施設長	電話番号	ＦＡＸ番号	認可年月日	設置主体	代表者
藤吉　晃	864-6246	864-7246	H26.4.1	学校法人早坂学園	井上　耿
河村　瑞貴	873-8001	876-0468	H26.4.1	学校法人北邦学園	佐賀　のり子
笠松　真理子	876-6200	876-6250	H29.4.1	学校法人自由創造学園	浅利　健自
西川　装	875-6661	875-6662	H29.4.1	学校法人大藤学園	大谷　和彦
千田　美樹	376-1181	376-1183	H31.4.1	社会福祉法人高陽福祉会	前田　元照
星野　正彦	851-7022	867-0541	R5.4.1	学校法人札幌大蔵学園	小野　龍臣
江端　則子	873-3551	873-3552	R3.4.1	学校法人札幌大蔵学園	小野　龍臣
渡邊　真弓	898-6200	898-6250	H28.4.1	社会福祉法人明日萌	浅利　健自
佐賀　高志	897-1311	897-7004	H22.6.1	学校法人北邦学園	佐賀　のり子
吉田　深雪	894-6160	894-6261	H25.4.1	学校法人大藤学園	大谷　和彦
齊藤　麻衣子	891-0111	891-0151	H26.4.1	学校法人清豊学園	小西　隆文
南部　一朗	891-3190	891-3190	R5.4.1	学校法人キリスト教北光学園	指方　信平
相良　郁子	891-2617	891-2617	H29.4.1	学校法人北海道キリスト教学園	井石　彰
富野　真由美	895-3331	802-6484	H28.4.1	学校法人北邦学園	佐賀　のり子
横湯　千重子	892-2086	892-2185	R3.4.1	学校法人やすらぎ学園	横湯　瓔子
大石　文	811-4991	811-4992	H30.4.1	社会福祉法人札幌保育園	大石　和江
松本　優雅	853-6644	853-6644	H31.4.1	社会福祉法人にれ福祉会	先本　建夫
内山　とき	851-3525	851-3525	H31.4.1	社会福祉法人にれ福祉会	先本　建夫
今野　路子	851-1855	851-2105	H28.4.1	社会福祉法人陽光福祉会	秦　紀正
三井　有希子	853-1231	853-6580	H23.4.1	学校法人西岡中央学園	三井　有希子
村田　悠紀子	851-4536	851-3741	R3.7.1	学校法人月寒キリスト教学園	春木屋　正
丸谷　雄輔	822-8686	821-2744	R4.4.1	学校法人札幌豊学園	丸谷　雄輔
室橋　一信	811-0946	811-0856	R2.4.1	学校法人室橋学園	室橋　一信
岡崎　まな美	595-8312	595-8315	R3.4.1	社会福祉法人幌北学園	對木　克彦
須藤　美由紀	374-5282	374-5283	R3.6.1	社会福祉法人田中学園福祉会	田中　賢介
織江　真由美	883-3345	883-9547	H21.4.1	札幌市	秋元　克広
山下　優美	886-0415	886-7550	H30.4.1	社会福祉法人花山福祉会	山下　宏
児玉　英一	886-8011	886-8012	H28.4.1	社会福祉法人千歳洋翔会	横田　清子
道端　堅太郎	889-3000	889-3011	H30.4.1	社会福祉法人札幌からまつの会	道端　敬子
大谷　和彦	881-8686	881-8695	H26.12.1	学校法人大藤学園	大谷　和彦
柴　章斗	882-3536	882-4114	R4.4.1	学校法人理想学園	對木　克彦
対木　崇文	884-5756	884-5781	R3.4.1	学校法人理想学園	對木　克彦
林　二士	881-3611	881-3612	R3.4.1	学校法人札幌国際大学	上野　八郎
鳥居　敬德	831-6006	887-0271	H30.4.1	社会福祉法人札幌弘德苑	鳥居　敬德
曽根　香子	588-1152	581-1157	H24.4.1	学校法人幌北学園	對木　克彦
鈴木　真弓	583-0336	583-0355	R4.4.1	学校法人真駒内キリスト教学園	杉本　和道
山坂　真紀	581-6533	581-8671	H30.4.1	学校法人光塩学園	南部　ユンクィアン　しず子
小畑　圭子	591-0123	591-9998	R3.4.1	学校法人ふれ愛チャイルド	田村　智幸
清水　佳子	662-8181	662-8282	R5.4.1	社会福祉法人札幌正栄会	渡辺　幸子
吉村　幸子	661-2927	661-9688	H26.4.1	学校法人近代学園	阿部　一博
杉本　悦子	631-4898	631-4900	R4.4.1	学校法人琴似キリスト教学園	白鳥　正太郎
東　恵美子	667-3345	667-3347	R3.4.1	社会福祉法人幌北学園	對木　克彦
小笠原　健司	621-1960	611-7870	R3.10.1	学校法人幸明学園	本間　晴子
齋藤　希	662-9930	662-9951	R3.4.1	学校法人浅利教育学園	浅利　健自
井上　篤	668-8881	668-8882	R5.4.1	社会福祉法人あいの杜	鹿内　良
原田　典佳	681-5310	681-9455	H30.4.1	社会福祉法人札幌稲勝会	原田　典佳
村上　佳美	686-8377	681-1775	H29.4.1	社会福祉法人太陽育生会	東原　俊郎
山本　大輔	691-2346	691-2348	H30.4.1	社会福祉法人芽生	瀧谷　和隆
松田　定信	695-7421	683-8932	H31.4.1	学校法人松田学園	松田　薫
大谷　在我	695-8073	695-8075	R4.4.1	社会福祉法人大藤福祉会	大谷　和彦
上村　毅	683-1675	683-1662	H31.4.1	学校法人星置学園	上村　百合子
芝木　儀仁	683-2877	683-2846	H31.4.1	学校法人聖主学園	芝木　儀仁
中島　幸恵	682-1181	695-2755	R5.4.1	学校法人養和学園	末澤　正雄
前田　元照	682-0220	682-0330	R4.4.1	学校法人高陽学園	前田　雅柚子
角谷　ルミ	215-5269	215-5268	R5.4.1	社会福祉法人キッズランド・リラ	芦田　泰子

４　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

類型	施設・事業所名	利用定員	郵便番号	所在地
保認	札幌認定こども園	66	060-0051	中央区南１条東７丁目２－１５
保認	旭ヶ丘保育園	195	064-0913	中央区南１３条西２３丁目１－４０
保認	たかさごスクール大通公園	105	060-0041	中央区大通東２丁目３－１
地裁	認定こども園マミーポッケ	84	060-0052	中央区南２条東１丁目１－１２フラーテ札幌２Ｆ
幼認	認定こども園さゆり幼稚園	65	064-0824	中央区北４条西２３丁目２－８
幼認	認定こども園つぼみ幼稚園	95	064-0807	中央区南７条西２５丁目１－５
幼認	幼稚園型認定こども園大通幼稚園	230	060-0042	中央区大通西１６丁目３
保認	認定こども園北一条すずらん保育園	70	060-0031	中央区北１条東１０丁目１５－８２ライオンズマンション札幌スカイタワー１Ｆ
保認	麻生保育園	135	001-0039	北区北３９条西３丁目２－３
保認	認定こども園篠路中央保育園	110	002-8022	北区篠路２条９丁目１－１
保認	篠路高洋保育園	105	002-8023	北区篠路３条６丁目４－４０
保認	三和新琴似保育園	115	001-0906	北区新琴似６条１２丁目１－２３
保認	太平保育園	135	002-8011	北区太平１１条１丁目１－２０
保認	あかつき篠路保育園	135	002-8021	北区篠路１条６丁目２－７
保認	札幌北保育園	135	001-0032	北区北３２条西９丁目２－１２
保認	札幌こばと保育園	105	001-0911	北区新琴似１１条１５丁目１－３８
保認	幌北中央保育園	115	001-0020	北区北２０条西３丁目２－２２
保認	新川北保育園	105	001-0924	北区新川４条１１丁目５－２３
保認	あいの里保育園	105	002-8072	北区あいの里２条２丁目１２－４
保認	風の子保育園	66	002-8081	北区百合が原４丁目８－３１
保認	新琴似中央保育園	85	001-0905	北区新琴似５条３丁目１－６３
保認	屯田桃の花こども園	100	002-0859	北区屯田９条３丁目１－３５
保認	認定こども園あいの里せせらぎ保育園	109	002-8073	北区あいの里３条７丁目２－６
保認	札幌未来保育園	105	002-0859	北区屯田９条１０丁目１－１
保認	エンジェル保育園	90	001-0036	北区北３６条西２丁目１－３
保認	きずな麻生保育園	46	001-0910	北区新琴似１０条１丁目７－１６
保認	認定こども園しずく保育園	70	001-0024	北区北２４条西１５丁目１－１
地裁	認定こども園英伸幼稚学院	82	001-0912	北区新琴似１２条１６丁目１２－１２
幼認	認定こども園札幌北幼稚園	300	001-0033	北区北３３条西１１丁目３－１０
幼認	認定こども園新琴似幼稚園	260	001-0908	北区新琴似８条３丁目１－２０
保認	こすもす認定こども園	46	001-0924	北区新川４条１７丁目１－２５
幼認	認定こども園つよし幼稚園	170	002-0853	北区屯田３条３丁目６－１０
保認	白楊みどり保育園	75	001-0025	北区北２５条西６丁目１－１０
保認	もみの木にいな認定こども園	49	001-0910	北区新琴似１０条３丁目１－２３
保認	認定こども園新川西コグマ保育園	70	001-0933	北区新川西３条５丁目５－１０
保認	きずな北保育園	46	001-0028	北区北２８条西５丁目１－２６
保認	開成いちい認定こども園	100	065-0021	東区北２１条東２３丁目３－１
保認	麻生むつみこども園	105	007-0838	東区北３８条東１丁目４－５
保認	北栄保育園	135	007-0835	東区北３５条東５丁目２－１
保認	認定こども園元町杉の子保育園	100	065-0014	東区北１４条東１６丁目１－３１
保認	認定こども園東苗穂保育園	105	065-0042	東区本町２条６丁目３－７
保認	日の丸保育園	115	007-0840	東区北４０条東９丁目３－１５
保認	保育所型認定こども園丘珠ひばり保育園	109	007-0880	東区丘珠町５９３番地４９
保認	北栄みどり保育園	175	065-0032	東区北３２条東１３丁目１－２６
保認	丘珠マスカット保育園	95	007-0836	東区北３６条東２９丁目３－３
保認	元町みどり保育園	205	065-0027	東区北２７条東２２丁目５－１１
保認	認定こども園栄保育園	145	007-0847	東区北４７条東７丁目２－１３
保認	札幌フラワー保育園	145	065-0018	東区北１８条東６丁目１－３０
保認	伏古かしわ保育園	105	007-0864	東区伏古４条４丁目２－９
保認	北栄マスカット保育園	105	065-0030	東区北３０条東９丁目３－２０
保認	栄町マスカット保育園	75	007-0837	東区北３７条東１４丁目１－２５
保認	認定こども園本町保育園	70	065-0041	東区本町１条６丁目１－５
保認	認定こども園中沼保育園	50	007-0890	東区中沼町７２－７
保認	開成みどり保育園	105	007-0867	東区伏古７条２丁目３－３
保認	光星友愛認定こども園	100	065-0012	東区北１２条東９丁目３－１２
地裁	認定こども園かすたねっと	66	007-0842	東区北４２条東１５丁目１－２３山下ビル３Ｆ
保認	認定こども園おひさまさっぽろ東保育園	72	007-0841	東区北４１条東６丁目２－１１
保認	認定こども園菊水元町第二保育園	100	003-0829	白石区菊水元町９条２丁目８－８
保認	柏葉保育園	125	003-0023	白石区南郷通１５丁目北３－１２
保認	保育所型認定こども園白石中央保育園	175	003-0013	白石区中央３条５丁目２－３７

施設長	電話番号	ＦＡＸ番号	認可年月日	設置主体	代表者
廣川　泰市	251-1555	251-2500	H29.4.1	公益財団法人鉄道弘済会	森本　雄司
鈴木　隆二	551-8588	551-2223	R5.4.1	社会福祉法人徳美会	徳野　幸代
菅原　大輔	215-0944	215-0945	R5.4.1	社会福祉法人高砂福祉会	篠塚　弘子
広瀬　千鶴美	207-8888	211-0058	H26.6.1	株式会社ケイアイウェルフェアー	飯島　圭司
入山　美穂	631-6973	631-6974	R5.4.1	学校法人北海道カトリック学園	勝谷　太治
飯塚　泰久	561-7534	887-8487	H29.4.1	学校法人資生学園	内山　晴記
藪　淳一	621-3371	642-1913	R4.4.1	学校法人相愛学園	藪　淳一
大泉　京子	213-1448	213-1449	R5.4.1	特定非営利活動法人札幌ベビールーム	大泉　善夫
坪谷　雄介	716-9252	716-9257	R5.4.1	社会福祉法人青葉学園	忠海　健三
林　茂子	771-2117	771-2147	R5.4.1	社会福祉法人篠路福祉会	林　茂子
髙見　貴弘	772-0050	772-0168	R4.4.1	社会福祉法人高翔福祉会	河合　道雄
菊地　秀一	761-5252	761-2040	R4.4.1	社会福祉法人札幌みどり福祉会	菊地　光治
竹田　かおる	772-1450	772-1588	R5.4.1	社会福祉法人太平福祉会	富樫　一彦
綱本　多江子	772-3003	772-8917	R4.4.1	社会福祉法人札幌みどり福祉会	菊地　光治
見延　衆一郎	758-5455	758-0619	R4.4.1	社会福祉法人新陽会	見延　千鶴子
金子　広	762-9561	762-9562	R4.4.1	社会福祉法人新琴似子鳩園	金子　広
三村　信行	716-1841	716-1852	H31.4.1	社会福祉法人札幌晃学会	三村　信行
菊地　将也	763-3585	765-7673	R5.4.1	社会福祉法人新栄会	菊地　義憲
佐々木　真輝子	778-1088	778-1022	R5.4.1	社会福祉法人太平福祉会	富樫　一彦
喜多　洋子	774-0484	774-0485	R5.4.1	社会福祉法人風の子会	村瀬　廣符美
片岡　美和	788-8688	766-1770	R4.4.1	社会福祉法人札幌みどり福祉会	菊地　光治
梅本　哲子	776-0087	773-8777	R2.4.1	社会福祉法人桃の花メイト会	井関　学
内藺　みどり	299-3783	299-3784	R4.4.1	社会福祉法人大和まほろば福祉会	矢田　尚士
佐々木　一	774-3612	774-3614	R3.4.1	社会福祉法人つぐみ園	佐々木　正人
成田　香代子	790-8187	790-8579	R3.4.1	社会福祉法人勇志会	鈴木　靖志
長谷川　幸	709-7311	709-1006	R5.4.1	株式会社クローバー	田中　雅世
千葉　明美	737-8000	737-8011	H31.4.1	社会福祉法人札幌からまつの会	道端　敬子
君島　明子	764-2423	764-2929	H27.4.1	一般社団法人君島園英伸幼稚学院	君島　弘
三浦　大	726-3412	726-3533	R2.4.1	学校法人北陽学園	三浦　純子
須藤　勝暦	761-9298	761-0761	H28.4.1	学校法人白水学園	須藤　勝暦
野尻　佳代子	214-1313	214-1319	R5.4.1	社会福祉法人ナーサリー虹の会	竹井　路雄
鈴木　千秋	771-4123	771-4137	H29.4.1	学校法人いわさ学園	岩佐　實
木村　貴裕	768-8418	768-8417	R5.4.1	社会福祉法人幸友福祉会	向川　泰弘
中山　美友希	374-6956	374-6958	R5.4.1	一般社団法人美友希保育園	渡邉　淑子
佐々木　優子	764-2000	762-1515	R4.4.1	社会福祉法人元氣会	海上　輝幸
田中　雅世	709-1015	709-1006	R4.4.1	株式会社クローバー	田中　雅世
佐藤　慶知	788-3961	788-3971	R2.4.1	社会福祉法人水の会	小林　信子
髙橋　佑麻	788-3303	788-3305	R4.4.1	社会福祉法人毛里田睦会	長谷川　俊道
向川　泰弘	731-5304	731-0311	R5.4.1	社会福祉法人北栄福祉会	向川　泰弘
鈴木　一弘	781-4477	781-4488	R4.4.1	社会福祉法人藤福祉会	鈴木　一弘
佐藤　幸代	781-8389	781-8389	R3.4.1	社会福祉法人東苗穂福祉会	山田　一仁
西川　重輝	751-0409	751-0433	R4.4.1	社会福祉法人日の丸保育園	川合　洋子
佐藤　智子	781-6680	887-6079	R5.4.1	社会福祉法人札幌明啓院	山田　一仁
木村　惠美	752-2221	711-1712	R5.4.1	社会福祉法人幸友福祉会	向川　泰弘
橋本　睦	783-0723	783-5707	R2.4.1	社会福祉法人いずみ福祉会	橋本　睦
河村　優美子	783-0011	785-0008	R5.4.1	社会福祉法人幸友福祉会	向川　泰弘
斉藤　曜子	751-7333	751-7329	R5.4.1	社会福祉法人札幌ポプラ会	井川　治宣
鷹栖　邦一	741-5492	741-0017	R5.4.1	社会福祉法人青葉学園	忠海　健三
河合　直嗣	782-9130	788-4470	H31.4.1	社会福祉法人札幌友愛福祉会	河合　直嗣
橋本　暁人	731-0120	731-0121	R2.4.1	社会福祉法人いずみ福祉会	橋本　睦
椿原　ひとみ	748-7875	748-7876	R2.4.1	社会福祉法人いずみ福祉会	橋本　睦
島本　真希子	785-8834	785-9151	R3.4.1	社会福祉法人東苗穂福祉会	山田　一仁
佐藤　玲子	790-4545	790-4555	R3.4.1	社会福祉法人東苗穂福祉会	山田　一仁
河村　政城	780-2251	787-8118	R5.4.1	社会福祉法人幸友福祉会	向川　泰弘
数馬　清子	712-8883	712-8884	H30.4.1	社会福祉法人石狩友愛福祉会	内山　雅史
鈴木　雅彦	733-5303	733-5306	H19.11.1	有限会社かすたねっと	奥島　登志夫
塚田　美枝子	768-7831	768-7832	R5.4.1	株式会社スマイルクルー	岡田　純一
平岡　弘之	598-7771	875-0770	R4.4.1	社会福祉法人藤美福祉会	粟生　猛
髙橋　朋子	864-1260	864-1263	R5.4.1	社会福祉法人扶桑苑	田中　和男
秦　光円	861-5178	861-5184	R4.4.1	社会福祉法人浄照会	秦　光円

類型	施設・事業所名	利用定員	郵便番号	所在地
保認	北の星東札幌保育園	135	003-0002	白石区東札幌２条６丁目１０－２２
保認	北白石こども園	165	003-0832	白石区北郷２条３丁目６－１
保認	こども園まこと	125	003-0808	白石区菊水８条３丁目３－１８
保認	北の星白石保育園	135	003-0026	白石区本通１丁目南２－３４
保認	保育所型認定こども園東川下ポッポ保育園	135	003-0863	白石区川下３条５丁目３－２８
保認	保育所型認定こども園救世軍菊水上町保育園	105	003-0813	白石区菊水上町３条２丁目５２番地
保認	認定こども園白石うさこ保育園	105	003-0029	白石区平和通１７丁目北１－１０
保認	厚別西認定こども園	100	004-0064	厚別区厚別西４条４丁目１０－１０
保認	認定こども園札幌わんぱく館	70	004-0055	厚別区厚別中央５条６丁目６－１１
保認	厚別もえぎこども園	69	004-0005	厚別区厚別東５条７丁目１０－１
幼認	認定こども園虹の森カトリック幼稚園	80	004-0003	厚別区厚別東３条４丁目３－１０
幼認	認定こども園もみじ台幼稚園	180	004-0014	厚別区もみじ台北５丁目６－１
幼認	認定こども園札幌あおば幼稚園	80	004-0073	厚別区厚別北３条５丁目１１－６
保認	ひばりが丘あすなろ認定こども園	36	004-0022	厚別区厚別南１丁目４－１３
保認	認定こども園みのり保育園	115	062-0052	豊平区月寒東２条１１丁目１４－２１
保認	認定こども園中の島保育園	135	062-0922	豊平区中の島２条９丁目５－１
保認	東月寒認定こども園	135	062-0051	豊平区月寒東１条１９丁目１－１６
保認	認定こども園羊丘藤保育園	130	062-0041	豊平区福住１条３丁目９－３０
保認	西岡高台こども園	142	062-0034	豊平区西岡４条１２丁目４－１
保認	福住保育園	105	062-0042	豊平区福住２条９丁目３－８
保認	平岸興正こども園	135	062-0931	豊平区平岸１条１１丁目１－７
保認	認定こども園中の島スマイル	135	062-0931	豊平区平岸１条２丁目７－３０
保認	平岸友愛認定こども園	80	062-0932	豊平区平岸２条６丁目１－１４
保認	認定こども園月寒西わんぱく保育園	66	062-0021	豊平区月寒西１条１１丁目３－５１
幼認	認定こども園なかのしま幼稚園	290	062-0922	豊平区中の島２条２丁目５－２０
保認	認定こども園とよひら保育園	105	062-0903	豊平区豊平３条１１丁目２－３
保認	認定こども園清田保育園	175	004-0871	清田区平岡１条２丁目１１－３０
保認	認定こども園札幌杉の子保育園	105	004-0864	清田区北野４条３丁目１－８
幼認	認定こども園札幌きたの幼稚園	210	004-0866	清田区北野６条５丁目３－１２
保認	認定こども園定山渓保育園	35	061-2302	南区定山渓温泉東３丁目２５６番地
保認	認定こども園澄川保育園	135	005-0005	南区澄川５条５丁目５－１０
保認	認定こども園札幌石山保育園	135	005-0841	南区石山１条４丁目８－２６
保認	もいわ中央こども園	160	005-0806	南区川沿６条３丁目１－１４
保認	琴似あやめ保育園	105	063-0812	西区琴似２条２丁目６－２５
保認	八軒太陽の子保育園	135	063-0863	西区八軒３条東４丁目４－１６
保認	手稲東保育園	175	063-0062	西区西町南１３丁目３－１
保認	発寒保育園	105	063-0823	西区発寒３条１丁目８－１
保認	認定こども園西野保育園	160	063-0037	西区西野７条２丁目１－４５
保認	二十四軒保育園	85	063-0803	西区二十四軒３条７丁目５－２８－２１３
保認	西野あおい保育園	105	063-0037	西区西野７条８丁目１４－５
保認	宮の沢桃の花こども園	100	063-0053	西区宮の沢３条３丁目９－３
保認	認定こども園発寒わんぱく保育園	130	063-0826	西区発寒６条１４丁目１８－２３
保認	たかさごスクール宮の沢	105	063-0052	西区宮の沢２条５丁目３－７
保認	認定こども園かがやき	115	063-0847	西区八軒７条西１１丁目２－１５
保認	認定こども園森のタータン保育園宮の沢	85	063-0051	西区宮の沢１条１丁目７－１０ワイビル宮の沢３Ｆ
保認	札幌西友愛認定こども園	70	063-0801	西区二十四軒１条７丁目１－３
保認	あかつき山口保育園	175	006-0841	手稲区曙１１条１丁目３－３０
保認	手稲曙保育園	175	006-0832	手稲区曙２条１丁目２－３１
保認	前田中央保育園	105	006-0818	手稲区前田８条１２丁目５－１
保認	稲穂中央保育園	71	006-0034	手稲区稲穂４条７丁目１－１５
幼認	認定こども園いなほガーデン星の子幼稚園	150	006-0032	手稲区稲穂２条５丁目１０－１
地裁	認定こども園手稲札幌アカデミー	95	006-0823	手稲区前田１３条１０丁目１８－１５

※類型：　・保：保育所型認定こども園　・幼：幼稚園型認定こども園　・地：地方裁量型認定こども園

５　小規模保育事業Ａ型

施設・事業所名	利用定員	郵便番号	所在地
たからの杜円山保育園	12	064-0825	中央区北５条西２７丁目３－５エスポアール円山１Ｆ
さら～れ保育園	18	064-0806	中央区南６条西２３丁目２－２パークレジデンス鶴１０３
保育園こころん	11	064-0915	中央区南１５条西１３丁目２－２９ラ・カリダ・デ・ビダ１０１

施設長	電話番号	ＦＡＸ番号	認可年月日	設置主体	代表者
富岡　美織	823-9204	823-9210	R5.4.1	社会福祉法人星光福祉会	寺田　香
福田　志美子	874-8222	874-8229	R5.4.1	社会福祉法人福美会	福田　志美子
真鍋　尚美	841-0942	841-0946	R5.4.1	社会福祉法人札幌光明園	真鍋　尚美
小泉　まゆみ	862-6383	862-6583	R5.4.1	社会福祉法人星光福祉会	寺田　香
宮嶋　早苗	871-3629	871-3635	R3.4.1	社会福祉法人札幌東川下福祉会	新堂　大介
栗田　美由紀	821-2879	813-9848	R5.4.1	社会福祉法人救世軍社会事業団	石川　一由紀
木村　牧子	863-0462	863-0465	R5.4.1	社会福祉法人みき福祉会	木村　牧子
齋藤　真理子	802-3115	802-3002	R4.4.1	社会福祉法人法和福祉会	斉藤　保子
保科　祐美	896-1893	896-1895	R4.4.1	社会福祉法人光華園	水岡　正則
瀬尾　昌彦	876-8788	898-4666	R5.4.1	社会福祉法人福美会	福田　志美子
佐々木　圭子	897-3722	897-3732	R5.4.1	学校法人北海道カトリック学園	勝谷　太治
佐々木　七依	897-2709	897-2710	H28.4.1	学校法人大藤学園	大谷　和彦
鈴木　則和	893-6121	893-8185	H29.4.1	学校法人北海道徳風学園	中西　聰
山本　廣子	375-9835	375-9836	R4.4.1	社会福祉法人芽生	瀧谷　和隆
籠島　洋子	851-0982	851-4982	R4.4.1	社会福祉法人慈光園	岩本　剛人
水岡　路代	841-1646	841-1667	R4.4.1	社会福祉法人光華園	水岡　正則
藤戸　純子	851-7249	850-6788	R4.4.1	社会福祉法人義弘会	藤戸　純子
渡辺　寿子	851-1238	851-1262	R5.4.1	社会福祉法人藤の園	阿部　アイ子
犬伏　紀子	583-1001	583-1009	R5.4.1	社会福祉法人札幌光陽会	中駄　芳弘
三上　隆	852-6611	852-6617	R5.4.1	社会福祉法人札幌福隆会	三上　眞里子
中越　亜貴乃	824-2100	824-2221	R5.4.1	社会福祉法人常徳会	秦　直樹
西　博康	832-2288	832-1198	R2.4.1	社会福祉法人いちはつの会	西部　光洋
大高　恵	374-5670	374-5673	H30.4.1	社会福祉法人石狩友愛福祉会	内山　雅史
田澤　規	858-1890	858-1919	R5.4.1	社会福祉法人ふろんてぃあ	鈴木　一弘
芝木　孝満	821-7414	821-7179	H29.4.1	学校法人聖徳学園	芝木　捷子
佐藤　理恵	826-6618	826-6617	R4.4.1	社会福祉法人慈光園	岩本　剛人
北川　洋一	881-0329	881-6122	R5.4.1	社会福祉法人清田福祉会	北川　栄一
長谷川　潤子	887-3111	887-3112	R5.4.1	社会福祉法人函館杉の子園	長谷川　久子
道端　洋士	881-0202	883-4877	R4.4.1	学校法人北野学園	道端　敬子
水岡　正則	598-3448	598-3445	R4.4.1	社会福祉法人光華園	水岡　正則
田野浜　裕美子	821-0471	821-0477	R4.4.1	社会福祉法人光華園	水岡　正則
北村　一譲	591-6934	351-5914	H31.4.1	社会福祉法人札幌石山福祉会	古川　セイ
長浜　裕樹	571-1905	571-1908	H31.4.1	社会福祉法人もいわ福祉会	阿部　勝典
植田　泰代	631-8560	631-8561	R5.4.1	社会福祉法人琴似あやめ福祉会	平子　玲子
菊地　寿子	621-9024	621-0997	R4.4.1	社会福祉法人札幌みどり福祉会	菊地　光治
橋本　泰宏	662-4204	662-4205	R5.4.1	社会福祉法人愛敬園	和田　敬友
佐藤　祐美	661-3997	663-3342	R5.4.1	社会福祉法人発寒福祉会	黒澤　薫
鈴木　寛典	663-3333	663-3344	H31.4.1	社会福祉法人藤福祉会	鈴木　一弘
髙橋　眞奈美	643-9030	643-9030	R5.4.1	社会福祉法人扶桑苑	田中　和男
流田　志葉	667-5454	667-5445	R4.4.1	社会福祉法人札幌清幸福祉会	理寛寺　久敏
杉生　正江	662-0087	669-3987	R5.4.1	社会福祉法人桃の花メイト会	井関　学
前田　秋一郎	590-1890	590-1919	R4.4.1	社会福祉法人ふろんてぃあ	鈴木　一弘
梅本　あいり	688-5218	688-5217	R5.4.1	社会福祉法人高砂福祉会	篠塚　弘子
伊藤　敦子	618-2288	618-1166	H27.4.1	社会福祉法人夕張みどりの会	南須原　基成
為久　葉子	666-2077	666-2366	R5.4.1	株式会社秀雅会	古川　雅教
本田　琢	676-6762	676-6763	H30.4.1	社会福祉法人石狩友愛福祉会	内山　雅史
菊地　良子	682-2472	685-5014	R4.4.1	社会福祉法人札幌みどり福祉会	菊地　光治
小池　好枝	683-0363	683-0364	R5.4.1	社会福祉法人愛敬園	和田　敬友
渡邉　慎司	681-0010	681-8853	R4.4.1	社会福祉法人札幌みどり福祉会	菊地　光治
三村　泉	522-8300	522-8305	R4.4.1	社会福祉法人札幌晃学会	三村　信行
上村　百合子	683-1611	676-7425	R4.4.1	学校法人星置学園	上村　百合子
町村　俊彦	685-7328	685-1898	H31.4.1	株式会社ヒューマンウェイ	小野　寿江

施設長	電話番号	ＦＡＸ番号	認可年月日	設置主体	代表者
酒井　克枝	688-5635	688-5635	H27.4.1	ティービーエル株式会社	吉田　英則
齊藤　美果	206-4354	206-4356	H27.4.1	一般社団法人さら～れ保育園	竹内　香
三浦　勝子	200-9886	200-9886	H27.4.1	合同会社ビーズ	三浦　勝子

施設・事業所名	利用定員	郵便番号	所在地
こどもプラザ青い鳥円山園	19	064-0822	中央区北２条西２４丁目２－３０プライムコート北２条１Ｆ
ぴっころきっず円山公園	12	064-0802	中央区南２条西２５丁目１－２７
伏見すみれ保育園	12	064-0914	中央区南１４条西１６丁目３－１
カトリック聖園てんしのおうち	19	060-0032	中央区北２条東７丁目８２ラ・ポール永山公園１Ｆ
おーるまいてぃ円山保育室	12	064-0801	中央区南１条西２４丁目１－６レクシブ裏参道１Ｆ－Ａ
札幌モンテッソーリこどもの家	12	064-0820	中央区大通西２０丁目１－３
保育室ぱすてる	10	064-0953	中央区宮の森３条８丁目４－３フォレストヒルズ宮の森１０３
ぴっころきっず中島公園	12	064-0811	中央区南１１条西８丁目４－８
山鼻にじのいろ保育園	19	064-0916	中央区南１６条西７丁目２－８
もりのなかま保育園札幌山鼻園	12	064-0915	中央区南１５条西１１丁目２－３８
スクルドエンジェル保育園北円山園	15	064-0826	中央区北６条西２６丁目２－１
ひまわり保育園	12	060-0042	中央区大通西１３丁目４－１６１
おーるまいてぃ中央保育室	12	060-0062	中央区南２条西１０丁目１０００－３０ｆｅｅｌ２１０－１Ｆ
Ｓ．Ｔ．ナーサリーＳＣＨＯＯＬ山鼻南	19	064-0923	中央区南２３条西１５丁目１－１
保育園キッズランド札幌こうさい園	19	064-0915	中央区南１５条西１８丁目３－２
第２ひまわり保育園	12	060-0042	中央区大通西１３丁目４－１６１
小規模保育所夢ふうせん	19	064-0915	中央区南１５条西１９丁目４－１
スター保育園南２条園	12	060-0062	中央区南２条西１３丁目３１８－１シェ・モア大通１階
スター保育園西屯田通園	12	064-0806	中央区南６条西１２丁目１３０２－２６
アンジェロ保育園	12	001-0035	北区北３５条西２丁目１－４０
おーるまいてぃ屯田保育室	12	002-0856	北区屯田６条１０丁目７－３０ティーユービル１Ｆ
新琴似にじのいろ保育園	19	001-0905	北区新琴似５条２丁目１－８エスタウンＧ棟１Ｆ
美友希保育園	19	001-0908	北区新琴似８条１丁目２－５宮崎建設ビル１Ｆ
バンビ保育園	12	001-0022	北区北２２条西４丁目１－１アカシアビル１Ｆ
北２４条はぐはぐ乳児保育園	19	001-0025	北区北２５条西４丁目２－２
太平桜の花保育園	19	002-8010	北区太平１０条５丁目２－１
麻生アンジェロ保育園	19	001-0037	北区北３７条西４丁目１－２５
プチトマト保育室	12	001-0023	北区北２３条西５丁目２－３９Ｎ２３ビル３Ｆ
オリオン	19	002-8091	北区南あいの里５丁目８－１０
木育こどもの家屯田園	19	002-0856	北区屯田６条７丁目１－１３
きずな新琴似保育園	12	001-0911	北区新琴似１１条４丁目３－１６
アートチャイルドケア札幌あいの里保育園	12	002-8074	北区あいの里４条５丁目１５－１９
木育こどもの家新川園	19	001-0923	北区新川３条７丁目１－６５
あいあい保育園	12	065-0011	東区北１１条東３丁目２－７－１０１
ぴっころきっず元町	19	065-0021	東区北２１条東２０丁目３－２０
ぴくとりー保育園	12	065-0014	東区北１４条東１３丁目１－２５
あうら乳児保育園	19	065-0030	東区北３０条東７丁目１－１８プラザ３０　１Ｆ
すこやか保育園北海道	19	065-0011	東区北１１条東６丁目１－３５
おりーぶべりー保育園	19	007-0812	東区東苗穂１２条３丁目１－１８
栄町みつばち保育園	19	007-0839	東区北３９条東１９丁目２－１５
あうら元町乳児保育園	12	065-0025	東区北２５条東１２丁目３－１３
苗穂みらいのたね	19	065-0012	東区北１２条東１２丁目２－３３
こくあの彩保育園	19	007-0843	東区北４３条東９丁目３－１０
カシオペア	19	065-0023	東区北２３条東２丁目６－１２
あんあん乳児保育園環状通東ルーム	19	065-0016	東区北１６条東１５丁目２－２０
北７条はな保育園	12	065-0007	東区北７条東８丁目１－６　ＦＡ－Ｎ７　Ｃ棟ビル
ぴっころきっず白石駅前	19	003-0004	白石区東札幌４条６丁目１－１５ホワイト４・６ビル２Ｆ
保育室すまいる	10	003-0022	白石区南郷通１３丁目南４－２６ウィン・ベネチアン１０１
ぴっころきっず東札幌	19	003-0002	白石区東札幌２条５丁目６－１
大藤子ども園ほんごう館	19	003-0024	白石区本郷通７丁目南１－３
大藤子ども園しらかば館	19	003-0023	白石区南郷通１８丁目北３－１４
にこまるえん東白石	19	003-0024	白石区本郷通９丁目南２－１０
保育ママだんだん	12	003-0025	白石区本郷通８丁目北７－１４
白石よつば保育園	12	003-0027	白石区本通１丁目北３－１０
にこまるえん南郷	19	003-0024	白石区本郷通８丁目南１－２
もりのなかま保育園菊水元町園	12	003-0826	白石区菊水元町６条２丁目７－１
ちゅうわ南郷保育園	19	003-0021	白石区栄通１９丁目４－１３
木育こどもの家白石園	19	003-0029	白石区平和通３丁目北３－３シンエー平和通ビル２Ｆ
サクラ保育園厚別西	19	004-0062	厚別区厚別西２条４丁目２－１０
はぐくみ園厚別	19	004-0022	厚別区厚別南２丁目１２－１４
みんなのナーサリー	19	004-0022	厚別区厚別南５丁目３－３５
サクラ保育園上野幌	19	004-0033	厚別区上野幌３条４丁目１９－２６ ホクノー上野幌ビル１Ｆ

施設長	電話番号	ＦＡＸ番号	認可年月日	設置主体	代表者
棟方　礼子	213-7630	213-7630	H27.4.1	有限会社フクウン・サービス	福田　敬子
東　紀子	615-0012	615-0012	H27.4.1	株式会社プライムツーワン	佐藤　範夫
佐賀　正裕	511-5553	522-5125	H27.4.1	一般社団法人チャイルドファースト	佐賀　正裕
坂東　未来	213-0403	213-0406	H29.4.1	学校法人北海道カトリック学園	勝谷　太治
髙屋敷　敦嗣	688-6705	688-6705	H27.4.1	特定非営利活動法人おーるまいてぃ	髙屋敷　敦嗣
山田　七緒	558-7068	558-7070	H28.4.1	株式会社エイ・ケイ・ケイ	今田　昌志
常陸　美智子	213-7229	213-7229	H27.4.1	常陸　美智子	常陸　美智子
常本　美香	215-1165	215-1165	H28.4.1	株式会社プライムツーワン	佐藤　範夫
河原　千春	596-0416	596-0417	H28.4.1	株式会社叶夢楼	高橋　朋子
水谷　亜依紗	205-0602	205-0602	H28.4.1	株式会社Lateral　Kids	川村　陽介
齊藤　正	215-4415	215-4425	H28.4.1	株式会社Right job	齊藤　有莉
添田　愛美	596-6415	208-2289	H30.4.1	ＡＮＹＤＳ株式会社	石丸　真之
中路　友美	200-0072	200-0072	H30.4.1	特定非営利活動法人おーるまいてぃ	髙屋敷　敦嗣
小泉　宜子	211-4564	211-4563	H31.4.1	株式会社ＳｕｎＴｒａｐ	櫻田　禎哉
保坂　里奈	596-7616	596-7617	H31.4.1	株式会社キッズランド	芦田　泰子
土橋　由夏	208-2288	208-2289	H31.4.1	ＡＮＹＤＳ株式会社	石丸　真之
元木　千春	211-0880	211-0701	R2.1.6	株式会社エムリンクホールディングス	本見　研介
秋庭　まゆみ	205-0304	205-0304	R2.4.1	スターグループ株式会社	近江　幸一
後藤　志保	596-0404	596-0404	R3.4.1	スターグループ株式会社	近江　幸一
佐藤　真智子	757-3100	790-8579	H27.4.1	社会福祉法人勇志会	鈴木　靖志
佐々木　生歩	299-7870	299-7870	H27.4.1	特定非営利活動法人おーるまいてぃ	髙屋敷　敦嗣
橋本　愛子	765-1611	788-5698	H27.4.1	株式会社叶夢楼	高橋　朋子
中山　尚志	737-8026	788-9808	H27.4.1	一般社団法人美友希保育園	渡邉　淑子
清水　昭仁	214-0205	792-6262	H27.4.1	一般社団法人美友希保育園	渡邉　淑子
竹内　節子	788-3425	788-3425	H28.4.1	株式会社バンブーぴあ	竹内　節子
宇田　尚子	214-0807	214-0807	H28.4.1	宇田　尚子	宇田　尚子
能登　結衣	776-6002	776-6003	H29.4.1	社会福祉法人勇志会	鈴木　靖志
佐々木　節子	757-1106	757-1106	H27.4.1	特定非営利活動法人子育て支援ワーカーズプチトマト	大清水　妙子
佐々木　了	769-0286	769-0287	H30.4.1	社会福祉法人石狩友愛福祉会	内山　雅史
平山　美加	775-1940	775-1940	H30.4.1	株式会社よつ葉	穴田　貴洋
若山　明香	769-5550	769-5550	H30.4.1	株式会社クローバー	田中　雅世
渡辺　裕司	792-8806	792-8807	H31.4.1	アートチャイルドケア株式会社	村田　省三
栗原　しずえ	763-6335	763-6335	H31.4.1	株式会社よつ葉	穴田　貴洋
髙野　薫	214-9789	214-9789	H27.4.1	髙野　薫	髙野　薫
堀越　洋子	780-5567	780-5567	H27.4.1	株式会社プライムツーワン	佐藤　範夫
深谷　久美子	743-6136	768-7205	H30.4.1	合同会社桜華	深谷　久美子
佐藤　摩美	722-0505	722-0504	R4.4.1	株式会社アウラケア	阿部　裕治
大澤　麻紀	214-1915	214-1916	H30.4.1	株式会社ケンコー	瀧上　敏
三浦　眞理	374-6762	788-5462	H30.4.1	一般社団法人Olive Berry	三浦　眞理
佐藤　珠実	792-6575	792-6576	H31.4.1	合同会社ＳＡＮＳＵＩ	帆足　百合子
山﨑　美弥	712-2000	712-2001	R4.4.1	株式会社アウラケア	阿部　裕治
齊藤　麻貴子	792-5580	792-5582	H31.4.1	一般社団法人みらいのたね	矢代　真祐子
水野　あゆみ	792-8009	792-8010	H31.4.1	株式会社まなのもり	千葉　知未
斉藤　裕子	748-7666	748-7667	H31.4.1	社会福祉法人石狩友愛福祉会	内山　雅史
丸井　美唯子	748-3715	748-3716	H31.4.1	ｉＮｅ　Ｊａｐｏｎ株式会社	佐藤　日向
星川　ひろみ	788-2284	788-2284	R2.4.1	星川　ひろみ	星川　ひろみ
染谷　亜里	862-2550	862-2550	H27.4.1	株式会社プライムランド	佐藤　小百合
小川　愛	598-1336	598-1336	H27.4.1	小川　愛	小川　愛
安田　梨香	831-8817	831-8817	H27.4.1	株式会社プライムツーワン	佐藤　範夫
横沢　美玖	861-1018	861-1018	H29.4.1	学校法人大藤学園	大谷　和彦
河谷　美佳	860-4747	860-4646	H30.4.1	学校法人大藤学園	大谷　和彦
高橋　道代	799-1565	799-1566	H30.4.1	一般社団法人にこまるえん	大澤　誠
谷　明展	861-0320	826-6875	H30.4.1	保育ママだんだん合同会社	小林　泉
横山　千絵	807-4007	807-4007	H31.4.1	特定非営利活動法人よつばのクローバー	河井　惠
杉本　綾子	867-9770	867-9773	H31.4.1	一般社団法人にこまるえん	大澤　誠
金平　文子	807-4581	807-5203	H31.4.1	株式会社Lateral　Kids	川村　陽介
宮崎　詳子	826-6274	826-6274	H31.4.1	中和興産株式会社	杉澤　廣子
矢野　千春	598-9393	598-9393	R2.4.1	株式会社よつ葉	穴田　貴洋
松原　美砂紀	887-9801	887-9802	R2.4.1	合同会社Ｍ’ｓ	川合　民独
谷中　みのり	896-8993	802-8948	R3.4.1	株式会社ケーサポート	谷中　新二
加藤　郁子	807-5306		R3.4.1	みんなの合同会社	阿部　卓磨
塩田　明美	376-0373	376-0375	R3.4.1	合同会社Ｍ’ｓ	川合　民独

Ⅶ　施設一覧

施設・事業所名	利用定員	郵便番号	所在地
ひばりが丘あんさんぶる保育園	19	004-0053	厚別区厚別中央３条２丁目１６－３７
厚別西クレヨン保育園	19	004-0063	厚別区厚別西３条３丁目４－１４
ちびっこ保育るーむ札幌ドーム前園	19	062-0051	豊平区月寒東１条１５丁目１－２０
ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園	12	062-0933	豊平区平岸３条５丁目４－１７－１０１
太陽こころナーサリー平岸	19	062-0933	豊平区平岸３条４丁目１－２９－１００１
あんあん保育園平岸ルーム	19	062-0932	豊平区平岸２条９丁目２－１マインコーポ平岸１０４
美晴の家保育園	19	062-0936	豊平区平岸６条１７丁目１－２５
ナーサリーゆめの木	19	062-0003	豊平区美園３条４丁目１－１６
ペガサス	19	062-0922	豊平区中の島２条３丁目１－２４中の島２・３ビル１Ｆ
札幌じけい保育園	19	062-0911	豊平区旭町７丁目３－７
美園よつば保育園	19	062-0007	豊平区美園７条５丁目３－９
平岸オレンジ保育園	12	062-0932	豊平区平岸２条６丁目２－１８
えとわーる保育園	12	062-0003	豊平区美園３条７丁目１－１９
レーベン美園保育園	19	062-0008	豊平区美園８条３丁目３－２
あんあん保育園福住ルーム	19	062-0041	豊平区福住１条６丁目１５－１５
はるにれ保育園	19	062-0922	豊平区中の島２条７丁目２－２ＭＴビル１Ｆ
とよひらる～む	19	062-0903	豊平区豊平３条１２丁目１－１
さくらいろ保育園	19	062-0908	豊平区豊平８条１２丁目１－３鳥井ビル１Ｆ
豊園よつば保育園	19	062-0002	豊平区美園２条６丁目２－８白南ハイツ美園１Ｆ
西岡くりの木保育園	19	062-0031	豊平区西岡１条８丁目１－８
ひまわりｓｕｎ保育園	7	062-0932	豊平区平岸２条１１丁目１－２９
さくら乳児保育園	19	004-0872	清田区平岡２条５丁目２－５０イオンタウン平岡内
よつば保育園	19	004-0842	清田区清田２条１丁目１４－８
いちご乳児保育園	19	004-0871	清田区平岡１条２丁目２－６
くるみ乳児保育園	19	004-0872	清田区平岡２条１丁目５－８
まんまる保育園	19	004-0805	清田区里塚緑ヶ丘６丁目１－１
小規模保育園mirea	19	004-0865	清田区北野５条３丁目９－１５
札幌市南区保育・子育て支援センター	19	005-0014	南区真駒内幸町２丁目２－２
ひろのぶ乳児保育園	19	005-0003	南区澄川３条１丁目１－１２
ふじのバンビーニ保育園	19	061-2284	南区藤野４条１１丁目１４－１２
りとるkid'sクラブ自衛隊前ルーム	19	005-0004	南区澄川４条７丁目３－２７
ふれ愛澄川南保育園	19	005-0006	南区澄川６条１２丁目１５－６
木育こどもの家藤野園	19	061-2283	南区藤野３条２丁目１－５７ＣｏＣｏビル１Ｆ
澄川いちご保育園	19	005-0005	南区澄川５条３丁目９－１０
澄川まんまる保育園	19	005-0003	南区澄川３条４丁目４－１７
ちゅうわ南保育園	19	005-0037	南区南３７条西１１丁目６－１５
Ｓ．Ｔ．ナーサリーＳＣＨＯＯＬ藤野	19	061-2283	南区藤野３条４丁目２－１７
ころころ保育園	19	063-0804	西区二十四軒４条２丁目１－１０
森のタータン保育園コピス	19	063-0826	西区発寒６条９丁目２－１５
山の手ちびっこ保育園	12	063-0003	西区山の手３条４丁目１－２９プロシード琴似１Ｆ
こどもプラザ青い鳥宮の沢園	19	063-0826	西区発寒６条９丁目３－１ＡＯビル
西町にじのいろ保育園	19	063-0061	西区西町北１５丁目５－１６
はぐはぐ乳児保育園	19	063-0062	西区西町南１０丁目５－１１ファンシー西町１０２
八軒あじさい保育園	19	063-0864	西区八軒４条東１丁目２－１０
西野にじのいろ保育園	19	063-0038	西区西野８条８丁目２－４０
発寒みらいのたね	19	063-0832	西区発寒１２条４丁目１－１
こぐまハウス	19	063-0804	西区二十四軒４条６丁目３－１８
森のタータン保育園マール	12	063-0823	西区発寒３条６丁目８－６
宮の沢みらいのたね	19	063-0827	西区発寒７条１４丁目１２－１
発寒にじのいろ保育園	19	063-0822	西区発寒２条５丁目５－６
Ｓ．Ｔ．ナーサリーＳＣＨＯＯＬ八軒	19	063-0845	西区八軒５条西２丁目３－２３グレイシャス琴似２Ｆ
すまいる保育園	19	063-0038	西区西野８条３丁目３－６４アーバンライフ水口１Ｆ
ぴっころきっず手稲駅前	19	006-0021	手稲区手稲本町１条４丁目１－５手稲駅前ビル３Ｆ
手稲あじさい保育園	19	006-0022	手稲区手稲本町２条２丁目４－２０フェスタ本町Ⅱ２Ｆ
第２手稲あじさい保育園	12	006-0022	手稲区手稲本町２条２丁目４－１６フェスタ本町１Ｆ
たからの杜星置保育園	19	006-0851	手稲区星置１条３丁目４－１
富丘ニンニン保育園	19	006-0012	手稲区富丘２条２丁目１０－１８
さら～れ保育園富丘園	19	006-0011	手稲区富丘１条４丁目１－１
キラキラ乳児保育園	12	006-0806	手稲区新発寒６条２丁目３－５
さら～れ保育園前田園	19	006-0816	手稲区前田６条１５丁目３－３０
Ｓ．Ｔ．ナーサリーＳＣＨＯＯＬ手稲前田	19	006-0816	手稲区前田６条１６丁目１－２メニーズコート手稲前田１Ｆ

施設長	電話番号	ＦＡＸ番号	認可年月日	設置主体	代表者
笹山　いとし	887-9682	887-9683	R3.4.1	合同会社くるみ	金盛　智裕
山谷　比紗英	802-7208	802-7209	R3.4.1	有限会社アシスト北海道	高橋　昭美
小椋　晶	851-6000	851-6080	H27.4.1	株式会社みんなの力	池浦　正明
手塚　裕美	824-5288	824-5288	R2.4.1	株式会社kamali'i	船橋　紀尋
高田　千佳子	799-4466	799-4474	H27.4.1	学校法人太陽学院	豊田　千春
丸井　美唯子	807-4824	807-4825	H27.4.1	ｉＮｅ　Ｊａｐｏｎ株式会社	佐藤　日向
古郡　美智子	818-0380	818-0381	H28.4.1	学校法人東学園	東　重満
安達　美也子	876-9377	876-9378	H28.4.1	株式会社ＦＩＶＥ・Ｔ	辻井　淳一
高橋　美佐子	827-7787	827-7785	H29.4.1	社会福祉法人石狩友愛福祉会	内山　雅史
佐藤　久美子	799-0202	842-5267	H29.4.1	学校法人札幌慈恵学園	荒井　聰
出口　真梨奈	850-9360	850-9360	H30.4.1	特定非営利活動法人よつばのクローバー	河井　惠
中村　優美	827-9200	827-9201	H30.4.1	株式会社キッズプロジェクト	後藤　直樹
對馬　則行	799-4433	826-6197	H30.4.1	学校法人北斗文化学園	澤田　豊
飯田　梢	818-3620	818-3625	H31.4.1	株式会社みらいレーベン	河原　昌文
梅尾　恵里	376-1825	376-1828	H31.4.1	ｉＮｅ　Ｊａｐｏｎ株式会社	佐藤　日向
藤野　千賀子	376-5648	376-5660	H31.4.1	紬株式会社	藤野　千賀子
中辻　風子	827-9215	827-9216	H31.4.1	社会福祉法人慈光園	岩本　剛人
本田　康恵	376-5410	376-5393	R2.4.1	ライフエステート株式会社	林　祐樹
黒田　ひさよ	827-8824	827-8824	R2.4.1	特定非営利活動法人よつばのクローバー	河井　惠
吉田　将	598-6042	598-6042	R2.4.1	株式会社くりの木	吉田　将
奥山　邦枝	841-5437	841-5437	R2.4.1	合同会社ゆめの城	奥山　邦枝
坂口　美和子	378-9133	378-4799	H27.4.1	有限会社ミット	鎌田　郁子
仲村　香代	839-1115	839-1115	H28.4.1	特定非営利活動法人よつばのクローバー	河井　惠
結城　千恵子	882-8433	882-8435	H28.4.1	有限会社ミット	鎌田　郁子
澤田　幸子	802-7737	802-7738	H30.4.1	有限会社ミット	鎌田　郁子
棚橋　亮仁	802-5815	802-9156	R2.4.1	合同会社むすびや	棚橋　亮仁
吉村　美和子	398-7168	398-7162	R2.4.1	株式会社ミレア	高畑　貴志
髙松　光子	215-1736	215-1738	H27.4.1	（指定管理者）社会福祉法人札幌全育会	秋元　克広
横川　千秋	867-0088	867-0308	H29.4.1	社会福祉法人札幌弘徳苑	鳥居　敬徳
末廣　尚子	596-2208	596-2209	R2.4.1	社会福祉法人札幌石山福祉会	古川　セイ
東海林　富美江	374-4757	374-4757	R2.4.1	株式会社ウェリナ	橋本　修二
大久保　多恵	211-4152	211-4159	R2.4.1	株式会社ふれ愛チャイルド	谷口　弘樹
日下部　淳子	596-7676	596-7676	R2.4.1	株式会社よつ葉	穴田　貴洋
大渕　茜	812-1555	598-7151	R3.4.1	合同会社苺	門間　代昌
鈴木　幸代	818-0015	818-0016	R3.4.1	合同会社むすびや	棚橋　亮仁
小原　由莉	522-6568		R3.4.1	中和興産株式会社	杉澤　廣子
階戸　郁子	212-1045	212-1046	R3.4.1	株式会社ＳｕｎＴｒａｐ	櫻田　禎哉
坪田　千雪	215-6053	215-6053	H27.4.1	合同会社ころころ	坪田　千雪
井川　史江	676-6815	676-9175	H27.4.1	株式会社秀雅会	古川　雅教
山田　政治	676-6808	676-6809	H27.4.1	株式会社ユ・アイ	河井　栄学
若槻　都希子	590-1146	590-1146	H27.4.1	有限会社フクウン・サービス	福田　敬子
東　郁子	215-4516	215-8316	H27.4.1	株式会社叶夢楼	高橋　朋子
松田　明日香	688-6095	688-6095	H27.4.1	株式会社バンブーぴあ	竹内　節子
中村　直樹	624-5220	624-5220	H28.4.1	株式会社寿栄光企画	黒田　稚佳子
濱本　舞衣	688-6712	688-6713	H28.4.1	株式会社叶夢楼	高橋　朋子
向平　かおり	676-6065	676-6067	H28.4.1	一般社団法人みらいのたね	矢代　真祐子
蓮野　幸	640-1800	640-1800	H28.4.1	蓮野　洋子	蓮野　洋子
佐々木　瑞恵	664-6766	668-6300	H28.4.1	株式会社秀雅会	古川　雅教
矢代　真祐子	676-6160	676-6163	H30.4.1	一般社団法人みらいのたね	矢代　真祐子
加藤　まなみ	669-3330	669-3331	H30.4.1	株式会社叶夢楼	高橋　朋子
六郷　真理	688-7860	688-7861	H31.4.1	株式会社ＳｕｎＴｒａｐ	櫻田　禎哉
萬谷　敬子	676-7721	676-7721	R4.4.1	合同会社ＲＥＩＷＡ	関谷　恵悟
西垣　久美	691-5215	691-5215	H27.4.1	株式会社プライムツーワン	佐藤　範夫
黒田　稚佳子	695-4150	695-4150	H27.4.1	株式会社寿栄光企画	黒田　稚佳子
熊谷　葉子	691-0111	691-0111	H27.4.1	株式会社寿栄光企画	黒田　稚佳子
安田　ゆき子	685-1777	685-1777	H28.4.1	ティービーエル株式会社	吉田　英則
玉井　遥菜	311-0022	311-0023	R5.4.1	株式会社晴	吉岡　健太郎
竹内　香	699-6326	699-6327	H28.4.1	一般社団法人さら～れ保育園	竹内　香
齊藤　政枝	664-7565	664-7565	H27.4.1	株式会社キラキラ	齊藤　政枝
立野　綾子	215-5801	215-5807	H30.4.1	一般社団法人さら～れ保育園	竹内　香
福田　舞	688-9190	688-9189	R2.4.1	株式会社ＳｕｎＴｒａｐ	櫻田　禎哉

６　家庭的保育事業

施設・事業所名	利用定員	郵便番号	所在地
保育室どんぐり	5	001-0040	北区北４０条西５丁目１－３８
保育ママぐりぐら	5	007-0850	東区北５０条東９丁目５－１５
保育ママたんぽぽ	5	007-0835	東区北３５条東２８丁目４－３
保育ママおひさま	5	004-0847	清田区清田７条１丁目１０－２７
保育ママつぼみ	5	005-0034	南区南３４条西９丁目３－７
保育るーむひなたぼっこ	5	063-0844	西区八軒４条西４丁目３－２４
保育室ベリーベリー	5	006-0817	手稲区前田７条７丁目４－９

７　事業所内保育事業

施設・事業所名	利用定員	郵便番号	所在地
コープさっぽろ保育園ａｕｒｉｎｋｏ	13	065-0018	東区北１８条東１８丁目１－２
ＨｅａｒｔＫｉｄｓ保育園ハートセンター	5	007-0849	東区北４９条東１６丁目３－１
じゅんのめ保育園	14	003-0021	白石区栄通３丁目１－３３
こどもクラブしらかば	12	062-0053	豊平区月寒東３条１８丁目２０－４８
札幌ドリーム保育園	6	062-0912	豊平区水車町１丁目８－８六本木ヒルズ１Ｆ
こころキッズワタキュー中の島ルーム	5	062-0922	豊平区中の島２条７丁目１－１５フロンティア薬局中の島二条店２階
もなみの里保育園	4	005-0841	南区石山１条１丁目１２－１５
真駒内駐屯地庁内託児所	7	005-0008	南区真駒内１７
さくらんぼ保育園	7	063-0837	西区発寒１７条３丁目４－２５
八軒西もみじ保育園	6	063-0847	西区八軒７条西１１丁目２－１５
発寒コグマ保育園	4	063-0833	西区発寒１３条４丁目１３－５６
レーベンそらまめ琴似保育園	9	063-0842	西区八軒２条西４丁目１－５

施設長	電話番号	ＦＡＸ番号	認可年月日	設置主体	代表者
髙橋　重百子	716-2326	716-2326	H27.4.1	髙橋　重百子	髙橋　重百子
濱口　早苗	748-5556	748-5556	H29.4.1	合同会社ぐりぐら	濱口　早苗
城宝　敦子	784-5520	784-5520	R3.4.1	合同会社たんぽぽ	城宝　敦子
山岸　加奈子	885-8588	885-8588	H27.4.1	山岸　加奈子	山岸　加奈子
林　茂美	588-5615	588-5615	H27.4.1	林　茂美	林　茂美
越中　智寿子	614-8761	614-8761	H27.4.1	越中　智寿子	越中　智寿子
工藤　泉	694-2770	694-2770	H29.4.1	合同会社保育室ベリーベリー	工藤　泉

施設長	電話番号	ＦＡＸ番号	認可年月日	設置主体	代表者
佐藤　優里佳	214-1942	214-1946	H27.4.1	生協）コープさっぽろ	大見　英明
平田　孝	776-7222		R1.11.1	Baycess株式会社	崔　成基
中村　智子	855-5000	855-5200	H27.4.1	株式会社アドレ	村重　欣延
岩渕　由起子	799-1444	799-1444	H27.4.1	社医）康和会	加藤　康夫
菅野　江莉佳	811-2848	811-2848	H29.4.1	株式会社アスクゲートトラスト	有馬　忠良
高嶋　早希	817-3521	817-3522	R4.10.1	株式会社フロンティア	重森　裕之
橋本　智一	588-7781	588-7789	H27.4.1	社会福祉法人勤医協福祉会	太田　眞智子
林　章子	583-0090	583-0090	H29.4.1	防衛省共済組合　真駒内支部	赤羽根　禎英
矢原　美由樹	662-2121	662-0010	H27.4.1	社会福祉法人さくら会	朝倉　誠
貴田　方志	688-6168	618-1166	H28.4.1	社会福祉法人夕張みどりの会	南須原　基成
槌田　かおり	671-5151	666-6100	H29.8.1	有限会社自然地所	海上　輝幸
片岡　聖子	624-5012	624-5021	R3.2.1	株式会社みらいレーベン	河原　昌文

8　児童会館

会館名	所在地・電話	開館年月	(児童クラブ)	敷地面積㎡	建物面積㎡	施設の主な内容(面積㎡)	備考
中島 児童会館	〒064-0931 中央区中島公園1-1 (511-3397)	S24.7 (S33.10移転) (S60.2改築)	H5.4	中島公園 敷地	鉄筋コンクリート2階建 1階　459.20 2階　298.25 計　757.45	体育室 (132.10)　図書室 (41.10) クラブ室 (83.30)　集会室 (42.20) 工作室 (85.80)　事務室 (44.40) その他 (328.55)	こぐま座と併設
円山 児童会館	〒064-0821 中央区北1西23 (621-0325)	S38.5 (H6.3改築)	H6.5	(1,915.57) うち児童会館 398.46	鉄筋コンクリート2階建 (977.49) うち児童会館 1階　475.30	体育室 (183.00)　図書室 (44.17) プレイルーム (86.90)　クラブ室 (40.04) 事務室 (35.54)　その他 (85.65)	円山まちづくりセンター・円山会館と併設
山鼻 児童会館	〒064-0924 中央区南24西13 (561-6220)	S44.11 (H4.3移築)	H4.3	2,494.16	鉄筋コンクリート一部2階建 (1248.97) うち児童会館 1階　673.23	体育室 (317.39)　図書室 (40.20) プレイルーム (94.20)　クラブ室 (59.86) 事務室 (46.20)　その他 (115.38)	H4.3に移築、山鼻福祉センターと併設
緑丘 児童会館	〒064-0810 中央区南10西23 (562-1283)	S58.12	H3.4	1,200.00	木造モルタル平屋建 494.10	体育室 (178.20)　図書室 (34.02) 遊戯室 (58.32)　集会室 (56.70) 事務室 (34.02)　その他 (132.84)	
宮の森 児童会館	〒064-0952 中央区宮の森2-5 (641-9710)	S60.3	H25.4	342.33	鉄筋コンクリート3階建 (612.82) うち児童会館 1階　62.79 2階　78.71 3階　190.94 計　332.44	体育室 (90.20)　図書室 (34.32) クラブ室 (30.36)　事務室 (11.88) その他 (165.68)	宮の森会館と併設
桑園 児童会館	〒060-0007 中央区北7西15 (641-7008)	S61.3	H3.4	(1,041.29) うち児童会館 624.80	鉄筋コンクリート2階建 (770.34) うち児童会館 1階　254.77 2階　225.38 計　480.15	体育室 (180.00)　図書室 (43.80) プレイルーム (72.00)　工作室 (45.00) 事務室 (27.50)　その他 (111.85)	桑園まちづくりセンター・桑園ふれあいセンターと併設
中央 児童会館	〒060-0041 中央区大通東6 (788-8641)	S63.4 (R3.10移転)	R3.10	中央小学校 敷地	鉄筋コンクリート一部5階建 うち児童会館 1階　473.65	多目的ホール (150.00)　集会室 (38.40) プレイルーム (65.89)　クラブ室 (61.44) 事務室 (46.19)　その他 (111.73)	中央小学校、東北・東まちづくりセンター、東北・東地区会館と併設
幌西 児童会館	〒064-0914 中央区南14西16 (563-2263)	H1.1	H7.4	824.78	木造サイディング平屋建 一部鉄骨造 482.70	体育室 (189.50)　図書室 (40.30) プレイルーム (61.20)　クラブ室 (47.40) 事務室 (34.20)　その他 (110.10)	
円山西町 児童会館	〒064-0944 中央区円山西町8 (611-1980)	H7.3	H7.4	円山公園 敷地	鉄筋コンクリート一部2階建 1階　381.09 2階　99.71 計　480.80	体育室 (174.00)　図書室 (38.19) プレイルーム (84.65)　クラブ室 (41.44) 事務室 (39.33)　その他 (103.19)	
山鼻 かしわ 児童会館	〒064-0915 中央区南15西8 (533-0622)	H8.12	H9.4	981.03	木造平屋建 480.23	体育室 (188.26)　図書室 (36.45) プレイルーム (92.10)　クラブ室 (42.12) 事務室 (41.31)　その他 (79.99)	
二条 はるにれ 児童会館	〒064-0062 中央区南2西15 (252-7283)	H29.4	H29.4	二条小学校 敷地	鉄筋コンクリート4階建 10364.51 うち児童会館 1階　315.34	プレイルーム (78.11)　集会室 (61.46) クラブ室 (45.45)　その他 (96.68) 事務室 (33.64)	二条小学校・大通・西まちづくりセンター・大通・西会館と併設
新琴似 児童会館	〒001-0911 北区新琴似11-7 (761-7501)	S48.12 (H3.8増築)	H3.3	2,000.01	木造モルタル平屋建 476.28	体育室 (194.40)　図書室 (48.60) プレイルーム (77.76)　クラブ室 (47.38) 事務室 (38.88)　その他 (69.26)	
篠路 児童会館	〒002-8024 北区篠路4-9 (772-9292)	S53.12 (H13.1増築) (H28.3移築)	S53.12	篠路小学校 敷地	鉄筋コンクリート3階建 9473.34 うち児童会館 1階　350.37	プレイルーム (101.25)　集会室 (50.16) クラブ室 (48.49)　その他 (105.08) 事務室 (45.39)	H28.3に移築 篠路小学校と併設
新川 児童会館	〒001-0924 北区新川4-11 (764-3664)	S55.12 (H6.12増築)	H7.4	1,042.00	木造モルタル一部2階建 1階　405.00 2階　32.40 計　437.40	体育室 (155.52)　図書室 (29.16) プレイルーム (72.09)　クラブ室 (34.02) 工作室 (32.40)　事務室 (32.40) その他 (81.81)	
屯田 児童会館	〒002-0855 北区屯田5-6 (772-7130)	S57.11	H2.4	1,541.88	木造モルタル一部2階建 1階　451.98 2階　44.55 計　496.53	体育室 (169.29)　図書室 (36.45) 遊戯室 (58.32)　クラブ室 (36.45) 集会室 (42.50)　事務室 (36.45) その他 (117.07)	
太平 児童会館	〒002-8008 北区太平8-7 (771-6324)	S61.2	H5.4	1,151.00	鉄骨平屋建 (645.55) うち児童会館 420.18	体育室 (180.00)　図書室 (36.20) プレイルーム (71.00)　工作室 (24.00) 事務室 (24.75)　その他 (84.23)	太平百合が原まちづくりセンター・太平百合が原地区会館と併設
麻生 児童会館	〒001-0039 北区北39西5 (757-0185)	S61.11	H27.4	725.91	鉄筋コンクリート2階建 (2319.51) うち児童会館 1階　858.88	体育室 (209.00)　図書室 (83.90) プレイルーム (69.07)　工作室 (77.25) 事務室 (47.11)　その他 (372.55)	北老人福祉センター・麻生まちづくりセンター・麻生地区会館と併設
新琴似西 児童会館	〒001-0909 北区新琴似9-13 (762-6632)	S61.12	H2.4	995.82	木造サイディング一部鉄骨 平屋建 487.80	体育室 (180.00)　図書室 (40.00) プレイルーム (72.00)　工作室 (47.00) ホール (20.00)　事務室 (40.00) その他 (88.80)	
篠路西 児童会館	〒002-8026 北区篠路6-4 (771-2191)	H1.1	H1.3	1,253.65	木造サイディング平屋建 495.54 うち児童会館	体育室 (196.00)　図書室 (38.90) プレイルーム (84.20)　クラブ室 (48.00) 事務室 (34.00)　その他 (94.40)	
新川中央 児童会館	〒001-0923 北区新川3-3 (762-8433)	H2.2	H5.4	1,241.27	木造サイディング平屋建 491.11	体育室 (188.00)　図書室 (41.00) プレイルーム (97.00)　クラブ室 (48.00) 事務室 (41.00)　その他 (76.00)	

会館名	所在地・電話	開館年月	(児童クラブ)	敷地面積㎡	建物面積㎡	施設の主な内容(面積㎡)	備考
幌北 児童会館	〒001-0017 北区北17西6 (727-6225)	H3.3	H3.3	710.07	鉄筋コンクリート一部2階建 1階　383.20 2階　108.05 計　491.25	体育室 (174.00)　図書室 (43.20) プレイルーム (85.49)　クラブ室 (43.20) 事務室 (37.20)　その他 (108.16)	
エルム の森 児童会館	〒001-0027 北区北27西14 (737-3974)	H4.12 (R3.4移築)	H5.4	新陽小学校 敷地	鉄筋コンクリート4階建 8,526.71 うち児童会館 1階　461.16	多目的ホール (147.45)　集会室 (38.60) プレイルーム (85.99)　クラブ室 (44.50) 事務室 (39.47)　その他 (105.15)	新陽小学校と併設
光陽 児童会館	〒001-0906 北区新琴似6-12 (765-6141)	H5.12	H6.4	1,386.00	木造平屋建 480.30	体育室 (188.26)　図書室 (41.31) プレイルーム (87.24)　クラブ室 (44.55) 事務室 (40.50)　その他 (78.44)	
百合が原 児童会館	〒002-8081 北区百合が原9 (774-2050)	H7.3	H7.4	957.00	鉄筋コンクリート一部2階建 1階　384.31 2階　95.93 計　480.24	体育室 (176.55)　図書室 (40.60) プレイルーム (81.20)　クラブ室 (40.60) 事務室 (40.60)　その他 (100.69)	
あいの里 児童会館	〒002-8071 北区あいの里1-3 (778-3755)	H8.3	H8.4	1,236.15	木造平屋建 480.63	体育室 (188.26)　図書室 (41.31) プレイルーム (87.24)　クラブ室 (44.55) 事務室 (40.50)　その他 (78.77)	
あいの里 ひがし 児童会館	〒002-8073 北区あいの里3-7 (778-2358)	H10.12	H11.4	1,298.25	木造平屋建 485.34	体育室 (186.30)　プレイルーム (110.57) クラブ室 (61.04)　事務室 (42.81) その他 (84.62)	プレイルーム面積に図書コーナー含む
屯田北 児童会館	〒002-0858 北区屯田8-7 (788-8122)	H18.3	H18.3	1,200.01	木造一部鉄骨平屋建 481.58	体育室 (174.00)　図書室 (42.42) プレイルーム (43.06)　クラブ室 (62.73) 事務室 (15.94)　その他 (143.43)	クラブ室には、調理室(32.71)、音楽室(30.02)としての設備あり
新生 児童会館	〒060-0908 東区北8東7 (711-1339)	S35.12 (S60.12改築)	H8.4	602.25	鉄骨2階建 1階　362.45 2階　125.69 計　488.14	体育室 (172.00)　図書室 (55.75) プレイルーム (45.00)　工作室 (43.75) ホール (39.00)　事務室 (35.63) その他 (97.01)	
ひのまる 児童会館	〒007-0838 東区北38東9 (752-1551)	S49.12 (H3.8増築) (R2.4改築)	H3.8	1,926.00	木造モルタル平屋建 510.11	体育室 (182.18)　集会室 (46.37) 遊戯室 (81.15)　クラブ室 (57.97) 事務室 (38.09)　その他 (104.35)	
伏古 児童会館	〒007-0870 東区伏古10-3 (782-5620)	S52.11	H26.4	1,037.00	木造モルタル平屋建 398.52	体育室 (184.68)　遊戯室 (76.14) クラブ室 (32.40)　その他 (85.86) 事務室 (19.44)	遊戯室面積に図書コーナー含む
札苗 児童会館	〒007-0809 東区東苗穂9-3 (791-5200)	S59.12	S59.12	1,251.43	木造モルタル平屋建 494.82	体育室 (169.29)　図書室 (46.17) プレイルーム (48.60)　集会室 (36.45) 事務室 (36.45)　その他 (157.86)	
元町 児童会館	〒065-0021 東区北21東18 (784-6664)	S61.12	H2.4	1,227.22	鉄骨平屋建 485.81	体育室 (170.00)　図書室 (55.00) プレイルーム (74.00)　工作室 (44.00) ホール (15.00)　事務室 (39.00) その他 (88.81)	
丘珠 たから 児童会館	〒007-0835 東区北35条東23 (784-8095)	H1.2	H1.3	1,303.07	木造サイディング平屋建 475.25	体育室 (187.70)　図書室 (38.88) プレイルーム (93.96)　クラブ室 (50.62) 事務室 (34.02)　その他 (70.07)	
栄西 児童会館	〒007-0846 東区北46東5 (752-8363)	H2.1	H4.4	1,325.00	木造サイディング平屋建 481.54	体育室 (196.00)　図書室 (38.00) プレイルーム (62.00)　クラブ室 (47.00) 事務室 (41.00)　その他 (97.54)	
北光 児童会館	〒065-0018 東区北18東5 (753-6353)	H3.4	H3.4	(1,500.02) うち児童会館 660.00	鉄筋コンクリート一部鉄骨2階建 (1163.11) うち児童会館 1階　480.88	体育室 (180.00)　図書室 (39.86) プレイルーム (82.16)　クラブ室 (40.20) 事務室 (44.16)　その他 (94.50)	北光会館・北光まちづくりセンター・おとしより憩いの家と併設
東苗穂 児童会館	〒007-0805 東区東苗穂5-2 (786-3191)	H5.12	H6.4	1,344.60	木造平屋建 480.52	体育室 (188.26)　図書室 (40.09) プレイルーム (90.48)　クラブ室 (43.33) 事務室 (40.09)　その他 (78.27)	
北栄 児童会館	〒065-0030 東区北30東6 (711-3755)	H8.3	H8.4	1,066.35	木造平屋建 480.22	体育室 (188.26)　図書室 (39.48) プレイルーム (88.68)　クラブ室 (44.55) 事務室 (39.69)　その他 (79.56)	
丘珠 ひばり 児童会館	〒007-0884 東区北丘珠4-1 (785-6137)	H8.12	H9.4	1,246.90	木造平屋建 479.22	体育室 (188.26)　図書室 (38.48) プレイルーム (85.62)　クラブ室 (43.74) 事務室 (41.31)　その他 (81.81)	
元町南 児童会館	〒065-0016 東区北16東16 (785-6148)	H8.12	H9.4	1,080.00	木造平屋建 480.32	体育室 (188.26)　図書室 (42.12) プレイルーム (85.92)　クラブ室 (42.12) 事務室 (40.09)　その他 (81.81)	
東雁来 児童会館	〒007-0034 東区東雁来14-2 (214-9215)	H29.12	H29.12	1,591.00	鉄筋コンクリート2階建 1階　480.00 2階　291.00 計　771.00	体育室 (180.00)　クラブ室1 (54.00) 遊戯室 (30.00)　クラブ室2 (30.00) 事務室 (54.00)　クラブ室3 (70.00) 交流室 (140.00)　その他 (213.00)	クラブ室2には、調理室機能、クラブ室3には防音機能あり。交流室は地域との交流にも使用
栄西小 はんのき 児童会館	〒007-0839 東区北39東4 (768-8883)	H30.8	H30.8	栄西小学校 敷地	鉄筋コンクリート3階建 8503.17 うち児童会館 1階　302.86	プレイルーム (70.98)　クラブ室 (62.80) 集会室 (36.00)　ホール・図書・談話コーナー (42.22) 事務室 (46.60) その他 (44.26)	栄西小学校・栄西まちづくりセンター・栄西会館と併設
苗穂・本町 児童会館	〒065-0042 東区本町2条7丁目 (768-8667)	S58.12 (R5.4移築)	H2.4	本町小学校 敷地	鉄筋コンクリート3階建 うち児童会館 1階　450.58	多目的ホール (150.40)　集会室 (37.80) プレイルーム (101.40)　クラブ室 (45.10) 事務室 (30.10)　その他 (85.78)	本町小学校と併設

会館名	所在地・電話	開館年月	(児童クラブ)	敷地面積㎡	建物面積㎡	施設の主な内容（面積㎡）	備考
北郷 児童会館	〒003-0834 白石区北郷4-5 (871-2770)	S47.12 (H3.8増築) (H21.3移築)	H3.8	北郷小学 敷地 (16,151.00)	鉄筋コンクリート4階建 (9138.31) うち児童会館 1階　460.69	体育室 (184.72)　クラブ室 (45.79) プレイルーム (95.24)　その他 (99.96) 事務室 (34.98)	H21.3に移築、北郷小学校と併設
菊水 やよい 児童会館	〒003-0801 白石区菊水1-4 (841-5150)	S50.11 (H1.7増築)	H1.3	1,185.00	木造モルタル平屋建 498.55	体育室 (174.96)　図書室 (51.39) プレイルーム (36.72)　クラブ室 (41.58) 事務室 (40.41)　その他 (101.65) 和室 (51.84)	
東札幌 児童会館	〒003-0005 白石区東札幌5-3 (822-5811)	S59.3	H7.4	1,269.37	木造モルタル一部2階建 1階　470.80 2階　29.16 計　499.96	体育室 (173.34)　図書室 (29.16) 集会室 (37.26)　体験学習室 (42.12) 事務室 (34.02)　その他 (184.06)	
北東白石 児童会館	〒003-0863 白石区川下3-5 (875-1311)	S63.2	H1.4	1,526.02	木造サイディング平屋建 493.29	体育室 (196.02)　図書室 (34.02) 遊戯室・ホール (93.96) 工作室 (43.74)　事務室 (34.02) その他 (91.53)	
東白石 児童会館	〒003-0026 白石区本通14南 (863-8833)	S63.3 (R2.1移築)	H5.4	東白石小学 敷地	鉄筋コンクリート3階建 (8476.94) うち児童会館 1階　453.88	多目的ホール (142.16)　集会室 (41.59) 遊戯室 (71.98)　クラブ室 (78.91) 事務室 (39.39)　その他 (79.85)	東白石小学校と併設
菊水元町 児童会館	〒003-0828 白石区菊水元町8-2 (873-1610)	H1.1	H4.4	1,309.37	木造サイディング平屋建 484.98	体育室 (196.00)　図書室 (35.20) プレイルーム (82.20)　クラブ室 (45.00) 事務室 (38.10)　その他 (88.50)	
柏丘 児童会館	〒003-0029 白石区平和通8北 (865-7520)	H2.12	H3.4	1,200.02	木造平屋建 485.39	体育室 (188.32)　図書室 (41.31) プレイルーム (100.84)　クラブ室 (43.74) 事務室 (41.31)　その他 (69.87)	
栄通 児童会館	〒003-0021 白石区栄通6 (853-5706)	H4.12	H5.4	1,640.22	木造平屋建 482.86	体育室 (188.26)　図書室 (42.93) プレイルーム (94.94)　クラブ室 (40.90) 事務室 (40.10)　その他 (75.73)	
川北 児童会館	〒003-0854 白石区川北4-1 (872-0002)	H13.2	H13.4	1,200.27	木造平屋建 479.52	体育室 (186.30)　図書室 (26.73) プレイルーム (83.77)　クラブ室 (53.46) 事務室 (41.96)　その他 (87.30)	
もみじ台 児童会館	〒004-0013 厚別区もみじ台西6 (897-0775)	S55.12 (H8.1増築)	H8.4	1,539.00	木造モルタル一部2階建 1階　399.33 2階　32.40 計　431.73	体育室 (155.52)　読書・集会室 (34.02) 遊戯室 (56.70)　クラブ室 (51.84) 事務室 (25.95)　その他 (107.73)	
厚別西 児童会館	〒004-0062 厚別区厚別西2-4 (891-7237)	S59.12	H5.4	1,200.02	木造モルタル平屋建 487.21	体育室 (171.31)　図書室 (35.64) プレイルーム (51.84)　集会室 (62.37) 事務室 (38.47)　その他 (127.58)	
厚別南 児童会館	〒004-0022 厚別区厚別南1 (894-1710)	S62.3	H4.4	847.45	鉄骨2階建 (900.90) うち児童会館 1階　453.23	体育室 (178.74)　図書室 (52.44) プレイルーム (73.24)　工作室 (20.33) 事務室 (26.90)　その他 (101.58)	厚別南まちづくりセンター・厚別南会館と併設
厚別東 児童会館	〒004-0003 厚別区厚別東3-4 (897-4425)	H2.1	H6.4	1,316.00	木造サイディング平屋建 484.08	体育室 (196.00)　図書室 (36.00) プレイルーム (53.00)　クラブ室 (39.00) 事務室 (39.00)　その他 (121.08)	
青葉 児童会館	〒004-0021 厚別区青葉町7 (895-9962)	H3.12	H4.4	1,166.30	木造平屋建 482.42	体育室 (186.30)　図書室 (40.01) プレイルーム (86.60)　クラブ室 (44.50) 事務室 (40.10)　その他 (84.80)	
しなの 児童会館	〒004-0054 厚別区厚別中央4-5 (891-2025)	H4.3	H4.4	1,373.74	木造平屋建 451.44	体育室 (188.20)　図書室 (43.30) プレイルーム (92.50)　クラブ室 (43.70) 事務室 (40.00)　その他 (43.74)	
上野幌 児童会館	〒004-0032 厚別区上野幌2-4 (895-9749)	H4.12 (H31.4移築)	H5.4	ノホロの丘 小学校敷地	鉄筋コンクリート3階建 8510.56 うち児童会館 1階　453.48	プレイルーム (94.09)　クラブ室 (62.24) 集会室 (60.70)　小上がりスペース (37.68) 事務室 (50.43)　その他 (148.34)	ノホロの丘小学校と併設
もみじ台 ふれあい 児童会館	〒004-0011 厚別区もみじ台東7 (897-4760)	H6.12	H7.4	1,080.21	木造一部2階建 1階　381.07 2階　99.36 計　480.43	体育室 (188.26)　読書・集会室 (38.07) プレイルーム (69.02)　クラブ室 (45.36) 事務室 (39.69)　その他 (100.03)	
豊平 児童会館	〒062-0906 豊平区豊平6-7 (811-1376)	S40.11 (S59.3改築)	H6.4	687.60	鉄筋コンクリート一部鉄骨2階建　(1211.50) うち児童会館 1階　295.83 2階　423.55 計　719.38	体育室 (302.64)　図書室 (55.20) 遊戯室 (74.75)　事務室 (26.27) その他 (260.52)	豊平まちづくりセンター・豊平会館と併設
西岡 児童会館	〒062-0033 豊平区西岡3-6 (852-8113)	S57.3	H6.4	西岡図書館 敷地 (2,800.00)	鉄筋コンクリート2階建 (1514.09) うち児童会館 1階　270.02 2階　138.98 計　409	体育室 (177.73)　プレイルーム (45.09) 会議室 (138.98)　その他 (47.20)	西岡図書館と併設
平岸 児童会館	〒062-0933 豊平区平岸3-9 (812-2493)	S57.11	H27.4	1,393.88	木造モルタル一部2階建 1階　554.85 2階　29.16 計　584.01	体育室 (194.40)　図書室 (32.40) 遊戯室 (45.36)　集会室 (58.32) 事務室 (34.02)　その他 (146.61) 史料室 (72.90)	郷土史料の展示室あり
東月寒 児童会館	〒062-0053 豊平区月寒東3-16 (853-9741)	S59.12	H14.4	1,350.10	木造モルタル平屋建 479.52	体育室 (194.40)　図書室 (38.88) プレイルーム (66.42)　集会室 (38.88) 事務室 (38.88)　その他 (102.06)	

会館名	所在地・電話	開館年月	(児童クラブ)	敷地面積㎡	建物面積㎡	施設の主な内容(面積㎡)	備考
福住 児童会館	〒062-0041 豊平区福住1-1 (855-0350)	S62.1	H14.4	1,163.86	木造ﾓﾙﾀﾙ平屋建 480.73 うち児童会館	体育室 (178.20) 図書室 (38.88) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (69.25) 工作室 (38.88) 事務室 (38.88) その他 (116.64)	
中の島 児童会館	〒062-0922 豊平区中の島2-3 (811-5215)	S63.4	S63.4	(2500.00) うち児童会館 700.00	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ2階建 (1645.09) うち児童会館 1階 466.79	体育室 (202.95) 図書室 (36.00) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (57.39) 工作室 (48.00) 事務室 (23.52) その他 (98.93)	豊平老人福祉センターと併設
美園 児童会館	〒062-0006 豊平区美園6-5 (824-5440)	S63.12	H1.3	まちづくりセンター敷地 (723.88)	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ2階建 (828.62) うち児童会館 1階 224.73 2階 210.00 計 434.73	体育室 (170.00) 図書室 (41.65) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (56.00) ｸﾗﾌﾞ室 (40.00) 事務室 (25.95) その他 (101.13)	美園まちづくりセンター・美園会館と併設
月寒 児童会館	〒062-0021 豊平区月寒西1-6 (851-6433)	H4.3	H4.4	700.02	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ一部2階建 1階 384.19 2階 114.81 計 499.00	体育室 (174.00) 図書室 (43.50) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (47.00) ｸﾗﾌﾞ室 (43.50) 事務室 (40.00) その他 (151.00)	
西岡高台 児童会館	〒062-0034 豊平区西岡4-11 (581-5394)	H4.12	H5.4	1,200.01	木造平屋建 471.87	体育室 (186.30) 図書室 (39.28) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (86.67) ｸﾗﾌﾞ室 (43.74) 事務室 (40.09) その他 (75.79)	
天神山 児童会館	〒062-0931 豊平区平岸1-19 (816-0388)	H5.12	H6.4	1,439.78	木造平屋建 480.63	体育室 (186.30) 図書室 (41.31) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (86.26) ｸﾗﾌﾞ室 (44.55) 事務室 (40.50) その他 (81.71)	
あやめ野 児童会館	〒062-0054 豊平区月寒東4-10 (857-5862)	H8.12	H9.4	1,244.30	木造平屋建 480.94	体育室 (188.26) 図書室 (38.04) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (94.80) ｸﾗﾌﾞ室 (40.10) 事務室 (40.09) その他 (79.65)	
羊丘 児童会館	〒062-0051 豊平区月寒東1-16	R2.1	R2.1	羊丘小学校敷地	鉄筋コンクリート 8359.89 うち児童会館 1階 462.55	多目的ホール (151.78) 集会室 (64.40) 遊戯室 (74.34) ｸﾗﾌﾞ室 (64.00) 事務室 (37.47) その他 (70.56)	羊丘小学校、東月寒地域会議室と併設
清田 児童会館	〒004-0841 清田区清田1-4 (882-2960)	S52.11 (H4.12増築)	S52.11	清田小学校敷地 (665.23)	木造ﾓﾙﾀﾙ平屋建 427.25	体育室 (174.96) 図書室 (34.02) 遊戯室 (48.65) ｸﾗﾌﾞ室 (27.54) 事務室 (33.54) その他 (108.54)	
平岡 児童会館	〒004-0878 清田区平岡8-1 (881-9766)	S61.2	H7.4	1,200.00	鉄骨2階建 (739.62) うち児童会館 1階 404.28	体育室 (170.00) 図書室 (22.50) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (77.38) 工作室 (38.25) ﾎｰﾙ (36.00) 事務室 (30.00) その他 (30.15)	平岡わかば会館と併設
北野 児童会館	〒004-0864 清田区北野4-2 (884-6992)	H2.4	H2.4	1,391.63	木造ﾓﾙﾀﾙ平屋建 481.41	体育室 (199.00) 図書室 (40.00) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (89.00) ｸﾗﾌﾞ室 (45.00) 事務室 (43.00) その他 (65.41)	
清田中央 児童会館	〒004-0846 清田区清田6-2 (884-9610)	H3.3	H7.4	(1,127.35) うち児童会館 586.22	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ一部鉄骨2階建 (971.03) うち児童会館 502.26	体育室 (189.00) 図書室 (43.79) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (83.01) ｸﾗﾌﾞ室 (42.58) 事務室 (36.64) その他 (107.24)	清田中央まちづくりセンター・清田中央総合会館と併設
里塚 児童会館	〒004-0802 清田区里塚2-3 (881-4822)	H4.3	H4.4	1,364.50	木造平屋建 482.86	体育室 (188.20) 図書室 (42.90) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (94.90) ｸﾗﾌﾞ室 (43.70) 事務室 (40.00) その他 (73.16)	
北野台 児童会館	〒004-0864 清田区北野4-5 (882-9640)	H6.12	H7.4	1,405.81	木造平屋建 480.16	体育室 (188.26) 図書室 (40.90) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (87.91) ｸﾗﾌﾞ室 (44.55) 事務室 (40.09) その他 (78.45)	
美しが丘 児童会館	〒004-0815 清田区美しが丘5-6 (885-9766)	H7.12	H8.4	1,279.96	木造平屋建 480.29	体育室 (188.26) 図書室 (40.09) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (88.52) ｸﾗﾌﾞ室 (43.74) 事務室 (41.31) その他 (78.37)	
平岡 みどり 児童会館	〒004-0882 清田区平岡公園東10 (884-6866)	H12.3	H12.4	1,335.97	木造平屋建 483.54	体育室 (183.30) 図書室 (25.75) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (87.00) ｸﾗﾌﾞ室 (55.89) 事務室 (44.55) その他 (84.05)	
澄川 児童会館	〒005-0005 南区澄川5-4 (831-5150)	S54.12 (H5.12増築) (H31.4移築)	H6.4	澄川小学校敷地	鉄筋コンクリート造3階建 8414.08 うち児童会館 1階 298.88	ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (89.39) 集会室 (37.23) 事務室 (41.37) ｸﾗﾌﾞ室 (39.77) その他 (91.12)	澄川小学校と併設
藻岩 児童会館	〒005-0808 南区川沿8-2 (571-8616)	S56.12 (H4.12増築)	H4.12	1,050.00	木造ﾓﾙﾀﾙ一部2階建 1階 414.53 2階 16.20 計 430.73	体育室 (145.80) 図書室 (38.88) 遊戯室 (38.88) ｸﾗﾌﾞ室 (51.94) 事務室 (35.10) その他 (120.13)	
藤野 児童会館	〒061-2282 南区藤野2-8 (592-1532)	S57.11	S63.8	1,250.35	木造ﾓﾙﾀﾙ一部2階建 1階 478.35 2階 20.70 計 499.05	体育室 (149.94) 図書室 (34.02) 遊戯室 (97.20) 集会室 (45.36) 事務室 (34.02) その他 (138.51)	
真駒内 児童会館	〒005-0021 南区真駒内本町3 (584-3336)	S59.3	S63.10	1,200.88	木造ﾓﾙﾀﾙ一部2階建 1階 488.02 2階 11.66 計 499.68	体育室 (145.80) 図書室 (29.16) 遊戯室 (102.06) ｸﾗﾌﾞ室 (38.88) 事務室 (32.40) その他 (151.38)	
南の沢 児童会館	〒005-0824 南区南沢4-2 (571-2909)	S63.3	H7.4	1,271.83	木造ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ平屋建 401.85	体育室 (178.20) 工作室 (39.69) 遊戯室・図書コーナー (78.57) 事務室 (34.83) その他 (70.56)	
石山 児童会館	〒005-0841 南区石山1-4 (591-7730)	H2.8 (H31.4移築)	H4.4	石山緑小学校敷地	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ3階建 8126.08 うち児童会館 1階 299.99	ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (97.40) 集会室 (38.47) 事務室 (41.20) ｸﾗﾌﾞ室 (60.56) その他 (62.36)	石山緑小学校・石山まちづくりセンター・石山会館と併設
常盤 児童会館	〒005-0852 南区常盤2-3 (592-6091)	H4.12 (R3.4移築)	H5.4	芸術の森小学校敷地	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ3階建 8621.82 うち児童会館 1階 474.09	多目的ホール (166.16) 集会室 (49.82) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (72.00) ｸﾗﾌﾞ室 (66.14) 事務室 (34.85) その他 (85.11)	芸術の森小学校と併設

会館名	所在地・電話	開館年月	(児童クラブ)	敷地面積㎡	建物面積㎡	施設の主な内容(面積㎡)	備考
真駒内 五輪 児童会館	〒005-0015 南区真駒内泉町3 (581-1823)	H6.3	H6.4	800.02	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ一部2階建 1階　384.89 2階　95.93 計　480.82	体育室 (176.55) 図書室 (40.60) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (82.47) ｸﾗﾌﾞ室 (40.60) 事務室 (40.60) その他 (100.00)	
みすまい 児童会館	〒061-2263 南区簾舞3-6 (596-3911)	H9.3	H9.4	(2,106.56) うち児童会館 1,218.26	木造平屋建 (911.76) うち児童会館 461.54	体育室 (188.26) 図書室 (32.40) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (71.65) ｸﾗﾌﾞ室 (34.42) 事務室 (41.31) その他 (93.50)	簾舞まちづくりｾﾝﾀｰ・簾舞地区会館と併設
手稲東 児童会館	〒063-0061 西区西町北10 (661-7332)	S40.12 (H13.12改築)	S63.8	1,246.00	木造平屋建 478.45	体育室 (186.30) 図書室 (26.73) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (83.70) ｸﾗﾌﾞ室 (53.46) 事務室 (42.03) その他 (86.23)	
八軒 児童会館	〒063-0867 西区八軒7東1 (631-7061)	S56.12	S57.4	1,384.66	木造ﾓﾙﾀﾙ一部2階建 1階　387.80 2階　16.20 計　404.00	体育室 (162.00) 集会室 (43.74) 多目的室 (64.80) 事務室 (32.40) その他 (101.06)	多目的室面積に図書ｺｰﾅｰ含む
西野 児童会館	〒063-0037 西区西野7-3 (663-6355)	S57.11	H3.4	1,239.85	木造ﾓﾙﾀﾙ一部2階建 1階　475.83 2階　23.85 計　499.68	体育室 (145.80) 図書室 (34.02) 遊戯室 (68.04) ｸﾗﾌﾞ室 (34.02) 集会室 (34.02) 事務室 (32.40) その他 (151.38)	
発寒北 児童会館	〒063-0833 西区発寒13-4 (664-9710)	S60.12	S63.8	1,200.00	木造ﾓﾙﾀﾙ平屋建 493.29	体育室 (168.30) 図書室 (43.74) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (56.70) 工作室 (48.50) ﾎｰﾙ (48.60) 事務室 (40.50) その他 (86.85)	
山の手 児童会館	〒063-0006 西区山の手6-5 (642-0118)	S61.12	H7.4	1,339.20	木造ﾓﾙﾀﾙ平屋建 480.00	体育室 (170.00) 図書室 (42.00) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (71.00) 工作室 (40.00) ﾎｰﾙ (28.00) 事務室 (37.00) その他 (93.00)	
二十四軒 児童会館	〒063-0802 西区二十四軒2-3 (644-4730)	H2.4 (R4.4移転)	H7.4	16,026.70	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ3階建 児童会館部分 1階　456.08	多目的ﾎｰﾙ (128.51) 集会室 (41.71) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (62.77) ｸﾗﾌﾞ室 (57.64) 事務室 (30.93) その他 (134.52)	二十四軒小学校、二十四軒地域会議室と併設
発寒 児童会館	〒063-0825 西区発寒5-7 (666-0206)	H2.12 (R2.4移築)	H2.12	発寒西小学校敷地	鉄筋コンクリート4階建 (9412.32) うち児童会館 1階　452.97	多目的ﾎｰﾙ (145.50) 集会室 (36.61) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (97.83) ｸﾗﾌﾞ室 (57.60) 事務室 (34.26) その他 (81.17)	発寒西小学校、発寒まちづくりセンターと併設
宮の沢 児童会館	〒063-0051 西区宮の沢1-5 (666-5323)	H3.12	H3.12	1,518.03	木造平屋建 482.86	体育室 (188.20) 図書室 (42.90) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (94.90) ｸﾗﾌﾞ室 (43.70) 事務室 (40.00) その他 (73.16)	
平和 児童会館	〒063-0021 西区平和1-5 (667-3359)	H4.12	H5.4	1,200.00	木造平屋建 471.76	体育室 (188.26) 図書室 (39.69) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (90.72) ｸﾗﾌﾞ室 (43.74) 事務室 (39.69) その他 (69.66)	
八軒北 児童会館	〒063-0848 西区八軒8西6 (644-3643)	H7.12	H8.4	1,137.56	木造平屋建 480.23	体育室 (188.26) 図書室 (40.09) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (91.70) ｸﾗﾌﾞ室 (41.31) 事務室 (40.09) その他 (78.78)	
発寒南さくら 児童会館	〒063-0822 発寒2条4丁目 (213-9185)	R4.1	R4.1	発寒南小学校敷地	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ3階建 児童会館部分 1階　457.88	多目的ﾎｰﾙ (143.48) 集会室 (40.05) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (87.53) ｸﾗﾌﾞ室 (45.87) 事務室 (31.88) その他 (109.07)	発寒南小学校と併設
手稲前田 児童会館	〒006-0812 手稲区前田2-12 (682-2070)	S53.12 (H2.12増築)	S53.12	1,170.65	木造ﾓﾙﾀﾙ平屋建 487.89	体育室 (213.84) 図書室 (43.74) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (71.28) ｸﾗﾌﾞ室 (39.69) 事務室 (43.74) その他 (75.60)	
稲穂 児童会館	〒006-0033 手稲区稲穂3-5 (684-0901)	S60.3	S63.8	1,199.78	木造ﾓﾙﾀﾙ一部2階建 1階　459.27 2階　24.30 計　483.57	体育室 (145.80) 図書室 (38.43) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (63.18) 集会室 (33.48) 事務室 (43.11) その他 (159.57)	
あけぼの 児童会館	〒006-0839 手稲区曙9-1 (685-4821)	S63.3	H1.4	1,200.02	木造ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ平屋建 467.13	体育室 (196.02) 図書室 (39.69) 遊戯室 (67.93) 工作室 (46.17) 事務室 (32.31) その他 (85.01)	
富丘 児童会館	〒006-0013 手稲区富丘3-6 (685-9393)	H1.4	H1.4	1,664.20	木造ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ平屋建 487.35	体育室 (196.02) 図書室 (44.20) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (70.47) ｸﾗﾌﾞ室 (43.20) 事務室 (40.40) その他 (93.06)	
西宮の沢 児童会館	〒006-0002 手稲区西宮の沢2-4 (681-6940)	H2.4	H2.4	3,187.08	木造ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ平屋建 499.86	体育室 (196.00) 図書室 (40.00) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (71.00) ｸﾗﾌﾞ室 (42.00) 事務室 (40.00) その他 (109.86)	
いなづみ 児童会館	〒006-0814 手稲区前田4-4 (684-3072)	H2.12	H2.12	1,075.17	木造平屋建 482.16	体育室 (186.30) 図書室 (41.31) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (89.10) ｸﾗﾌﾞ室 (45.36) 事務室 (41.31) その他 (78.78)	
前田 しらかば 児童会館	〒006-0818 手稲区前田8-15 (694-2474)	H5.12	H6.4	1,440.00	木造平屋建 480.22	体育室 (186.30) 図書室 (40.09) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (81.71) ｸﾗﾌﾞ室 (43.74) 事務室 (40.09) その他 (88.29)	
星置 児童会館	〒006-0852 手稲区星置2-7 (684-4610)	H6.12	H7.4	2,239.78	木造平屋建 474.96	体育室 (188.26) 図書室 (39.28) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (86.43) ｸﾗﾌﾞ室 (43.74) 事務室 (38.47) その他 (78.78)	
新発寒 児童会館	〒006-0806 手稲区新発寒6-4 (685-7343)	H7.12	H8.4	1,233.10	木造平屋建 480.03	体育室 (188.26) 図書室 (41.31) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (86.43) ｸﾗﾌﾞ室 (43.74) 事務室 (40.50) その他 (79.79)	
金山 児童会館	〒006-0043 手稲区金山3-2 (695-0919)	H9.12	H10.4	1,224.99	木造平屋建 480.23	体育室 (188.26) 図書室 (40.09) ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ (85.22) ｸﾗﾌﾞ室 (42.93) 事務室 (40.09) その他 (83.64)	

注)　児童クラブ開設年月は、札幌市留守家庭児童対策実施要綱施行（H1.9.30）前の暫定分も含む。

９　ミニ児童会館

会館名	所在地	電話	開設年月	面積㎡	備考
資生館小ミニ児童会館	〒060-0063　中央区南3西7	208-5828	H16.4	133.31	
三角山小ミニ児童会館	〒064-0954　中央区宮の森4-11	299-6008	H18.10	64.00	
伏見小ミニ児童会館	〒064-0918　中央区南18西15	206-8688	H23.4	64.80	
幌南小ミニ児童会館	〒064-0921　中央区南21西5	206-4682	H24.4	129.60	
日新小ミニ児童会館	〒060-0008　中央区北8西25	676-4715	H24.4	128.00	
新琴似南小ミニ児童会館	〒001-0901　北区新琴似1-3	762-3666	H11.10	128.00	
白楊小ミニ児童会館	〒001-0024　北区北24西7	717-5562	H13.10	129.60	
拓北小ミニ児童会館	〒002-8072　北区あいの里2-1	299-8868	H18.10	64.80	
新琴似小ミニ児童会館	〒001-0907　北区新琴似7-3	876-8008	H20.4	192.00	R1活動室増設
屯田北小ミニ児童会館	〒002-0859　北区屯田9-3	790-8030	H21.6	96.00	
太平小ミニ児童会館	〒002-8021　北区篠路1-2	214-0002	H22.4	66.00	
新琴似西小ミニ児童会館	〒001-0911　北区新琴似11-15	374-7774	H23.4	128.00	
北九条小ミニ児童会館	〒060-0809　北区北9西1	299-1888	H25.4	108.36	
北陽小ミニ児童会館	〒001-0031　北区北31西9	788-4131	H25.4	64.80	
屯田西小ミニ児童会館	〒002-0856　北区屯田6-10	214-0715	H26.4	64.00	
鴻城小ミニ児童会館	〒002-8073　北区あいの里3-6	299-1524	H27.4	162.00	H29活動室増設
新川小ミニ児童会館	〒001-0925　北区新川5-15	374-6845	H27.4	96.00	
和光小ミニ児童会館	〒001-0034　北区北34西7	792-0655	H28.4	128.00	
茨戸小ミニ児童会館	〒002-8041　北区東茨戸1-2	769-0667	H29.4	64.80	
札苗小ミニ児童会館	〒007-0807　東区東苗穂7-2	781-2818	H10.10	129.60	
苗穂小ミニ児童会館	〒065-0009　東区北9東13	731-5977	H13.10	194.40	H29活動室増設
中沼小ミニ児童会館	〒007-0890　東区中沼町73-10	790-4733	H17.10	64.80	
北園小ミニ児童会館	〒065-0025　東区北25東4	876-8010	H20.4	129.60	
元町小ミニ児童会館	〒065-0025　東区北25東17	788-4040	H22.4	130.80	
東光小ミニ児童会館	〒065-0042　東区本町2-1	374-7744	H23.4	128.00	
栄小ミニ児童会館	〒007-0842　東区北42東10	594-8153	H24.4	64.80	
栄東小ミニ児童会館	〒007-0846　東区北46東13	788-4171	H25.4	64.00	
札幌小ミニ児童会館	〒007-0861　東区伏古1-2	788-6791	H26.4	129.60	
伏古北小ミニ児童会館	〒007-0871　東区伏古11-1	214-9110	H26.4	61.98	
元町北小ミニ児童会館	〒065-0031　東区北31東14	214-1246	H26.4	128.00	H28活動室増設
栄緑小ミニ児童会館	〒007-0851　東区北51東10	792-1043	H27.4	64.92	
菊水小ミニ児童会館	〒003-0822　白石区菊水元町2-3	872-3310	H9.9	128.00	
北白石小ミニ児童会館	〒003-0836　白石区北郷6-3	871-6100	H11.10	142.79	H24中学校と合築し活動室移転
本郷小ミニ児童会館	〒003-0022　白石区南郷通10南	868-4616	H15.10	129.60	
白石小ミニ児童会館	〒003-0027　白石区本通1北	860-3931	H16.10	128.00	
西白石小ミニ児童会館	〒003-0013　白石区中央3-5	860-8318	H17.9	128.00	
南郷小ミニ児童会館	〒003-0024　白石区本郷通4南	868-7557	H17.10	128.00	H25学校改築に伴い活動室移転
大谷地小ミニ児童会館	〒003-0026　白石区本通18南	206-4006	H19.10	129.60	
平和通小ミニ児童会館	〒003-0027　白石区本通15北	826-5586	H19.11	64.00	
東橋小ミニ児童会館	〒003-0808　白石区菊水8-1	876-8011	H20.4	128.00	H24学校増築に伴い活動室移転
上白石小ミニ児童会館	〒003-0811　白石区菊水上町1-3	876-8020	H20.4	160.00	
北都小ミニ児童会館	〒003-0833　白石区北郷3-11	827-9515	H21.4	128.00	
ひばりが丘小ミニ児童会館	〒004-0052　厚別区厚別中央2-4	896-8822	H12.9	130.00	
厚別北小ミニ児童会館	〒004-0072　厚別区厚別北2-3	894-3015	H14.10	65.53	
厚別東小ミニ児童会館	〒004-0004　厚別区厚別東4-8	375-7765	H22.4	130.21	
もみじの丘小ミニ児童会館	〒004-0011　厚別区もみじ台東4	398-8833	H23.4	128.00	
新札幌わかば小ミニ児童会館	〒004-0022　厚別区厚別南7	378-6851	H25.4	129.60	
厚別西小ミニ児童会館	〒004-0063　厚別区厚別西3-1	375-7165	H26.4	192.80	H30活動室増設
大谷地東小ミニ児童会館	〒004-0041　厚別区大谷地東5丁目	375-8717	H27.4	117.74	
東山小ミニ児童会館	〒062-0934　豊平区平岸4-11	831-6616	H12.9	128.00	

会館名	所在地	電話	開設年月	面積㎡	備考
西岡小ミニ児童会館	〒062-0032　豊平区西岡2-9	854-6660	H13.10	128.00	
あやめ野小ミニ児童会館	〒062-0051　豊平区月寒東1-11	850-1081	H16.10	97.20	
東園小ミニ児童会館	〒062-0901　豊平区豊平1-12	820-5356	H16.11	110.57	
南月寒小ミニ児童会館	〒062-0024　豊平区月寒西4-8	850-1248	H17.9	128.00	H25活動室増設
平岸小ミニ児童会館	〒062-0932　豊平区平岸2-14	817-5744	H17.10	128.00	
豊園小ミニ児童会館	〒062-0001　豊平区美園1-4	299-5051	H18.10	124.64	
平岸高台小ミニ児童会館	〒062-0935　豊平区平岸5-18	299-8686	H18.10	132.31	
旭小ミニ児童会館	〒062-0912　豊平区水車町3	206-4118	H19.10	97.20	
みどり小ミニ児童会館	〒062-0005　豊平区美園5-2	827-8005	H23.4	64.80	
真栄小ミニ児童会館	〒004-0811　清田区美しが丘1-1	882-7946	H14.10	64.00	
三里塚小ミニ児童会館	〒004-0802　清田区里塚2-6	398-8388	H21.4	165.63	R3活動室増設
清田緑小ミニ児童会館	〒004-0847　清田区清田7-3	802-5522	H22.4	132.31	
美しが丘小ミニ児童会館	〒004-0812　清田区美しが丘2-5	376-0041	H22.4	129.12	
平岡中央小ミニ児童会館	〒004-0875　清田区平岡5-3	807-7528	H27.4	104.00	
北野平小ミニ児童会館	〒004-0862　清田区北野2-3	807-0161	H28.4	64.00	
南小ミニ児童会館	〒005-0031　南区南31西9	581-0191	H9.9	128.00	
定山渓小ミニ児童会館	〒061-2302　南区定山渓温泉東4	595-3090	H16.12	128.00	
澄川南小ミニ児童会館	〒005-0005　南区澄川5-13	299-6605	H18.10	97.20	
藤野南小ミニ児童会館	〒061-2284　南区藤野4-6	299-5303	H18.10	112.00	
藻岩北小ミニ児童会館	〒005-0802　南区川沿2-3	206-1777	H23.4	68.40	
藤の沢小ミニ児童会館	〒005-0849　南区石山528	213-0071	H25.4	132.31	
藻岩南小ミニ児童会館	〒005-0818　南区川沿18-2	200-0871	H26.4	129.60	
北の沢小ミニ児童会館	〒005-0832　南区北の沢1727	596-6315	H27.4	128.00	
澄川西小ミニ児童会館	〒005-0002　南区澄川2-5	595-8316	H27.4	128.00	
西野第二小ミニ児童会館	〒063-0038　西区西野8-7	671-0205	H10.10	128.00	
発寒小ミニ児童会館	〒063-0830　西区発寒10-4	669-1218	H15.10	120.90	
西園小ミニ児童会館	〒063-0031　西区西野1-7	299-5650	H18.10	129.60	
八軒西小ミニ児童会館	〒063-0843　西区八軒3西5	206-4804	H19.10	129.60	
八軒小ミニ児童会館	〒063-0844　西区八軒4西1	876-8722	H20.4	128.00	
手稲東小ミニ児童会館	〒063-0034　西区西野4-3	676-3600	H21.6	117.05	
琴似小ミニ児童会館	〒063-0812　西区琴似2-7	624-5451	H25.4	151.68	
福井野小ミニ児童会館	〒063-0012　西区福井6	688-5863	H25.4	64.80	
山の手南小ミニ児童会館	〒063-0001　西区山の手1-9	624-5961	H25.4	129.60	
手稲宮丘小ミニ児童会館	〒063-0053　西区宮の沢3-2	688-5260	H28.4	75.60	
富丘小ミニ児童会館	〒006-0011　手稲区富丘1-6	685-3797	H10.10	129.60	
前田中央小ミニ児童会館	〒006-0818　手稲区前田8-12	695-7766	H12.9	156.76	
星置東小ミニ児童会館	〒006-0852　手稲区星置2-1	694-7595	H14.10	136.00	R3.12活動室移転
前田小ミニ児童会館	〒006-0816　手稲区前田6-11	688-1828	H15.10	129.60	
新発寒小ミニ児童会館	〒006-0802　手稲区新発寒2-2	299-5066	H18.10	116.90	
新陵小ミニ児童会館	〒006-0806　手稲区新発寒6-6	215-8611	H23.4	132.44	

10　放課後子ども教室事業

施設名	所在地		電話	開設年月
コッポンオリ教室	〒004-0874	清田区平岡4-2　北海道朝鮮初中高級学校内	881-3971	H21.9
西こども館～PEACE～（西札幌ふれあい会館）	〒001-0931	北区新川西1-4　ｽｰﾊﾟｰｱｰｸｽｴｸｽﾌﾟﾚｽ3階	―	H23.3
西こども館～PEACE～（新川公園会館）	〒001-0933	北区新川西3-6	―	H23.3
とよたきこども館	〒061-2273	南区豊滝436-40	―	H27.4

11　児童遊園

施設名	公園名	所在地	開設年月
札幌市円山北町児童遊園	北円山公園	中央区北7条西26丁目	S38.2
札幌市伏見児童遊園	伏見公園	中央区南13条西23丁目	S37.11
札幌市清華亭児童遊園	清華亭遊園	北区北7条西7丁目	S34.12
札幌市くさぶえ児童遊園	草笛公園	東区北19条東18丁目	S40.12
札幌市北栄児童遊園	北栄公園	東区北19条東10丁目	S34.12
札幌市本郷児童遊園	南郷東公園	白石区南郷通10丁目北	S36.11
札幌市白石児童遊園	南郷タンポポ公園	白石区南郷通5丁目北	S39.11
札幌市白石中央児童遊園	白石中央公園	白石区平和通1丁目北	S40.12
札幌市菊水児童遊園	菊水公園	白石区菊水5条2丁目	S35.11
札幌市美園児童遊園	美園公園	豊平区美園2条2丁目	S39.11
札幌市月寒児童遊園	菊月公園	豊平区月寒東1条4丁目	S35.11
札幌市琴似まりも児童遊園	八軒まりも公園	西区八軒1条西1丁目	S36.11

12　こども劇場

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	開設年月	備考
札幌市こども人形劇場こぐま座	064-0931	中央区中島公園 1-1	512-6886	S51.7	中島児童会館と併設
札幌市こどもの劇場やまびこ座	065-0027	東区北 27 条東 15 丁目	723-5911	S63.8	

13　助産施設

施　設　名		郵便番号	所　在　地	定員	施設長	電話番号	設立年月日
勤医協札幌病院	第 1 種	003-0804	白石区菊水 4 条 1 丁目 9 番 22 号	4	尾形　和泰	811-2246	S44.7.24
朋佑会札幌産科婦人科	第 1 種	001-0008	北区屯田 6 条 2 丁目 11 番 1 号	1	郷久　鉞二	774-0303	H27.10.1
福住産科婦人科ｸﾘﾆｯｸ	第 1 種	064-0031	豊平区福住 3 条 1 丁目 2 番 24 号	1	保坂　昌芳	836-1188	H28.2.1
手稲渓仁会病院	第 1 種	006-0811	手稲区前田 1 条 12 丁目 1 番 40 号	4	古田　康	681-8111	H28.9.1
あいの里助産院	第 2 種	002-8074	北区あいの里 4 条 4 丁目 6 番 12 号	2	嶋本　幸子	778-1703	H14.6.17

※「定員」は床数である。

14　母子生活支援施設

施　設　名	郵便番号	所　在　地	定員	施設長	電話番号	設立年月日
札幌市しらぎく荘	003-0805	白石区菊水 5 条 2 丁目 1 番 4 号	20	津坂　俊朗	811-3053	S49.4.1
札幌あいりん荘	062-0904	豊平区豊平 4 条 3 丁目 3 番 26 号	20	岩井　誠一	841-2777	S24.4.1
すずらん	060-0031	中央区北 1 条東 8 丁目 1 番地	20	福玉　大輔	251-8302	S27.6.1
伏見寮	064-0942	中央区伏見 2 丁目 2 番 79 号	20	一見彦三郎	561-2021	S47.7.1
もいわ荘	005-0805	南区川沿 5 条 4 丁目 2 番 5 号	20	猪狩ふみの	571-9585	S54.9.1

※「定員」は世帯数である。

15　母子・父子福祉施設

施　設　名	郵便番号	所　在　地	電話番号	設立年月日
札幌市ひとり親家庭支援センター	060-0042	中央区大通西 19 丁目　社会福祉総合センター内	631-3320	H元.6.1

16　乳児院

施　設　名	郵便番号	所　在　地	定員	施設長	電話番号	設立年月日
札幌乳児院	003-0859	白石区川北 2254 番地 1	40	阿部　康子	879-6262	H21.3.1

17　児童養護施設

施　設　名	郵便番号	所　在　地	定員	施設長	電話番号	設立年月日
札幌育児園	061-2286	南区藤野６条２丁目 427 番地４	28	千葉　徹	591-6601	M39.1.15
札幌南藻園	064-0943	中央区界川１丁目６番 14 号	30	栗本　信明	561-0668	S28.2.1
柏葉荘	002-8022	北区篠路２条９丁目１番 15 号	86	高津　ひろみ	776-0601	S34.3.1
興正学園	001-0904	北区新琴似４条９丁目１番１号	45	鏑木　康夫	762-7457	S20.7.1
羊ヶ丘養護園	062-0051	豊平区月寒東１条 17 丁目４番 33 号	45	大畑　和子	851-3279	S32.1.1

18　分園型小規模グループケア

施　設　名	郵便番号	所　在　地	定員	電話番号	開設年月日
ひまわり（本体施設：札幌南藻園）	064-0943	中央区界川１丁目６番 11 号	（6）	－	H29.4.1

※定員は児童養護施設本体施設の内数。

19　地域小規模児童養護施設

施　設　名	郵便番号	所　在　地	定員	電話番号	開設年月日
たんぽぽ（本体施設：札幌南藻園）	064-0943	中央区界川１丁目６番９号	6	－	H31.4.1
あじさい（本体施設：札幌南藻園）	064-0941	中央区旭ヶ丘３丁目３番 19 号	6	－	R3.4.1
すずらん（本体施設：札幌南藻園）	064-0941	中央区旭ヶ丘３丁目３番 19 号	6	－	R3.4.1
ひまわり（本体施設：柏葉荘）	006-0807	手稲区新発寒７条９丁目４番 20 号	6	699-6785	H27.12.1
すずらん（本体施設：柏葉荘）	006-0822	手稲区前田 12 条 10 丁目 15 番 20 号	6	699-6008	H29.4.1
ぴーす（本体施設：柏葉荘）	063-0023	西区平和３条７丁目３番 47 号	6	676-5030	R3.4.1
ひんな（本体施設：柏葉荘）	002-0853	北区屯田３条３丁目９番 19 号	6	776-7756	R4.4.1
みらい（本体施設：柏葉荘）	001-0942	北区篠路町上篠路 109 番６号	6	792-9922	R5.4.1
興正チャイルドホーム（本体施設：興正学園）	062-0931	豊平区平岸１条８丁目８番２号	6	826-3675	H23.1.1
興正チャイルドホーム平岸（本体施設：興正学園）	062-0932	豊平区平岸２条 11 丁目５番 10 号	6	832-1613	（※）H28.4.1
興正チャイルドホーム西岡（本体施設：興正学園）	062-0033	豊平区西岡３条２丁目４番 26 号	6	857-3321	（※）H28.4.1
興正チャイルドホーム中の島（本体施設：興正学園）	062-0922	豊平区中の島２条１丁目３番 30 号	6	827-6232	H29.4.1
興正チャイルドホーム円山（本体施設：興正学園）	064-0944	中央区円山西町３丁目５番 51 号	6	590-0551	R5.4.1
白樺（本体施設：羊ヶ丘養護園）	062-0054	豊平区月寒東４条 17 丁目４番 18 号	6	827-6117	H25.4.1
きよた（本体施設：羊ヶ丘養護園）	004-0813	清田区美しが丘３条２丁目８番２号	6	398-8450	R3.4.1

※H26.6.1に分園型小規模グループケアとして開設し、H28.4.1に地域小規模児童養護施設へ形態移行している。

20　児童心理治療施設

施　設　名	郵便番号	所　在　地	定　員	電話番号	開設年月日
児童心理治療センター“ここらぽ”	062-0934	豊平区平岸４条 18 丁目１番 21 号	入所：23 通所： 5	821-0070	H27.4.1

21　児童家庭支援センター

施　　設　　名	郵便番号	所　　在　　地	電話番号	開設年月日
興正こども家庭支援センター	001-0904	北区新琴似４条９丁目１番１号 （児童養護施設・興正学園内）	765-1000	H12.4.1
羊ヶ丘児童家庭支援センター	062-0051	豊平区月寒東１条17丁目４番33号 （児童養護施設・羊ヶ丘養護園内）	854-2415	H17.4.1
札幌南こども家庭支援センター	061-2286	南区藤野６条２丁目427番地４ （児童養護施設・札幌育児園内）	591-2200	H22.4.1
札幌乳児院児童家庭支援センター	003-0859	白石区川北2254番地１ （札幌乳児院内）	879-6264	H23.1.1
はくよう児童家庭支援センター	063-0023	西区平和３条７丁目３番47号	676-5208	R3.4.1
なんそうえん子ども家庭支援センター	064-0943	中央区界川１丁目６番14号	561-0783	R5.4.1

22　ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

施　　設　　名	所　　在　　地	開設年月日
ベテスダホーム	手稲区	H22.4.1
ファミリーホームひかり	南区	H22.11.1
ガブリエルホーム	東区	H23.7.1
ファミリーホームスミールヒュース	南区	H24.11.1
ファミリーホーム望みの家	西区	H25.8.1
風音	清田区	H26.11.1
ファミリーホーム翼の家	南区	H27.5.1
ベーテルホーム	東区	H27.9.1
ファミリーホームおおぞらの家	豊平区	H29.1.1
ファミリーホームラポール輝	北区	H29.9.1
ファミリーホームPointRing	東区	R2.11.1
ファミリーホームグレープ	東区	R3.4.1
ファミリーホームミモザ	東区	R3.4.1
アリビオホーム	南区	R4.4.1
みのりホーム	豊平区	R4.4.1
ジーザスホーム	北区	R5.4.1

23　自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）

施　　設　　名	所　　在　　地	開設年月日
ＮＰＯ法人札幌福祉生活支援センター　たんぽぽ苑	中央区	H22.4.1
社会福祉法人常徳会　ぽみえ	豊平区	H22.4.1
一般社団法人こぶしの華　カーサ・デチップ	白石区	H23.5.1
ＮＰＯ法人子どもシェルターレラピリカ　子どもシェルター　レラピリカ	－	H25.12.24
ＮＰＯ法人子どもの自立を支援する会　MaAyaの家さっぽろ	東区	R1.10.1
社会福祉法人緑伸会　とらい・あんぐる	西区	R2.4.1

合同会社青い空　雛菊寮	東区	R2.8.1
社会福祉法人勇志会　ミカエル自立援助ホーム	中央区	R3.10.1
社会福祉法人緑伸会　ぴあ・くおーれ	南区	R4.2.28
社会福祉法人勇志会　ミカエルⅡ自立援助ホーム	中央区	R4.12.1
社会福祉法人緑伸会　はむん・ほーむ	西区	R5.6.25

24　若者支援施設

施　設　名	郵便番号	所　在　地	電話番号	開設年月日
若者支援総合センター	060－0051	中央区南1条東2丁目6	223-4420	H22.4.1 (H25.4.1移転)
アカシア若者活動センター	065－0022	東区北22条東1丁目1-20	752-7959	H22.4.1
ポプラ若者活動センター	003－0002	白石区東札幌2条6丁目5-1	862-8802	H22.4.1 (H24.10.1移転)
豊平若者活動センター	062－0908	豊平区豊平8条11丁目3-5	823-5256	H22.4.1
宮の沢若者活動センター	063－0051	西区宮の沢1条1丁目1-10	671-4111	H22.4.1

札幌市では、子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）や子どもの権利について、より多くの市民の皆さまに関心を持っていただくため、平成24年度にロゴマークを作成しました。

作成に当たっては、子どもたちが集まり、キャッチフレーズ「夢をさかせる　子どもの権利」を作成し、これを取り入れた4種類のロゴマークの人気投票を市内各施設で実施した結果、3,597名の子どもが投票に参加してくれました。

子どもにとって大切な権利

- 安心して生きる権利
- 自分らしく生きる権利
- 豊かに育つ権利
- 参加する権利

札幌市子ども未来局事業概要　令和５年度

令和５年（2023年）８月

編集・発行　札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課

〒060-0051　札幌市中央区南１条東１丁目

大通バスセンタービル１号館

電話　011-211-2982　FAX　011-211-2943

市政等資料番号　０１-Ｇ０１-２３-１５９１